

平成 17 年 度 大学機関別認証評価 実施結果報告

平成 18 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

はじめに

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、平成10年の大学審議会答申を受けた大学評価関係法令の改正に伴い、平成12年4月の大学評価・学位授与機構への改組、平成16年4月の独立行政法人化を経て現在に至っております。

機構では、大学評価の試行的実施期間として、主に国立大学を対象（平成14年度着手分の大学評価において一部の公立大学が対象）に、「全学テーマ別評価」、「分野別教育評価」及び「分野別研究評価」を平成12年度から平成15年度にわたって実施してきました。平成16年度には、試行的評価に関する結果の検証を行い、それによって得られた結果は、機構の認証評価システムの構築に役立てることができました。

この間、平成14年11月の学校教育法等の改正により、平成16年度から、全ての大学・短期大学・高等専門学校が7年以内ごとに機関別の認証評価（文部科学大臣により認証評価機関として認証を受けた機関が実施する評価）を受けることが義務付けられました。

機構は、平成17年1月に大学及び短期大学、同年7月に高等専門学校の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣から認証を受け、平成17年度から認証評価を開始しました。

認証評価の実施に当たっては、大学機関別認証評価委員会の下に、具体的な評価を実施するための評価部会を編制し、対象大学から提出された自己評価書に基づく書面調査、及び訪問調査（対象大学の関係者との面談や資料・データ等の収集を行うとともに、学生、卒業（修了）生等との面談や、教育現場の視察等を行うもの。）の結果をもとに、評価結果（案）を取りまとめました。その後、対象大学に対して評価結果（案）を通知し、意見の申立ての手続きを経て、このたび、機構の認証評価として、初めての評価結果を取りまとめました。

本実施結果報告が、各大学の教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、各大学が取り組んでいる教育研究活動等について、広く国民のみなさまの理解と支持を得るための一助となることを期待します。

目 次

はじめに	1
平成 17 年度に機構が実施した大学機関別認証評価について	1
対象大学ごとの評価結果	7
(1) 長岡技術科学大学	9
(2) 豊橋技術科学大学	77
(3) 公立はこだて未来大学	147
(4) 大分県立看護科学大学	201
用語解説	255
おわりに	259
<付 録>	261
・ 大学機関別認証評価実施大綱	
・ 大学評価基準（機関別認証評価）	
・ 自己評価実施要項 大学機関別認証評価（平成 17 年度実施分）	
・ 評価実施手引書 大学機関別認証評価（平成 17 年度実施分）	
・ 訪問調査実施要項 大学機関別認証評価（平成 17 年度実施分）	
・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構大学機関別認証評価委員会規則	
・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構大学機関別認証評価委員会細則	

平成 17 年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成 17 年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- （１） 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- （２） 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- （３） 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象大学の状況に応じた評価部会を編成し、評価を実施しました。

評価部会には、各大学の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施しました。

（１）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（２）機構における評価

基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにしました。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく「基本的な観点」及び大学が独自に設定した観点的分析の状況を含めて総合した上で、基準ごとに行いました。

基準を満たしているが、改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘も行いました。

大学全体として、全ての基準（選択的評価基準を除く。）を満たしている場合に、機関としての大学が当機構の大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表しました。（一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表することとしています。）

なお、選択的評価基準においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各大学が有する目的の達成状況等について、評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、自己評価実施要項に基づき、各大学が作成する自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施します。訪問調査は、訪問調査実施要項に基づき、書面調査では確認できない事項等を中心に調査を実施します。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、平成16年12月に国・公・私立大学の関係者に対し、機関別認証評価の仕組み、方法などについて説明会を実施しました。
- (2) 機構は、平成17年2月に国・公・私立大学の自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載などについて説明を行うなどの研修を実施しました。
- (3) 機構は、平成17年3月から4月にかけて、以下の4大学の申請手続きを行い、評価を実施することとなりました。
 - 国立大学（2大学）
長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学
 - 公立大学（2大学）
公立はこだて未来大学、大分県立看護科学大学
- (4) 機構は、平成17年7月末に、対象大学から自己評価書の提出を受けました。
- (5) 機構は、平成17年8月に評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。
自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

8月	書面調査の実施 評価部会、財務専門部会の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等） 評価部会の開催（基準ごとの判断の検討及び優れた点及び改善を要する点等の検討）
9月	評価部会、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定） 評価委員会の開催（書面調査による分析結果の審議・決定〔書面調査による分析状況として大学に通知〕）
10月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月	評価部会、財務専門部会の開催（評価結果原案の作成）

(6) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、平成 18 年 1 月に評価委員会で評価結果(案)を決定しました。

(7) 機構は、評価結果に対する意見の申立ての機会を設け、平成 18 年 3 月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

平成 17 年度に認証評価を実施した 4 大学のすべてが、機構の定める大学評価基準を満たしているとの評価結果となりました。

7 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成18年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

委員	相澤益男	東京工業大学長
	有本章	広島大学高等教育研究開発センター長
	池端雪浦	東京外国語大学長
	石弘光	中央大学特任教授
	内永ゆか子	日本アイ・ピー・エム株式会社取締役専務執行役員
	荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
	川口昭彦	大学評価・学位授与機構評価研究部長
	小出忠孝	愛知学院大学長
	河野伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
	後藤祥子	日本女子大学長・理事長
	佐藤美穂	前東京都立九段高等学校長
	鈴木昭憲	秋田県立大学長
	舘昭	桜美林大学教授
	丹保憲仁	放送大学長
	外村彰	株式会社日立製作所フェロー
	檜崎憲二	読売新聞東京本社編集局次長
	ハシ ユーゲン・マウ	南山大学長
	前原澄子	京都橘大学看護学部長
	森正夫	公立大学協会相談役
	山内一郎	学校法人関西学院理事長
	吉川弘之	産業技術総合研究所理事長
	吉本高志	東北大学総長

は委員長、 は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会評価部会

委員	荻上 紘一	大学評価・学位授与機構評価研究部教授
	河野 伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
	前原 澄子	京都橘大学看護学部長
専門委員	池田 駿介	東京工業大学大学院理工学研究科教授
	稲崎 一郎	慶應義塾大学理工学部長
	金川 克子	石川県立看護大学長
	小島 操子	聖隷クリストファー大学看護学部教授
	仙石 正和	新潟大学工学部長
	武市 正人	東京大学大学院情報理工学系研究科長
	服部 幸造	名古屋市立大学人文社会学部教授
	古崎 新太郎	崇城大学生物生命学部教授
	前原 金一	昭和女子大学副理事長(元株住友生命総合研究所取締役会長)
	松下 照男	九州工業大学情報工学部教授
	村嶋 幸代	東京大学大学院医学系研究科教授

は部会長、 は副部会長

(3) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

委員	石 弘光	中央大学特任教授
	山内 一郎	学校法人関西学院理事長
専門委員	清水 秀雄	公認会計士、税理士
	和田 義博	公認会計士、税理士

は部会長、 は副部会長

対象大学ごとの評価結果

ここでは、評価を実施した対象大学ごとの評価結果を掲載しています。また、評価結果と併せて各対象大学に関する情報を参考資料として添付しています。

(1) 「 認証評価結果 」

「 認証評価結果 」では、「 基準ごとの評価 」において基準 1 から基準 11 のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として当機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、基準 1 から基準 11 の基準について、1 つでも満たしていない基準があれば、当該大学全体として当機構の定める大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を記述するとともに、その理由を記述しています。

さらに、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

なお、対象大学が評価を希望した場合に実施する選択的評価基準「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」においては、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、当該基準に関わる対象大学の有する目的の達成状況等について記述しています。

(2) 「 基準ごとの評価 」

「 基準ごとの評価 」では、基準 1 から基準 11 においては、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

また、選択的評価基準においては、当該基準に関わる対象大学の有する目的の達成状況等を以下の4段階で示す「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として記述しています。

< 選択的評価基準の評価結果を示す記述 >

- ・ 目的の達成状況が非常に優れている。
- ・ 目的の達成状況が良好である。
- ・ 目的の達成状況がおおむね良好である。
- ・ 目的の達成状況が不十分である。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「 現況及び特徴 」、「 目的、選択的評価基準に係る目的 」、「 自己評価の概要 」を転載しています。

長岡技術科学大学

目 次

認証評価結果	11
基準ごとの評価	12
基準1 大学の目的	12
基準2 教育研究組織（実施体制）	14
基準3 教員及び教育支援者	17
基準4 学生の受入	20
基準5 教育内容及び方法	23
基準6 教育の成果	32
基準7 学生支援等	34
基準8 施設・設備	38
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	40
基準10 財務	43
基準11 管理運営	46
選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	50
<参 考>	53
現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	55
目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	56
選択的評価基準に係る目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	58
自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	59
自己評価書等リンク先	67
自己評価書に添付された資料一覧	68

認証評価結果

評価の結果、長岡技術科学大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしていると判断する。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

高等専門学校との接続を考慮して、柔軟で学際的なカリキュラム編成が可能な課程制を採用し、全学の教員が、学士課程、修士課程及び博士後期課程の教育を担当する体制を採っている。

十分な社会経験を有する社会人をシニア・テクニカル・アドバイザーとして、学士課程学生の実験、実習、演習等の授業に際し実践的な技術指導・助言などの教育指導にあたらせている制度は、学生にとって良い刺激になっている。

当該大学及びハノイ工科大学の学位が同時に取得できる「日本 - ヴィエトナム ツイニング・プログラム」は、指導的技術者の養成を目的とする当該大学の特徴を活かした国際協力の取組であり、また、アジア圏の優秀な学生を受け入れるための方策としても有効である。

大学院修士課程までの一貫教育の方針に則り、学内選抜制度を設け、学部学生の多くが大学院に進学している点は、当該大学の特色である。

大学院進学者に課される4年次後半の「実務訓練」は、学部・大学院一貫教育の特色を具現化するものである。卒業時のアンケートにおいて学生からの評価が高く、大学の教育目的である「実践的・創造的な指導的技術者の養成」という点においても有効である。

広い校地・校舎面積、教育研究施設の充実、優れたIT環境など、教育研究環境が整っているだけでなく、スペースチャージ制の導入など、これらの恵まれた環境の有効利用を促進するための取組も行っている。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

1年次入学者及び大学院博士後期課程入学者の定員超過率が高い状況が続いている。

英語力、人文・社会科学素養、理数的基礎学力については、卒業（修了）時における学生の修得感は必ずしも高くはないことから、教養、外国語、基礎学力関連の能力育成については更なる充実が望まれる。

選択的評価基準の評価結果

「選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」においては、目的の達成状況が良好であると判断する。

当該選択的評価基準における主な優れた点として、次のことが挙げられる。

毎年多くの高等専門学校生が参加するオープンハウスは、参加者の満足度も非常に高く、受験者の確保にも十分に寄与しており、高等専門学校からの編入学を大規模に実施している大学として、極めて大きな意義を持つ教育サービスといえる。

教育サービスの提供について、7つの方針をたて、小学生、中学生、高校生、高専生、地域住民、企業の技術者及び研究者などを対象とする活動が、活発にかつ高い評価を得て実行されている。

基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学の目的は、学則第一条において「本学は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、実践的、創造的な能力を備えた指導的技術者を育成するとともに、実践的な技術の開発に主眼を置いた研究を推進することを目的とする。」と定められている。

また、学問技術を“技学”(技術科学)と捉え、「技学に関する創造的能力の啓発」を基本理念として大学概要及びウェブサイトに掲載し、この基本理念を教育研究活動の指針として「活力(Vitality)、創造(Originality)、貢献(Services)」として「VOS」の3文字で表しており、明確に述べている。

さらに、学部履修案内では、大学の目的・基本理念とともに教育目的が掲げられ、その内容は、当該大学が育成しようとする人材像に関するもので、「広い視野、社会に対する責任感、知的向上心、基礎的知識に立脚した専門知識と応用力、創造力、指導力を持つ技術者を育成すること」と記載している。また、同案内には、各課程の教育目的と教育目標が示されている。大学院履修案内についても同様である。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-1 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則で規定された大学の目的は、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-1-1 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的については、修士課程では「広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うこと」、博士後期課程では「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」と学則で定められている。

このほか大学院履修案内では、養成しようとする人材像を掲載しており、修士課程では「実践的・創造的な能力の開発を目指し、社会の要請にこたえられる高度の指導的技術者を養成すること」、博士後期課程では「自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識に加えて、広い視野と柔軟な思考力を備え、学術的研究を推進するとともに、その成果を実際の新技术にまで発展させ得る積極的意欲を持つ

実践的・創造的な研究者及び技術者を養成すること」と記載されている。

これらは共に、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

1 - 2 - 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

基本理念及び教育研究活動の指針「VOS」を掲載している大学概要並びに基本理念、教育研究活動の指針及び教育目的を掲載している履修案内を冊子として教職員全員に配布しており、大学のウェブサイトにもこれらを掲載している。学生には全員に履修案内を配布し、さらに学年始めのガイダンスにより、基本理念、教育研究活動の指針及び教育目的を周知している。

また、教育研究活動の指針である「VOS」をタイトルとした広報誌を年6回発行しており、大学の目的を分かりやすく示していることから、教職員や学生への認知度も高いと考えられ、優れた取組である。

また、教職員及び学生とも基本理念、目的について良く理解していることが、訪問調査の際に確認された。これらのことから、目的が、大学の構成員に周知されていると判断する。

1 - 2 - 目的が、社会に広く公表されているか。

大学の基本理念及び教育研究活動の指針「VOS」は、大学概要やウェブサイトに掲載することにより、社会に対して公表している。これらを掲載した大学案内（入学案内）や大学概要を、高等専門学校や県下の高等学校を中心に配布する一方、教員による高等専門学校訪問時やオープンキャンパス、オープンハウスでも参加者に配布している。また、大学紹介DVDでも基本理念及び教育研究活動の指針の説明を行っている。

大学のウェブサイトは、英語版が用意されており、また、日本語版のウェブサイトにおいても、受験生、地域社会、企業向けなどに分類されており、社会に広く公表していく上で、適切な配慮がなされている。

公表の程度については、大学案内については2万部程度を高等専門学校や高等学校等に配付し、ウェブサイトについても毎月学外から多くのアクセスがある。

これらのことから、目的が、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

教育研究活動の指針を「活力(Vitality)、創造(Originality)、貢献(Services)」として「VOS」の3文字で表現し明確にアイデンティティを掲げており、これをタイトルとした広報誌を発行することで教職員及び学生等への周知を図り、その実現に向けて努力している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2 - 1 - 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

技学の創出と高等専門学校との教育上の接続の改善を創設の契機として設置された、工学部のみを置く単科大学であることから、学部の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

2 - 1 - 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、工学部を置き、実践的学問を行うため、既存の学問体系にとらわれず科学・技術の進歩発展に柔軟に対応しうる学際的な教育を行えるように、教育組織と教員組織が分離された課程制を採用している。

教育組織として、高等専門学校の学科構成を考慮した、機械創造工学、電気電子情報工学、材料開発工学、建設工学、生物機能工学、環境システム工学、経営情報システム工学の7課程を置き、教員組織として、機械、電気、化学、環境・建設、生物、経営情報の6系並びに15のセンターを置いている。

各課程における教育は、それぞれの分野における専門知識及び応用力の習得及び鍛錬を目的とするもので、併せて学生の知的向上心や創造力の啓発を行い、教養教育、外国語教育等により広い視野、社会に対する責任感等を養う。この目的を達成するため、各課程に対応する系が専門教育を主として担当し、これを補助する関連系及び教養教育、外国語教育、基礎教育等を行う各センターが協調して課程の教育にあたっている。

これらのことから、課程及び系の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 1 - 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育の体制としては、教養教育等専門部会が設置されており、その構成は、部会長、系ごとに選出される教員、教養科目及び外国語科目担当教員グループから選出される教員等で構成されている。

審議事項としては、教養教育等の基本方針及び実施方法の策定、教養科目及び専攻共通科目のカリキュラム編成及び実施案の策定、基礎学力向上対策の策定等が規定されており、議事概要によれば、教養教育に関する教員の意識調査についての検討なども行われている。また、同部会は、会議を2ヶ月に1回程度開催しており、審議内容等は各委員を通じて各教員グループへ伝達されている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2 - 1 - 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

修士課程には学部との一貫教育を行うため、学部の7課程と同じ構成の7専攻が置かれている。一方、博士後期課程には、大学の規模や学際的な研究領域を考慮して、情報・制御工学、材料工学及びエネルギー・環境工学の3専攻が置かれている。

これらの構成は、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 1 - 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学内共同教育研究施設として15のセンターが設置されている。教育及び教育支援に関するものとして、語学、理学、体育・保健、留学生、eラーニング研究実践、マルチメディアシステムの各センター、学内教育研究支援に関するものとして、情報処理、分析計測、工作、ラジオアイソトープの各センター、産学連携に関するものとして、技術開発、テクノインキュベーションの各センター、研究推進に関するものとして、極限エネルギー密度工学研究、音響振動工学、高性能マグネシウム工学研究の各センターが設置されている。

大学の目的が、実践的、創造的な能力の養成、指導的技術者としての素養の涵養、実践的な技術の開発研究の3つであることからすれば、センターの構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 2 - 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教授会は、教授会規則の定めるところにより、教育課程の編成、学生の入学、卒業又は課程の修了、学位の授与、その他教育に関する事項を審議しており、毎月開催されている。活動内容としては、上記の事項の審議のほか、教育研究評議会や教務委員会等の報告が行われており、議事要旨によりその活動が確認できる。

これらのことから、教授会が必要な活動を行っていると判断する。

2 - 2 - 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法等を検討する全学的組織として、教務・研究担当理事・副学長を委員長とし、7課程の課程主任及び10専攻の専攻主任等で構成される教務委員会があり、教育課程、教育指導、授業実施、学位審査、卒業及び進学の認定、教務事項の全学的な連絡調整等を審議している。

教務関連の主要事項については、教務委員会の下に設置された、教育課程専門部会、全学的なカリキュラム管理及び責任体制検討部会、教養教育等専門部会、J A B E E 対応検討部会が検討を行っている。それぞれの部会は所掌が明確であり、単科大学のメリットとして検討課題がしぼりやすいこともあり、議事概要からもその良好な機能状況がうかがえる。

教務委員会及び各部会は毎月1回若しくはそれに準じた頻度で開催され、実質的な検討が行われている。これらのことから、教育方法等を検討する組織が、適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

高等専門学校との接続を考慮して、柔軟で学際的なカリキュラム編成が可能な課程制を採用し、全学の教員が、学士課程、修士課程及び博士後期課程の教育を担当する体制を採っている。

技術系教育では、先端技術の発展に伴い学士課程と修士課程の一貫教育がある程度常識と考えられてきている情勢の中で、時代を先取りしてこの一貫教育に取り組んでいる。

教育研究効果を高めるためのセンターを機能的に設置している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3 - 1 - 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

教育目的を達成するため、教員組織編成の学内基本方針を有しており、この方針に基づいて、教員組織は、学部・大学院教育を行う6系と、学内共同教育研究施設である15センターから構成されている。また、系の教員組織は自由度の大きな大講座制を基本として構成されている。

これらのことから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

平成17年5月1日現在、機械系では45人(教授19人、助教授15人、講師1人、助手10人)、電気系では43人(教授14人、助教授18人、助手11人)、化学系では25人(教授10人、助教授8人、助手7人)、環境・建設系では39人(教授14人、助教授15人、助手10人)、生物系では22人(教授9人、助教授7人、助手6人)、経営情報系では19人(教授8人、助教授7人、助手3人、外国人教師1人)の教員が配置されており、このほか各センターには総数27人の専任教員が配置されている。なお、教員一人当たり学生数は、学士課程4.27人、修士課程3.74人、博士後期課程0.55人と少なく、量的な側面において十分な教員が確保されている。

質的な側面についても、教員選考の基準や手順が整備され配慮されている。

また、理化学研究所等の高度な研究水準をもつ機関と連携大学院協定を結び、これらの機関の研究員が随時大学院博士後期課程の学生の研究指導に当たっている。そのほか、専任教員をもって開講できない科目については、非常勤講師により対応している。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

全課程の学生定員に対して、平成17年5月1日現在、教授84人、助教授83人、講師2人の専任教員が配置され、大学設置基準を上回る人数が確保されている。また、教養科目から専門科目までの多様な開講科目を担当するのに十分な専任教員が確保されている。

これらのことから、学士課程において、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

講師以上の教員は、すべて博士の学位又はこれと同等の資質をもち、大学院教育において指導的な立場を発揮できる者で構成されている。教授・助教授・講師の多くは、修士課程の研究指導教員又は研究指導補助教員となっており、平成 17 年 5 月 1 日現在では、修士課程の研究指導教員は、教授 74 人（92.5%）、助教授 66 人（85.7%）、講師 1 人（20.0%）であり、博士後期課程の研究指導教員は、教授 58 人（72.5%）、助教授 47 人（61.0%）である。

大学院博士後期課程の主旨導教員となる助教授については、採用又は昇任後 2 年以上経過し、大学で定められた研究業績に関する基準を満たす者を資格審査委員会の審査結果に基づき専攻会議において認定している。

これらのことから、大学院課程において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3 - 1 - 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員組織の活動をより活性化するための措置としては、教員の採用にあたって原則として公募制が採用されている。また、任期制も積極的に導入されており、6 つのセンターと C O E プロジェクトにおいて導入されている。このほか、企業や他大学等での経験を有する教員を多く雇用していることも挙げられる。

教員組織の構成に関しては、年齢構成のバランスは適切であるが、性別構成については、女性教員の数が少なく、平成 17 年 5 月 1 日現在で 5 人であり、全教員の 2.3% である。また、外国人教員についても 7 人とあまり多くはない。女性教員及び外国人教員とも、適切な候補者があれば積極的に採用する方針であり、最近の例では、留学生センターの教授を公募により選考した結果、9 月 1 日付けで女性 1 人を採用している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員採用基準や昇格基準が定められており、教員の採用・昇格に当たっては、これらの基準に基づいて教員選考委員会で選考され、教育研究評議会及び教授会の審議を経て決定されている。

また、学士課程における教育上の指導能力の評価、大学院課程における教育研究上の指導能力の評価を行うため、平成 17 年 4 月に、教員評価に関する基本方針や実施基準が定められており、評価が実施されている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用されていると判断する。

3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

平成 16 年度から教員の個人評価を行う体制が構築され、評価が始められている。大学評価担当の副学長を室長とする評価室が設置されており、教員評価に関する基本方針、教員評価に関する実施基準、教員評価に係る評価項目が明確かつ適切に定められている。現在の活動状況については、各教員が評価データベースへデータ入力を行い、各系長・センター長の検証を経て、取りまとめを行っている段階である。平成 17 年度中に個人評価の「試行」及び、その過程での修正・補正活動を終える予定であり、平成 18 年度の本格実施に向けて順調に進行している。

このほか、科目ごとに学生による授業アンケートが実施され、その結果が公表されている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。

教育上、研究上の活動を内外に公表するため、研究レビュー、教員研究業績一覧、研究者総覧が作成されており、教員研究業績一覧により教育内容と相関性を有する研究活動が行われていることが確認できる。各教員は、この研究成果を講義に反映するよう努めている。

これらのことから、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われていると判断する。

3 - 4 - 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を展開するための教育支援者として、学務課の事務職員が対応している。また、各系・センターに所属している技術職員は学生実験の補助などを通して教育に貢献している。また、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）の人数も 180 人程度と多く、十分な措置が取られている。

十分な社会経験を有する社会人をシニア・テクニカル・アドバイザーとして、平成 17 年度は 9 人が採用され、14 科目の授業を担当しており、学士課程学生の実務面の教育指導にあたらせている点は優れている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

教員評価に関する基本方針、実施基準、評価項目が明確かつ適切に定められており、厳密な評価を実施している。

民間におけるニーズと実践的技術を大学に導入するための取組の結果、企業・官庁等出身の教員を多く配置している。

十分な社会経験を有する社会人をシニア・テクニカル・アドバイザーとして、学士課程学生の実験、実習、演習等の授業に際し実践的な技術指導・助言などの教育指導にあたらせている制度は、学生にとって良い刺激になっている。

基準4 学生の受入

- 4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

アドミッション・ポリシーは、基本理念及び教育目的に沿って平成14年12月に制定されており、学部及び修士課程では「1. 技術や科学に強い関心を持ち、それにかかわる学習に必要な基礎学力をもつ人 2. 人間性が豊かで、責任感のある誠実な人 3. 技術や科学を通じて社会に貢献する意欲をもつ人 4. 自ら積極的に学習や研究に取り組む意欲をもつ人 5. 新しい分野の開拓や理論の創出、もの作りに意欲をもつ人 6. 独自の優れた個性を発揮する意欲をもつ人」と定められ、博士後期課程では「1. 技術や科学をより深く研究する意欲をもつ人 2. 新しい分野の開拓や理論の創出、もの作りに意欲をもつ人 3. 国際的視野と感覚を持ち、世界的研究を目指す人 4. 独自の優れた個性を発揮する意欲をもつ人 5. 独創的研究に取り組む意欲をもつ人 6. 人間性が豊かで、人類の幸福に貢献しようとする意識をもつ人」と定められ、大学が求める学生像が明確に示されている。また、より具体的な内容のものが各課程・専攻ごとに定められている。

これらはいずれも、大学概要、大学案内、各選抜の募集要項に掲載されており、全国の高等専門学校及び高等学校などに広く配布され、また、ウェブサイトにも掲載されている。配布数やアクセス件数から見ても、十分に公表されている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入に努めるため、高等専門学校卒業生、一般、帰国子女、社会人など幅広く受け入れ、多様な選抜が実施されており、基本的には、推薦選抜では、学力だけでなく大学の理念を積極的に実践できる者を期待し、一般選抜では、理系科目等を中心に、優れた学力を有する者を期待するとの受入方針に基づき、第1年次では定員80人、第3年次では定員310人で、高等専門学校卒業生を中心に受け入れている。

選抜の中心を占める第3年次入学の推薦選抜では、推薦書及び調査書（一部面接実施）による総合判定を行っており、一般選抜では、国語、英語、数学・応用数学、志望課程別科目及び面接による総合判定を実施している。修士課程については、高等専門学校専攻科修了見込者を対象にした推薦選抜では、推薦書、成績証明書及び志望調書を提出させ、面接において高等専門学校専攻科における専門科目、数学及び英語に関する口述試問を実施して、総合判定している。

これらの選抜方法により受験者の工学分野で必要な基礎的知識、論理的思考能力、独創性、知識、理解

力、表現力等を評価し、アドミッション・ポリシーに沿った学生が適切に受け入れられている。

また、選抜方法ごとの受験者数及び入学人数の確保状況が過去5年間安定して推移していることや、学部から修士課程への進学者が約8割となっていること、そのほか卒業生の就職実績、受入企業アンケート結果からも、選抜が適切に機能していることがうかがえる。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2- アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

選抜の中心を占めるのは第3年次編入学生であり、社会人や留学生などの特別選抜の対象者も同一のアドミッション・ポリシーに則り受入が行われている。

留学生については、教育・研究の国際連携関係を積極的に進めていることから、中期目標においても学生の1割程度の留学生受入を目標として設定しており、特に平成15年からは、ハノイ工科大学との「日本・ベトナム ツイニング・プログラム」が国立大学として初めてのツイニング・プログラムとして開始されている。ハノイ工科大学で行われる同プログラムの前半教育への入学人数は、第1期生9人、第2期生32人、第3期生22人と増加傾向であり、平成17年4月には後半教育として第1期生3人の編入学生を受け入れるなど、積極的に留学生受入方策に取り組んでいる。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2- 実際の入学人数選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学試験委員会において、選抜に係る実施組織、試験問題の作成・点検要領等、入学人数選抜に係る諸事項などが審議されており、実施体制は適切である。試験問題の作成、試験問題の印刷などに注意を払い、公正さを担保している。

合否判定に関しては、各課程・専攻での選考会議、入学試験委員会及び教授会の議を経て、公正に実施されている。

これらのことから、入学人数選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2- アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学人数選抜の改善に役立っているか。

入学人数選抜方法研究委員会が入学人数の追跡調査を行い、その結果を分析することでアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が行われているかどうかを検証し、入学人数選抜方法の改善が図られている。

改善例としては、平成18年度入学人数選抜から、普通高校等からの推薦選抜を実施することが挙げられ、また、高等専門学校からの優秀な学生を受け入れるため、高等専門学校との共同研究の推進、オープンハウスの実施等、連携強化を進めていることが挙げられる。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学人数選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3- 実入学人数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学人数との関係の適正化が図られているか。

学士課程の入学人数については、1年次入学者の場合、過去5年間に於いて定員80人に対して112～128人の間で推移しており、平均1.47倍の定員超過率であり、入学定員を大幅に上回っている。入学者の大部分を占める第3年次入学者の場合、平成13年度では定員300人に対して389人、平成14年度以降は定員310人に対して340～397人の間で推移し、平均1.23倍の定員超過率であり、入学定員をやや上回っている。学士課程全体では、1.28倍の定員超過率である。また、大学院修士課程入学者は定員412人に対して定員超過率が平均1.01倍、大学院博士後期課程入学者は定員30人に対して定員超過率が平均1.73倍となっている。

当該大学では、設置の趣旨に沿って高等専門学校からの第3年次入学者を中心に受け入れており、1年次の募集定員が80人と少なく、受験者の併願状況や過去の入学辞退率などを勘案した上で、優秀な学生を可能な限り多く受け入れていることから、1年次入学者が定員を大幅に超える状況となっている。

このような状況ではあるが、昭和60年度から平成11年度の臨時増募に伴い教員の充足や施設・設備面に関して十分な整備がなされていたことから、実際には、教員一人当りの学生数は少なく、施設設備面においても充実しており、学生実験等に支障をきたすことはない。

しかしながら、1年次入学者及び大学院博士後期課程入学者については入学定員を大幅に超える状況になっており、定員と入学人数の関係の適正化が望まれる。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

アドミッション・ポリシーが明確に定められ、様々な手段によって周知が積極的かつ十分に行われている。また、多様な選抜方法を実施し、求める学生像に沿った学生を幅広く受け入れている。

当該大学及びハノイ工科大学の学位が同時に取得できる「日本 - ヴィエトナム ツイニング・プログラム」は、指導的技術者の養成を目的とする当該大学の特徴を活かした国際協力の取組であり、また、アジア圏の優秀な学生を受け入れるための方策としても有効である。

入学者の追跡調査を行い、その結果を分析することでアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が行われているかどうかを検証し、入学者選抜方法の改善を図っている。

大学院修士課程までの一貫教育の方針に則り、学内選抜制度を設け、学部学生の多くが大学院に進学している点は、当該大学の特色である。

【改善を要する点】

1年次入学者及び大学院博士後期課程入学者の定員超過率が高い状況が続いている。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

< 学士課程 >

5 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

「教養科目」、「外国語科目」では、基礎的な内容を1、2年次に、より高度な内容を3、4年次に段階的に履修することを可能にしている。また、専門に関する科目も、「専門基礎科目」を1、2年次に配置し、3、4年次の専門教育に円滑に繋がられるように工夫している。これらの科目配置は、高等専門学校等からの多数の3年次編入学生にも対応したものとなっている。

学部4年間全体の教育課程は、年次を追って「教養科目」及び「外国語科目」に対し、「専門基礎科目」及び「専門科目」の比率を高めている。

また、大学院修士課程への進学者に対しては、「実務訓練」が課されており、社会との密接な接触を通じて指導的な技術者として必要な人間性の陶冶を図るとともに、実践的な技術者感覚を体得させることを目的とし、当該大学の目的に沿う最重点科目となっている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

「教養科目」、「外国語科目」については、教育の目的に照らして、相応しい内容の授業科目が開講されている。「専門基礎科目」は「専門科目」への導入として、全学生に必須の共通内容とともに、各課程の特性に沿う内容の科目が開講されている。「専門科目」も各課程特有の趣旨に沿う内容の科目が幅広く開講されている。

実務訓練は学部・大学院修士課程一貫教育の大きな特色であり、卒業時のアンケートでは、全課程平均で、満足が44%（やや満足を加えると、85%）と学生の満足度が高い。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断

する。

5 - 1 - 1 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したのとなっているか。

研究活動と授業内容との間に密接な関連があり、教材(教科書)、プリント等に教員の研究活動が反映されていることから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したのとなっていると判断する。

5 - 1 - 2 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成(例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育)の実施、編入学への配慮、修士(博士前期)課程教育との連携等が考えられる。)に配慮しているか。

学生の多様なニーズに応えるため、他課程の科目履修、他大学との単位互換が行われている。他課程の科目履修については、ほぼ全ての課程で「専門基礎科目」、「専門科目」が、上限10単位まで卒業要件単位に換算される。他大学との単位互換については、新潟県内の7大学(大学院含む)等、及び遠隔教育により県外の17大学(大学院含む)等と単位互換を行っている。

「外国語科目」においては、TOEIC等の外国語能力試験の成績による単位認定や、海外語学研修科目の開設が行われている。

また、4年次後半の約4～5ヶ月にわたり国内や海外の企業、研究所等へ派遣する実務訓練(インターンシップ)で実践的学習の機会を提供し、卒業研究と同等の単位認定を行っている。この実務訓練は、学部・大学院一貫教育の特色を具現化するものであり、実践的・創造的な指導的技術者の養成という大学の教育目的に照らして優れている。

このほか、編入学生に対しては、高等専門学校等において取得した単位について教養科目14単位、外国語科目8単位、専門基礎科目44単位、計66単位を上限として単位認定を行っている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5 - 1 - 3 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の实質化に関しては、教務事項検討部会が平成13年2月に答申を出している。これを踏まえて、GPA方式の導入及び履修科目登録単位数の上限設定に関して具体化の検討が行われており、また、集中講義については、予習・復習時間の確保に配慮して、講義数を縮小し、授業時間外の学習時間を確保するため、1日における授業時間数を減らす等、実施方法の改善を行っている。

さらに、単位互換に関しては、毎年、認定する科目・単位数や卒業単位に含めることのできる単位数の上限の見直しを行っている。

このほか、クラス担任・アドバイザー教員制度を活用して履修指導を行い、単位取得に向けた学生の学習支援を行っている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 1 - 4 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

「教養科目」では、講義、対話・討論、情報機器の活用、実技を併用している。また、「外国語科目」特に「英語科目」では、選択必修科目でディベートクラス、視聴覚教材を使用するクラス等多様な形態を組み合わせ、必修科目では少人数クラス編成を行っている。

「専門基礎科目」では、各分野の特性に応じて、講義、演習、実験・実習を配置しており、各科目における履修者数は15~30人程度である。また、「専門科目」でも、各分野の特性に応じて、講義、演習、実験・実習を配置している。

学部3年次後半から4年次にかけて、学生は各研究室に配属され、教員一人に対して最大5人程度の範囲で指導を受ける。また、演習、実験・実習科目ではTAを活用して授業の実効を上げている。

大学院進学者には実務訓練を、学部卒業生には課題研究を課すなど、大学卒業後の進路に対応した学習指導を行っていることは、優れた取組である。

これらのことから、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは統一された様式に則って「授業目的及び達成度」、「授業内容及び授業方法」、「成績の評価方法と評価項目」等の項目が記載されている。学部ではJABEEの認定を進めていることもあり、おおむね適切なシラバスが作成されている。全科目のシラバスは、学生全員に配布され、ウェブ上でも閲覧可能になっており、学生が履修する際に活用されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 2 - 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

補習教育については、英語、数学、物理、化学で補習により学力不足の学生に対応している。「英語科目」では、1年次から3年次までの各学年で毎年プレースメント・テストを実施し、その結果による習熟度別クラス、少人数クラス編成を行っている。数学について1、3年次にプレースメント・テストを行い、1年次で習熟度別クラス編成を行っている。

また、クラス担任、アドバイザー教員、指導教員による学習指導を行っているほか、24時間開放の自学自習室などの自主学習のための施設等も整っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5 - 2 - 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準及び卒業認定基準については学則等において規定されている。これらの基準の学生への周知については、学部履修案内やシラバス等に掲載し、全学生に配付しており、また、ガイダンスにおいても説明している。シラバスにおいては、科目ごとの成績評価基準が掲載されている。

学生に対する授業アンケートの結果や訪問調査時の面談から、成績評価基準について概ね理解されていることが窺える。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価については、シラバスに記された「成績の評価方法と評価項目」に従うとともに、基準に基づき4段階で行われており、同一科目を複数の教員で担当する場合には、共通の試験を行うなど、教員間での差異を無くすための配慮がなされている。また、卒業要件単位である「実務訓練」、「課題研究」については、各課程で助手を除く全教員の合議により合否を判定している。卒業認定については教授会の議を経て学長が行っている。

成績評価、単位認定、卒業認定の適切性については、学生の成績、卒業論文、単位を認定した学生の試験答案、成績評価の分布表、実務訓練レポートなどの資料により、適切に実施されていることが確認出来た。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績内容に異議がある場合には、学生は科目担当教員に申立てを行うことができる。学生が科目担当教員の対応に異議のある場合には、その旨をクラス担任に伝えることにより、系会議において審議が行われる。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5 - 4 - 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

修士課程の教育課程については「各専攻共通科目（修了要件単位数6）」、「専攻科目（修了要件単位数24）」及び「研究指導」により編成されている。授業科目については、学部と大学院の一貫教育で特徴を出すよう工夫しており、適正に配置されている。

博士後期課程の教育課程については「専攻科目」及び「研究指導」が、適切なバランスとなるよう編成されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

修士課程の授業内容については、講義科目、セミナー、特別実験・演習等の関係諸科学から構成され、教育目標とする「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力の育成」に沿ったものとなっている。

博士後期課程の専門科目については、講義科目及び輪講から構成され、講義科目は最新の研究成果を取り入れており、修士課程の科目より高度かつ専門性の高い内容の科目となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したのものとなっているか。

研究活動と授業内容との間に密接な関係があり、教材（教科書）やプリント等に教員の研究活動が反映されていることから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5 - 4 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の实質化に関しては、教務事項検討部会が平成 13 年 2 月に答申を出している。これを踏まえて、GPA方式の導入に関しての具体化の検討が行われており、また、集中講義については、予習・復習時間の確保に配慮して、講義数を縮小し、授業時間外の学習時間を確保するため、1日における授業時間数を減らす等、実施方法の改善を行っている。さらに、単位互換に関しては、毎年、認定する科目・単位数や修了要件単位に含めることのできる単位数の上限の見直しを行っている。

このほか、指導教員により、各学生にそれぞれの専門性を配慮した科目の選択、履修及び研究について、適切な指導を行っている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 4 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

大学院設置基準第 14 条を適用し、指導教員の合意を得て、授業及び研究指導の一部を夜間又は特定の時期に受講することや、勤務する企業等においても研究することができる等の配慮がなされており、社会人学生に配慮した教育方法を導入している。平成 17 年度現在、社会人学生 36 人中 18 人が「14 条特例」を適用しており、取得必要単位数に係る授業の他、専門分野に関連する授業を受講している。

また、社会人学生が勤務する企業等において修士又は博士論文に係る研究を行える環境にある場合でも、電子メールにより連絡を取りつつ、必要に応じて指導教員と相互訪問を行い、適切な研究指導を受けており、十分にこの制度が活用されている。

これらのことから、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

授業形態については、修士課程では講義・セミナー・演習及び実験、また、博士後期課程では講義・演

習（輪講）及び実験が組み合わせられ、履修案内によりバランスが適切であることが確認できる。

修士課程では、講義の多くが受講者 50 人程度以下である。また、セミナー・演習及び実験は、研究室単位で行われており、学生 2、3 人当たり 1 人以上の指導教員が割り当てられている。

博士後期課程では、ほとんどの講義で受講者が 1～9 人程度である。輪講は、研究室単位で対話・討論形式で行われており、教員当たりの学生数は数人である。また、博士後期課程学生を積極的に討論に参加させるなどの教育指導が行われている。

このほか、修士課程における「社会人留学生特別コース(AOTS関係)」では、修士課程修了に必要な授業科目のほか、修士論文に係わるセミナーや特別実験なども英語で行われ、英語の使用だけで修了できるよう配慮されており、また、社会人キャリアアップコース「機械安全工学」では、共通科目の一部を遠隔授業(e-learning)で行う等の工夫もなされている。

これらのことから、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは統一された様式に則って「授業目的及び達成度」、「授業内容及び授業方法」、「成績の評価方法と評価項目」等の項目が記載されている。全科目のシラバスは、学生全員に配布され、ウェブ上でも閲覧可能になっており、学生が履修する際に活用されている。

ただし、学部のものに比べて科目ごとの内容の差が大きく、各週の授業内容が具体的に記載されていないものがある等の点については、今後の対応が望まれる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 5 - 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

修士課程については、学生の志望を重視して、適切な 1～2 人の指導教員を割り当て、所定の研究課題についての基礎及び生産化研究を通じた研究指導を行っている。その研究成果は、在学中に専門分野の学会等で発表することを原則としている。

博士後期課程の研究指導については、教授又は特に認定された助教授が主指導教員となって、専門性の高い研究を指導している。修了には論文公表を義務づけている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組(例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。)が行われているか。

複数指導教員による指導体制については、半数以上の専攻において行われており、十分な取組状況であ

る。また、研究室への配属及び研究テーマの設定方法については、学生の主体性を重視しており、教員による説明や教員との協議などのうで学生が選択している。

修士課程の学生にはTAとしての活動を、博士後期課程の学生にはTA及びリサーチ・アシスタント(以下「RA」という。)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練がなされており、特にRAについては、21世紀COEプログラムといった最先端の研究において多くの学生が採用されている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

大学院学生は、研究及び学位論文作成において主指導教員又は副指導教員により指導が行われている。

修士課程の学生については、多くの専攻において2年次に、関連分野の教員の出席の下、修士論文中間発表会又は予備審査を実施し、研究の進捗状況の把握、今後の方針及び発表方法などの指導が行われている。

博士後期課程の学生については、学位申請前に必要に応じて予備審査が行われ、論文発表会に向けて指導が行われている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準及び修了認定基準については学則等において規定されている。これらの基準の学生への周知については、成績評価基準や修了認定基準を大学院履修案内及び授業科目概要等に掲載し、全学生に配付しており、また、ガイダンスにおいても説明している。

また、博士後期課程の学生に対する修了要件については、研究指導教員が個別に最低基準等を説明している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

専攻科目と各専攻共通科目の成績評価は、シラバスに記された「成績の評価方法と評価項目」に従って、適切に行われている。

修了要件である「修士論文」については、在学中に専門分野の学会等で発表することが指導されている。原著論文として学会等での発表に足るものであること、あるいは創造的な着想、新規な実験結果等が織り込まれていることなどを条件とし、また最終試験として、修士論文発表会での審査委員との質疑応答が義務づけられている。

「博士論文」の評価については、独創的な内容が含まれているか、あるいは実践的応用に繋がるかを重視しており、審査制度の確立している学術誌への公表論文があること等を条件としている。公表論文数については、複数報の論文が要求されているが、例外的に、「Nature」など非常に高度な学術雑誌へ発表された場合は、公表論文が1報であっても学位が授与されることもある。また、最終試験として、学位論文発表会での口頭試問及び外国語試験が課されており、判定結果は各専攻会議及び教務委員会での審査後、教授会へ報告される。

修了認定については、教授会の議を経て学長が行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

修士論文の審査体制については、専攻会議において指導教員を含め3人以上の審査委員候補者が指名され、教授会の議を経て主査1人と副査2人が指名され、審査委員会が設置される。各専攻では修士論文発表会を、該当する専門分野の全教員の出席の下に行い、審査委員の審査結果とあわせて専攻会議で可否の判定を行い、最終的に教授会で審議している。

博士論文の審査体制については、専攻会議において指導教員を含め5人以上の審査委員候補者が指名され、教授会の議を経て主査1人と副査2人が指名され、5人以上で構成される審査委員会が設置される。審査委員は提出された学位論文、論文内容に係わる学会発表及び公表論文等の内容等を精査するとともに、学位論文発表会で審査し、外国語試験を行っている。審査委員会はこれらの結果を総合的に勘案して可否判定を行い、専攻会議及び教務委員会を経て、教授会で審議している。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績内容に異議がある場合には、学生は科目担当教員に申立てを行うことができる。科目担当教員は学生の申立てに基づき成績を確認し、その結果を学生に伝えている。

学位論文の審査については、多数の審査員により厳格な審査、多くの教員の参加による学位論文発表会、及び専攻会議における最終判定など、審査の正確性を確保する上での配慮がなされている。特に博士論文の審査では、必要に応じて予備審査により論文の内容や水準等を詳細に検討し、不備な点等については学生と協議するなどの配慮がなされている。

このほか、学位論文の審査に関する異議申立てについては、専攻主任を経て専攻会議で審議することとなっている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

< 専門職大学院課程 >

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

修士課程においても「各専攻共通科目」として教養教育等が充実しており、専門に目が向き勝ちな学生が多い工学系単科大学では有益な配置であり、「自然環境、人類の文化的・経済的活動など、技術科学をとりまく諸事情を理解し、広い視野を持って人類の幸福と持続的繁栄に技術科学を応用する意義を正しく認識した技術者を育成すること。」という大学の目的に合致している。

大学院進学者に課される4年次後半の「実務訓練」は、学部・大学院一貫教育の特色を具現化するものである。卒業時のアンケートにおいて学生からの評価が高く、大学の教育目的である「実践的・創造的な指導的技術者の養成」という点においても有効である。

社会人キャリアアップコース「機械安全工学」では、専攻科目の多くを集中講義で行い、共通科目や一部の専攻科目を e-learning で行うなど、受講生が社会人であることを配慮した学習指導法の工

夫がなされている。

必要に応じて遠隔教育などを用いることで、県内外の多くの大学等と単位互換協定を結び、連携が進んでいる。

【改善を要する点】

大学院のシラバスについては、科目ごとの記載内容の差が大きく、各週の授業内容が具体的に記載されていないものがあることから、今後の対応が望まれる。

基準6 教育の成果

6 - 1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6 - 1 - 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

教育目的に沿って、学部及び大学院教育において育成すべき学生の学力、資質・能力、養成しようとする人材像等についての方針を明らかにしており、大学案内、履修案内等で公表し、新入生ガイダンスで説明が行われている。

教育目的の達成状況を検証・評価するための取組については、単位取得・進級・卒業の認定等を検証し、学生に対するの修得度自己評価アンケートや授業アンケート等を行っている。このほか、実社会で働く修士修了生への調査や就職先企業への調査も実施されており、社会的な評価についても把握している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6 - 1 - 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

進級の状況については、学部1年次入学者の3年次への進級率は90%前後で推移している。卒業(修了)の状況については、学部1年次入学者の卒業率(留年者含む。以下同じ。)は85%前後を推移しているが、学部3年次編入学者の卒業率は95%を超え、大学院修士課程の修了率は90%を超えている。

成績評価の評定の分布については、評定D(不合格)の割合は、学部の専門基礎科目と専門科目ではそれぞれ15%、12%であるが、これを除けば、学部、修士とも10%以内に留まる。評定Aは、学部に比べて修士の科目でかなり高い割合であり、「計画・経営科目」と「専攻科目」において70%を超えている。

大学院学生の学会での発表の状況については、修士課程学生は国内学会で毎年1件程度、博士後期課程学生は国内学会で毎年1件程度に加え国際学会でも毎年1件程度と活発に行われている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

授業内容と各種能力の修得度自己評価アンケートによれば、各種能力のうち専門分野に関する知識、実験遂行能力、データ整理・考察能力、報告書作成能力、コンピュータソフト使用能力などについては、修得感が高い(十分に修得できた、ほぼ修得できた)と回答した者の割合が高いが、英語力、人文・社会科学に関する知識、他の専門分野に関する知識、物理学の基礎学力、化学の基礎学力については、修得感が

低い（あまり修得できなかった、全く修得できなかった）と回答した者の割合が高い結果となっている。

学部及び修士課程ともおおむね同様の傾向を示すが、修士課程の方がより修得感が高い。このほか、実務訓練・課題研究の履修の満足度については80%以上と非常に高い割合で満足したとの結果になっている。

これらのことから、おおむね大学の意図する教育の効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業（修了）後の進路の状況については、平成16年度学部卒業生459人のうち、356人（77.6%）が大学院へ進学し、76人（16.6%）が就職しており、進学・就職を合わせた進路決定率は94.1%である。また、修士課程修了生384人のうち、34人（8.9%）が博士後期課程へ進学し、338人（88.0%）が就職（復職）している。

就職先の状況は、学部卒業・大学院修士修了後とも製造業が半数以上を占め、次いで運輸通信業、そして建設業とサービス業と続いている。博士後期課程修了生は、人数が少ないため年度によって異なるが、教育関係と製造業が半々という状況である。また、卒業（修了）生には企業等で管理職に就任している者も増えてきている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する調査として、修士課程修了生及び就職先の企業等にアンケート調査を行っており、詳細な調査をしており、優れた取組である。

修士課程修了生のアンケート結果では、専門の学習・研究及び実務訓練の学習効果は高く、教養、他分野の学習、英語の学習の学習効果はあまり高くない。修士課程修了生を多数受け入れている企業等へのアンケート結果では、修了生に対して、国際感覚、英語、専門外の職務関連知識、交渉力・調整力、バランス感覚において充実が求められており、専門知識、基礎学力、持続力・忍耐力、好奇心・探究心、積極性・自主性・チャレンジ精神、目的意識、自己啓発においては高い評価を得ている。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しており、その結果から見て、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

高い専門性の育成、技術実践に関する感覚の育成について学生自身及び社会から高い評価を得ている。

【改善を要する点】

英語力、人文・社会科学素養、理数的基礎学力については、卒業・修了時における学生の修得感は必ずしも高くはないことから、教養、外国語、基礎学力関連の能力育成については更なる充実が望まれる。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-1 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学時に2日間にわたりガイダンスを実施しており、学部第1、第3年次入学者全員を対象とした全体ガイダンスを行った後、学年別のガイダンスも行っている。また、留学生や修士課程の学生、博士後期課程の学生に対してもガイダンスを実施している。これらのガイダンスでは、教育課程、履修手続、学生生活等に関して説明が行われている。

また、ガイダンスの一環として第1、第3年次入学者を対象に、1泊2日の学外合宿研修を実施している。この合宿研修は上級生が引率学生として同行しており、平成17年度の合宿研修では新入生から好評を得ている。

このほか、学部の課程配属、研究室配属及び大学院の専攻決定に関してもガイダンスを実施している。これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-1 学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。)が適切に行われているか。

学生からの相談に応じるため、各教員が週に1~2時間程度オフィスアワーを設けている。平成17年度1学期の平均相談件数は、学部では1教員当たり約6件、大学院では1教員当たり約4件である。また、研究室配属前の学部学生に対しては、クラス担当教員が、配属後の学部学生及び大学院生には指導教員が、学習相談・助言を行っている。

このほか、平成17年2月にはアドバイザー教員制度が設けられ、教員一人が、研究室配属前の学部学生5~6人を担当し、各学期1回以上は面接し、修学事項等の相談にあたっている。主な相談内容としては、単位取得に関わる諸問題、研究室配属、実務訓練、将来の進路などであり、平成17年度から始まったばかりであることから、1学期では特に多くの面談の機会を取り、各種相談に対応している。平成17年1学期の平均相談件数は、教員一人当たり約6件である。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-1 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生生活実態調査が、5年に1回程度の頻度で実施されており、学生の生活の実態、意識、意見などのほか、授業内容についての理解度や満足度、研究室における満足点や不満点、教員との接触の度合い等について把握している。

また、学士課程卒業時及び修士課程修了時に実施される「授業内容と各種能力の修得度自己評価調査」により、「新たに開講を希望する科目」等の情報を把握している。

このほか、学長を始めとする執行部と学生との懇談会を通して、直接学生の要望を聞いており、良い取組である。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7 - 1 - 通信教育を実施している場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7 - 1 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

留学生への支援については、留学生センターに専任教員が4人配属され、留学生（現在、26カ国191人）に対して日本語教育、日本事情教育、課外教育などを実施している。また、大学院では多くの科目を英語で開講しており、修士課程修了に必要な単位を英語で取得することが可能になっている。

社会人学生への支援については、修士課程13人、博士後期課程23人の学生のうち18人の学生に対して、大学院設置基準における14条特例入学を適用している。また、修士課程機械創造工学専攻では「機械安全工学キャリアアップコース」などで、集中講義やe-learningにより学習支援を行っている。

また、障害をもつ学生については、現在は在籍していないが、難聴者に対して奉仕員による手話通訳や要約筆記を要請して対応した実績があり、必要に応じて対応する方針である。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が適切に行われていると判断する。

7 - 2 - 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

IT環境については、情報処理センターに150台のパソコンがあり、授業での使用時を除き学生が自由に利用できる。総合研究棟には、学生自習用に40台のパソコンがあり、9時から21時まで学習・研究のために利用できる。この学生自習用パソコンは、利用の多い時間帯で1時間当たり延べ50台程度が利用されており、1ヶ月当たりの利用人数は5,000人程度であることから十分に活用されていることが窺える。

自学自習室については、総合研究棟に12台のブースが24時間開放されている。研究室配属前の学部学生が主に利用しており、平成17年5～6月では1ヶ月当たり130人以上の学生が利用している。また、語学センターの自習室は、22時まで利用でき、パソコン11台が設置され、ビデオ、DVD等の教材が利用できる。さらに、TOEIC対策ソフトが学内LANを通してオンデマンドで利用出来るようになっている。

図書館については、大学院学生と利用申請した学部4年生が学生証を使用して24時間利用できる体制となっており、時間外の入館者数は、毎年度2,500～5,000人程度となっている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7 - 2 - 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動への支援については、学生委員会、留学生委員会委員や事務職員が支援にあっており、全ての課外活動を対象に、各種の音響・照明・映像機器などの用具を貸し出している。また、財政面からは長岡技術科学大学教育振興会が支援しており、平成16年度には、学生の課外活動に対し、計約750万円の助成を行っている。

このほか、各サークルには顧問教員を置き助言・指導にあたり、サークル活動を支援する施設としては、課外活動共用施設、クラブハウス、セコムホールなどの多目的施設の他、陸上競技場、野球場、ラグビー場、多目的グラウンド、テニスコート、体育館、武道館、トレーニングルーム、屋内プール等の運動施設が整備されている。

これらのことから、支援が適切に行われていると判断する。

7 - 3 - 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の健康面及び精神面の相談や悩みに対応するため、体育・保健センターに「学生相談室」が設置されており、医師、保健師及びカウンセラーが任にあたっている。

生活面での相談等については、「学生支援センター」が対応している。また、相談内容が多様化したことで、どこに相談して良いかわからない学生のために、学生支援課に「なんでも相談窓口」を設けている。このほか、「学生相談箱」を設置して、匿名による要請にも対応している。

就職相談に関しては、学務部学生支援課に就職支援係を置き、平成16年度では県内企業18社と県外企業18社の参加を得て「学内合同企業説明会」を開催するなど、全学的な就職支援を行っている。このほか、各系の就職担当教授が相談にあっており、就職事務室等を設け、専属職員を配置している系もある。

多くの相談窓口を設けていることにより、必要な相談・助言体制が整い、有効に機能している。特に、電話や電子メールによる相談が過半数にのぼっており、比較的気軽に利用できる相談手段が機能していると評価できる。

セクシュアル・ハラスメントに関しては、セクシュアル・ハラスメント防止等規則を制定して、医師3人を含むセクシュアル・ハラスメント相談員10人（男性4人、女性6人）を学内外から指名するなど相談体制を整えている。

アカデミックハラスメントに関しては、学生と指導教員との相性により当事者間で問題を解決できない等の状況に対応するため、平成14年度から研究遂行上の悩み相談員が置かれている。年度当初には、相談員に対して「学生の研究遂行上の悩み相談連絡会」を設け、相談員設置の趣旨や運営方針等の説明がなされる。学生からの相談に対しては、対応指針（マニュアル）に従い相談に当たっており、通常は、相談員間で対応しているが、相談員のみで解決できない場合、学長が「学生の研究遂行上の悩み対策委員会」を設置し、学生と及び指導教員の双方からヒアリングを行い、対応するとともに、その後の経過についても確認が行われている。相談件数は毎年度3～4件である。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7 - 3 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

留学生への個別の生活支援については、留学生課職員、留学生コーディネーター、チューターらが対応しており、行政的な手続き、アルバイト探しの手助けなど必要な支援が行われている。

留学生の居住に関する支援については、国際交流会館及び国際学生宿舎（女子学生用）が構内にあるほか、民間等の宿舎に入居する留学生のために、「外国人留学生の下宿等賃貸借契約連帯保証制度」を設けている。また、留学生見学旅行や地域へのホームステイなど、さまざまな行事を通して日本社会・文化への理解促進と地元との交流を図り、留学生が広い視野を身に付けて生活が順調に送れるよう適切な支援が行われている。

留学生を支援する学外ボランティアグループとして、「むつみ会」が活動しており、交流活動と生活相談を行っているほか、ハイキング、バザー、卒業生送別会、日本語スピーチコンテストなど、一年を通じて様々な行事を実施しており、これらの活発な貢献に対して外国人留学生受入制度 100 年を記念した文部科学大臣表彰がなされている。

また、現在は在学していないが、障害のある学生に対応するため、エレベーター、車椅子専用のトイレ及び駐車場、自動ドアなどが設置されている。

これらのことから、留学生への生活支援等が適切に行われていると判断する。

7 - 3 - 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生生活実態調査で多岐にわたる学生のニーズを把握するとともに、学長との懇談会では、執行部が学生からの要望を聞くなど、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されている。

7 - 3 - 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

学生の経済面の援助については、学生生活ガイドにおいて授業料免除制度、奨学金、アルバイト等に関して制度の概要が掲載され周知されている。

奨学金受給者については、日本学生支援機構奨学金では、申請者のほぼ 100%が採用されており、各種奨学団体奨学金も含めた奨学金受給者は、全学生の 46%となっている。また、授業料免除については、全額及び半額免除合わせて申請者の 64%であり、入学料免除（半額）については申請者の 42%となっている。これらの状況から、経済面での援助が適切に行われている。

また、新潟県中越地震や 7.13 水害の被災学生に対して、入学料特例減免や授業料減免措置などが行われたことは、時宜を得た特筆すべき取組である。

学生宿舎については、大学構内に学部男子学生用が 360 室と学部女子学生用が 35 室設置されている。各部屋にはネットワーク端子が設置してあり、学内ネットワークへの接続が可能になっている。寄宿料は学部男子学生用が 4,300 円、学部女子学生用が 4,700 円に設定され、学生の経済面に考慮した金額となっている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

ガイダンス合宿、オフィスアワーの設定、クラス担当教員やアドバイザー教員の制度など、学生に対するきめ細かな支援が行われている。

学生の多様なニーズを把握するため、従来の学生生活実態調査に加えて、学長ら執行部が学生と積極的に懇談会を開いている。

留学生を積極的に受け入れ、留学生センターで充実した日本語教育支援を実施している。また、留学生課、留学生カウンセラー、チューターらが積極的に相談にあたっているのをはじめ、きめ細かい情報の提供など生活支援を実現している。日本の文化や社会を学ぶ機会や地元の人々との交流の機会も豊富に用意されている。

基準 8 施設・設備

- 8 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8 - 2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8 - 1 - 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備(例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。)が整備され、有効に活用されているか。

校地面積は 314,240 m²、校舎面積は 93,909 m² を有している。教育研究施設については、経営情報、化学、電気、機械・建設、生物、環境の 6 つの専門系棟、及び講義、物理化学実験、博士課程研究実験、総合研究の各棟と情報処理、技術開発の両センター棟が整備されている。実験実習施設については、分析計測、工作、ラジオアイソトープ、極限エネルギー密度工学研究、音響振動工学の各センター棟と共用実験、大型実験、実験実習、高圧実験施設の各棟が整備されている。また、共通施設として、図書館と、語学、体育・保健、マルチメディアシステムの各センター棟、体育館、屋内プール、トレーニングルーム、課外活動施設、クラブハウス等が整備されている。これらのほか、サッカー場兼用の陸上競技場などの屋外体育施設が整備されている。

全ての講義室とゼミ室にプロジェクター機器が設置され、150 人以上の講義室にはスライド映写機、液晶プロジェクター、書画カメラが設置されている。また、全大学院講義室と講義棟の講義室の 77 % に冷暖両用空調設備が設置されるなど良好な教育環境を確保している。

施設・設備の有効利用については、建物有効利用推進規程に基づき学内全室の使用状況が調査され、利用率の低いスペースは、施設環境委員会の審議を経た上で、共用スペースとして使用期間を限定し、全学から専用使用者が募られ、研究プロジェクトの担当者等に有料で貸与されている。また、共用スペースの供出を促進するため、各系が占有するスペースについて使用料を課す、スペースチャージ制を導入している。

施設・設備の利用状況については、講義室、ゼミ室、自習パソコン室等は、利用率も高く、有効に活用されていることが窺える。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

情報ネットワークについては、学内 LAN が充実しており、平成 17 年 6 月現在、利用登録をしているパソコン数は約 5,300 台で学生一人当たり 2.9 台である。また、稼働率が非常に高く、教育・研究における必須設備となっている。学生自習用パソコン室には、40 台のパソコンが設置されているほか、持込みパソコン等のための 40 個の接続端子も設置されている。

教職員、大学院学生と研究室に配属された学部学生は、学内 LAN に接続した研究室等の端末パソコン

から、計算サーバーによる数値計算や学術情報の検索・収集等ができるなど至便なIT環境となっている。
これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

教育研究、実験実習、共通の各施設の運用規程等は、大学のウェブサイトまたは各施設のウェブサイトに掲載され、共同利用施設については、「利用の手引き」等を各施設のウェブサイトに掲載するとともに、冊子体も作成している。また、新入生に対しては、施設利用のガイダンスを実施することで周知を図っており、さらに、全学生に配布する「学生生活ガイドブック」は、「学内施設の利用案内」と「情報ネットワークに関連する諸規則」を掲載し周知している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

図書館配分予算で購入する学術雑誌、図書、視聴覚資料等は、図書館長、各専門系と語学センター選出の教員、及び学術情報課長で構成される図書館運営委員会の審議に基づいて系統的に整備されている。

図書の蔵書回転率は高く、また電子雑誌の全文アクセス数は非常に多く、学術資料が有効に活用されていることを示している。研究室からネットワーク経由で学術文献にアクセスできるように、利便性の向上がはかられている。

これらのことから、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

広い校地・校舎面積、教育研究施設の充実、優れたIT環境など、教育研究環境が整っているだけでなく、スペースチャージ制の導入など、これらの恵まれた環境の有効利用を促進するための取組も行っている。

【改善を要する点】

創設時に建設された施設について、耐震改修を含む内外装の大規模改修が必要になっている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1- 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育の状況に係る活動の実態を示すデータや資料については、在籍した学生の成績結果、課題研究論文、修士論文、博士論文は、大学として蓄積し、学生の試験答案、レポート等は、各教員が収集し蓄積している。また、自己点検評価書や外部評価報告書については、事務局において保管し、蓄積している。

これらのほか、全学的にJABEE受審が推進されており、既に3課程がJABEEの認定を受け、さらに平成17年度には、2課程がJABEE受審のための準備を進めていることから、各教員の学部授業科目の講義記録や教育の達成目標の達成度評価記録等の詳細な教育活動に関する資料を収集・蓄積する体制が、課程レベルで整備されている。

これらのことから、データや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1- 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

教務委員会と学生委員会等を中心として、毎年、学部4年生と修士2年生を対象に「授業内容と各種能力の修得度自己評価調査」を行い、5年に1回程度の頻度で「学生生活実態調査」を行っている。また、各授業科目に対して学生による授業アンケートを毎学期実施し、アンケート結果を授業科目の担当教員にフィードバックしている。

このほか、学長との懇談会、アドバイザー教員制度、オフィスアワー制度等を通じ、学生の意見を聴取している。

これらの調査結果や聴取した意見は分析され、自己点検・評価に適切な形で反映されている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1- 学外関係者(例えば、卒業(修了)生、就職先等の関係者等が考えられる。)の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

卒業(修了)生、就職先企業、実務訓練先企業、高等専門学校教員等からの意見と評価を聴取するアンケートやシンポジウム等が実施されており、これらの調査結果や意見は自己点検・評価に適切な形で反映されている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

学生や学外関係者の意見や評価結果を踏まえて、教務委員会において教育課程の見直しを検討し、将来計画委員会において教員組織の構成を検討している。検討した内容は、教育研究評議会において審議され、学長が決定している。

また、中期計画においては、教育課程の見直しや教員組織構成の改善等に関する具体的な方策が明示されている。

実際の改善例としては、平成 14 年度に留学生センター、平成 15 年度に e ラーニング研究実践センターを設置したことが挙げられる。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

教務委員会の下で、各授業科目に対して学生による授業評価アンケートを毎学期実施し、そのアンケート結果を授業科目担当の教員にフィードバックしている。教員は、前年度の授業アンケート結果等を翌年度の授業科目のシラバスに反映させて、教科書変更や講義ノートの改良等を行い、授業内容及び教材の改善をしている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)に対する本格的な取組を開始する必要から、平成 12 年 11 月から 1 年間、学長の下に FD 検討タスクフォースが設置されており、教務事項検討部会答申の実施に際しての優先順位付け、新人研修カリキュラムの作成、FD サポートのためのウェブサイトの開発などを行っている。

新人教員に対しては、教授法に関する理論や実例などについて、新人教員 FD 研修会を開催している。

学生委員会では、教職員の学生指導研究会を開催し、学生指導における教職員の継続的な資質向上の機会を設けている。

また、FD の一環として教員の教育・指導に役立てるため、授業評価アンケートにおいて評価の高い授業を教員に公開しており、これにより学生の授業に対するニーズを反映している。

これらのことから、FD について、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学的に FD による教育の質の向上と授業の改善を行う取組が始められている。各教員が、FD や授業評価アンケートに基づき授業の改善に取り組んでおり、その結果、毎年度カリキュラムが検討され、改訂されている。

これらのことから、FD が、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9 - 2 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

技術職員、シニア・テクニカル・アドバイザーやT A等の教育支援者や教育補助者は、実験、演習開始前に学生指導方法のガイダンスを授業担当教員から受けている。さらに、資質向上のために、技術職員を対象とする研修会を開催している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

大学として具体的かつ継続的に、教育の質の向上と授業内容及び教授方法の改善に取り組む体制が整備されており、改善効果を上げている。

学外関係者の意見を自己点検・評価に適切に反映させ、教育課程にフィードバックしている。

基準 10 財務

- 10 - 1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10 - 3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 16 年度末現在の資産は、固定資産 16,474,211 千円、流動資産 1,963,259 千円、資産合計 18,437,471 千円を有しており、施設設備についても、校地、校舎とも基準を十分にクリアしている。

負債については、固定負債 2,627,466 千円、流動負債 2,579,401 千円、合計 5,206,868 千円で、このうち長期借入金 826,900 千円及び 1 年以内返済予定長期借入金 413,451 千円、合計 1,240,351 千円は、平成 15 年 8 月に竣工した総合研究棟に係る産業投資特別会計借入金で、この借入金は国立大学法人施設整備費資金貸付金償還時補助金で償還されるものである。また、その他の負債についても会計処理上、負債計上しているだけで実質的な負債ではなく、短期借入も行っていない。

これらのことから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

- 10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

収入予算については、平成 16 年度は、運営費交付金、自己収入、外部資金、競争的資金、施設費補助金等から編成されている。

自己収入の授業料、入学料、検定料の基礎となる学生確保の方策として、高専訪問・出前授業、高等専門学校生対象のオープンハウス及び高校の理科教諭対象の高大連携事業、主として高校生対象のオープンキャンパス等を積極的に実施しており、優れた取組がなされている。また、その結果、過去 5 年間ににおいて十分な受験者及び入学者が確保できている。

外部資金及び競争的資金については、その合計が、平成 15 年度 994,153 千円から平成 16 年度 1,385,634 千円と約 40% 増えており、その主な理由としては、外部資金について、導入促進のための専門部会の設置や、導入された外部資金の一部を間接経費として大学経営の一助とし、その一部を当該研究費を獲得した教員や所属する系長等に配分するなどの取組により、外部資金の獲得額が 454,260 千円から 650,100 千円へと約 43% 増となったことと、競争的資金のうち、科学研究費補助金について、学長自らが講師となり説明会等を開催するなどの積極的な取組の結果、採択金額が 250,780 千円から 396,870 千円へと約 58% 増となったことが挙げられ、どちらも優れた取組と言える。

これらのことから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

収支に係る計画等については、国立大学法人であることから、「中期計画」と「年度計画」を策定している。その策定に関しては、学内委員会等で検討し、教育研究評議会、経営協議会、役員会の審議を経て学長が決定している。また、これらを踏まえた「学内予算編成基本方針」が定められている。

これらの中期計画、年度計画、基本方針は、いずれも綿密に策定されており、教授会で報告するとともに、大学のウェブサイトに掲載し、公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

損益計算書により、経常費用 6,206,768 千円、経常収益 6,278,798 千円で、経常利益は 72,030 千円であり、当期総利益は、89,281 千円を計上していることから、収支の状況において、支出超過となっていない。

10 - 2 - 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分については、学内予算編成基本方針に従い行われており、教育経費・研究経費に関しては、財務担当理事を中心に各系・センター長等で構成する予算検討会議において適切な資源の配分に努めている。教育研究の維持・充実を図るため教育経費、研究経費等について前年度同額（又は同単価）を確保するとともに、研究経費の一部について競争的環境の創出を図るための傾斜配分を実施している。

また、平成 17 年度については、若手教職員の研究推進、基礎的研究・萌芽的研究の推進、高等専門学校との共同研究の推進を図るため、学長裁量経費により重点的に研究助成に配分されており、適切である。また、公募のうえ、学長・役員等で構成する選考委員会でのヒアリングを経て採否を決定している点も適切である。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10 - 3 - 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

財務諸表等については、国立大学法人法に基づき財務諸表を官報に公告することとなっており、財務諸表、事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の意見を記載した書面を情報開示室で閲覧に供するとともに、大学のウェブサイトに掲載しており、大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されている。

10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

内部監査体制としては、内部監査実施細則を定め、年 1 回の定期監査と年数回の臨時監査を実施することとし、平成 16 年度には、定期監査、臨時監査を各 1 回実施し、適切に運用がなされている。

監事による監査についても、監事監査規程を定め、平成 16 年度には、業務監査 1 回、会計監査は、四半期ごと及び年度決算時に各々監査を実施するとともに必要に応じその都度、指導を受けている。

また、会計監査人による監査については、中間と期末に監査を実施している。監事監査報告書、内部監査報告書によれば、監査は適切に実施されている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

外部資金について、導入促進のための専門部会の設置や、導入された外部資金の一部を間接経費として大学経営の一助とし、その一部を当該研究費を獲得した教員や所属する系長等に配分するなどの取組の結果、外部資金の獲得額が大幅に増加している。

科学研究費補助金について、説明会等を開催するなどの積極的な取組の結果、採択金額が大幅に増加している。

基準 11 管理運営

- 11 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

管理運営のための組織については、学長と3人の理事・副学長（入試・学生及び財務担当、教務・研究担当、産学官連携担当）により役員会が構成され、さらに2人の副学長（大学評価担当、国際交流担当）と事務局長を加え執行部が組織されている。このほかに役員として2人の非常勤監事が置かれ、それぞれ会計と業務の監査を担当しており、役員会に出席し、必要に応じて経営協議会にも出席している。

経営協議会は、経営に関する重要事項を審議するために置かれており、執行部に加え、10人の外部委員により構成され、年間4～5回の審議が行われている。

また、教育研究に係る重要事項を審議するために教育研究評議会が置かれ、執行部に加え、各系長及び副系長、各センター長で構成され、毎月1回の審議が行われている。

事務組織については、事務局長の下に、総務課、国際企画課などの5課から構成される総務部と、学務課、学生支援課などの5課から構成される学務部が置かれている。職員数は、事務職員、技術職員合わせて160人程度であり、教員数約220人に比しても十分な人数が配置されている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が十分に配置されていると判断する。

- 11 - 1 - 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

意思決定のプロセスについては、各種委員会において執行部からの諮問事項や、学内の各組織からの提案事項を審議し、その審議に基づき執行部で原案を作成し、教育研究評議会又は経営協議会の審議を経て役員会で最終決定がなされる。

このプロセスにおいて学長を中心とする執行部が意思決定における最も重要な機関であることから、入学試験委員会や将来計画委員会などの重要な委員会においては、執行部の者が委員長として就任することで、会議での意見や要求の吸い上げを可能とし、また、執行部からの提案にも理解と協力を得られ易い体制となっている。これらのことから、学長のリーダーシップの下、教員の理解と協力を得て効率的な意思決定が可能となっている。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11 - 1 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズの把握については、クラス担任やアドバイザー教員等によるほか、5年に1回程度の頻度で学生生活実態調査を行っており、新潟中越地震後には、「学生支援センター」を設置し、学生からの相談に対応しつつ、ニーズ等の把握も行っている。また卒業生や修了生に対しても、学生生活の感想や提案を調査している。

教員や事務職員のニーズの把握については、各種会議や委員会等での議論を通じて行っている。

学外関係者として、全国の高等専門学校関係者のニーズについては、毎年度開催される「高等専門学校・長岡技術科学大学教員交流研究集会」や高等専門学校への訪問等を通じて把握し、高等学校関係者については、「高校 - 長岡技科大交流会」を通じて把握している。

これらの把握されたニーズについては、講義室の個別冷暖房化や、国際学生宿舎（女子学生専用）の一層の安全確保のため、玄関入口のカードゲート化やセンサーライトの設置など、随時適切な形で管理運営に反映していることが窺える。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映していると判断する。

11 - 1 - 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

月に1度の役員会において、業務運営全般及び会計・経理事項に関する助言と指導を得て、業務執行や会計処理に対応している。平成16年度の年度計画に係る実績報告書及び決算報告については、監事により適切な監査を実施している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員については、新採用者を対象とする研修を始め、窓口クレーム対応研修、訴訟担当者研修会、情報セキュリティセミナーなど学外での様々な研修に、それぞれ該当する部署の担当者が積極的に参加している。また、学内においても語学研修や情報処理研修などが実施され、語学研修受講者に対しては、TOEICの受験が課されているなど、十分な取組がなされている。

役員等は国立大学協会や国立大学財務・経営センターが行った法人化関連の各種研究協議会や研修会等に参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針は、中期目標・中期計画等に明確に定められている。また、これらの方針に基づき、関連の学内規則等が定められており、各構成員の責務と権限が示されている。学長、理事、副学長、附属図書館長、本部長、系長、センター長及び教員の選考又は採用に関する規定についても、明確に定められている。

また、国立大学法人化後、産学官連携、知的財産、情報基盤及び教員評価に関する規則等を新たに策定しており、その目的や方針及び各構成員の責務と権限が明確に定められている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的、計画、活動状況に関するデータ等については、全学に係るデータ等の場合、全学のウェブサイトに掲載し、各系、研究室に係るデータ等の場合、それぞれのサイトに掲載している。これらは相互にリンクされており、学内外から自由にアクセスできるようになっている。

個人情報を含む保護を必要とする各種情報については、個人情報保護規則等に従い管理されており、必要に応じて利用資格のある者だけに目的の範囲内での利用が許されている。特にJ A B E Eに係る資料等は、関係者が閲覧する場合に、閲覧日時、閲覧者、目的などの記録を残すといった配慮がなされている。

これらのことから、適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるシステムが構築され、機能していると判断する。

11 - 3 - 各大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

従前は委員会を組織し、根拠となる資料やデータに基づいて現状の分析・認識と問題点の抽出・把握及び改善点の指摘・改善方策の提案を示し、自己点検・評価が行われてきた。法人化後は、「大学全体及び教員の教育研究活動状況について自立的かつ定期的な点検・評価を実施することにより、大学の教育研究活動及び産学連携・社会貢献の活性化と高度化を目指すこと」を目的として、大学評価担当の副学長を室長とする評価室を設置し、認証評価に係る自己評価書の作成のほか、教員個人評価システムの構築に取り組み、平成17年度から試行評価を開始するなど具体的な評価活動を進めている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

「教育と研究の現状」等の自己点検・評価の結果は、学内に配布するとともに、文部科学省、国立大学、高等専門学校、実務訓練機関等を中心に学外にも配布されている。このほか、当機構が実施した「分野別教育評価『工学系』」及び「全学テーマ別評価『教養教育』」の際に作成された自己評価書についても、平成14年7月に学内ウェブのインフォメーションページへ掲載されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

平成11年度に自己点検・評価報告書に基づき、学外の有識者10人による初めての検証・評価を受けて

おり、その結果を「長岡技術科学大学外部評価委員会総括評価書」として公表している。また、平成 12 年度には外国人パネラーを含む、13 人のパネル委員による外部評価シンポジウムを開催している。また、平成 14、15 年度には、学外有識者 9 人で構成する運営諮問会議を年数回開催し、教育研究活動の検証を行っている。これらの結果は文書として社会に公開されている。

法人化後は、評価室を中心に認証評価等に取り組んでいるほか、外部委員を含む経営協議会等により外部者の意見を教育改善等に反映できる体制となっている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11 - 3 - 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

自己点検・評価や外部評価における指摘事項については、各種組織や委員会等を通じて改善措置が講じられている。法人化後は、評価室が中心となり自己点検・評価等の活動の中でフィードバックが行われ、例えば、学生の学力低下に対する対策が採られるなど、その機能状況が窺える。

執行部は、これらのフィードバックされた結果を基に、各種委員会を通じて効果的な改善措置を講じるべく取り組んでいる。

これらのことから、評価結果が、改善に結びつけられるシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

自己点検・評価を適切に実施できる体制が十分に整備され、評価結果が、フィードバックされ、改善効果を上げている。

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

【評価結果】

目的の達成状況が良好である。

(評価結果の根拠・理由)

1 - 大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

基本理念に基づき社会貢献を大学が果たすべき役割の柱の1つと位置付けている。その中で教育サービスを社会貢献における重要な要素として捉え、教育サービスの目的を定めており、この目的に基づき、7つの具体的方針が定められている。

また、中期目標の中で、社会との連携・協力、社会サービス等に関する基本方針として、「地域の要請に応じて、人材その他の資源を積極的に提供すること」を掲げており、これに基づき具体的な中期計画が定められている。

これらの基本理念、中期目標・中期計画、教育サービスの具体的な方針等は、大学のウェブサイトに掲載されている。また、各方針に基づくそれぞれの活動は、ウェブサイトに掲載され、各関係機関にチラシや市政だよりにより配布されている。

これらのことから、計画や具体的方針が定められており、周知されていると判断する。

1 - 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

教育サービスについては、方針に基づき活動が実施されている。

「1. 大学が蓄積した知識・情報を社会に開放する。」については、市民を対象とする公開講座を開催する一方、市内2大学1高等専門学校とともに、長岡市主催の「ながおか市民大学」の開催に協力している。特に、公開講座では災害時に利用できる技術を紹介するなど時宜を得た内容が開催されている。

「2. 社会人が大学教育を受ける機会を提供する。」については、社会人を研究生、特別研究学生、科目等履修生として、また、他大学生と短期留学生を特別聴講学生として受け入れている。

「3. 若者の理工系分野への関心を高める。」については、中学3年生を対象とする「中学校数学アカデミー」、小・中学生を対象とする「化学のおもちゃ箱」、青少年・一般を対象とする「青少年のための科学の祭典」を主催、共催、又は開催に協力している。また、オープンキャンパスでは、全国の高校生等を集めて、大学説明会と研究室公開を実施している。このほか、高大連携事業として、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)に指定された長岡高校の理数科1, 2年生が大学の研究現場を体験する「SSH事業」と、文部科学省のサイエンス・パートナーシップ・プログラム(SPP)の支援による事業で、高校生が研究現場を体験する「高大連携講座」、高校教諭が先端工学理科教育研究会や先端工学実習・研修に参加する「教員研修」を実施している。

「4. 高専の教育に協力する。」については、全国の高等専門学校生が、夏休み中に5日間または10日間、大学の研究室で体験学習するオープンハウスを実施しており、単位認定する高等専門学校も多い。また、当該大学の教員が高等専門学校を訪問し、講義や大学の研究内容の紹介を行う出前授業を実施してい

る。

「5. 企業の技術・研究者に知識・情報を提供する。」については、企業の技術者や研究者を対象に、先端的な研究を紹介し、実習の機会を提供する「高度技術者研修」、地域の研究者・技術者・経営者を対象にした「技術開発懇談会」、企業と大学が相互に技術情報を発信する「地域企業と長岡技大の交流フェア」を実施している。

「6. 図書館の学術情報を社会に開放する。」については、企業や市民に対し附属図書館を開放しており、図書館資料の閲覧、複写と蔵書検索のサービスを行っている。さらに、図書の貸出サービスも実施しており、年々利用数が増加している。

「7. その他、社会の要請に応える。」については、毎年、新潟県内の高等学校の化学担当教諭と全国の高等専門学校の化学・材料・物質系教員を対象とした「分子科学サマースクール」を実施している。これは、平成16年度より、SPP事業の「教員研修」に組み入れられている。また、随時、大学施設等の開放を行っている。

これらのことから、計画に基づいた活動の実施状況は、非常に優れていると判断する。

1 - 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

公開講座の定員に対する受講率は、過去5年間で平均60%程度であり、「ながおか市民大学」も同様である。短期留学生を中心とした特別聴講学生は、平成12年度は0人であるが、平成13~16年度の4年間で10人から31人に増加している。

「中学校数学アカデミー」は募集人員にほぼ等しい参加者がある。

「化学のおもちゃ箱」は、毎年300~500人の参加者がある。

「オープンキャンパス」では、毎年約340人(県内60%、県外40%)の高校生等を集めている。

「SSH事業」では、延べ117人(平成14~16年度)が参加し、事後アンケートから、高校生が先端研究に高い関心を持っていることが窺える。このSSH事業は、財政支援が終了した平成17年度以降も、自主的に継続することが決まっている。

「高大連携講座」は平成15年度は40人、平成16年度は、前期7人、後期16人の高校生が参加している。

高校教諭に対する「教員研修」では、先端工学理科教育研究会に15人、先端工学実習・研修に19人が参加している。事後の参加者との対話では、「このような研修は、高校の理科教員にとって貴重な体験である」との感想が数多く聞かれており、満足度の高さがうかがえる。

「オープンハウス」は、過去3年間で、全国から平均154人の高等専門学校生が参加しており、アンケートでも、多数の参加者が「大変良かった」または「良かった」と回答しており、参加者の当該大学受験率も高い。

「高度技術者研修」は、過去5年間の参加者数が平均9.5人と定員10人にほぼ等しい。

「技術開発懇談会」は、参加者数が平均14人と定員20人の70%である。

「地域企業と長岡技大の交流フェア」には、平成12~14年度の3年間、平均54社の企業と49研究室が参加している。平成15年度は「産学交流フェア in にいがた」として、企業123社、大学・高等専門学校122研究室(うち当該大学48研究室)が参加している。平成16年度には「産学官ジョイント交流会」として、10の民間団体と17の大学・高等専門学校研究室、及び7支援機関が参加して、長岡技科大・長岡高専技術シーズプレゼンテーションと産学交流会が行われている。

「図書館の開放」では、外部からの利用者数は、平成 13 年度では年間約 2,000 人であったが、図書の貸出サービスを開始した平成 14 年度からは、毎年 1,800 人程度の割合で増加し、平成 16 年度には、7,541 人に達している。これとともに、図書の貸出冊数も増加傾向を示している。

「分子科学サマースクール」は、過去 5 年間で平均 14 人（定員の 56%）の参加者がある。

これらのことから、対象者を小・中・高校生、高専生から教員、企業人を対象とした広範な活動が行われており、多くの活動において参加者が十分に確保されており、事後アンケートの結果やサービス享受者の感想・意見等から判断しても、満足度は高く、活動の成果が上がっていると判断する。

1 - 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

教育サービスの対象の違いによって所掌する委員会が異なるが、各委員会において各々の活動の改善に対応しており、活動の終了後に、担当者から委員会に実施状況が報告され、必要に応じて改善のための審議を行っている。

個々の活動に対しては、参加者に対してアンケートが実施されており、その結果を基に各関係委員会で改善が図られる。例えば、産学交流フェアでは、アンケート結果を踏まえて、開催会場や開催時間の変更、昼食交流会や自由懇談の機会を設けるなど、毎年改善が図られている状況が窺える。

これらのことから、改善のシステムがあり、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「目的の達成状況が良好である。」と判断する。

【優れた点】

毎年多くの高等専門学校生が参加するオープンハウスは、参加者の満足度も非常に高く、受験者の確保にも十分に寄与しており、高等専門学校からの編入学を大規模に実施している大学として、極めて大きな意義を持つ教育サービスといえる。

教育サービスの提供について、7つの方針をたて、小学生、中学生、高校生、高専生、地域住民、企業の技術者及び研究者などを対象とする活動が、活発にかつ高い評価を得て実行されている。

< 参 考 >

現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 長岡技術科学大学
- (2) 所在地 新潟県長岡市上富岡町1603-1
- (3) 学部等の構成
 学部：工学部
 研究科：工学研究科
 附置研究所：なし
 関連施設：語学、体育・保健、分析計測、技術開発、工作、極限エネルギー密度工学研究、留学生、eラーニング研究実践、情報処理、ラジオアイソトープ、音響振動工学、理学、マルチメディアシステム、テクノインキュベーション、高性能マグネシウム工学研究の各センター
- (4) 学生数及び教員数（平成17年5月1日）
 学生数：学部1,268名、大学院1,016名
 教員数：224名

2 特徴

本学は、実践的かつ創造的な指導的技術者の養成という社会的ニーズに応えるため、“大学院に重点を置く新構想大学”として、昭和51年10月1日に開学した工学系単科大学である。学部は工学部、大学院は工学研究科に修士課程及び博士後期課程を設置している。

本学の使命は、健全な社会の発展に必要な学問技術を創造・構築するとともに、これに携わる独創的・指導的な能力ある人材を育成し、かつ開かれた大学として社会に貢献することにある。

この使命を達成するため、本学は、新たな「技術科学」すなわち“技学”を創出し、それを担う実践的・創造的な技術者の養成を行い、及びこれらを通じて社会との連携を図ることを基本理念としている。

“技学”とは、「現実の多様な技術対象を科学の局面から捉え直し、それによって技術体系を一層発展させる技術に関する科学」である。それは、「実践の中から学理を引き出し、その学理を再び実践の中で試すという、学理と実践の不断のフィードバック作用による両者の融合」を目指すとともに、「理学、工学から実践的技術、さらには管理科学等の諸科学に至るまで、幅広く理解し、応用すること」を期待するものである。

“技学”を上述のような意味に解する以上、それ

はまた、実践的技術者の養成と社会との連携を内に含んでいる。すなわち、実践と学理との融合は、教育面における実践的技術者の養成として機能するとともに、大学と社会との紐帯の強化を指向する。いわば、実践的技術者の養成と社会との連携は、“技学”の概念に由来し、また、“技学”の概念に収斂している。したがって、これらは不即不離・表裏一体の関係にあり、相互に関連しながら本学の基本理念を構成している。

この本学の基本理念から派生する特徴として、次の諸点が挙げられる。

高等専門学校卒業者等を第3学年に、専門高校、普通高校の卒業者等を第1学年に受け入れ、特色ある技術教育の体系をとっている。なお、入学者の選考には推薦入学制度を大幅に採用している。

創造力のある実践的な技術者を育成するため、学部と大学院修士課程まで同じ定員幅による一貫した教育体制としている。

実践的技術教育を充実させるため、実験・実習等を重視した実践的技術の開発を主眼とした教育を行うとともに、最先端の技術の実態に常に触れさせるよう配慮している。

指導的技術者として必要な人間性の陶冶と、実践的技術感覚を体得させるため、学部第4学年後半に約5カ月間、企業、官庁、公団等の現場（海外を含む）における実務訓練（インターンシップ）を実施している。

幅広いカリキュラムの編成により、広い視野と人間性、的確な洞察力と豊かな語学力を養うため、学部・大学院修士課程において所要の科目を開設し、一定単位数の履修を義務づけている。

開かれた大学として社会人を積極的に受け入れるため、大学院の9月入学制度、高等学校工業担当教員リフレッシュ教育コースを開設している。

大学院における社会人留学生を含め、留学生を積極的に受け入れるとともに、各国の大学・研究所との学術交流、開発途上国の大学等への教育・研究協力を積極的に推進している。

企業等との連携の企画推進を図る等、産学一体による共同研究を積極的に推進するため、技術開発センターを設置し、産学一体のリエゾン支援プロジェクトを編成し、開発・研究の推進を図っている。

目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、学部・修士一貫教育を大学設立の趣旨とし、教育研究の基本理念を、技学 - 技術科学 - に関する創造的能力の啓発と実践的技術の開発として捉えるとともに、人類の繁栄に貢献し得る新たな技術の開発を担う、実践的・創造的能力を備えた指導的技術者の養成に置いている。教育目的として次の諸項目を設定し、学部教育は、これら諸項目の基礎的部分を培うことを目指している。

1. 自然環境、人類の文化的・経済的活動など、技術科学をとりまく諸事情を理解し、広い視野を持って人類の幸福と持続的繁栄に技術科学を応用する意義を正しく認識した技術者を育成すること。
2. 技術科学の開発と実践につき、社会に対する責任を自覚し、説明する能力を有する技術者を育成すること。
3. 地域、国家、国際的規模で技術科学の開発を実践する視野を持ち、また、その基礎となる意思疎通能力を有した技術者を育成すること。
4. 社会の変化に対応し、新しい情報を柔軟に取り入れることができ、生涯を通じて自己の能力を高めることができる技術者を育成すること。
5. 技術科学の専門分野に関し、確固たる基礎知識に立脚した専門性と応用力を有した技術者を育成すること。
6. 新しい技術科学分野を開拓する創造力を有した技術者及び研究者を育成すること。
7. 新しい技術科学分野の研究ないし開発をリードし、組織化できる人材を育成すること。

（学士課程・大学院課程等ごとの独自の目的）

【学士課程】

3年入学の高等専門学校等卒業生で学部3、4年生の約8割を構成し、残りを専門高校卒業生と普通高校卒業生等で構成しているのは、大学設置の趣旨に沿った基本的入学方針である。また、本学は、上記の項目3等と関連し、主として、アジア・中南米などの発展途上国から、幅広く、多様な留学生を、様々なルートで受け入れている。これらに対応した選抜方法の整備、入学前の教育履歴に留意した授業科目の配置、カリキュラムの編成などが、下記の目標の設定と密接に関係している。また、本学の基本方針・体制は、一般の4年制大学工学部に対し高等技術教育の「複線化路線」の役割を担う意味も大きい。

学部共通の教育目標と課程別にかかる教育目標は、以下のとおりである。

1. 教育目的1～4に関連し、
 - (1) 学部を通じて、総合科目（人文、社会、管理科学）、専門基礎科目、外国語科目の一層の充実を図る。
 - (2) 可能な限り少人数教育による指導の充実を図る。
 - (3) 第一外国語（英語）については、能力別及び技能別クラス編成を行い、学習の効率化を図る。第二外国語については、開講言語の多様化を推進し、広い国際的視野を培う。
 - (4) 情報技術（IT）教育の充実を図る。
 - (5) 1年入学者には、高等専門学校（以下「高専」という。）卒業生が主体の3年入学者と専門教育を一体的に行うため、3年進学のための課程別取得単位条件を設定、これを達成させる。
2. 教育目的4～6に関連し、
 - (1) 学部を通じて、専門科目、実験、実習、演習の一層の充実を図る。これを助けるため、TA制度と、実践的能力向上に資するシニア・テクニカル・アドバイザー制度の導入、充実を図る。
 - (2) 卒業研究に代わる実務訓練（インターンシップ）につき、効果の一層の充実と、グローバル化対応の海外実務訓練の導入を図る。達成度判定は、学生本人及び受入れ機関からの報告、指導教員の評価等を総合して行う。訓練先機関との間でシンポジウムを開催、改善を図る。
 - (3) マルチメディア機器活用教材の開発と活用、高専等との連携に資する遠隔授業方法の開発、実践を図る。
3. 教育目的全体に関連し、
 - (1) 学部・修士一貫教育の趣旨に沿うカリキュラム編成及びシラバスの充実を図る。
 - (2) 一般入試受験生とともに、推薦編入学及び推薦入学についても高専及び高校等に対し全学及び各課程のアドミッションポリシーの周知徹底を図る。
 - (3) 実践的・創造的技術者の養成という基本理念に沿った教育に資するため、教員構成において、大学以外の経験者の一定比率の確保を図る。
 - (4) 学生には在学中及び卒業時アンケートにより習熟度等の自己判定をさせるとともに、教育改善に資する。
 - (5) 全課程について、JABEE認定を受けるべく準備を進め、教育目標の達成の向上に資する。

【大学院課程】

修士課程入学者の構成は、学部・修士一貫教育の趣旨に沿って、8～9割が本学学部からの進学者とし、残り

を他大学、高専専攻科卒業生としている。大学の基本理念とも関わる海外技術者研修協会（AOTS）の研修経験等を有する社会人留学生も受け入れる。

また、博士後期課程は、学部・修士一貫教育修了者だけでなく、実践的・創造的能力を備えた指導的技術者を養成する基本理念に沿って、他大学修士課程修了者や社会人学生、発展途上国における拠点形成に資する留学生等も受け入れる。

工学研究科の教育目標は、以下のとおりである。

修士課程では、

- 1．学部・修士一貫教育の趣旨を踏まえ、教育目的1～4に関連し、共通科目（人文、社会、管理科学）の一層の充実を図る。
- 2．教育目的3～6に関連し、
 - (1) 学生には必要単位数を設定、先端的研究につながる基礎及び専攻専門科目の充実を図るとともに、ほぼ半数まで他専攻専門科目も修了要件単位として認定し、計画的な履修を勧める。
 - (2) 関連分野を広く理解できる能力を養うセミナー・輪講を充実し、修士研究テーマの位置づけを理解させる。
 - (3) 研究指導の充実と研究成果の関連学会での発表の推進を図る。
 - (4) 学際領域を含む各分野の最先端技術と各専門分野との関連を学び、企業等での生産及び研究開発の視点と社会的要請に応え得る能力を養うための学外専門家による特別講義等の充実を図る。
 - (5) 上記(1)～(4)を通じて修士論文の完成を図る。

博士後期課程においては、

- 1．教育目的3～7に関連し、
 - (1) 専門分野での自主的な研究、活動を支援する。
 - (2) 必要な単位取得のための少人数輪講の充実を図る。
 - (3) 権威ある学会での研究成果の発表及び論文投稿を推進する。
 - (4) 国際会議等での母国語以外での討論の推進を図る。
 - (5) 上記(1)～(4)を通じて博士論文の完成を図る。
- 2．教育目的全体に関連し、
 - (1) 実践的・創造的技術者の養成という基本理念に沿った教育に資するため、教員構成において、大学以外の経験者の一定比率の確保を図る。
 - (2) 全学的な教育上の問題点の点検を行う委員会等を設置し、教育制度の改善・充実を図る。
 - (3) 修士課程修了生及びその採用企業等へのアンケート調査による教育効果の分析を行い、大学全体の教育改善の充実を図る。

なお、大学院では、企業との共同研究、プロジェクト研究にできるだけ多くの学生を参加させ、教育目標の達成に役立たせる。

選択的評価基準に係る目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

正規課程の学生以外に対する教育サービスの目的は、“社会一般に対して、大学における技術開発及び技術教育に関する知見を広く開放し、社会の要請に応えることによって、大学が社会的存在として機能する”ことにある。このことは、本学開学の際の基本構想においても、民間企業との共同研究や高専等の教員の再教育を例に、“開かれた大学”であるべきことが提言されており、この趣旨をさらに敷衍し、広く社会一般に対して大学開放を行い、社会のニーズに応えることを目途に、前記のような目的を設定している。

この目的の下に、正規課程の学生以外に対する教育サービスを提供する上での基本的方針と、達成しようとする基本的な成果は、次のとおりである。

1. 正規課程の学生以外に対する教育サービスを提供する上での基本的な方針

(1) 第1は、社会一般に対し、広く大学に蓄積された知見を開放することである。

これは、社会的貢献についての一般的・包括的な方針であり、従来の大学が象牙の塔に閉じこもり、社会から隔絶されていたことへの批判に応え、社会との連携を密にし、大学を社会的存在として機能せしめることにある。

(2) 第2は、社会人や短期留学生に対し、大学のキャンパスの内外において、大学教育を受け、あるいはこれに触れる機会を提供することである。

これは、正規の課程以外に、随時キャンパスの内外で高等教育を受けたいという市民や外国人のニーズに応え、生涯学習等の一翼を担おうとするものである。

(3) 第3は、若者に対し、技術を含む理系の分野について興味と関心を抱かせることである。

若者の理系離れが言われるようになって久しいが、彼らを大学の雰囲気と大学における技術教育の一端に触れさせ、技術を含む理系分野に目を向ける契機にしようとするものである。

(4) 第4は、本学と関係の深い高専教育への協力をを行うことである。

高専生を本学に体験学習で受け入れることにより、大学の雰囲気と大学教育に触れさせ、高専の実施しているインターンシップに協力するとともに、先端の技術分野についての講義や大学での研究開発の状況などを紹介し、また、高専に対して出前授業等を実施することで、高専教育への協力をを行うものである。

(5) 第5は、企業等の研究者・技術者に対し、技術等に関する知見や情報を提供することである。

(6) 第6は、附属図書館に蓄積された学術情報を、広く社会に開放することである。

これは、本学の附属図書館の学術情報を社会一般に開放するとともに、特に技術情報については、技術者等がこれに接する機会を提供しようとするものである。

(7) 第7は、その他、個々のケースに応じて、広く社会的ニーズに対応することである。

前記の他、大学施設等の開放を含め、随時かつ適宜に、社会の要請に応じ、大学から社会への協力を行おうとするものである。

2. 正規課程の学生以外に対する教育サービスにより達成しようとする基本的な成果

達成しようとする基本的な成果は、前記(1)の「基本的な方針」と表裏の関係にある。「基本的な方針」に則して「達成しようとする基本的な成果」を述べれば、次のとおりである。

(1) 第1については、大学が社会的存在として、社会一般とりわけ地域社会との関係を強化し、多様な観点からその紐帯を深めることである。

(2) 第2については、社会人等を科目等履修生等として受け入れることによって一定の単位や資格取得の機会を与え、生涯学習に寄与するとともに、キャンパス外においても、広く市民の生涯学習活動に貢献することである。

(3) 第3については、小・中・高校生等に対して、技術を含む理系分野への興味と関心を抱かせ、動機付けを図り、大学教育に目を向けさせることである。

(4) 第4については、高専生のインターンシップへの協力、高専への出前授業を行うことにより、大学教育に目を開かせるとともに、高専と本学の関係の強化を図ることである。

(5) 第5については、企業等の研究者・技術者の研修ないし懇談を通じて、技術に関わる知見を提供し、企業等の技術開発に貢献することである。

(6) 第6については、附属図書館に蓄積された技術情報を含む学術情報を、一般市民や企業に容易に取得させることである。

(7) 第7については、大学施設等の開放を含め、ケースバイケースにより、適宜社会の要請に応じ、協力することである。

自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

昭和 51 年新構想大学として発足した本学は、昭和 53 年に学則を制定し、その第 1 条に大学の目的（実践的、創造的な能力を備えた指導的技術者を育成するとともに、実践的な技術の開発に主眼を置いた研究を推進する）を規定する一方、基本理念（技学に関する創造的能力の啓発）及び教育研究活動の指針（VOS：実践を通じたの創造と貢献）を定めて、大学概要、ホームページ、大学案内に掲載し明示している。

学部履修案内には、大学の目的・基本理念とともに 7 項目からなる教育目的（広い視野、社会に対する責任感、知的向上心、基礎的知識に立脚した専門知識と応用力、創造力、指導力をもつこと）を掲げており、これは学校教育法第 52 条の規定に適合するものである。

大学院の目的は、学則第 4 条第 1 項及び第 2 項に、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」「博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と規定している。さらに大学院履修案内には、育成しようとする人材像について、修士課程においては、「実践的・創造的な能力の開発を目指し、社会の要請にこたえられる高度の指導的技術者」、博士後期課程においては、「自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識に加えて、広い視野と柔軟な思考力を備え、学術的研究を推進するとともに、その成果を実際の新技术にまで発展させ得る積極的意欲を持つ実践的・創造的な研究者及び技術者」と記載している。これらの本学大学院における教育目的は学校教育法第 65 条の規定に適合するものである。

本学の目的、基本理念、教育研究活動の指針及び教育目的は、これらに掲載している大学概要や履修案内を冊子として配布し、さらにホームページに掲載して、全教職員及び全学生に対して周知を行っている。

社会に対しては、大学のホームページ、大学案内及び大学概要に基本理念及び教育研究活動の指針を掲載することによって、公表している。

教職員及び学生が、本学の目的、基本理念、教育研究活動の指針及び教育目的をどの程度認識しているかについて調査は行っていないが、本学の教育研究活動の指針（VOS）は広報誌のタイトルでもあり、基本的に全ての教職員及び学生の知るところである。しかしながら、大学の目的や教育目的などを今後、さらに、教職員及び学生に認識を深めさせるような活動が必要であると考えている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

新たな技術教育及び高専との接続を創設の契機とする本学は、工学部を置き、教育組織として柔軟で学際的なカリキュラムの編成がしやすい課程制を採用している。

工学部には、教育組織として、機械創造工学、電気電子情報工学、材料開発工学、建設工学、生物機能工学、環境システム工学及び経営情報システム工学の 7 課程を置く。教員組織として、機械、電気、化学、環境・建設、生物及び経営情報の 6 系並びに 15 のセンターを置く。

学部の教育目的は、「広い視野、社会に対する責任感、知的向上心、基礎的知識に立脚した専門知識と応用力、創造力、指導力を備えた技術者の育成」であり、本学の目的と整合している。高専との教育上の接続に配慮した学士課程の構成及び課程制の採用は、本学の学部教育目的を達成する上で適切なものとなっている。

教養教育に関しては、教務委員会所属の教養教育等専門部会が、学部から修士課程まで一貫した教養教育を適正に実施する責任体制の確立及び基礎学力向上対策を策定することを任務として、本学の基本理念を実現す

るための教養教育の在り方等について審議している。

本学大学院工学研究科の修士課程には、学部の7課程と同じ構成、名称の7専攻を置き、学士及び修士課程の一貫教育を通して、広い視野、高度の専門性及び実践的・創造的な能力を備えた指導的技術者の養成を目的に教育研究を行っている。

博士後期課程には、学際的な研究領域を考慮して、情報・制御工学、材料工学、エネルギー・環境工学の3専攻を置き、当該専攻での教育研究を通して、修士課程の目的に加えて、自立して研究活動を行える高度の研究能力及び豊かな学識を養うことを目的に教育研究を行っている。

本学に設置する15のセンターは、(a)教育及び教育支援（語学センター等）、(b)学内研究支援（情報処理センター等）、(c)産学連携（技術開発センター等）、(d)研究推進（極限エネルギー密度工学センター等）のように役割区分できる。これらセンターの役割を本学の目的に対応させると、(b)は「実践的、創造的な能力の養成」、(a)は「指導的技術者としての素養の涵養」、(c)及び(d)は「実践的な技術の開発研究」に貢献しており、本学の目的達成の観点からセンターの構成は適切であるといえる。

しかし、これらのセンターとは別に、先端的分野などについては、研究等の進展に伴い、新しいセンターの設置などの教育・研究体制の確立が必要になりつつある。

教授会は、教育課程、学生の入学、卒業又は修了、学位の授与等、教育に関する重要事項を審議し必要な活動を行っている。教務委員会は、教育課程、授業実施等、教務事項全般について審議する。教務委員会には、教育課程専門部会、全学的なカリキュラム管理及び責任体制検討部会、教養教育等専門部会、JABEE対応検討部会があり、それぞれ固有の事項に関して実質的な検討を行っている。

基準3 教員及び教育支援者

本学の教育目的を達成するため、教員組織編成の学内基本方針が制定され、それに基づいた教員組織編成がなされている。本学の教員組織は、学士課程・大学院教育を行う6系と学内共同教育研究施設である15センターから構成されている。これらの教員組織は、学士課程、大学院修士課程、博士後期課程の教育組織とは異なった組織として構成され、それぞれの教育レベルにおいて最適の教育指導体制の実現を可能としている。系の教員組織は自由度の大きな大講座制を基本として構成されている。このように教員組織と教育組織を分離することにより、教育組織はそれぞれの教育レベルに応じた横断的で柔軟な体制となっている。

教員の採用にあたっては、教育に対する適性と研究に対する専門性を重視し、各課程ごとの学習目標を達成するための人材発掘に努めている。各課程における教育の充実を図るために、十分な数の教員が各系及びセンターにおいて確保されている。また、連携大学院協定に基づき、高度な研究水準をもつ機関の研究員が随時大学院博士後期課程の学生の研究指導に当たっている。

本学では、学生の定員に対する専任教員は十分確保している。本学の講師以上の教員は、すべて博士の学位を持つ者及びこれと同等の資質を持ち、大学院教育において指導的な立場を発揮できる者として構成されている。さらに、大学院博士後期課程の主指導教員となる助教授は、採用又は昇任後2年以上経過し、所定の審査によって承認された者でなければならない。

大学の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための必要な措置が講じられている。企業や他大学等での経験を有する教員を多く雇用し、年齢については十分にバランスがとれている。女性教員や外国人教員の数は多くはないが、適切な候補者があれば積極的に採用する方針である。教員の採用にあたっては原則として公募制によっている。また、任期制も積極的に導入している。

本学の教員の採用基準や昇格基準は明確に定められ、適切に運用されている。本学では、学士課程・大学院の教育上の指導能力の評価、大学院課程における教育研究上の指導能力を考慮して、教員の採用・昇格が行わ

れている。学士課程における教育上の指導能力の評価、大学院課程における教育研究上の指導能力の評価を行うために教員評価が始められた。学生による授業アンケートも行われており、教育の質の向上に資している。

各系・各センターに配属された教員は、教育の目的を達成するための基礎として、連動する研究活動を行っている。その研究成果は、学士課程及び大学院の講義に反映するよう個々の教員が努力している。

事務職員が学生の教育研究など学生の支援にあたっている。また、技術職員やTAによる授業補助体制が十分に機能しているほか、十分な社会経験を有する社会人がシニア・テクニカル・アドバイザーとして採用され、学士課程学生の教育指導にあたっている。

基準 4 学生の受入

本学は、「VOS」すなわち活力(Vitality)、独創力(Originality)、奉仕(Services)の基本理念のもと、「実践的・創造的能力を備えた指導的技術者を育成する」という教育目的に沿って、アドミッションポリシーを明確に定めている。これに基づいて、学部各課程、修士各専攻では、さらに具体的なアドミッションポリシーを制定し、「求める学生像」及び入学者選抜の基本方針を示している。「求める学生像」の骨子は、「技術や科学を通じて社会に貢献する意欲をもつ人」、「新しい分野の開拓や理論の創出、もの作りに意欲をもつ人」、「人間性が豊かで、責任感のある誠実な人」などである。これらのアドミッションポリシーは大学概要、大学案内、募集要項、ホームページに公表され周知されている。

本学では、教育目的の実現に向けて「求める学生像」に沿った学生を受け入れるため、入学志願者の出身に対応する多様な選抜方法を実施している。本学の選抜の最大の特徴は、第1学年入学者の約4倍の第3学年編入学者を、主に高専から受け入れていることであるが、学部第1学年、第3学年、修士課程で推薦選抜、一般選抜を実施しているのを始め、社会人、外国人留学生、社会人留学生、帰国子女を対象にした特別選抜も行っている。

留学生数は交換学生などを含めて26カ国から191名(平成17年5月1日現在)で、全学生数の8%強を占めており、国際色豊かなキャンパスとなっている。

選抜方法の検証については、入学者選抜方法研究委員会あたり、各選抜方法と入学後の学生の成績の相関関係について詳細な調査研究を実施している。その結果を基礎データとして、普通高校からの推薦選抜(平成18年度選抜から実施)を決めるなど、「求める学生像」に沿った入学者を一層幅広く受け入れるための施策が取られた。また、高専から一層優秀な学生を受け入れるため、研究協力など高専との連携強化策も実行されている。

本学の入学者数は、学部、大学院とも定員を上回っているが、大幅に超えていることはない。教員1人あたりの学生数は7.8人で、少人数教育という観点からは全国の国公立大学工学部の中でも最上位グループにランキングされている。さらに学生実験等に関わる施設設備についても適切に整備されており、教育目標を達成するための教育・研究指導が支障なく行える体制が十分に確保されている。

基準 5 教育内容及び方法

< 学士課程 >

本学では実践的・創造的な指導的技術者養成の目的の下、基礎から高度な内容へと段階を踏む有機的な科目配置を行っている。具体的には、1、2年次の「専門基礎科目」と3、4年次の「専門科目」とを、きめ細かく関連づけるとともに、「教養科目」、「外国語科目」においても、1、2年次の科目を土台に、3、4年次のより高度な科目に進めるよう編成している。本学は、3年次に多数の高専等からの編入学者を受け入れており、この科目編成により、これらの学生の編入前の教育との整合も図っている。

また、「専門科目」については、各課程の教員の研究成果が反映された専門性の高い科目が幅広く開講されている。さらに、長期にわたる「実務訓練」は本学の教育目的に沿う最重点科目で、大学院進学者に課しており、学内外から高い評価を受けている。本学は学部・大学院一貫教育を実施しており、この科目はその特色を具現化するものである。

このほか、他課程科目の履修、遠隔教育を含めた単位互換、TOEIC等の成績による単位認定、語学研修科目の開講、補習教育の実施、習熟度別クラス編成等によって、学生の多様なニーズ、及び社会からの要請に答えている。

また、ガイダンスでの履修モデルの提示、担任教員等の履修指導などの学習支援により、単位の実質化を図っている。なお、GPA方式の導入、履修科目登録単位数の上限設定に関しては、具体化に向けた協議が始まっている。

学習形態や学習指導方式については、科目の特性により、情報機器、TAの活用とともに、講義、対話・討論、演習、実験等をバランスよく組み合わせ、また少人数教育も実施し、適切な学習指導に向けた工夫をしている。特に研究室では最大5名程度の範囲で指導を行い、専門の教育・研究を行う学力を身に付けさせている。

シラバスについては、必要な項目が記載され適切に作成され、学生全員に配布しており、十分に活用されている。統一された様式で記載されているが、「授業項目」の記述の一部に改善の余地があるので現在是正に取り組んでいる。

成績評価基準、卒業判定基準は学生全員に配布される「学部履修案内」に、さらに個々の科目についての具体的な評価基準はシラバスに記載されており、学生に周知されている。成績評価はこれらの基準に則って行われており、成績評価に関する学生の異議申し立てに対しても対応する体制が整えられており、公平性、透明性が保たれている。

<大学院課程>

大学院修士課程では「各専攻共通科目」、「専門科目」及び「研究指導(基礎研究・応用研究)」が、また博士後期課程では「専攻科目」及び「研究指導(基礎研究・開発研究)」が適切なバランスで配置されている。

「各専攻共通科目」は工学専門教育と密接な関係をもつ社会科学や基礎科学等から構成されている。専門科目の内容は、研究活動の成果を反映しており、前者ではその目的とする「広い視野に立って清新な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力の育成」に、また後者では、その目的である「自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」に合致する。

科目内容の理解と修得を促進するため、指導教員は個別に科目の選択、履修及び研究の指導を行うなど、単位の実質化への配慮がなされている。講義、セミナー、演習及び実験がバランスよく配置され、ほとんどの授業は少人数で行われ、対話・討論形式の授業も多い。

シラバスは統一された様式に則り必要項目が記載されており、授業項目の記載の一部には改善の余地があるが、おおむね教育課程の編成の趣旨に沿った適切なものであり、学生にも十分に活用されている。

研究指導は学生の志望する教員により、きめ細かく行われている。複数指導教員による指導体制、TAやRA等の活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練も十分に行われている。研究進捗状況の把握、以後の方針、発表方法の指導及び成果の学会等への発表などが指導されており、学位論文に係わる指導体制は適切に整備され機能している。

成績の評価基準や修了認定基準は、組織として策定され、適切に実施されているとともに、学生にも周知されている。学位論文の審査は適切かつ有効な体制の下で行われている。成績評価等の公平性、透明性を担保するための処置は講じられている。

基準 6 教育の成果

本学では、学部・大学院の教養教育、専門教育等を通して、各課程・各専攻において育成すべき学生の学力、資質・能力を、本学の教育目的に沿って明示的に定め、大学案内、履修案内等で公表し、新入生ガイダンス等で説明している。その教育の成果については、教務委員会を中心に、進学、卒業・修了等を認定し、教育の達成状況に関する学生への意識調査を行うとともに、就職状況を通して社会的な評価状況も検証している。

教育の成果を進級、卒業・修了等の認定状況にみると、学部卒業、大学院修士修了については、1年程度の留年者を含めると、入（編入）学者のほぼ90%に達し、丁寧な教育・指導がなされている。学生は、専門分野を確実に学び、研究活動に活発に取り組んでいるといえる。

次に教育成果に関し、学生への総括的な修得度自己評価アンケート及び個々の授業に対するアンケートを通してみると、英語、人文・社会科学、理数的基礎学力の能力については、その授業において丁寧な説明がなされているものの、修得感が必ずしも高くはないことから、学部・大学院修士課程のこれらの科目群では、改善への取組を開始している。一方、専門分野の能力に関しては、卒業・修了時の修得感が高い。さらに実践的能力を養う上での特徴的プログラムである実務訓練の満足度は非常に高くなっている。

本学の教育の成果を、卒業生・修了生の就職・進学状況から検証すると、就職率の高さ、就職分野別内訳の変遷から、経済と産業構造の変化に柔軟に対応しつつ、確かな専門的能力を有する人材の育成がなされているといえる。さらに修士課程修了生及び就職先企業等によるアンケートを通じた評価によると、高度な専門性を有する実践的な技術者として評価されている。国際的活動能力、リーダーシップの育成については、教務委員会を中心に新たな取組を始めている。

以上のように学部・大学院の一貫教育による教育の成果は、卒業・修了において高い実績を挙げ、学生自身及び社会からも、おおむね高い評価を得ている。その内容は、高い専門性及び技術実践感覚の育成を特徴としているが、さらに技術をとりまく幅広い知識や指導的人材の素養の育成にも精力的な取組を行っている。

基準 7 学生支援等

ガイダンスは、学年別、課程・専攻別にきめ細かく行っており、入学・進学にあたっての学生の不安を取り除くようにしている。授業開始後の学習相談については、指導教員、事務職員が対応するのはもちろんのこと、クラス担当教員制度、アドバイザー教員制度も設けている。また、各教員がオフィスアワーを設けている。

学生の多様なニーズのくみ上げには、学生生活実態調査を実施したり、学長ら執行部が懇談会を開いて、積極的に取り組んでいる。学生相談内容からも、学生の要望の把握に努めている。それらの結果を学生支援に反映するよう取り組んでいる。

特別な学習支援が必要な留学生や社会人学生に対しては、日本語教育やe-ラーニング授業を実施している。

図書館の24時間対応、工学部として特に重要なIT環境の充実など、自主的学習環境は充分整備されており、学生は積極的に利用している。

また、教育目標である「指導的技術者の養成」を達成するため、心身共に健全な学生の育成を目指して課外活動の活性化にも努めている。サークル活動に対しては顧問教員を置くほか、学生委員会委員、事務職員が積極的に指導・助言にあたっている。

学生の健康・生活等の悩み相談は体育・保健センターを中心に多様な窓口を設けており、幅広い相談内容に適切、迅速に対応できる体制が整っている。留学生の相談には、留学生センター等の教員、留学生課職員、チューター、ボランティア・グループが積極的に対応している。

奨学金制度を活用した経済的な援助は、おおむね適正に行われている。しかし、授業料と入学料免除に関し

ては、希望者の要望を全面的に満たすには至っていないことなどにかんがみ、現在、本学独自の新たな奨学金制度の確立を検討している。

基準 8 施設・設備

以下の状況から、本学の教育研究組織の運営と教育課程の実現に相応しい施設・設備、情報ネットワーク、学術資料等が、適切に整備・管理され、有効に活用されていると判断できる。

本学は、大学設置基準に十分に適合する校地と校舎を保有している。講義室、研究室、実験・実習室、ゼミ室等は、必要数が確保され、高い稼働率で使用されている。講義室とゼミ室には、適宜、映像設備が、また大多数の講義室には、冷暖両用空調設備が設置されている。情報処理教育用に合計 270 台のパソコンが、語学学習用に LL 教室が 2 室と自習室が設置されている。図書館は、総面積 3,380 m² で、252 閲覧席を持つ。平日は 8:30～21:00、土日は 12:00～17:30 の間開館する。24 時間利用の実現のために、自動貸出装置と入退館システムを設置している。

平成 17 年 6 月現在、約 5,300 台のパソコンがネットワークの利用登録をしており、情報ネットワークは、稼働率が非常に高く、教育・研究に必須の設備になっている。研究室配属前の学部学生は、自習用パソコン室の 40 台のパソコンが、40 個の接続端子と持込みパソコンを使って、9:00～21:00 の間学内外にアクセスできる。教職員、大学院学生と研究室に配属された学部学生は、研究室等の端末から常時ネットワークに接続できる。情報ネットワークの適正な管理・運用は、管理規程、利用規則、ガイドラインとセキュリティ対応体制等によって保証されている。

学内の施設は、設立目的が学内規則で規定され、それぞれに運用規程等が制定されており、すべて大学及び各施設のホームページに掲載されている。共同利用施設は、「利用の手引き」をホームページと冊子に、特に学生には、「学内施設の利用案内」と「情報ネットワークに関連する諸規則」を「学生生活ガイドブック」に掲載して、周知を図っている。

図書館予算で購入する学術雑誌、図書、視聴覚資料の選定は、図書館運営委員会の審議を経て決定する。学術雑誌の予算は共通経費化して、安定的な提供を確保している。学術雑誌は、あらかじめ決められた基準に基づいて選定する。図書館は、人員と予算の効率的な運用のために、学術図書・雑誌の集中管理方式を採用している。これは、24 時間利用と併せて、学術資料を有効に活用するための基盤になっている。学術文献・資料の電子版の導入を積極的に推進するとともに、利用講習会を頻繁に開催して、学生、教職員の利便を図っている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教務委員会を中心として、教育活動の実態を示すデータや資料について、適切に収集・分析・蓄積を行う体制にある。全学的に J A B E E 受審を推進しているので、特に学部教育に関して、より詳細な教育活動実態を示すデータや資料を数年間保存する体制が、全学的に完備される予定である。

学生の意見の聴取は、教務委員会と学生委員会を中心として、学生へのアンケートや実態調査、学長との懇談会、アドバイザー教員制度等により行われている。

学外関係者（卒業（修了）生、就職先企業、実務訓練先企業、高専教員）からの意見と評価は、教務委員会と実務訓練委員会を中心として、アンケートやシンポジウム等により聴取している。

学生や学外関係者の意見と評価を教育の質の向上と改善に結び付ける検討は、教務委員会と将来計画委員会において、教育課程の見直しや教員組織の構成に反映して行われている。検討した内容は、教育研究評議会で審議を経て学長に答申されている。

個々の教員は、授業アンケート等の評価結果に基づいて、教育の質の向上に取り組んでいる。

以上のように、学生や学外関係者からの授業内容や教育状況の意見は、自己点検・評価に適切に反映されている。教育の質の向上と授業及び教授方法の改善に向けて、教務委員会、将来計画委員会、教育研究評議会等を通じて、具体的かつ継続的に大学として取り組む体制が整備されている。

次に、FDについては、大学として組織的な取組を開始している。教員個々の資質向上のための改善が継続的に行われている。このため、授業評価の高い授業の公開を実施している。また、新人教員のFD研修会及び教職員の学生指導研究会を実施している。FDや授業評価アンケートに基づいて、毎年、カリキュラムの改訂のための検討が行われ、実際に改訂されている。

技術職員、シニア・テクニカル・アドバイザーやティーチング・アシスタント等の教育支援者や教育補助者は、実験、演習開始前に学生指導方法のガイダンスを授業担当教員から受けている。さらに、資質向上のために、技術職員を対象とする研修会を開催している。

基準 10 財務

本学は、「実践的・創造的な能力を備えた指導的技術者を育成するとともに、実践的な技術の開発に主眼を置いた研究を推進することを目的とする。」として設立され、教育研究活動を遂行している。中期計画・年度計画に基づき教育研究活動を遂行するうえで予算配分は重要であり、本学においては、予算配分の基本方針は役員打合せ会で検討したうえで、教育研究評議会、経営協議会、役員会での十分な審議を経たうえで決定している。

経常的収入の継続的確保として、「観点 10 - 1 - 2」のとおり自己収入（授業料、入学金、検定料等）については、今後も安定した収入を継続的に確保し、教育研究活動の基盤経費とすることとしている。また、外部資金については、獲得に一層の努力を行い大学の経営の一助とすることとし、導入促進を図るための専門部会を通じてその具体的で効果的な方策を講じている。競争的資金についても、教員に対しての説明会、詳細な情報提供の実施等を行っている。

基準 11 管理運営

本学は、大学の目的の達成に向けて、役員、教員及び事務局職員の人員構成のバランスがとれており、管理運営のための適当な規模の組織として効果的な機能を発揮するとともに、効率的な意思決定を行い得る組織形態をとっている。また、監事から本学の業務執行や会計処理に関して、有益な多くの助言と指導を得ている。

学生のニーズや要望は、クラス担任、研究室の指導教員、学生支援センターやアドバイザー教員などにより把握されている。

教員のニーズの把握は、系・センター会議、種々の学内委員会や全学教授会及び教育研究評議会での議論を通じて行われている。事務局職員のニーズは、各種の会議、委員会の事前打合せ会、反省会などの場で把握されている。また、学外関係者である全国高専や新潟県内高等学校の関係者の要望は、種々の集いや本学の教員による相手先の訪問を通じて把握している。

管理運営に関する方針、学内諸規則などは、法人化後再整備され、または新たに整備された。

本学の目的や計画をはじめとする全学に係るデータや情報は全学のホームページに、また、各系、研究室に係るデータや情報はそれぞれのホームページに、短期間内の更新の下に掲載されており、かつ相互にリンクされ、大学の内外から自由にアクセスできるシステムが構築されている。一方、個人情報を含む保護を必要としている各種情報については、現在、個別的に管理されている。今後、アクセス権限に応じて、更に容易にアクセスできるように、学内情報基盤の一元的整備が進められている。

開学 10 年以來、おおむね 3 年ごとに、詳細な資料やデータに基づき、現状の分析・認識と問題点の抽出・把握及び改善点の指摘・改善方策を提案し、実質的な自己点検・評価を行うとともに、関連する刊行物はすべ

て広く社会に公開している。また、近年の「長岡技術大学外部評価委員会総括評価書」や運営諮問会議報告書に示されているように、外部者により自己点検・評価を検証する体制は整備され、着実に実施されている。

今後、評価室を中心として行われる自己点検・評価の結果を部外者により検証するとともに、フィードバックし、改善策に結びつけるシステムの整備について早急に検討を進める必要がある。

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

本学は、教育サービスの目的を「大学が保有する知識・情報を社会に開放し、その要請に応えることにより、大学が社会的存在としてその機能を果たすこと」と規定し、以下の方針を掲げている。

(1) 大学が蓄積した知識・情報を社会に開放する。(2) 社会人が大学教育を受ける機会を提供する。(3) 若者の理工系分野への関心を高める。(4) 高専の教育に協力する。(5) 企業の技術・研究者に知識・情報を提供する。(6) 図書館の学術情報を社会に開放する。(7) その他、社会の要請に応える。

これに対応して、以下の教育サービス活動を実施している。

市民対象の「公開講座」を主催し、また、「ながおか市民大学」の開催に協力する。(2) 社会人、他大学生、短期留学生を、「研究生」、「特別研究学生」、「科目等履修生」、「特別聴講学生」として受け入れる。(3) 中学3年生対象の「中学校数学アカデミー」、小・中学生対象の「化学のおもちゃ箱」、青少年対象の「青少年のための科学の祭典」、高校・高専生対象の「オープンキャンパス」を開催、又はその開催に協力する。また、高校大学連携事業として、高校生対象の「SSH事業」とSPPの支援による「高大連携講座」、及び高校教員対象の「教員研修」を実施する。(4) 高専生が体験学習する「オープンハウス」の実施、本学教員が高専で講義する「出前授業」を行う。(5) 企業の技術・研究者を対象とする「高度技術者研修」、経営者を含む「技術開発懇談会」、さらに「産学交流フェア」を開催する。(6) 企業や市民に「図書館を開放」し、多様なサービスを提供する。(7) 公共性のある団体に対して「大学施設を開放」する。

教育サービスに係る具体的方針とそれに基づく活動は、チラシや市政だよりとともに、すべて大学のホームページに掲載して、その目的・計画の周知を図っている。また、大半の活動で参加者が確保されており、特に(3)～(6)では参加・利用者が多く、満足度も高い。それぞれの活動について、その計画・実施に係る事項を審議する委員会が定められ、アンケートを含む活動改善システムも作られており、実際に機能している。

以上の状況から、教育サービスの目的を達成するに相応しい方針が定められており、活動目的の周知が図られている、活動が適切に実施されて参加者が確保されている、また活動の成果が上がっており、改善のシステムも機能しているといえる。

自己評価書等リンク先

長岡技術科学大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

長岡技術科学大学	ホームページ	http://www.nagaokaut.ac.jp/
	自己評価書	http://home.nagaokaut.ac.jp/j/jouhou/hyouka_ninsyou.html
機構	ホームページ	http://www.niad.ac.jp/
	自己評価書	http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200603/daigaku/jiko_nagaokadaigaku.pdf

自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準 1	1-1	国立大学法人長岡技術科学大学学則（抜粋）（第1・4条）
	1-2	国立大学法人長岡技術科学大学概要（基本理念・VOS）
	1-3	国立大学法人長岡技術科学大学ホームページ（基本理念・VOS）
	1-4	学部履修案内（抜粋）（本学の教育研究の基本理念及び教育目的）
	1-5	大学院履修案内（抜粋）（本学の教育研究の基本理念及び教育目的）
	1-6	長岡技術科学大学大学案内（基本理念・VOS）
	1-7	VOS
基準 2	2-1	国立大学法人長岡技術科学大学学則（抜粋）（第1～6条）
	2-2	国立大学法人長岡技術科学大学組織・運営規則（第2条、別表）
	2-3	学部履修案内（抜粋）（本学の教育研究の基本理念及び教育目的）
	2-4	教務委員会教養教育等専門部会の設置について
	2-5	教養教育等専門部会議事概要
	2-6	国立大学法人長岡技術科学大学教授会規則
	2-7	教授会議事要旨
	2-8	国立大学法人長岡技術科学大学教務委員会規則
	2-9	教務委員会及び専門部会組織図
	2-10	教務委員会教育課程専門部会の設置について
	2-11	教務委員会全学的なカリキュラム管理及び責任体制検討部会設置について
	2-12	教務委員会 JABEE 対応検討部会設置について
	2-13	教務委員会議事概要
	2-14	教育課程専門部会議事概要
	2-15	全学的なカリキュラム管理及び責任体制検討部会議事概要
	2-16	JABEE 対応検討部会議事概要
基準 3	3-1	技術科学大学の組織，教育課程，施設等について（抜粋）
	3-2	国立大学法人長岡技術科学大学組織・運営規則
	3-3	教員組織と教育組織の分離
	3-4	連携大学院協定機関一覧（平成17年6月1日現在）
	3-5	過去5年間における非常勤講師の雇用実績一覧
	3-6	国立大学法人長岡技術科学大学教員選考基準
	3-7	国立大学法人長岡技術科学大学教員選考手続要領
	3-8	学生の定員と現員（平成17年5月1日）
	3-9	国立大学法人長岡技術科学大学教員の任期に関する規程
	3-10	国立大学法人長岡技術科学大学外国人教員の任期に関する規程
	3-11	国立大学長岡技術科学大学職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規程
	3-12	国立大学法人長岡技術科学大学評価室規則

	3-13	国立大学法人長岡技術科学大学教員評価に関する基本方針
	3-14	国立大学法人長岡技術科学大学教員評価に関する実施基準
	3-15	教員評価に係る評価項目
	3-16	授業アンケート
	3-17	長岡技術科学大学研究レビュー（2003）
	3-18	教官研究業績一覧（2002-2004）
	3-19	国立大学法人長岡技術科学大学研究者総覧（2005）
	3-20	シラバス（抜粋）
	3-21	実務訓練シンポジウム一覧等
	3-22	修士論文題目一覧
	3-23	教育課程に関わる事務職員の組織図
	3-24	技術職員による学生実験補助
	3-25	シニアテクニカルアドバイザー採用計画一覧（平成16年度，17年度）
基準4	4-1	アドミッション・ポリシー（学部・修士課程）
	4-2	大学案内（抜粋）各課程・専攻アドミッション・ポリシー
	4-3	アドミッション・ポリシー（博士後期課程）
	4-4	アドミッション・ポリシー（ホームページ掲載）
	4-5	大学概要（抜粋）教育研究の特色
	4-6	大学案内・募集要項等送付先一覧
	4-7	ホームページアクセス件数
	4-8	平成16年度就職状況一覧（抜粋）
	4-9	外部評価と自己点検評価（1999 - 2000 抜粋）企業による修士修了生の評価
	4-10	国立大学法人長岡技術科学大学入学試験委員会規則
	4-11	第1学年及び第3学年入学者選抜試験実施要領
	4-12	入学者選抜試験試験問題等作成要領・点検要領、入学者選抜試験委員の範囲等に関する申合せ
	4-13	入学者選抜試験実施組織
	4-14	入学者選抜試験に係る連絡事項
	4-15	国立大学法人長岡技術科学大学入学者選抜方法研究委員会規則
	4-16	平成14年度入学者選抜方法研究委員会報告書
	4-17	平成15年度入学者選抜方法研究委員会報告書
	4-18	平成15年度第8回及び第9回入学試験委員会議事概要（抜粋）
	4-19	過去5年間における入学定員に対する入学者の割合
	4-20	大学ランキング2006（抜粋）
基準5	5-1	学部履修案内・学部時間割
	5-2	科目系統図（学部履修案内）
	5-3	教養科目履修者のために（教養教育等専門部会）
	5-4	平成16年度 授業内容と各種能力の習得度自己評価アンケート
	5-5	教員の研究活動の成果と授業内容への反映例

	5-6	学年別・課程別順序以外の履修（学部履修案内）
	5-7	他大学等で履修した単位及び大学以外の教育施設等における学修の成果の取扱いに関する申合せ
	5-8	単位互換協定締結機関等一覧表
	5-9	単位互換実績一覧
	5-10	外国語単位認定表（学部履修案内）
	5-11	国立大学法人長岡技術科学大学実務訓練の履修に関する規則（学部履修案内）
	5-12	実務訓練実施状況
	5-13	第3学年への編入資格（学則第18条）
	5-14	系統図（大学院履修案内）
	5-15	GPA方式（教務事項検討部会答申）
	5-16	履修科目登録単位数の上限設定（教務事項検討部会答申）
	5-17	研究室未配属学生に係わるアドバイザー教員に関する申し合わせ
	5-18	単位の計算方法（学則第37条）
	5-19	平成17年度1学期英語必修科目クラス履修者数
	5-20	教員一人当たりの指導学生数
	5-21	TA実施計画
	5-22	シラバスの例
	5-23	補習教育実施状況
	5-24	平成16年度第2学期授業アンケート結果
	5-25	成績の評価と単位の授与（学部履修案内）
	5-26	国立大学法人長岡技術科学大学学則第46条
	5-27	平成16年度第2学期授業アンケート結果
	5-28	大学院履修案内及び授業科目概要，大学院時間割
	5-29	平成17年度大学院学生の指導教員の決定等について
	5-30	研究活動の成果の授業への反映例
	5-31	平成16年度 審査委員候補者名簿 修士課程
	5-32	平成16年度 審査委員候補者名簿 博士課程
	5-33	大学院修士課程講義履修者数
	5-34	大学院博士課程講義履修者数
	5-35	研究室配属時の研究室紹介資料
	5-36	平成16年度第2学期ティーチング・アシスタント実施計画書
	5-37	リサーチアシスタント（RA）数
	5-38	国立大学法人長岡技術科学大学学則第69条
	5-39	国立大学法人長岡技術科学大学学位規則
	5-40	国立大学法人長岡技術科学大学学位審査取扱規程
	5-41	専攻教員名簿（修士課程）
	5-42	専攻教員名簿（博士課程）
基準6	6-1	2006 長岡技術科学大学 大学案内
	6-2	長岡技術科学大学 学部履修案内 平成17年度第1学年入学者用

	6-3	長岡技術科学大学 学部履修案内 平成 17 年度第 3 学年入学者用
	6-4	長岡技術科学大学 大学院履修案内及び授業科目概要 平成 17 年度
	6-5	教養科目履修者のために(平成 17 年度 入学ガイダンス)
	6-6	長岡技術科学大学ホームページ 各課程別教育目標
	6-7	国立大学法人長岡技術科学大学教務委員会規則
	6-8	国立大学法人長岡技術科学大学教務委員会教育課程専門部会設置について
	6-9	国立大学法人長岡技術科学大学教務委員会 JABEE 対応検討部会設置について
	6-10	国立大学長岡技術科学大学教務委員会全学的なカリキュラム管理及び責任体制検討部会設置について
	6-11	国立大学法人長岡技術科学大学教務委員会教養教育等専門部会設置について
	6-12	課程会議 / 専攻会議 : 国立大学法人長岡技術科学大学教育組織規則
	6-13	国立大学法人長岡技術科学大学実務訓練委員会規則
	6-14	国立大学法人長岡技術科学大学就職委員会規則
	6-15	平成 16 年度 授業内容と各種能力の修得度自己評価アンケート (アンケート票)
	6-16	講義に対するアンケート・回答用紙
	6-17	実務訓練評定書
	6-18	修士修了生へのアンケート用紙 (長岡技術科学大学自己評価専門部会)
	6-19	長岡技術科学大学自己点検・評価のための本学修了生に関する企業アンケート用紙 A, B (長岡技術科学大学自己評価専門部会)
	6-20	学生現員 (各学年, 毎年度 5 / 1 付) (平成 12 年度 ~ 平成 17 年度)
	6-21	年間の休学者数の推移 (平成 12 年度 ~ 平成 16 年度)
	6-22	年間の退学者数の推移 (平成 12 年度 ~ 平成 16 年度)
	6-23	3 年次進級学生の進級所要年数 (平成 12 年度 ~ 平成 16 年度)
	6-24	授業内容と各種能力の修得度自己評価アンケートの各設問における回答分布の変遷
	6-25	就職、進学状況 (就職先、進学先)
	6-26	本学の修士修了生が見た教育研究指導の効果 (「外部評価と自己点検・評価 1999-2000」長岡技術科学大学)
	6-27	企業による修士修了生の評価 (「外部評価と自己点検・評価 1999-2000」長岡技術科学大学)
基準 7	7-1	学年始めの日程
	7-2	合宿研修実施要項抜粋 (1 年, 3 年)
	7-3	経営情報系のオフィスアワー (ホームページ)
	7-4	国立大学法人長岡技術科学大学教育組織規則
	7-5	研究室未配属学生に係るアドバイザー教員に関する申合せ
	7-6	学生の研究遂行上の悩み相談員対応指針 (マニュアル)
	7-7	平成 11 年度 学生生活実態調査報告書
	7-8	平成 16 年度 学生生活実態調査のまとめ (概要)
	7-9	平成 15 年度授業内容と各種能力の修得度自己評価調査
	7-10	留学生センター年報

	7-11	留学生センター規則
	7-12	機械安全工学社会人キャリアアップコース（ホームページ）
	7-13	平成 17 年度学生生活ガイド
	7-14	平成 16 年度 教育振興会決算書
	7-15	学生相談室案内（ホームページ）
	7-16	相談のご案内（ホームページ）
	7-17	学生相談件数調
	7-18	国立大学法人長岡技術科学大学セクシュアル・ハラスメント防止等規則
	7-19	平成 17 年度就職担当教員
	7-20	平成 16 年度日本学生支援機構奨学金受給者数
	7-21	国立大学法人長岡技術科学大学授業料免除選考基準
	7-22	平成 16 年度授業料免除実施状況
	7-23	国立大学法人長岡技術科学大学入学料の免除及び徴収猶予選考基準
	7-24	平成 16 年度入学料免除実施状況
	7-24-2	平成 17 年度 入学料及び前期分授業料減免措置について
	7-25	学生宿舎の設置状況
	7-26	平成 16 年度日本学生支援機構奨学生採用実績
基準 8	8-1	校地・校舎面積及び体育施設保有状況
	8-2	講義室等の室数，面積，収容人数
	8-3	教育用パソコンの設置状況
	8-4	図書館の利用案内
	8-5	平成 16 年度 講義室，ゼミ室，自習用パソコン室利用状況
	8-6	研究設備の保有状況（平成 16 年度末現在・50 万円以上）
	8-7	学内ネットワークの概要と利用登録数
	8-8	学生自習用パソコン室の概要
	8-9	情報ネットワークの稼働率
	8-10	情報ネットワークの管理・運用体制
	8-11	施設・設備の利用案内・規程
	8-12	図書館の蔵書構成と利用実績等の統計
	8-13	学術雑誌の選定基準と選定に係る資料
	8-14	図書の選定に係る資料と収蔵方針
	8-15	電子雑誌・資料関連文書
	8-16	図書の蔵書回転率と電子雑誌の全文アクセス数データ
基準 9	9-1	教務委員会及び専門部会組織図 国立大学法人長岡技術科学大学教務委員会規則 国立大学法人長岡技術科学大学教務委員会教養教育等専門部会の設置について 教養教育等専門部会議事概要 国立大学法人長岡技術科学大学教務委員会教育課程専門部会設置について 教育課程専門部会議事概要

9-1(続き)	<p>国立大学法人長岡技術科学大学教務委員会全学的なカリキュラム管理及び責任体制検討部会設置について</p> <p>全学的なカリキュラム管理及び責任体制検討部会議事概要</p> <p>国立大学法人長岡技術科学大学教務委員会 JABEE 対応検討部会設置について</p> <p>JABEE 対応検討部会議事概要</p>
9-2	<p>平成 16 年度審査委員候補者名簿修士課程</p> <p>平成 16 年度審査委員候補者名簿博士後期課程</p>
9-3	JABEE 認定証（機械創造工学課程、建設工学課程、材料開発工学課程）
9-4	ロボテイスク講義メモ
9-5	授業科目の達成目標の達成度評価
9-6	平成 16 年度授業内容と各種能力の修得度自己評価調査
9-7	長岡技術科学大学学生生活白書 - 平成 16 年度学生生活実態調査のまとめ（概要） -
9-8	学生による授業アンケート集計結果について
9-9	<p>第 1 回学長と学生との懇談会</p> <p>学長と留学生との懇談会の実施について</p>
9-10	研究室未配属学生に係るアドバイザー教員に関する申合せ
9-11	電気系オフィスアワー（2005 年 4 月 28 日更新）
9-12	本学の修士修了生が見た教育研究指導の効果（「外部評価と自己点検・評価 1999-2000」）
9-13	<p>平成 17 年度（第 26 回）実務訓練シンポジウム</p> <p>実務訓練シンポジウム一覧（平成 10 年度～17 年度）</p>
9-14	「実務訓練評定書」にみる実務訓練の評価
9-15	実務訓練学生の教育程度についてのアンケート集計結果報告一派遣先企業・機関へのアンケート
9-16	<p>平成 17 年度「高等専門学校・長岡技術科学大学教員交流研究集会」の実施について</p> <p>平成 16 年度高等専門学校・長岡技術科学大学教員交流研究集会報告書</p>
9-17	国立大学法人長岡技術科学大学将来計画委員会規則
9-18	中期目標・中期計画一覧表
9-19	平成 12 年度歳出概算要求書
9-20	国立大学法人長岡技術科学大学留学生センター規則
9-21	国立大学法人長岡技術科学大学 e ラーニング研究実践センター規則
9-22	授業科目アンケート集計結果
9-23	授業内容の改善（平成 16 年度学部授業科目概要・平成 17 年度学部授業科目概要）
9-24	平成 17 年度教科書等変更科目一覧
9-25	<p>教育方法改善（FD）検討タスクフォースの設置について</p> <p>平成 12 年度 第 3 回教育方法改善（FD）検討タスクフォース議事概要</p>
9-26	<p>平成 16 年度第 1 回授業見学会の開催について</p> <p>第 17 回全学的なカリキュラム管理及び責任体制検討部会議事概要</p>
9-27	新任教官 FD 研修会開催要領
9-28	平成 16 年度 FD 研修・指導記録
9-29	平成 16 年度学生指導研究会実施要領

	9-30	平成 17 年度教育課程表の改訂
	9-31	平成 17 年度 1 学期ティーチング・アシスタントの採用について (通知) 平成 17 年度 1 学期ティーチング・アシスタントの決定について (通知) 平成 17 年度学年始めの日程 (総表)
	9-32	長岡技術科学大学技術職員研修実施要項 (平成 16 年度、平成 15 年度)
基準 10	10-1	出資財産評価決定書
	10-2	貸借対照表
	10-3	経過年数別建物面積・物品数量等
	10-4	長岡技術科学大学概要
	10-5	損益計算書
	10-6	外部資金等受入状況
	10-7	オープンキャンパス等の概要
	10-8	国立大学法人長岡技術科学大学中期計画・平成 16 年度年度計画
	10-9	平成 16 年度予算配分の基本方針・平成 17 年度学内予算編成基本方針
	10-10	学長裁量経費による研究助成のお知らせ
	10-11	国立大学法人長岡技術科学大学内部監査実施細則
	10-12	国立大学法人長岡技術科学大学監事監査規程
	10-13	監査契約書
基準 11	11-1	平成 17 年度 大学概要 (運営組織図, 役職員等)
	11-2	国立大学法人長岡技術科学大学運営組織図
	11-3	平成 17 年度 学内委員会委員長一覧
	11-4	平成 16 年度 学生生活実態調査報告書
	11-5	平成 16 年度 授業内容と各種能力の修得度自己評価アンケート
	11-6	自己点検評価のための本学大学院修士修了生に関する企業アンケート及び修了生アンケート調査結果
	11-7	長岡技術科学大学・高専交流研究集会実施一覧 (平成 16, 17 年度)
	11-8	平成 16 年度高専訪問・出前授業実施一覧
	11-9	国立大学法人長岡技術科学大学監事監査規程
	11-10	平成 16 年度研修受講状況一覧等
	11-11	中期目標・中期計画・年度計画
	11-12	学内規則一覧
	11-13	本学ホームページ (「サイトマップ」及び「組織一覧」) 各系ホームページ
	11-14	技学の実践と創造
	11-15	教育と研究の現状 1993
	11-16	教育と研究の現状 1996
	11-17	教育と研究の現状 1999
	11-18	分野別教育評価自己評価書「工学系」平成 14 年 7 月
	11-19	全学テーマ別評価自己評価書「教養教育」平成 14 年 7 月
	11-20	研究レビュー 2003

	11-21	教官研究業績一覧 1999-2001
	11-22	国立大学法人長岡技術科学大学評価室規則
	11-23	国立大学法人長岡技術科学大学自己評価規則
	11-24	「教育と研究の現状」送付先一覧、本学ホームページ評価報告書掲載頁
	11-25	外部評価と自己点検・評価 1999-2000
	11-26	長岡技術科学大学外部評価シンポジウム報告書 平成 12 年 12 月
	11-27	長岡技術科学大学の教育の在り方について 2002 (長岡技術科学大学運営諮問会議)
	11-28	長岡技術科学大学の研究の在り方について 2004 (長岡技術科学大学運営諮問会議)
選択的 評価基 準	選-1	大学概要(抜粋) 基本理念
	選-2	「教育サービス面における社会貢献」評価報告書(抜粋)
	選-3	国立大学法人長岡技術科学大学学則(抜粋)
	選-4	国立大学法人長岡技術科学大学の達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)(抜粋)
	選-5	公開講座
	選-6	ながおか市民大学
	選-7	研究生・特別研究学生・科目等履修生・特別聴講学生の受入れ、募集要項
	選-8	中学校数学アカデミー
	選-9	化学のおもちゃ箱
	選-10	青少年のための科学の祭典
	選-11	オープンキャンパス
	選-12	スーパーサイエンスハイスクール
	選-13	SPP 事業、高大連携講座(高校生対象)、高大連携・先端工学理科学教育研究会(高校教員対象)
	選-14	オープンハウス
	選-15	高専訪問、出前授業
	選-16	高度技術者研修
	選-17	技術開発懇談会
	選-18	産学官ジョイント交流会、交流フェア
	選-19	一般市民のための図書館利用案内
	選-20	分子化学サマースクール
	選-21	施設一時使用許可(施設開放)一覧
	選-22	担当委員会一覧、各種委員会規則
	選-23	アンケート集計結果

豊橋技術科学大学

目 次

認証評価結果	79
基準ごとの評価	80
基準1 大学の目的	80
基準2 教育研究組織（実施体制）	82
基準3 教員及び教育支援者	85
基準4 学生の受入	88
基準5 教育内容及び方法	91
基準6 教育の成果	100
基準7 学生支援等	103
基準8 施設・設備	107
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	109
基準10 財務	112
基準11 管理運営	114
選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	118
<参 考>	121
現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	123
目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	124
選択的評価基準に係る目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	126
自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	127
自己評価書等リンク先	136
自己評価書に添付された資料一覧	137

認証評価結果

評価の結果、豊橋技術科学大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしていると判断する。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

高等専門学校との接続を考慮して、柔軟で学際的なカリキュラム編成が可能な課程制を採用し、全学の教員が、学士課程、修士課程及び博士後期課程の教育を担当する体制を採っている。

大学院修士課程までの一貫教育の方針に則り、学内選抜制度を設け、多くの学部学生が大学院に進学している点は、当該大学の特色である。

1年次からの入学者と、高等専門学校などで技術教育を受けた3年次編入学生とが共存することに配慮した基礎と専門を繰り返す「らせん型」教育カリキュラムが体系的に組み込まれている。

実務訓練を中心とする教育方法への取組が平成15年度に「特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)」に「社会のダイナミズムに連動する高等技術教育 - 実務訓練を柱として - 」のテーマで採択され、また、地域協働型工房教育プログラムが「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)」に「地域協働型工房教育プログラムの開発と実践 - 地域社会を想う実践的創造的技術者養成を目指して - 」というテーマで採択されている。

高い就職率が達成されており、さらに、就職した学生のほぼすべてが、修士課程修了者では技術者、研究者に、また、博士後期課程修了者では技術者、研究者、大学・高等専門学校の教員になっており、研究職への就職率が高く、理念と一致している。

学生に対して十分なパソコン台数が確保され、また、情報ネットワーク、インターネットなどが整備されており、IT環境が充実している。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

1年次入学者の定員超過率が高い状況が続いている。

卒業生(修了生)アンケート結果から見て、外国語によるコミュニケーション能力の育成に関する教育については、必ずしも達成度が高くない。

選択的評価基準の評価結果

「選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」においては、目的の達成状況が良好であると判断する。

当該選択的評価基準における主な優れた点として、次のことが挙げられる。

「高等専門学校の資質の向上、発展に向けての連携強化」という目的に基づき、毎年150人程度の学生を2週間受け入れる高等専門学校体験実習は、高等専門学校からの編入学を大規模に実施している大学として、極めて大きな意義を持つ、効果的な教育サービスといえる。

「大学が有する知や研究成果を活用した、教育・文化の向上、地域社会の活性化への貢献」という目的に基づき、技術科学大学の特色を生かし、ICチップの設計・試作を行う国内には類を見ない「集積回路技術講習会」など企業等の技術者・研究者への教育サービスを行っている。

基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

目的は、学則に定められ、「実践的、創造的な能力を備えた指導的技術者の育成」、「実践的な技術の開発に主眼を置いた研究の推進」を掲げている。

基本理念は、大学概要、履修要覧、学生便覧やウェブサイトなどに記載され、「豊かな人間性の形成」、「国際的視野の育成」、「自然との共生」を3本の柱として立て、高度な学術的知識の修得のみに留まらず、21世紀にふさわしい国際性、豊かな感性、自然及び地域との共生などの心を持つ実践的、創造的かつ指導的技術者の育成と、次の時代を先導する技術科学の研究を実現することを謳っている。

また、「幅広い人間性と考え方」、「技術者としての正しい倫理観と社会性」、「技術を科学的に捕らえるための基礎力とその活用力」、「技術を科学する分析力、論理的思考力、デザイン力、実行力」、「国内外において活躍できる表現力・コミュニケーション力」、「最新の技術や社会環境の変化に対する探究心と持続的学習力」の6つの項目からなる教育目標が課程またはコースごとに設定され、基本方針がより具体的になっている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-1 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則に定められた大学の目的及び基本理念に基づいて掲げられた学部の教育目標は、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-1-1 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院としての目的は学士課程の目的と共通であるが、課程ごとの目的については修士課程と博士後期課程の目的が学則に定められている。

修士課程では「学部と一貫した体系のもとに、高度の技術開発を主眼として、学際的な協力を基盤に教育研究を行うこと」と定め、学部と修士課程の一貫教育を行い、学士課程より高度の技術者育成を目指し、論理的能力、応用能力を培うことを目的としている。

博士後期課程では、「専攻分野について、研究者として自立して先導的技術科学の研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う

こと」と定め、学士課程・修士課程の目的を基盤とし、さらに高度な研究能力、学識を育成することを目的としている。

これらのことから、目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

1 - 2 - 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

目的の周知状況について、目的、基本理念、具体的な目標・計画、課程ごとの教育目標はウェブサイトに掲載され、全教職員及び学生が閲覧可能となっており、基本理念等は大学概要、学生便覧などに掲載され、それらを全教職員及び全学生に配布することによって周知を図っている。さらに、平成 15 年度より、新入生オリエンテーションで実施している履修ガイダンスにおいて、大学の基本理念、教育目標について説明を行っている。また、各課程が定めた具体的な学習・教育目標を記載したカードを入学生に配布、携帯させており、これは周知を徹底させる上で効果的であり、優れた取組である。

周知の程度については、新入生に対して、新入生オリエンテーション終了後に履修ガイダンスに関するアンケート調査を実施し、実際に学生が、大学の目的、基本理念を理解したかを確認する取組を行っており、平成 16 年度及び平成 17 年度では、90%以上が概ね理解したとの調査結果が得られている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1 - 2 - 目的が、社会に広く公表されているか。

目的の公表状況については、大学の目的、基本理念、具体的な目標・計画、課程ごとの教育目標を中期目標・計画、履修要覧等及びウェブサイトに掲載するとともに、大学の基本理念、課程ごとの教育目標とアドミッション・ポリシーを記載した大学案内を、全国の高等専門学校、県下の高等学校等に広く配布し、社会に公表をしている。

なお、ウェブサイトのアクセス状況を把握しており、トップページへのアクセス数は平成 17 年度 4、5、6 月の集計では合計約 150,000 件であり、基本理念・特色の記載されているページについては、約 3,000 件に上っており、公表の効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

新入生オリエンテーションで実施している履修ガイダンス後に、アンケートを実施し、大学の目的・基本理念の理解度を確認しており、平成 16 年度及び 17 年度では、90%以上が概ね理解しているとの結果が得られている。

入学生に対して、新入生オリエンテーションにおいて大学の教育理念・教育目標等を説明し、その上で、各課程の学習・教育目標が記載されているカードを配布、携帯させることにより、周知を徹底させている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2 - 1 - 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学部の構成は、技学の創出と高等専門学校との教育上の接続の改善を創設の契機として設置された、工学部のみを置く単科大学であり、学部の構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2 - 1 - 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学では、学科制は用いておらず、基本理念に基づき、実践的、創造的、かつ指導的技術者を育成することを目的とする教育組織として、機械システム工学、生産システム工学、電気・電子工学、情報工学、物質工学、建設工学、知識情報工学、エコロジー工学の8課程により構成される課程制を採用している。これらの課程は、大学の目的の柱である実践的技術者を育成するため、主たる受入対象である高等専門学校の学科構成に対応しつつ、柔軟で学際的な教育も行えるよう編成されており、学部と大学院の一貫教育を実施するためにも有効な体制となっている。

また、創造的な指導的技術者を育成するために、教員組織を、機械システム工学、生産システム工学、電気・電子工学、情報工学、物質工学、建設工学、知識情報工学、エコロジー工学、人文・社会工学の9つの学系に編成している。

課程と学系という体制により、柔軟な教育と高度な研究を遂行し、教育に反映することが可能となり、各教員は学系の枠を超えて基本理念に基づく教育・研究を行っている。

これらのことから、課程及び学系の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2 - 1 - 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育を実施する教員体制としては、教務委員会の責任の下に、人文・社会の分野については、主に人文・社会工学系、語学センター、体育・保健センター、留学生センターの教員が担当し、自然科学の分野はその他の工学系の教員が担当している。

開学当初から教務委員会が教養教育の課程編成を担当してきたが、平成 16 年度から、教育制度委員会が設置され、教養教育を含めた教育課程や教育方法等を大局的に検討している。また、教務委員会、教育制度委員会は連携して、教養教育の編成と改善に係わる分析を行っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2 - 1 - 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

研究科及び専攻の構成については、大学院に工学研究科を置き、前期2年の修士課程と後期3年の博士後期課程に区分している。

修士課程では学士課程における課程と同様の構成で8つの専攻を設置しており、各課程と各専攻はほぼ同数の学生を受け入れ、学士課程から修士課程への一貫教育を行っている。

博士後期課程では、修士課程を基礎に機械・構造システム工学、機能材料工学、電子・情報工学、環境・生命工学の4専攻を設置し、専門分野を複合した学際的な能力の育成を目指すための教育研究を実施しており、学際的かつ最先端の教育研究が実施できる組織となっている。

これらの構成は、教育研究の目的を達成する上で、適切なものとなっていると判断する。

2 - 1 - 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

平成16年度の法人化の際に、関連するセンター等を取りまとめる形で教育支援機構、研究推進機構、情報基盤機構を設置している。

教育支援機構では、外国語教育、保健体育に関する教育研究、留学生に対する教育等を行っている。研究推進機構では、産学共同研究、地域産業との活性化・発展、先端的・独創的な研究プロジェクトの推進、工学教育国際協力ネットワークの構築、特定のテーマの研究とともに、工作実習、分析実験等学生の実験実習の支援等を行っている。情報基盤機構では、図書館の利用、学術情報システムの活用、計算機を利用する教育・研究支援、e-learningの支援、ネットワークの支援等を行っている。

これらのことから、センター等を含む各機構の構成は、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 2 - 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するため、教育研究評議会及び教授会を設置している。大学の教育に係る基本的な方針や計画は教育研究評議会、具体的案件は教授会において審議することとし、効率化を図っている。

また、教授会の下に代議員会を設置し、具体的な教育研究活動等に係る重要事項の審議を委託しており、平成16年度では教授会は4回、代議員会は27回開催されている。

これらのことから、教育活動を展開する上で必要な運営体制が整備され、機能していると判断する。

2 - 2 - 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法等を検討する組織として、教育制度委員会、教務委員会、博士後期課程委員会、専攻ごとに博士後期課程専攻運営委員会を設置し、それぞれ教育制度に関する方針・企画・教育改善等、学部及び修士課程の教育課程の編成等、博士後期課程の運営等、博士後期課程に係る教育課程の編成等の審議を行っている。

平成 16 年度では教育制度委員会は 7 回、教務委員会は 23 回、博士後期課程委員会は 5 回、博士後期課程専攻運営委員会はそれぞれ 2 ~ 4 回開催されている。

これらのことから、教育方法等を検討する組織が、適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 2 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

高等専門学校との接続を考慮して、柔軟で学際的なカリキュラム編成が可能な課程制を採用し、全学の教員が、学士課程、修士課程及び博士後期課程の教育を担当する体制を採っている。

技術系教育では、先端技術の発展に伴い学士課程と修士課程の一貫教育がある程度常識と考えられてきている情勢の中で、時代を先取りしてこの一貫教育に取り組んでいる。

教授会の元に代議員会を設置し、具体的な教育研究活動等に係る重要事項の審議を委託することにより、運営の効率化を図っている。

教育研究効果を高めるため、センターを機能的に設置している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3 - 1 - 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

教育研究の基本構想の1つとして「教育研究体制は、既存の学問体系にとらわれることなく、科学・技術の進歩発展に柔軟に対応しうよう編成する」ことが掲げられている。

この基本構想に基づき、教員組織(研究組織)の編成について、教育組織とは別に研究分野に対応した学系制を採用し、幅広い領域にわたって組織され、教育組織と有機的な連携を図り、境界領域の教育研究に弾力的に対応できるものとなっている。研究分野の区分により現在は9つの学系により教員組織を編成し、講座は大講座制を採用し、教員はそれぞれの分野の研究を行うとともに学士課程・大学院課程の教育を担当する体制となっている。

これらのことから、教員組織編成のための明確な基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

大学の目的に沿って十分な教育が実施できるよう、教授、助教授、講師、助手、教務職員の配置定員を各学系、センターごとに定め、十分な数の専任教員の確保に努めている。教育課程の主要な授業科目は専任教員が担当し、実験、実習等の授業科目には助手が配置されている。

また、教員の採用・昇任に当たっては、高度な教育研究の水準を維持するため、大学設置基準に規定する教員資格基準では明確に規定されていない教育研究に関して、厳しい採用基準を内部規程として制定し、教授会で厳正に審議している。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

学士課程における専任教員数は、平成17年5月1日現在で教授78人、助教授72人、講師13人であり、大学設置基準を十分満たしている。

また、学士課程における専任教員の授業担当コマ数は、それぞれ全体のコマ数に対し、1年次では約90%、2年次では約86%、3年次では約83%、4年次では、約82%を占めており、高い割合を示している。

これらのことから、学士課程において必要な専任教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導について、助教授以上を研究指導教員とし、講師を研究指導補助者として

いる。
研究指導教員等の数は、修士課程において、研究指導教員 149 人、研究指導補助者 13 人、博士後期課程において、研究指導教員 99 人、研究指導補助者 60 人であり、大学院設置基準を十分満たしている。また、修士課程の専任教員による授業担当コマ数は約 90%であり、高い割合を示している。

これらのことから、大学院課程において、必要な研究指導教員及び研究指導補助者が確保されていると判断する。

3 - 1 - 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3 - 1 - 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教育研究水準の維持、向上及び教育研究の活性化を図るため、年齢構成に配慮するとともに、公募制の導入、民間企業出身者及び外国人教員の確保に努めている。

教員の年齢構成は、バランスが取れているが、性別構成については、女性教員数は少なく、平成 17 年 5 月 1 日現在で 7 名であり、教員全体の約 3%程度となっている。また、外国人教員についても 6 名とあまり多くはない。しかし、女性教員及び外国人教員とも、適切な候補者があれば積極的に採用する方針である。また、民間企業出身者は教員全体の約 25%であり、他省庁等出身者については、約 1.9%である。

採用に当たっては、すべての学系で公募制を採用しており、外部からの教員の採用は原則として公募により行われている。

任期制は教員の任期に関する規程に基づき、未来技術流動研究センターの教授及び助手を対象として採用するなど、一部の教員に任期を付しているが、今後の方針は教員の採用等に関する検討専門部会において検討を行っている段階である。

サバティカル制度については、生産システム工学系では取り入れられているが、大学の制度としては、サバティカル制度に関する検討専門部会を設置し、検討を行っている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準及び昇格基準は、大学設置基準に規定する教員の資格に基づき教員選考基準を規定している。さらに教育研究の水準を維持するための基準として、教員の選考基準に関する申合せを定めており、高い創造性教育を行うため、助手に至るまで博士の学位を有することなどを採用の原則としている。

教員採用及び昇任の手続きは、教員選考手続要領により教授会が最終的に選考について審議することとしており、教育上の指導能力については、選考の際の書類に教育経験等を明記させることにより審議するとともに、大学院担当教員については、大学院工学研究科教員資格審査に関する申合せを定め、修士課程

については教務委員会で、博士後期課程については博士後期課程委員会で講義担当科目の適性を審議し、最終的に教授会で審議している。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用されていると判断する。

3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

教育活動の評価方法等を検討するための組織として目標評価室、実施に対応する組織として大学点検・評価委員会、評価と改善に資するため学生による授業評価や教員に対してのヒアリングを行う組織として教育制度委員会を設置しており、それぞれが役割を持ちながら連携している。

教員個人の評価に関しては、平成 17 年度からの試行のため、実施要項の策定と評価に係る教員個人データベースの構築を行っている。

これらのことから、教員の教育活動に関する評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。

学士課程教育における専門教育と、大学院課程における特論等の専攻科目の授業の多くは、研究活動及び研究業績の内容と対応していることから、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われていると判断する。

3 - 4 - 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、T A等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程の支援については、教務部学務課が所掌しており、学務課に3つの係を置き、課長以下9人の一般職員、14人の技術職員(技術専門職員)、2人の非常勤職員、総勢25人の人員が配置され十分に機能している。

教務委員会の責任のもと、ティーチング・アシスタント(以下「T A」という。)を平成4年から配置し、平成17年度T A実施授業科目計画により、学士課程の教育補助として大学院生を173人配置し、実験、実習、演習等の教育補助業務を行わせている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、T Aによる教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

専任教員の数が多く、大学院修士課程の専任教員の授業担当コマ数が全体の90%以上である。

基準4 学生の受入

- 4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

大学の理念に基づき、平成16年度に教授会等の議を経て、アドミッション・ポリシーが制定されている。求める人材像は「人と自然を愛し、地域社会や国際社会に貢献する志をもつ人」、「技術や科学を探究する志をもち、それらの学習に必要な基礎学力のある人」、「自ら積極的に学び、考え、行動し、技術科学の新しい地平を切り拓く志をもつ人」であり、より具体的なアドミッション・ポリシーが課程ごとに定められ、明確に学生受入の方針が示されている。

アドミッション・ポリシーはウェブサイトに掲載し、これを記載した大学案内及び学生募集要項を関係機関に広く配布するとともに、オープンキャンパス、高等専門学校訪問、高等学校訪問、高等学校関係者との懇談会、留学生フェア、進学説明会等において説明を行うなど、学外に対し活発に活動を行っている。特に、高等専門学校については、過去5年間で毎年ほぼすべての高等専門学校を訪問しており、徹底した公表活動を行っている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学生の受入については、アドミッション・ポリシーに沿った学生を求め、学部、大学院において多様な選抜を実施し、学力、思考能力、潜在能力、独創性、人間性、目的に対する意欲などについて判定を行っている。

学部1年次は、定員の半数について推薦選抜を行い、大学入試センター試験を免除し、推薦書、調査書、小論文及び面接により総合判定を行っている。残りの半数の定員については一般選抜を行い、大学入試センター試験を課しており、平成17年度入試までの前期日程では、学力検査(数学、理科)、調査書及び成績証明書等により判定し、後期日程では、面接、調査書及び成績証明書等により総合判定している。

大学院修士課程では、学内選抜、一般選抜、高等専門学校専攻科修了者推薦選抜が実施されている。学内選抜においては、学業成績及び学力検査により、一般選抜においては、学力検査、面接及び成績証明書により、高等専門学校専攻科修了者推薦選抜においては、学力検査、口述試験、面接、成績証明書及び推薦書により総合判定している。

大学院博士後期課程では、学内選抜、一般選抜が実施されている。学内選抜では、学業成績、面接、修士論文により、一般選抜では、学力検査、成績証明書及び提出論文により総合判定している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法を採用し、実質的に機能

していると判断する。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

編入学を学生受入の中心に据えていることは特色であり、高等専門学校卒業生を主たる入学定員として3年次に受け入れている。

選抜方法として、定員の半数以上については推薦選抜を行い、高等専門学校卒業見込者を出願資格者とし、推薦書及び調査書等により判定している。残りの編入学定員については、学力選抜と社会人特別選抜を行い、学力選抜では学力検査(国語、英語、応用数学、専門科目)及び調査書により総合判定している。

社会人に対しては、学部3年次、修士課程、博士後期課程のそれぞれに社会人特別選抜を設け、学部3年次では学力検査(国語、英語、応用数学)、口述試験、面接及び調査書、修士課程では学力検査(英語)、口述試験、面接、成績証明書及び推薦書、博士後期課程では学力検査(外国語試験及び口述試験)、成績証明書、推薦書、提出論文及び研究業績により総合判定している。

外国人留学生に対しては、英語によるアドミッション・ポリシーを募集要項に記載し、学部1年次(私費)、修士課程、博士後期課程のそれぞれに留学生特別選抜を設け、修士課程ではさらに英語特別コースを設けている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜については、入学試験委員会が掌握し、入学者選抜方法研究委員会における改善等の提案を考慮した上で、入学者選抜試験の実施計画、募集要項の作成を行っている。

試験問題の作成は、入学試験委員会の下に置かれた入学者選抜試験問題専門委員会が担当し、入学試験を実施する際には、入学者選抜試験実施本部が置かれる。入学試験問題は、各試験科目作成を担当するに十分な教育研究経験を有する教員により作成され、公正を保つため、入学試験問題作成に関わる情報を非公開としている。

入学試験により選定された合格候補者について、各課程、専攻での選考会議、教授会の議を経て合否判定が行われている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者選抜の検証、改善について、入学者選抜方法研究委員会が置かれ、入学者選抜方法に関する事項、入学者選抜の改善に関連する事項の調査研究に関する事項、入学者選抜の広報に関する事項、入学試験情報の公開に関する事項などを審議することと規定されており、具体的には、入学試験の結果、入学者に対するアンケート、入学後の学業成績追跡調査、高等学校・高等専門学校教員との意見交換等を踏まえて、入学者選抜について検証、調査研究し、改善策を検討・実施している。また、調査研究した結果を「入学者選抜方法研究委員会報告書」として取りまとめている。

これらのことから、大学の基本理念、目的に沿った入学者選抜を検証するための取組が行われ、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合にはこれを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

各年度の入学者数については、学部1年次入学の場合、過去5年間において、定員80人に対して104～115人の間で推移しており、平均約1.4倍の定員超過率であり、入学定員を大幅に上回っている。入学者の大部分を占める学部3年次編入学の場合は、定員300人に対し、338～360人の間で推移しており、平均1.15倍である。また、大学院修士課程入学の定員超過率は約0.99倍、大学院博士後期課程入学の定員超過率は約1.21倍となっている。

学部1年次定員超過率が大きい、1年次入学定員が80人と少ないこともあり、全学的な平均入学定員超過率は1.20倍となっている。当該大学では、設置の趣旨に沿って高等専門学校からの第3年次編入学生を中心に受け入れているが、1年次の募集定員が各課程10人、合計80人と少ないこと、施設・設備が十分に整備されていることなどの理由により、定員超過が1、2年次の教育の活性化に寄与している面もある。

しかしながら、学部1年次入学については、入学定員を大幅に超えており、定員と入学者数の関係の適正化が望まれる。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

毎年ほぼすべての高等専門学校を積極的に訪問し、アドミッション・ポリシーの周知を図っている。

入学者選抜方法研究委員会が設置され、入学者選抜について検証・改善のシステムが機能している。

大学院修士課程までの一貫教育の方針に則り、学内選抜制度を設け、多くの学部学生が大学院に進学している点は、当該大学の特色である。

【改善を要する点】

1年次入学者の定員超過率が高い状況が続いている。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

< 学士課程 >

5 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

教育研究の目的に沿って、高等専門学校から学部3年次への編入学生を主な構成員とし、学部・大学院が接続された教育課程を編成する学士課程・大学院修士課程一貫教育を実施している。

当該大学の特色である「大学院に重点を置いた教育体系」、「特色ある創造的技術者教育」は、学士課程・大学院修士課程一貫教育システムの中で、専門教育により、技術に関心を持つようになった学生に対してレベルの高い基礎教育を行ない、さらにレベルの高い専門教育を積み上げる「らせん型」教育を実施することにより機能的に実現されている。「らせん型」教育は、1年次からの入学者と、高等専門学校などで技術教育を受けた3年次編入学生とが共存することに配慮して体系的に組まれたカリキュラムである。

また、各課程においてJABEE認定を目指し、それぞれのカリキュラムを検証している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

学士課程では数学、物理、化学などの自然科学分野の基礎的な科目、一般教養としての人文・社会科学分野の基礎的な科目及び英語を中心とした外国語科目を一般基礎科目として開講している。多角的な思考力を培うため、人文・社会科学分野の基礎的な科目では、世界観と歴史観を育む授業科目などの充実を図っており、技術と社会の関りを理解させる技術者倫理を必修科目としていることは、適切な科目配置である。

専門科目については、各課程の学習・教育目標に即して、1・2年次では工学基礎教育に重点をおいた教育を行い、3・4年次では、大学院教育と連携させるための専門基礎科目、専門科目による教育に重点をおき、講義、演習、実験、実習を通じて、現象の本質を理解するに必要な基礎学力、自主的かつ柔軟性のある思考力、創造性を養う教育を行っている。現実的な課題に即した、実践的な技術感覚を養うため、

実習の内容・方法等についても、4年次に2ヶ月間の実務訓練（インターンシップ）を課すなどの工夫がされており、各課程の学習・教育目標に沿った教育課程となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

授業については、研究活動の成果を反映していることが明確な専門科目の授業が多いことがシラバスから読み取れる。

また、行われている研究活動の成果が著書としてまとめられたものをテキストとして使用している授業もあり、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5 - 1 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

3年次に高等専門学校から受け入れる学生が主であるが、1年次に高等学校、工業高等学校等から学生を受け入れるなど、多様な学生を受け入れている。対応としては、3年次編入学生に対しては、高等専門学校等で修得した単位を、65単位を上限として認定していることなど、学習歴の異なる入学生に適したカリキュラムを用意している。

また、他課程が開講する授業科目（実験・実習科目を除く。）の履修及び所属課程の上級年次の科目についても、許可を得た上で履修することを認めている。

他大学との単位互換については、「豊かな人間性の形成」という目的に則り、一般科目の履修を推進するため、愛知大学との単位互換協定、愛知県内の国公立大学との単位互換包括協定を結び、6単位以内を卒業要件単位として認定している。

インターンシップについては、4年次に行われる2ヶ月間の実務訓練（インターンシップ）を必修とすることにより、実践的思考力の醸成を図っている。

また、4年次までに英語検定試験（TOEIC、TOEFL等）で必要な成績を修めた場合は単位認定するなど、国際的通用性に配慮した効果的な教育を実施している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5 - 1 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の实質化への配慮として、各課程が設定した学習・教育目標に対する各授業科目の関与の程度、学習・教育目標を達成するために必要な授業科目の流れを明確にし、学生が「卒業後に到達したい技術者・研究者像」を自らの学習目標として設定し、単位を修得するために必要な学習時間を確保するように履修ガイダンスを行っている。

授業科目の履修に当たっては、シラバスに授業の目標、授業の内容、達成目標、参考書などを記載し、学生の自主学習を促すとともに、オフィスアワーの実施時間や担当教員のメールアドレスを明記することにより、学生は授業時間外であっても受講科目担当教員から個別に直接指導を仰ぐことができる仕組みと

なっている。また、WEB教育教室を設置し、授業時間外にWEBベース教育の実験授業や語学学習を行える環境を提供している。

なお、学生に対する履修ガイダンス後のアンケート調査結果によれば、「教育課程（単位数・卒業要件単位・履修登録など）について理解することができたか」という質問に対し、「理解できた」、「ある程度理解できた」と回答する者は82%に上っていることなどから、予習・復習時間を含んだ講義科目の単位の実質化と学習目標に関する理解が得られていると判断できる。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 1 - 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5 - 1 - 独自の有効な教育方法の開発などの工夫がなされているか。（当該大学の設定した独自の観点）

独自の教育方法については、変動する社会からの要請に適切に対応するための取組として、4年次に学外履修を原則とした2ヶ月間の実務訓練（インターンシップ）を必修科目として開設している。

また、海外での実務訓練制度を設け、豊橋技術科学大学協力会の支援の下、4年次生を対象に、国際感覚を養成するための実践的学習の機会を提供している。その際には、助成金の支給が規定されており、制度の活性化の役割を担っている。平成17年度においては、生産システム工学課程から3人、情報工学課程から2人選出され、オーストラリア、韓国、フィンランドへ実務訓練として派遣されることが決定されている。

実務訓練は、特色ある大学教育支援プログラムにおいても取り上げられており、また、現代的教育ニーズ取組支援プログラムにより地域に貢献する本学の基本理念を実現するための取組として、地域関連のPBL（Problem Based Learning）、公募型卒業研究、学生提案型修士課程の研究、など新しい試みが取り入れられている。

これらのことから、独自の有効な教育方法の開発などの工夫がなされていると判断する。

なお、当該観点は大学が独自に設定した「独自の有効な教育方法の開発などの工夫がなされているか」という観点である。

5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

授業形態については、中期計画に「各授業科目の性格に応じた多様な授業形態を形成するとともに、少人数クラス等適正なクラスサイズを措置し、編成する」ことを掲げ、これについて教育制度委員会において検討し、科目の分野ごとに整理をしている。

また、各課程の学習・教育目標の特性に応じ、JABEE認定分野別要件で定められた規定を満たすように講義、演習、実験、実習等の配置を工夫し、授業形態の組合せ・バランスの適正化を図っている。

学習指導法の工夫については、少人数授業、フィールド型授業、情報機器を活用した授業、コンピュータとの対話型授業、外国語科目等での学力別クラス編成など適切な授業形態が選択されている。特に、フィールド型授業については、実務訓練や地域共働型工房教育プログラムにより、PBL（Problem Based

Learning) 公募型卒業研究が実施されている。

これらのことから、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスについては、授業担当教員は教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスの改訂に関するガイドライン、記入例に従いシラバスを作成し、その構成はフォーマット化され、記載内容の適正化が図られている。

シラバスは、全学生に配付されるとともに、ウェブサイト上で公開され、さらに、各教員が初回の授業で、履修学生に対してシラバスの全容を説明することによって、学生のシラバスに対する理解度を深めるとともに、シラバスに沿って授業が行われる旨の説明を行うよう配慮している。学期末には、シラバスに対応した授業が行われたかについて、学生への授業評価アンケート調査を行っており、その結果も良好である。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 2 - 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習への配慮として、全教員に対し、シラバスに事前・事後学習の必要性を明示するよう指示するとともに、オフィスアワー、連絡先なども記載している。また、WEB教育教室、語学センターなどを自習室として利用可能とし、図書館を24時間開館するなど、自主学習のための環境整備を図っている。

多様な学習歴の入学生に対しては、それぞれの不足する基礎学力に対応した補充授業を、「一般基礎」として英語基礎、英語演習、数学基礎、工学基礎、工学概論、工作実習を開設している。英語科目については、入学時にプレイメントテストを行い、その結果に基づいたクラス編成を行っており、学力に応じた指導が可能となっている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5 - 2 - 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は学則及び工学部教育課程及び履修方法等に関する規程に定められており、さらに、個々の科目ごとに成績評価基準が設けられている。卒業認定基準についても、学則及び工学部教育課程及び履修方法等に関する規程に基づき、学部で4年以上在籍し、130単位以上修得した者に対して、卒業を認定し学位を授与している。

成績評価基準及び卒業認定基準は履修要覧に明示され、ウェブサイト上においても公開されており、入学時のガイダンスにおいて周知している。また、履修ガイダンスに対する学生のアンケート調査結果から、

成績評価基準及び卒業要件は概ね理解されていると判断できる。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価は、原則としてJABEE認定基準に対応している。実験・実習科目は、レポート課題、実習中の取り組み姿勢を基に評価し、毎回の出席を原則としており、一般基礎科目、専門科目は、定期試験を主として、レポート、ミニテストなどを考慮して評価している。試験やレポートは、模範解答、採点答案を返却することにより、評価の基準を明確化し、学習改善や判定の透明性を保証している。

また、多面的な評価基準の設定とシラバスへの明示について中期計画に定め、それに基づき授業科目ごとの成績評価基準の在り方を教育制度委員会において検討し、講義、演習、実験、卒業研究、実務訓練などの内容に応じた統一的な評価基準を策定し、各授業担当教員に示している。

卒業認定は、それぞれの課程の規程に基づき、厳格に評価し、その審査結果を教務委員会及び教授会において改めて審議し、判定を行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価の正確性を担保するため、シラバスに成績の評価配分を明記している。また、同じ講義科目名の下での授業内容を共通化し、評価配分を共通化する試みとして、第3年次生全員が受講する英語では共通のシラバスの下で、共通のテキストを用い、共通の定期試験問題を実施している。

試験答案やレポートは返却の際に、学生に内容の確認を求めて、正確性の担保に努めるとともに、学生の成績評価等に関する疑問は、担当教員、クラス担任教員又は担当事務部局を通じて教員に問い合わせも可能となっている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5 - 4 - 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

学士課程・大学院修士課程一貫教育システムの中で基礎と専門を繰り返す「らせん型」教育を修士課程まで実践しており、修士課程における授業科目は、共通科目と専攻科目、博士後期課程においては専攻科目で編成されている。

修士課程では、柔軟で人間的な発想ができる人材の育成を目指して、人文・社会科学分野で6単位の履修を義務づけ、共通科目と専攻科目の有機的な連携を具現化するとともに、海外インターンシップ、大学院英語特別コースの設置により国際性の高い教育を実現している。

博士後期課程においては、修士課程における各専攻分野を複合した学際的な課程を編成し、先端技術のフロンティアを追求するとともに、産業界や社会のニーズに対応した研究を行うために必要となる授業科目を特論として広く配置し、創造性に富んだ研究指向技術者を養成している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待

にこたえるものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

修士課程の専攻科目については、基本理念に沿って各専攻が各分野の最新の学問技術に関する授業科目を特論として広く配置し、各専攻における工学輪講・や特別研究は、先端技術・研究の各分野に関わるテーマを通じて創造性に富んだ指導的技術者養成を目指す内容となっている。

共通科目では、当該大学の特色である修士課程の「らせん型」教育を担保するために社会計画工学分野と社会文化学分野の科目が配置され、加えて、特別科目として、「研究開発と知的財産権」、「海外インターンシップ」が設置されているのは、時宜を得た措置であるとともに大学の目的にも合致している。

博士後期課程においては、幅広い学識と高度の専門性を培うことを目的として、各専門分野を複合した学際的な専攻を編成し、博士論文に関する研究を実施するとともに、特論及び輪講を通じて最先端の研究、技術開発の現状にふれ、実践的指導的研究者育成に必要な専門素養を身につけさせている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

授業については、各専攻の学習・教育目標や特性に応じて、研究活動の成果が反映されており、学習・教育目標との対応がシラバスに記載されている。

また、行われている研究活動の成果が著書としてまとめられたものをテキストとして使用している授業もあることから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5 - 4 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の实質化については、組織的な履修指導を各専攻の履修ガイダンスで行うとともに、学生が所属する各分野の教員が指導教員となり、学生が自らの学習目標を設定し、履修計画を立て、必要な学習時間を確保するように指導を行っている。

シラバスには、授業の目標、授業の内容、達成目標、参考書などが記載され、学生の自主学習を促すとともに、オフィスアワーや連絡先が記載され、学生は授業時間外であっても担当教員に直接指導を仰ぐことが可能な仕組みになっている。

また、大学院学生は、研究室に配属され、個人的な学習環境が与えられ、授業時間以外の学習を促す仕組みが講じられている。

これらのことから単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 4 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

大学院においては、企業等に在職のまま入学を希望する社会人に対して、入学後も学びやすいように大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置を実施することとしている。特例措置の申請をした者は、過去5年間で修士課程では3人、博士後期課程では13人である。

対象者は、社会人特別選抜を経て入学した者とし、原則として平日の夜、または土曜日に授業及び研究

指導を行うこととしており、14条特例に該当する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。)

授業形態は、学則及び大学院教育課程及び履修方法等に関する規程に基づき、各専攻の学習・教育目標の特性に応じた組合せ、バランスのとれた構成になっている。

当該大学の特色である少人数教育については、大学院専攻における主要な科目である実験や研究室のセミナー、輪講・特別研究などの演習・実験の大半を20人以下で行っている。

学習指導法の工夫については、全学的な教育の目的のもとに、少人数授業、フィールド型授業、情報機器を活用した授業、コンピュータとの対話型授業などが行われている。

これらのことから、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスについては、教育課程の編成の趣旨に沿って、授業担当教員は、シラバスの改訂に関するガイドライン、記入例に従い、学士課程と同様の基準に基づいてシラバスを作成し、その構成はフォーマット化され、教務委員会において改善の検討が行われることにより記載内容の適正化が図られている。

シラバスは、学生に配付されるとともに、ウェブサイト上で公開され、さらに各教員が授業の初回で、履修学生に対してシラバスの全容を説明することによって、学生のシラバスに対する理解度を深めるとともに、シラバスに沿って授業が行われる旨の説明を行うよう配慮している。学期末には、シラバスに対応した授業が行われたかについて、学生への授業評価アンケート調査を行っており、その結果は良好である。これらのことから、適切なシラバスが作成されており、活用されていると判断する。

5 - 5 - 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

研究指導については、学則及び大学院教育課程及び履修方法等に関する規程に、「入学を許可された学生には、入学時に専攻に従って、それぞれ指導教員を定めるもの」とし、「指導教員の指導助言によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする」と定められている。

また、大学院学生の指導教員について、指導教員の決定及び変更に関する申し合わせが作成されており、複数教員による指導体制が整備されていることから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A・R A（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

指導教員の選出については、修士課程学生には1名以上、博士後期課程学生には主指導教員及び副指導教員を1名以上定めるものとされており、各専攻において学生ごとに所属研究室と指導教員を定め、研究指導が行われている。研究室へ配属された後は研究テーマに関する打合せが行われ、教務委員会の審査を経て決定される。

大学院学生はT Aとして、学部学生の演習や実験などの指導に当たることにより、教育訓練の機会が与えられ、また、若手研究者の養成・確保を促進するため、研究プロジェクトに優秀な博士後期課程在学者をリサーチ・アシスタントとして参画させ、若手研究者としての研究遂行能力の育成を図っている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

修士課程及び博士後期課程においては、研究指導を受ける主指導教員の下、学位論文の作成を行っている。執筆に当たっては、指導教員以外に、所属研究室以外の教員を副査として配置し、さらに、学位論文の審査委員となった複数の教員の指導を受けることとなっている。

これらのことから、学位審査に係る適切な指導体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は、学士課程と同様に定められている。修了認定基準は学則及び大学院教育課程及び履修方法等に関する規程に基づき策定され、修士課程については、2年以上在学し30単位以上、博士後期課程については、3年以上在学し9単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することを要件としている。また、大学院課程においては、優れた業績を挙げた者については、最短で1年で修了を認めている。

学生全員に課程修了の要件及び学位授与の要件が記載された履修要覧を配付し、入学時のガイダンスにおいて周知するとともに、指導教員が個別に説明している。成績評価基準及び修了要件等については、ウェブサイト上においても公開している。

これらのことから、成績評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

修士課程の修了認定は、学位審査取扱細則に基づき、提出修士論文の内容、修士論文発表会でのプレゼンテーション及び質疑応答内容などにより審査が行われ、教務委員会及び教授会において審議し、修了認定を行っている。

博士後期課程の修了認定は、提出された博士論文と公開審査会でのプレゼンテーション及び質疑応答などをもとに審査委員会で厳格な審査を受けることとしている。最終的には博士後期課程に置かれる各専攻運営委員会並びに教授会において、修得単位数及び博士論文について審議し、修了認定を行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

修士論文については、教務委員会及び教授会で指名された審査委員で構成される審査委員会で審査されている。審査委員会は指導教員を含めて2人以上の工学研究科担当の講師以上の者で構成されており、修士論文の内容、修士論文発表会でのプレゼンテーション及び質疑応答の内容などを総合評価しており、最終的には教務委員会及び教授会の審議を経て修了認定を行っている。

博士後期課程の学位論文は、学生の所属する専攻の運営委員会及び教授会で指名された審査委員で構成される審査委員会で審査が行われている。審査委員会は主指導教員を含めて3人以上の工学研究科担当の講師以上の者で構成されており、必要に応じ、教授会の議を経て、審査委員に他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。公開審査会において、提出された博士論文を中心として、これに関連のある専門分野に関する研究能力及び学識についての口述又は筆記試験を実施している。合格者に対しては、博士後期課程に置かれる各専攻運営委員会並びに教授会において審査を行い、修了認定を行っている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価の正確性を担保するため、シラバスに成績の評価配分を明記している。

学生の成績評価等に関する疑問は、直接担当教員に問い合わせることのほか、クラス担任教員又は担当事務部局を通じて教員に問い合わせることもできる仕組みになっており、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

< 専門職大学院課程 >

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

1年次からの入学者と、高等専門学校などで技術教育を受けた3年次編入学生とが共存することに配慮した基礎と専門を繰り返す「らせん型」教育カリキュラムが体系的に組まれている。

学部4年次に2ヶ月間という長期にわたるインターンシップを実践している。

授業内容、達成目標から判断し、技術者倫理（必修）の内容は適切であり、充実している。

技術者、研究者として能力開発のため、フィールド型授業が充実している。

実務訓練を中心とする教育方法への取組が平成15年度に「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に「社会のダイナミズムに連動する高等技術教育 - 実務訓練を柱として - 」のテーマで採択され、また、地域協働型工房教育プログラムが「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に「地域協働型工房教育プログラムの開発と実践 - 地域社会を想う実践的創造的技術者養成を目指して - 」というテーマで採択されている。

柔軟で人間的な発想をすることのできる人材の育成を目指し、修士課程において、人文・社会の分野で6単位の履修を義務づけているのは、当該大学独自の特色ある教育課程である。

基準6 教育の成果

6 - 1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6 - 1 - 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

学士課程においては、各課程が設定した学習・教育目標に対する各授業科目の関与の程度及び学習・教育目標を達成するために必要な授業科目の流れを明確にすることにより、学部生は卒業時に身に付けることができる知識・能力及びそのために必要な道筋を具体的かつ明確に把握することができる。これらは、学生が卒業後に到達したい技術者・研究者像を自らの学習目標として設定するための前提となり、指針となっている。

こうした指針の下に、「ものづくり産業界における指導的技術者育成に必要とされる学部・大学院教育が十分な成果を上げているか」という視点から、教育制度委員会が教育の成果・効果について調査・分析に取り組んでおり、組織的に対応を行っている。各課程では、J A B E E 対応委員会を設置し、各課程における学習・教育目標の達成状況の検証と分析を行っている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6 - 1 - 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成16年度の進級の状況は、1年次では学生109人に対し留年者なし、2年次では、学生136人のうち留年者19人、3年次では学生452人のうち留年者なし、4年次では学生516人のうち留年者81人となっている。学部学生の留年については、工学部教育課程及び履修方法等に関する規程により、第2年次末において、修得した科目及び単位数が各課程の修得基準に達しない場合は、第3年次へ進級することができないという指導留年制度が定められている。

修士課程への高い進学率(平成16年度77.5%、平成17年度83.5%)と技術・研究職への多くの卒業生が就職しているなどの状況から、学士課程・大学院修士課程一貫教育の教育体系、特色ある創造的技術者教育の観点において、教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

また、卒業研究の中で特に優れたものについては国内の学会において口頭にて発表することを勤めており、課程ごとに10~50%の学生が発表している。修士課程の研究は、原則として国内学会において口頭発表を行うこととされており、特に優れたものについては、国際会議での発表、学術誌への投稿を推奨している。課程によりばらつきはあるものの大半が対応する学会等において発表されており、一部が学術誌にも投稿されている。なお、学会において研究発表を行なう場合には、原則として財政支援が行なわれてい

る。

これらのことから、教育の成果や効果が十分に上がっていると判断する。

6 - 1 - 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

授業ごとに授業評価、学習達成度に関するアンケート調査を実施し、大学が編成した教育課程・授業を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断したかどうかの確認を常に行っており、また、卒業（修了）生に対するアンケート調査も実施し、継続的な効果についても調査を行っている。

学生による授業評価、学習達成度に関するアンケート調査結果によれば、高い割合で、教育効果が得られたと学生自身が判断している。例えば、平成16年度第1学期の授業アンケートにおける総合的満足度は、5点満点に対して専門科目で3.5、一般基礎科目で3.6となっており、学生の満足度は高いと言える。

これらのことから、大学の意図する教育の効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

進学に関して、「学部卒業生の75%以上の本学大学院修士課程への進学を確保する。」と中期計画に定められており、実際に平成16年度学部卒業生400人のうち、334人（83.5%）の進学者を確保している。

大学院修了者の過去5年間における進路状況は、修士課程修了者においては、92.5%が技術者・研究者になり、博士課程修了者においては、96%が技術者、研究者、大学及び高等専門学校の教員になっている。

これらのことから、教育の成果や効果が十分に上がっていると判断する。

6 - 1 - 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業生（修了）に対するアンケート調査結果から科学基礎と応用能力に関しては、高い割合で、教育効果と成果が得られたと卒業（修了）生が判断しており、専門技術に関する知識とその応用能力に関しても、教育内容に満足している。しかし、外国語によるコミュニケーション能力については、やや達成度が不十分と考えている傾向がある。

実務訓練受入企業・卒業（修了）生就職先に対するアンケート調査結果では、インターンシップの受入企業、就職先の担当者が、基礎、専門能力に関して非常に高い割合で、教育効果と成果が得られていると評価している。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しており、その結果から見て、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

高い就職率が達成されており、さらに、就職した学生のほぼすべてが、修士課程修了者では技術者、研究者に、また、博士後期課程修了者では技術者、研究者、大学・高等専門学校の教員になっており、

研究職への就職率が高く、理念と一致している。

各課程にJ A B E E 対応委員会を設置し、「学習・教育目標」の達成状況の検証と分析を行っている。教育目標に対する達成状況を検証・評価するための適切な取組も組織的に行われている。

インターンシップの受入企業、卒業(修了)生の就職先の担当者から非常に高い割合で、基礎、専門能力に関して教育効果と成果が上がっていると評価されている。

【改善を要する点】

卒業生(修了生)アンケート結果から見て、外国語によるコミュニケーション能力の育成に関する教育については、必ずしも達成度が高くない。

基準7 学生支援等

- 7 - 1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7 - 2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7 - 3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7 - 1 - 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学直後に4日間にわたる新入生オリエンテーションを実施し、学部1年次入学生、3年次編入学生、大学院入学生及び留学生それぞれのグループに対して、教育理念を説明し、授業の履修、学習に関する問題への相談・助言など学生生活についてのガイダンスを実施している。平成16年度においては、学部学生が卒業時に到達すべき学習・教育目標に対する各授業科目の関与の程度及び学習・教育目標を達成するために必要な授業科目の流れを、各課程が設定してガイダンスを実施している。

新入生全員に対して実施した履修ガイダンスに関するアンケート調査の結果によると、大学の教育理念、学習目標、履修方法について85%以上の学生が理解できるとしており、ガイダンスの顕著な効果が認められる。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7 - 1 - 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

学習相談、助言については、クラス担任制により、各課程別（専攻別）、学年別のクラスに対して学習支援を行うとともに、学部4年次生及び大学院学生については、研究指導教員による学習指導を行っている。

シラバスについてはフォーマット化され、平成16年度シラバスにおいて大半の科目についてオフィスアワーが記述され、担当教員のメールアドレスなどの連絡先が明記されていることから、教員への学習相談が従来に増して活発に行なわれ、学生から好評を得ている。

TAについては、演習科目、実験科目を中心として配置し、学生の個別の質問に対応している。授業評価アンケート調査結果によれば、TAによる学習支援については、大半の学生が適切であると評価している。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7 - 1 - 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

授業教育関連設備に関するアンケート、学生生活実態調査などにより学生の学習支援に関するニーズを把握し、予習・復習などの自主的な学習に対する指導、設備面の改善など、今後の学習支援の課題を明らかにしている。

平成16年度に行った学生生活実態調査結果によれば、授業が分からないことにより大学生生活に不満を

持つ学部学生の割合は 8.7%であり、学習支援増強の必要性が認められるが、一方では、学生の予習・復習時間が少なく、学生自身の努力も不足しているという結果も得られている。

また、各年次・各課程からクラス代表者を選出し行われている懇談会などにおいて、学習支援等に関するニーズの把握に努めており、その内容は学生生活実態調査報告書により取りまとめられ、学生に配付されている。懇談会において出された意見・要望については、それに対する学生生活委員会の回答を付してまとめたものを、講義棟の掲示板に定期的に掲示しており、優れた取組である。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7 - 1 - 通信教育を実施している場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7 - 1 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

留学生に関しては、留学生センターにおいて日本語研修コースなど支援プログラムが用意され、留学生相談制度・チューター制度が整っている。相談件数は平成 14 年度が年間 20 件であったのに対し、平成 16 年度は 55 件であり、気軽に相談できる体制が拡充されている。また、英語で記載された留学生ウェブサイトが大学公式ウェブサイト上に用意されていることなどの取組について、留学生に対して実施された、英語で記載された授業評価アンケートにおいて、学習支援に対する満足度は高いという結果が得られている。

社会人学生に対しては、豊橋駅前にサテライト・オフィスの設置、17 時以降の講義などを行う体制が整備され、また、学位論文の作成が計画どおり十分進展しており、かつ、勤務する企業等に研究に係る優れた施設や設備があり、それを用いた方が成果が上がると認められた場合には、勤務する企業等においても研究を行うことが可能となっている。

障害のある学生に対しては、障害者チューター制度を導入して学習支援を行なっている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が適切に行われていると判断する。

7 - 2 - 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境について、法人化以降、講義棟全体に対する空調設備、無線 LAN の整備等の教育環境改善が実施されている。また、一般講義棟に WEB 教育教室を設け、登録者が自由に利用できる環境整備を行っている。その他、附属図書館、語学センター、情報メディア基盤センターにおいても、自主的学習環境が整備されており、授業で使用していない場合は自由に利用することができる。特に、附属図書館は休日を含めて 24 時間利用可能な体制を整えている。

附属図書館の平成 16 年度の年間入館者数を見ると、9：00～17：00 の通常時間の入館者が約 90,000 人であるのに対し、夜間、深夜の入館者数は約 25,000 人に及び、自習環境として図書館は有効に利用されていることが分かる。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7 - 2 - 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動及び課外活動団体等の組織的活動に対しては、学生生活委員会がその支援に当たっている。平成 16 年度からは、学長と学友会等との意見交換会及び学生生活委員会と課外活動団体との意見交換会を開催するなど、学生からの要望等の積極的把握に努めている。

課外活動に関する情報は、新入生ガイダンス及び学生便覧により学生に周知され、これらの情報はウェブサイトにも公開されている。公認のサークルに対しては、責任教員が決められており支援が行われている。また、定期的に学生に対し、学生生活実態調査を行い、学生の要望を分析している。

これらのことから、支援が適切に行われていると判断する。

7 - 3 - 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生生活のあらゆる事項について、指導・相談・助言を行う体制として、クラス担任及び指導教員による相談体制を整備しており、体育・保健センターにおいて、学校医による健康相談、カウンセラーによる学生相談などが行われている。

また、平成 16 年度に「何でも相談窓口」を設置し、各種ハラスメントに対して学生が相談できる体制を整備し、産業医をハラスメント相談員に加えるなど相談の窓口を広げている。さらに、総括相談部を設置し、相談員によって把握された軽微でない学生の相談事項について、対応を審議・検討する体制を整えている。

就職関係では、学生課に就職担当職員を置くとともに、各学系に就職担当教員を配置している。各種就職情報がウェブサイトからも閲覧できるようにするとともに、学生の職業意識の形成に資するための就職ガイダンスを実施しており、平成 16 年度からは開催回数を増やしている。また、国立大学としては全国最高位の就職率が達成されていることから就職支援活動は十分成果をあげていると判断される。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7 - 3 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

留学生センターに修学・生活相談担当の教員を配置するとともに、学部生には 2 年間、修士課程学生については 1 年間のチューターを配属している。留学生の経済的負担の軽減を目的として、平成 15 年度に留学生後援会を発足させ、民間宿舍への入居保証体制の強化と留学生総合補償制度の活用などを推進している。また、学内限定の留学生ウェブサイト及び留学生センターウェブサイトにおいては、学内の修学、生活上の情報のみならず、学外におけるイベント情報や日本の文化・風習を紹介する項目を設け、情報の提供を図っている。

障害のある学生への生活支援等についても、チューター制度を導入することが決定されている。身体に障害のある学生への修学支援に係るバリアフリー対策については、スロープの増設、車椅子専用トイレの設置、専用の駐車スペースの確保などに取り組んでいる。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者についての生活支援等が適切に行われていると判断する。

7 - 3 - 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

多様化する学生の相談については、学生課に「何でも相談窓口」を設置し、対応している。また、学生

の課外活動やキャンパスライフを支援するため、大学と課外活動団体等との情報・意見交換会を行うなど、学生の要望の把握に組織的に取り組んでいる。さらに、定期的に学生に対する学生生活実態調査を行い、生活面に関する学生の状況を調査・分析している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが把握されていると判断する。

7 - 3 - 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

学生の経済面の援助として、日本学生支援機構など各種奨学金制度に対する申請を推奨し、約4割の学生が奨学金の貸与、もしくは給付を受けている。特に独自の豊橋奨学金制度を昭和58年度より設けており、学生に対する経済的援助を実施していることは注目に値する。受給者の資格は「日本学生支援機構大学奨学生に出願する者のうち、学業・人物ともに優れ、かつ、学資の支弁が特に困難と認められる者で、日本学生支援機構を含む他の奨学団体等の奨学金を受けていないものとする」と規定されており、毎年度4人程度に奨学金を支給している。

授業料の免除については、法人化に伴い免除額の総額が減額されたため、免除額の比率、全額、半額の免除者数の比率を調整し、免除者数の減少を抑え、学生への支援機会増大を図っている。

学生宿舎については、A～D棟、国際棟が大学キャンパス内に設置され、希望学生の約4割、499名に対して宿舎を提供しており、寄宿料は月額4,300円（国際棟4,700円）に設定され、学生の経済面に考慮した金額となっている。

また、これらの学生支援に関する事項は、学生便覧に記載されている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

何でも相談窓口、学長と学友会の懇談会の開催など、学生支援の取組が充実している。

クラス代表者懇談会において出された意見・要望とそれに対する学生生活委員会の回答をまとめたものを、講義棟の掲示板に定期的に掲示している。

新入生ガイダンスなど、きめ細かくガイダンスを実施している。また、クラス担任制、TA、オフィスアワーの設定、留学生、障害のある学生に対するチューター制度、留学生に対する日本語の補講など多面的な学習支援が行なわれている。

大学独自の「豊橋奨学金制度」を制定し、学生支援のために適切に活用している。

基準 8 施設・設備

- 8 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8 - 2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8 - 1 - 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

校地面積は 355,606 m²、校舎面積は 36,544 m²であり、大学の目的を達成するために十分な校地、校舎を有している。

一般講義棟においては、プロジェクター機器の増設、無線 LAN の設置、講義室の空調設備を完備するなどの改善が行われており、さらに、自習室、実験室、演習室、附属図書館、体育関連施設、情報関連施設、学生宿舎などの整備を進めて教育効果改善と有効活用が図られている。

また、研究基盤センターにおける全学共通利用並びに産学連携用の教育・研究施設の充実が図られている。その他の教育・研究施設を含めたキャンパス・マスタープランには、建物の耐震改修計画等を盛り込んでおり、今後の経年劣化や老朽化に対応するための施設有効利用に関する施設マネジメント体制も整備されている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

情報ネットワークの整備状況については、講義棟の無線 LAN 化、WEB 教育教室の設置など、積極的に対策がとられ、学生一人当たりのパソコン保有台数は 3.89 台と高い。

また、附属図書館、語学センター及び WEB 教育教室などの情報ネットワークを利用可能な自習室として、授業時間外に使用できるように、学生のニーズにも配慮しており、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

施設・設備の運用に関しては、各施設・設備の利用の手引きが作成され、新入生ガイダンスにおいて周知するとともに、ウェブサイトにおいても周知を図っている。各種施設の利用申込みについては、ウェブサイトからダウンロードを可能にするなど、利用に際して便宜を図っている。

また、安全教育についても、全課程において安全の手引きを作成し、周知を図っており、さらに、ネットワーク講習会を全構成員に対して行うとともに、情報セキュリティポリシーをウェブサイトに掲載するなど情報セキュリティの強化を図っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断

する。

8 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館では、平成 17 年 5 月 1 日現在、総蔵書数 179,721 冊、総購読雑誌数 4,572 冊が保管されている。視聴覚資料としては、CD (412 種)、ビデオ (540 種)、LD (42 種)、DVD (459 種) などが系統的に保管され、一般貸出、一般利用が可能である。シラバスに記載されている教科書、参考図書も蔵書として保管されており、シラバス掲載の参考図書については優先的に購入している。

利用状況等の過去 4 年の推移を見ると、蔵書数は増加しており、利用者数は減少しているが、これは主要な学術雑誌が電子ジャーナル化され、各研究室から直接閲覧が可能になっているという理由が大きい。

また、語学センター及び情報メディア基盤センターにおいてもビデオ、CD などの視聴覚教材が置かれ、活発に利用されている。

これらのことから、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

24 時間利用可能な図書館、講義棟全体に対する空調設備、無線 LAN、WEB 教育教室の設置等の学習環境が整備されている。

学生に対して十分なパソコン台数が確保され、また、情報ネットワーク、インターネットなどが整備されており、IT 環境が充実している。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9 - 1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9 - 2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9 - 1 - 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動の実態を示す資料については、外部評価報告書や成果報告書などの刊行、当機構による試行的評価の際に収集したデータ等の蓄積がなされている。また、毎年、定期的に教育・研究関係資料を事務局が作成し、教育活動に係る基礎データを蓄積している。J A B E E 審査等に係る、自己点検書、教育活動を示すデータや資料については、各学系・センターにおいて保管・蓄積している。

これらのことから、データや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9 - 1 - 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生の意見については、学士課程、大学院修士課程の全教科について、学生による授業評価、学習達成度に関するアンケート調査を実施し、教育課程・授業を通じて意図する教育の効果について確認を行っている。創造的思考力の育成の観点から、授業評価に卒業研究に関する項目を設定し、また、外国人留学生のための英語による特別コース（大学院）における教育内容についても、授業評価アンケート調査が実施されているなど工夫が凝らされている。

この授業評価アンケート結果はウェブサイト上で公開しており、各教員からは、授業改善を含む感想・意見の提出を求めることにより、教育に関する教員の意識を高めることができている。

また、学生及び教員から教育関連設備等、学習環境の改善に関するアンケート調査を実施し、その結果を参考に教育環境整備が進められている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われ、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9 - 1 - 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学外関係者の意見については、教育効果の検証に関する学外関係者からの意見聴取を中期目標・計画に掲げ、さまざまな視点からの検討や取組がなされている。具体的には、卒業（修了）生、実務訓練の受入企業及び卒業（修了）生の就職先に対して、アンケート調査を実施し、基礎能力、分析・思考能力、コミュニケーション能力などについて調査している。

各課程においては、これらの調査結果を教育改善に反映させ、J A B E E プログラムの認定審査を受検するための準備を進めている（生産システム工学課程は、平成 16 年度に認定を受けている）また、学習・

教育目標を含めた在学生の諸活動の在り方について、大学と同窓会との懇談会を実施し連携を強化している。さらに、地元高等学校並びに工業高等学校との懇談会、当該大学出身の高等専門学校教員との交流会及び全国の高等専門学校を対象としたアンケート調査、卒業生との情報交換会を活発に行っている。

これらのことから、学外関係者の意見を教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映させるための取組が組織的に行われていると判断する。

9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

目標評価室において、自己点検・評価（外部評価を含む）、認証評価機関による第三者評価に対応するため、大学が行う諸活動全般の評価業務や、評価結果を改革に反映させるシステムを整備するための企画・立案を行っている。

評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けるためのシステムの整備については、教育制度委員会が平成16年度に設置され、教育制度に係る方針、企画等、改善方策等、教育制度全般に係る事項を所掌している。教育制度委員会が平成16年度に取り組んだ教育課程の見直し等の主な改善例としては、「実践的・創造的思考力を醸成させる教育課程の編成」、「多様な学習歴を有する学生に適切に対応する教育課程の編成」、「教育目標・教育理念を認識、理解させ能力を引き出す教育内容・方法の充実」、「透明性・一貫性・厳格性を有する成績評価法の確立」などが挙げられる。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

教育制度委員会において、授業評価アンケートを実施し、その結果を教員に配布し、個々の教員は授業内容、教材、教授技術等の改善を行っている。

平成15年度と16年度の第1学期授業評価・学習達成アンケート調査結果を比較すると、専門と一般基礎の計23科目のうち13科目で総合的満足度が増加している。同様に第2学期は22科目のうち13科目、さらに第3学期でも21科目のうち16科目で総合的満足度が増加している。

これらのことから、個々の教員が、授業評価・学習達成アンケート調査結果をもとに、授業内容、教材、教授技術等の改善を継続的に行い、改善効果を上げていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）について、外国語に関しては、語学センターを中心に早くからFD活動の推進に取り組んでおり、平成14年度からは全学FD委員会を設置し、FD研修会を毎年行うなど組織的に活動が行われている。

また、教育制度委員会において、FDワーキンググループを設置し、各学系代表者を対象に、個人的教育改善の実績と教育制度の改善に対する提案について、実態調査と意見聴取を行い、その結果をまとめている。

これらのことから、FD活動について、学生や教職員のニーズが適切に反映されており、組織として適

切な方法で実施されていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学的なFD講習会を定期的に行われ、教育改善に努めている。また、FDワーキンググループにより各学系代表者を対象に行われたFD活動の実態調査と意見聴取の結果、教育の改善に有効であったという回答が得られていること、学生による授業評価アンケート調査からも、授業の改善効果が見られるという結果が得られていることなどから、FD活動を通しての教員の意識改革と努力が反映され、教育の質の向上や授業の改善に結びついていると判断する。

9 - 2 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教育活動の質の向上に関しては、中期計画として、「教育を補助・支援する体制として、実験実習等の補助等について、ティーチング・アシスタント等の有効活用を図る」、「ティーチング・アシスタントに対して教育補助者としての資質の向上を図るために必要な研修を実施する」等を示している。この計画に合わせて、教務委員会においてTAの適切かつ有効な活用を図るため、平成15年度末にTA実施要領、TAの任用、運用に関する申し合わせ事項を教務委員会において策定している。さらに、平成16年度においては、TAの資質向上を図るための研修の実施体制を教務委員会で決定し、平成17年度から全学的に実施し、教育支援者である一般職員も、専門性、管理能力の向上を図るため、積極的に研修・講習会に参加している。

また、全学的な研修会とは別に、課程ごとに独自の研修会を行うことができるよう時間帯を設けるとともに、会場を準備するなど配慮をしている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

授業評価・学習達成アンケート調査結果をもとに、授業内容、教材、教授技術等の改善を継続的にを行い、効果を上げている。

基準 10 財務

- 10 - 1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10 - 3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 16 年度末現在の資産は、有形固定資産 22,205,431 千円、無形固定資産 18,641 千円、流動資産 1,289,140 千円であり、合計 23,513,213 千円である。特に固定資産である施設設備の状況について、貸借対照表及び校内配置図から十分であることが判断でき、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。

負債については、固定負債 3,618,005 千円、流動負債 1,954,819 千円であり、合計 5,572,824 千円である。

しかし、資産見返負債及び長期借入金等返済を要しない負債が大部分であること、産業投資特別会計借入金については、政府出資の段階において返済計画が策定され、計画どおりに返済されている状況であることから、債務が過大ではないと判断する。

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入は、文部科学省からの運営費交付金、学生納付金等の自己収入及び外部資金で構成されており、過去 5 年間の収入の実績は、増加傾向が見られる。このうち外部資金については、平成 13 年度は減額したものの、平成 14 年度 355,344 千円から平成 16 年度 468,948 千円と 2 年間で約 32%増加している。

平成 16 年度には研究戦略室を設置し、積極的獲得に向けて活動しており、プロジェクト研究情報等の発信、外部資金説明会の開催、共同研究候補テーマ一覧を発行するなどの活動が行われている。

学生納付金についても、体験実習、高等専門学校及び高等学校への訪問、高等学校等との教育連携講座を実施し、志願者・入学者の確保に努め、安定的な収入を確保している。

これらのことから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度に係る予算、収支計画、資金計画は、中期計画の一部として、大学運営会議、経営協議会、役員会の議を経て学長が決定の上、文部科学大臣に申請し、認可を受けている。また、年度に係る収支計画等についても、大学運営会議、経営協議会、役員会の議を経て学長が決定しており、これらの中期計画及び年度計画は、大学のウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 16 年度の収支状況は、概ね収支均衡が取れており、経常費用が 5,912,926 千円、経常収益は 5,945,220 千円で、経常利益は 32,294 千円であり、当期総利益は、65,120 千円を計上している。また、短期借入金については、借り入れを行っていない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分については、基本方針が策定されており、事業経費や競争的経費を配分する際には、教育・研究の重点化及び活性化を図るためヒアリングを実施してから予算案を作成し、大学運営会議、経営協議会及び役員会の議を経て、配分が行われている。

大学予算の物件費から管理運営経費と予備費を除いたものを教育研究活動に必要な経費として計上し、前年度と同額程度が確保されている。このうち、教育研究を一層活性化させるための競争的経費として学長裁量経費（基盤設備充実経費）と教育研究活性化経費が確保されている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10 - 3 - 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

財務諸表等については、国立大学法人法に基づき財務諸表を官報に公告することとなり、財務諸表、事業報告書、決算報告書、決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を情報公開室で閲覧に供するとともに、大学のウェブサイトに掲載しており、大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に対する会計監査については、内部監査、監事による監査、会計監査人による監査が実施されている。

内部監査については、内部監査細則に基づき監査計画を策定し、監事監査については、監事監査規程、同実施細則に基づき当該年度の監査計画を監事が策定し、それぞれ監査を実施している。会計監査人の監査については、財務諸表、事業報告書の会計に係る部分、決算報告書について監査を受けている。監事監査報告書及び内部監査の実施状況報告書等により、監査は適切に行われている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

管理運営のための組織は、法令に基づく学長選考会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会を設置するとともに、学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営並びに法人と大学の一体運営を推進するために、常勤理事が副学長を兼務するとともに、経済界の人材を非常勤理事に配置している。また、副学長のほかに学長補佐を配置し、学長、理事、副学長、学長補佐、事務局長により管理運営の基本的方針等に係る重要事項を審議する大学運営会議を設置し、学長補佐体制を強化している。

事務組織は、法人に事務局を置き、総務課、企画課などの5課から構成される総務部と、学務課、学生課など5課から構成される教務部から構成され、事務局長が学長の監督の下に事務を掌理し、事務の総括、調整を行っている。職員数は、平成17年度5月1日現在で137人であり、教員数216人と比較しても、十分な人数が確保されている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11 - 1 - 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

管理運営に関する事項は、大学運営会議の審議結果を踏まえて、必要に応じて経営協議会、教育研究評議会にて審議され、役員会の議を経て、学長がリーダーシップを発揮できる体制で意思決定をしている。また、室、本部、委員会の長には、学長を補佐する理事、副学長、学長補佐等を充て、具体的な事業実施の判断を委ねることにより、機動的な業務遂行を実現しており、責任体制、意思決定のプロセスは明確であり、組織間の連携も図られている。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

- 11 - 1 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

管理運営に対するニーズについて、学外関係者に関しては、経営協議会及び役員会に学外の有識者を加えるとともに、学外有識者によるアドバイザー会議を設置し、学外関係者のニーズを把握し、大学運営会議等を通じて管理運営に反映させている。

学生に対しては、アンケート調査を実施するとともに、学長が直接学生の代表者の意見を聴く場(懇談

会)を設けることにより、大学への一般的ニーズに関する意見聴取を行っている。その結果、学外関係者のニーズに対しては、自治体や企業との連携、サテライト・オフィスの設置など、学生のニーズに対しては、講義室の空調、休講情報のIT化、ベンチの増設など様々な対応を実現している。

学内の教員、事務職員については、職員連絡会を設置し、全構成員の意思疎通及び連絡調整を図っている。

これらのことから、学内外関係者のニーズを把握し、管理運営に適切に反映していると判断する。

11-1- 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、国立大学法人法及び本法人で定めた監査規程、監事が定めた監査計画等により、業務監査を適切に実施するとともに、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行っている。

また、必要に応じて役員会などの重要会議に出席するほか、業務及びその実施状況の調査・確認を行っており、監事として適切な役割を果たしていると判断する。

11-1- 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

管理運営に関わる職員の資質の向上のため、平成15年度は、法人化に向けて大学経営トップセミナー、大学運営に関するセミナーに、平成16年度はマネジメント研修及びハラスメント関係セミナーに管理職員を参加させている。

平成17年度も引き続き、他機関で企画されるマネジメント研修等に参加させるとともに、当該法人において管理職員を対象とした人事労務及びストレスマネジメント研修並びに職員を対象とした大学運営に係る講習会を計画している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2- 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する基本方針は中期目標において「学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営を推進するとともに、運営組織の合理化を図り、効率的な大学運営を遂行する。」と定められている。それを踏まえる形で管理運営に関する諸規則が整備され、管理運営に関わる役員等の選考、責務、権限等も規則等として制定され明確に示されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員等の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に定められていると判断する。

11-2- 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的、計画は、基本理念、中期目標、中期計画、年度計画として、また、活動状況に関するデー

タの一部についても大学のウェブサイトに掲載し、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようになっている。活動状況に関するデータ・情報は、大学全体として、ほぼ3年に1回発行する「教育と研究」と、事務局で毎年度作成する「教育・研究関係資料」において取りまとめ、学内の教職員に配布している。

平成16年度には、個人評価に関して、教育、研究、地域・社会貢献、管理運営の4領域について一元化されたデータベースシステムを構築しており、平成17年度からは、さらに機能的に活用できるデータベースシステムを構築していくことが決定され、継続的にデータや情報が蓄積される体制が整備されている。

これらのことから、データや情報が蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3- 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

自己点検・評価の実施体制としては、法人化を契機に目標評価室及び大学点検・評価委員会を設置している。目標評価室及びその下に置かれた目標評価委員会は、自己点検・評価、第三者評価、中期目標に係る評価等の評価の企画・立案並びに評価結果の分析及び評価についての調査・研究を行っている。大学点検・評価委員会は、自己点検・評価規則の制定や認証評価機関による第三者評価等の評価基準及び観点の分析など、目標評価室が作成する評価に係る企画・立案・報告書等の審議を行っている。

また、大学点検・評価委員会の下に部局点検・評価委員会を置き、当該部局の自己点検・評価等を実施している。

これらのことから、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11-3- 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価の結果の公表について、中期計画に「自己点検・評価(外部評価を含む。)及び第三者評価の結果をホームページに公開する」ことを掲げ、当機構が行った試行的評価に係る自己点検・評価の結果を、大学のウェブサイトで公表している。

また、平成12年度に行われた外部評価結果については、印刷物として高等専門学校や国立大学などの関係諸機関に送付し公開しており、自己点検・評価の結果が大学内および社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3- 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

平成12年度に外部評価を実施し、その後、当機構の試行的評価を受け、その結果を外部の有識者による運営諮問会議に報告し、指摘事項に係る改善を進めている。

また、中期目標に係る自己点検・評価として年度計画報告書、平成17年度の認証評価に係る自己評価書などは、提出前に外部の有識者を加えた経営協議会及び役員会において審議している。

法人化後は新たに外部評価を実施することを規定し、平成18年度以降、自己点検・評価書を作成し外部評価を受ける予定である。さらに、外部の有識者によるアドバイザー会議において、自己点検・評価の結果について検証を受けることとしている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、十分に

機能していると判断する。

11 - 3 - 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

中期計画に「評価結果を不断の改革に十分反映させるシステムを整備する」ことを掲げ、平成 16 年度は、点検・評価規則を制定し、評価結果を反映させるシステムを構築している。

大学全体の管理運営に係わる評価結果は、目標評価室、大学点検・評価委員会において分析と改善の方針を策定し、役員会、経営協議会などで検討の上、改善を実行している。また、教育研究並びに部局組織等に係わる評価結果については、大学点検・評価委員会において指摘事項に係る分析・改善を実施している。

なお、当機構の試行的評価(教養教育)の指摘事項については、すでに改善が十分に図られている。具体的な改善事例として、教育目的・目標の周知度を高めるため、履修要覧、履修ガイダンスでの説明のほか、各課程の教育目標が印刷された名刺大のカードを学生に配布することにより周知を図るなどの取組が行われている。

これらのことから、評価結果が改善に結び付けられるシステムが整備され、十分に機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、評価結果を改善に結び付けるシステムが構築され、十分に機能している。

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

【評価結果】

目的の達成状況が良好である。

(評価結果の根拠・理由)

1 - 大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

正規課程の学生以外に対する大学の教育サービスの目的は、中期目標に明示され、それを達成するための計画や具体的方針は中期計画及び年度計画として定められている。これらを全職員を構成員とする職員連絡会において説明、ウェブサイトに掲載、大学概要及び大学案内(冊子)を配付することにより、学内外関係者に対して周知している。

これらのことから、改革や具体的方針が定められ、周知されていると判断する。

1 - 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

正規課程の学生以外に対する教育サービスの活動として1.「地域社会への貢献のための体制整備」、2.「大学が有する知や研究成果を活用した、教育・文化の向上、地域社会の活性化への貢献」、3.「高等専門学校の資質の向上、発展に向けての連携強化」、4.「外国人学生との教育交流制度の整備」、5.「他大学学生に対する教育サービスの充実」を目標・計画に掲げている。

1.「地域社会への貢献のための体制整備」については、地域へ向けての市民講座、情報発信、地域連携事業、産学官交流等を推進するために、平成16年9月に豊橋駅前にサテライト・オフィスを設置し、地域社会への教育サービスを拡充するため、平成17年3月から4月にかけて豊橋市、田原市、鳳来町及び愛知大学の4機関と包括協定を締結している。

2.「大学が有する知や研究成果を活用した、教育・文化の向上、地域社会の活性化への貢献」については、現代的教育ニーズ取組支援プログラム「地域協働型工房教育プログラムの開発と実践 - 地域社会を想う実践的創造的技術者養成を目指して - 」により、地域の課題を取り上げた卒業研究テーマを一般市民から募集(公募型卒業研究)し、17件の応募に対し6件が採択され、地域社会の活性化に貢献している。さらに、社会人に対して、技術科学大学という特色を生かし、ICチップの設計・試作を行う国内には類を見ない「集積回路技術講習会」など企業等の技術者・研究者への教育サービス、地元2高等学校の2年生全員が当該大学で最新の研究を体験する「サイエンス・パートナーシップ・プログラム事業」、理科・数学離れ、ものづくり離れ等の課題に対応した「化学公開講座」、豊橋市教育委員会と共催の「Jr.サイエンス講座」の実施など高等学校生等への理科教育の威力を伝える教育サービスを実施している。

3.「高等専門学校の資質の向上、発展に向けての連携強化」については、高等専門学校生を対象に、学校教育の充実及び高等専門学校の学習意欲喚起等を目的として、教育研究分野の実習を体験させる「高等専門学校体験実習」を平成11年度から実施し、毎年150名程度の学生を受け入れている。高等専門学校からの学生全員が学内宿泊施設に滞在し、研究室で約2週間、最新の研究に従事している。

4.「外国人学生との教育交流制度の整備」については、室長1人、室員1人と事務職員が一体となっ

た国際交流室を平成 16 年 4 月に設置し、また、インドネシア・バンドン工科大学内にサテライト・オフィスを設置し、海外技術科学教育支援の拠点として活用している。また、韓国技術教育大学との協定に基づいて、同校学生等を夏期休暇期間の 17 日間にわたり受け入れて技術教育を行うサマースクールを開講している。

5. 「他大学学生に対する教育サービスの充実」については、愛知県内の 55 大学間で単位互換協定が結ばれているが、特に愛知大学とは平成 17 年 4 月に包括的協定を結び、教員が相互の大学で出前講義を実施するなど一層活発な教育交流を図ることとなった。

これらのことから、計画に基づいた活動の実施状況は、非常に優れていると判断する。

1 - 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

活動への参加者について、長期にわたって続けている公開講座や技術研修については、募集定員を下回る例もあるが、近年取組を始めた教育サービスの活動については、十分に参加者が確保されている。

参加者等の満足度は、アンケート調査の結果からも、おおむね良好であり、活動としての一定の成果が上がっている。

これらのことから、活動の結果および成果として、活動への参加者が確保され、また、活動の実施担当者やサービス享受者の満足度等から判断して、活動の成果が上がっていると判断する。

1 - 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

取組の改善のために、地域社会への貢献、高等専門学校との連携、外国の大学等との交流・連携に係る教育サービスについて、地域連携室、高等専門学校連携室及び国際交流室等において、アンケート調査結果、ウェブサイトや当該大学卒業生のメーリングリストを通じて教員、学生等から直接意見を聞くなどして、問題点を把握、分析し、改善策を検討している。

さらに、当該大学と豊橋市、田原市、鳳来町、愛知大学との連携に関する包括協定に基づいて、本学と地方自治体等の両者からなる協議会を設置し、地域社会への教育貢献について具体案を協議している。

これらのことから、地域連携室、高等専門学校連携室及び国際交流室を中心として総括的な改善システムが構築され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「目的の達成状況が良好である。」と判断する。

【優れた点】

「高等専門学校の資質の向上、発展に向けての連携強化」という目的に基づき、毎年 150 人程度の学生を 2 週間受け入れる高等専門学校体験実習は、高等専門学校からの編入学を大規模に実施している大学として、極めて大きな意義を持つ、効果的な教育サービスといえる。

「大学が有する知や研究成果を活用した、教育・文化の向上、地域社会の活性化への貢献」という目的に基づき、技術科学大学の特色を生かし、ICチップの設計・試作を行う国内には類を見ない「集積回路技術講習会」など企業等の技術者・研究者への教育サービスを行っている。

「外国人学生との教育交流制度の整備」という目的に基づき、韓国技術教育大学との協定に基づいて、同校学生等を夏期休暇期間の 17 日間にわたり受け入れて技術教育を行うサマースクールを開講している。また、サテライト・オフィスを国内外に設置し、大学の情報の発信、教育サービスの質の

向上を支援している。

地元2高校の2年生全員が大学で最新の研究を体験する「サイエンス・パートナーシップ・プログラム事業」、理科・数学離れ、ものづくり離れ等の課題に対応した「化学公開講座」、豊橋市教育委員会と共催の「Jr.サイエンス講座」の実施など高校生等への理科教育の威力を伝える教育サービスを実施している。

< 参 考 >

現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 豊橋技術科学大学

(2) 所在地 愛知県豊橋市天伯町

(3) 学部等の構成

学部：工学部（8課程）

研究科：工学研究科（修士課程8専攻、博士後期課程4専攻）

附置研究所：なし

関連施設：附属図書館、語学センター
他14施設

(4) 学生数及び教員数（平成17年5月1日）

学生数：学部1,238名、大学院修士課程810名
大学院博士後期課程126名

教員数：213名

2 特徴

本学は、実践的、創造的な能力を備えた指導的技術者の養成という社会的要請に応えるため、実践的な技術の開発を主眼として大学院に重点を置いた新構想大学として、昭和51年10月に開学した工学系単科大学である。

開学当初の教育組織は、学部6課程、工学研究科修士課程6専攻の構成であったが、開学10年を契機に工学研究科博士後期課程3専攻を設置し、その後、さらに社会の要請に応える形で学部、工学研究科修士課程に2課程・2専攻を加えるとともに、研究領域の拡がりや高度化に対応するため工学研究科博士後期課程を4専攻に再編し、現在に至っている。

本学は、科学に裏付けられた技術、すなわち「技術科学」の教育・研究を使命とし、豊かな人間性と国際的視野及び自然と共生する心をもつ実践的・創造的かつ指導的技術者を育成するとともに、次の時代を先導する先端的技術の研究を行い、大学院に重点を置き、透徹した物を見る眼、繊細で暖かみのある感性、多元的な思考能力、グローバルな視野を培う教育を推進し、「技術科学」の新しい地平を切り拓くことを目指して研究に取り組み、さらに、地域社会との連携、国内及び国際社会に開かれた大学を目指している。

本学の特徴は次のとおりである。

学部入学定員は、第3年次への大幅な編入学定員（300名）を設け、主として実際の技術に触れさせる教育を行っている高等専門学校卒業生を受け入れ

るとともに、高等学校（普通高校、工業高校等）卒業生の第1年次入学定員（80名）を設けている。

入学者選抜は、推薦入学を大幅に実施している。

学部は、学際的に編成された課程制をとっている。「技術科学」教育を施すため、学部と工学研究科修士課程は、ほぼ同数の定員枠を設け、大学院までの一貫教育体制を構築している。

教員は、教育組織とは独立した9つの系及びセンターのいずれかに所属し、研究に従事するとともに学部、研究科に所属する学生の教育・研究指導を行っている。

教育課程は、一般大学の直線型教育と異なり、「技術科学」に関する基礎と専門を交互に教育する「らせん型」教育を実施している。

開学当初から、指導的技術者として必要な人間性の陶冶と、実践的技術感覚を養うため、学部4年次に正課として「実務訓練」を実施している。さらに、工学研究科修士課程では、海外実務訓練を平成17年度からカリキュラムとして採り入れている。

学習歴の異なる入学生それぞれに適した、多様なカリキュラムを編成している。

外国人留学生のために英語による授業のみで修了できる工学研究科修士課程、英語特別コースを設置している。

技術者教育の品質保証に対する国際的な認証制度に繋がる（JABEE）プログラムの取得に向けて全学的に取り組んでいる。

開かれた大学として、外部機関との交流、共同研究、地域社会との連携事業を積極的に推進している。

JICA（独立行政法人国際協力機構）への協力など活発な国際交流活動等の実績により設置された「工学教育国際協力研究センター」を中心に、海外事務所の開設や、技術移転、技術教育支援などを行っている。

研究面では平成14年度は2件の「21世紀COEプログラム」の採択、平成17年度は本学が研究機関の核となる「都市エリア産学官連携事業（発展型）」の採択、また、教育面では優れた教育プログラムとして平成15年度は「特色GP」、平成16年度は「現代GP」がそれぞれ1件採択されるなど、研究及び教育について高い水準にある。

目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

豊橋技術科学大学の使命・理念

豊橋技術科学大学は、科学に裏付けられた技術、すなわち技術科学の教育・研究を使命とする。

この使命のもと、豊かな人間性と国際的視野及び自然と共生する心を持つ実践的創造的かつ指導的技術者を育成するとともに、次の時代を先導する技術科学の研究を行う。そのため、大学院に重点を置き、透徹した物を見る眼、繊細で温かみのある感性、多元的な思考能力、グローバルな視野を培う教育を推進し、技術科学の新しい地平を切り拓くことを目指して研究に取り組む。

さらに、地域社会との連携、国内及び国際社会に開かれた大学とするための基盤を構築する。この理念のもと、以下の特色ある教育研究及び対外活動を行う。

【教育研究】

1. 高等専門学校卒業生を学部3年次に受け入れ、高等専門学校の実践的教育を基礎として、その上にレベルの高い基礎科学、人文・社会科学を教育し、さらに高い専門教育を与える「らせん型」教育を行う。
2. 普通高校、工業高校等の卒業生を学部1年次に受け入れ、早い時期に技術に触れさせ技術に興味を持ちかつ科学的思考力を持つ学生を育成する。
3. 大学院に重点を置き、産業界をはじめとする外部社会との緊密な連携により、社会の要請に適合した実践的・先端的技術科学の教育研究を遂行する。
4. 医学、農学、人文・社会科学等工学以外の分野と工学の融合分野を開拓し技術科学のフロンティアを拡大する。

【国際展開】

1. 広く世界に向け研究成果を発信するとともに技術移転や技術教育支援を積極的に行う。
2. 全世界から留学生を多数引き受け、また、日本人学生を積極的に海外に派遣することにより、国際的に活躍できる指導的技術者を育成する。

【社会貢献】

1. 豊橋技術科学大学を高等専門学校教員の研究、研修の場とするとともに、社会人の再教育、継続教育の場として開放する。
2. 産学連携、地域連携を積極的に進め、社会及び地域に対し開かれた大学とする。

教育目標等

1 教育の成果に関する目標

豊かな人間性と知識水準を備え、社会的要請に応えるとともに、国際的にも活躍できる、実践的・創造的かつ指導的技術者を養成する。

2 教育内容等に関する目標

- (1) 実践的・創造的思考力を醸成させる教育課程を編成する。
- (2) グローバル化時代に即した教育課程を編成する。
- (3) 高等専門学校卒業生をはじめ、普通高校、工業高校等の卒業生、外国人留学生、社会人等多様な学習歴を有する学生に適切に対応する教育課程を編成する。
- (4) 教育目標・教育理念を認識、理解させ自ら能力を引き出せる教育内容・方法を充実する。
- (5) 透明性・一貫性・厳格性を有する成績評価法を確立する。
- (6) アドミッション・ポリシーを公表し、多様かつ豊かな資質をもつ入学者を確保する。

3 教育の実施体制等に関する目標

- (1) 教育の実施体制及び教育の実施状況等を検証する体制を整備する。
- (2) 教育の質の向上・改善のための体制の整備・充実を図る。
- (3) 授業等に必要な施設・設備等の教育環境の充実を図る。

4 学生への支援に関する目標

- (1) 多方面にわたる学生の生活支援を充実する。
- (2) 就職活動支援体制の整備・充実を図る。
- (3) 留学生・社会人学生等に対する修学支援を充実する。

5 社会との連携、国際交流等に関する目標

- (1) 地域社会への貢献のための体制を整備する。
- (2) 大学が有する知や研究成果を活用し、教育・文化の向上、地域社会の活性化に貢献する。
- (3) 国際交流・連携を推進するための体制を整備する。
- (4) 外国の大学、研究機関との連携・交流を推進する。
- (5) 開発途上国に対する工学教育国際協力を推進する。
- (6) 外国人研究者等の受入れ、海外への職員の派遣を積極的に推進する。
- (7) 外国人留学生の受入れ、学生の派遣を積極的に推進する。
- (8) 地域社会における国際化の支援を図る。

6 運営体制の改善に関する目標

学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営を推進するとともに、運営組織の合理化を図り、効率的な大学運営を遂行する。

7 人事の適正化に関する目標

- (1) 優れた教員を確保するために、公正で一貫性のある人事運用システムを構築するとともに、教員の流動化、多様化を推進する。
- (2) 職員の能力向上を推進するシステムを整備する。

8 財務内容の改善に関する目標

- (1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標
教育・研究活動の活性化等に資するため、外部研究資金、施設使用料等多様な収入方策に係る検討を行い、自己収入の増加に努める。
- (2) 経費の抑制に関する目標
効率的な管理運営を行うこと等により、管理経費の抑制に努める。
- (3) 資産の運用管理の改善に関する目標
大学が保有する資産を効率的、効果的かつ安全性に十分留意し、運用管理する。

9 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

- (1) 評価の充実に関する目標
自己点検・評価の実施体制を整備し、計画的に自己点検・評価を行うとともに、認証機関による第三者評価を踏まえ、大学運営の改善・充実に資する。

選択的評価基準に係る目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学の創設にあたっては、教育研究の基本構想のひとつとして、社会人の継続教育・再教育及び高等専門学校等の教員の研究・研修機関としての役割をも果たす、[開かれた大学]とすることが提言され、創設後間もない昭和 53 年度から公開講座を開設するなど、開かれた大学として、正規課程の学生以外の教育サービスを積極的に進めてきた。平成 16 年度の法人化にあたり、中期目標、中期計画に、正規課程の学生以外の教育サービスに係る目的、目標として、地域社会への貢献、高専連携、国際交流、他大学との教育研究連携などに関する具体的目標を掲げている。

教育サービスの目標・計画

1 地域社会への貢献のための体制を整備する。

- (1-1) 生涯学習、市民大学、高校との連携事業等の推進など、地域社会との連携や支援事業を促進するため、学長補佐を室長とする「地域連携室」を設置する。
 - (1-2) 地域連携を実践的に実行するために、キャンパス外に「サテライト・オフィス」を設置し、大学情報の発信、市民大学、生涯学習等の地域連携、産学官交流等を推進する。
- #### 2 大学が有する知や研究成果を活用し、教育・文化の向上、地域社会の活性化に貢献する。
- (2-1) 地域文化の振興に資するため、公開講座、図書館の開放、体験学習等を拡充する。
 - (2-2) 地域の社会人に対するリフレッシュ教育、技能研修を促進する。
 - (2-3) 初等、中等、高等教育機関に対する出前授業、研修生の受け入れ、教員の専門教育研修等の教育サービスの提供を推進する。
 - (2-4) 地元自治体と連携して、地域住民の生活と安全を守るための研究、政策提言を行い、地域防災対策活動を積極的に支援する。
 - (2-5) 地域企業等への大学からの講師派遣、社会人の大学院への受入れなど、人事交流を積極的に推進する。

3 高等専門学校の資質の向上、発展に向けて、連携強化を図る。

- (3-1) 高等専門学校への情報発信、本学教員による高等専門学校訪問の充実と、高等専門学校の教育・研究内容及び高等専門学校生の進路状況の分析を行うため、学長補佐を室長とする「高専連携室」を設置する。
- (3-2) 高等専門学校生を対象に、体験実習を実施し、毎年度、現役高等専門学校生を 100 名以上受け入れる。
- (3-3) 高等専門学校教員が情報処理に関する高度の知識と技術を修得できるよう、関連事業を支援する。
- (3-4) e - ラーニング等の遠隔教育による教育環境を整備し、推進する。

4 国際交流・連携を推進するための体制を整備するとともに、外国人留学生を積極的に受け入れる。

- (4-1) 外国の大学・研究機関等との交流・連携の基本方針、教員の海外派遣、研究者の受入れ、学生の海外留学、外国人留学生の受入れを推進するため、学長補佐を室長とする「国際交流室」を設置する。
- (4-2) 国際交流・推進を実践的に実行するために、海外に「サテライト・オフィス」を設置し、海外への情報発信、外国人留学生の受入、研究者交流等を推進する。
- (4-3) 留学プログラムの開発や政府機関・団体等の受入制度を活用し、外国人留学生を積極的に受け入れる。

5 他大学に対する教育サービスの充実を図る。

- (5-1) 単位互換協定による他大学の学生に対する教育サービスの充実を図る。

自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

本学は、新構想大学として開学した昭和51年10月に、創設の趣旨を踏まえて目的を定め、昭和53年度からは学則にその目的を規定するとともに、大学概要等に明示してきた。現在では目的又は基本理念(基本的な目標)として、学則、中期目標、大学概要、ホームページ、履修要覧、学生便覧等に明示している。具体的な目標及び計画については、中期目標・中期計画としてホームページに、さらに、課程ごとに学習・教育目標を定め、ホームページ、履修要覧、シラバスに明示し、大学として目的を明確に定めている。

大学の目的に沿って、実践的、創造的かつ指導的技術者の育成と、さらに、次の時代を先導する技術科学の研究を実現するため、学部から大学院工学研究科修士課程までの一貫教育を実施している。

学部では、一般教育から専門教育に渡る広い領域の知識を授け、技術科学に関する高度の専門教育を行っている。大学院修士課程では、論理的能力、応用能力等、実社会における指導的役割を果たすために要する能力を培うことを、また、大学院博士後期課程では、学部・修士課程と共通の目的の下に、独創的な研究及び研究指導能力を養うことを目的としており、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することに対応しているところから、大学及び大学院の目的は、学校教育法の定めに外れるものではない。

基本理念等を記載した冊子「大学概要」を全職員に、「履修要覧」を全学生に、「新入生オリエンテーション」において「学生便覧」を入学生に配付し、本学の教育理念・教育目標等を説明することなどによって、全構成員に対して基本理念の周知を図っている。また、大学概要等を関係諸機関に配付するとともに、本学のホームページに目的、基本理念、具体的な目的・計画を掲載し、本学の基本理念、アドミッション・ポリシー及び課程ごとの学習・教育目標を記載した入学案内の冊子を学校関係機関等に配付することにより、社会に対して目的を広く公表している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

本学は工科大の単科大学として、基本理念に基づく教育組織を、学士課程は8課程、修士課程は8専攻とし、教員（研究）組織を分離している。さらに、高度の学際的 researcher を育成するため、博士後期課程には修士8専攻を融合した4専攻を置いている。これらの課程・専攻は、本学の目的の柱である実践的技術者を育成するため、主たる受け入れ対象である高等専門学校の学科構成に対応しつつ、学際的な教育も行えるよう編成されている。

また、教員組織を9つの系により編成し、上級課程に進学するに従い、より高いレベルの実践的、創造的、かつ指導的技術者を育成することを目的とする教育を行っている（博士後期課程については教員を4専攻に配属する）。

教養教育を実施する教員体制としては、教務委員会の責任のもとに、人文・社会の分野については、主に人文・社会工学系(9系)、語学センター、体育・保健センター、留学生センターの教員が担当し、工学系の教員が自然科学の分野を担当している。教育制度委員会において、教養教育を含めた教育課程や教育方法等を検討している。

また、教務委員会と連携して、教養教育の編成と分析を適切に行っている。

「教育支援機構」、「研究推進機構」、「情報基盤機構」を設置し、各々教育支援、研究推進、情報基盤支援を行っている。「教育支援機構」では、外国語教育、保健体育教育等の教養教育を中心に、また、留学生の教育等を、「研究推進機構」では、産学共同研究及び先端的・独創的な研究プロジェクトの推進、工学教育国際協力ネ

ネットワークの構築、特定のテーマの研究並びに工作実習、分析実験等学生の実験実習の教育支援等を、「情報基盤機構」では、学術情報システムの活用、計算機を利用する教育・研究支援、e-ラーニングの支援、ネットワークの支援等を行っている。

教育活動に係る重要事項を審議する組織として、教育研究評議会は主として大学としての教育に係る基本的な方針や計画を、教授会では主として具体的案件を審議することとして、役割を明確にし、効率化を図っている。

また、教授会の下に代議員会を設置し、具体的な教育活動に係る重要事項の審議を委託している。代議員会は月2回定期的に開催し、教育研究に係る重要事項を審議するための必要な活動を適切、かつ迅速に行っている。

教育課程や教育方法等を検討する組織として、教務委員会、教育制度委員会、博士後期課程委員会、博士後期課程専攻運営委員会を設置し、各々の委員会の役割・分担を明確に規定するとともに相互の連携を図り、教育に関わる審議を目的に応じて適切に実施している。

基準3 教員及び教育支援者

教員組織(研究組織)の編成は、教育組織とは別に研究分野に対応した学系制を採り入れ広領域にわたって組織され、教育組織と有機的な連携を図り、境界領域の教育研究に弾力的に対応できるものとなっている。専任教員に関する配置定員を定め、主要な授業科目を専任教員が担当し、実験、実習等の授業科目には助手が配置されている。また、教員の採用・昇任にあたっては、高度な教育研究の水準を維持するため、大学・大学院設置基準に規定する教員の資格基準を超えた「**本学教員選考基準**」、「**教員の選考基準に関する申合せ**」等を定め、運用している。本学専任教員は、平成17年5月現在で教授78人、助教授72人、講師13人であり、学士課程においては76%、修士課程においては90%以上の授業総コマ数を担当している。学部における専任教員、大学院における研究指導教員及び研究指導補助教員は、いずれも質、量の両面において十分確保され、学部と大学院における専門科目の授業は、研究活動及び研究業績と良い相関を持って行われている。

教員の採用と昇任に関する基準は明確に定められ、適切に運用されている。さらに、公募制を導入するとともに、民間企業出身者及び外国人教員を確保していること、また、任期制の在り方や、教員レベルの向上のためのサバティカル制度について組織的に検討していること、優秀教員評価制度を採り入れていることなど、大学の目的に応じ、教育研究水準の向上及び教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられている。

教員の教育活動の評価方法等を検討するための組織として目標評価室、実施に対応する組織として大学・点検評価委員会、評価と改善に資するため学生による授業評価や教員に対してのヒアリングを行う組織として教育制度委員会があり、互いに連携し、教員の教育活動に関する評価・改善を適切に進めている。

教務部学務課が教育課程の実施に関する支援を行っている。学務課は3係を置き、課長以下9名の一般職員、14名の技術職員(技術専門職員)、2名の非常勤職員、総勢25名の人員が配置され、また、実験、実習、演習等の教育補助業務にティーチング・アシスタントを活用しているなど、教育課程を展開するために必要な支援体制が整備されている。

基準4 学生の受入

本学は、基本理念、教育目的に沿って、全学共通のアドミッション・ポリシーを明確に定めるとともに、これに基づき、課程ごとに、より具体的なアドミッション・ポリシーを明確に定めている。これらは、ホームページに掲載するとともに、大学案内及び学生募集要項の配付、関係機関への訪問等により学内外に公表、周知

している。特に高等専門学校については、毎年ほぼ全校訪問し、説明し、周知を図っている。

学生の受入れについては、本学の目的を達成するため、普通高校並びに工業高校等からの入学、高専からの編入学、留学生、社会人入学など、学部・大学院にわたり多様な学習歴に対応した入学試験を実施し、学力検査や口述試験、調査書または成績証明書などにより学力を判定するとともに、面接や調査書、推薦書などによりアドミッション・ポリシーに沿って適性を判定している。

入学者選抜の実施については、実施計画等の作成、試験問題の作成、試験の実施、試験の採点及び合格者の決定まで、入学試験委員会を中心に体制を構築しており、意思決定のプロセス、責任も明確であり、適切な体制により、公正に実施している。

入学者選抜の検証及び改善については、入学者選抜方法研究委員会が、入学試験の結果、入学後の学業成績追跡調査、高校教諭・高専教員との意見交換等を踏まえて行っている。また、これらの結果を「入学者選抜方法研究委員会報告書」として取りまとめるなど、入学者選抜方法の改善に役立てている。

実際の入学者の状況については、過去5年間において、学部については、定員の1.20倍、大学院修士課程については、0.99倍、博士後期課程については、1.21倍の学生を受け入れており、入学定員を大幅に超える、又は下回る状況にはなっておらず、入学定員と実入学者数の関係は適正である。

基準5 教育内容及び方法

本学は、学部・大学院修士課程一貫教育を実施し、大学院に重点を置いた教育体系を採り、「特色ある実践的・創造的技術者教育」を目標に、基礎と専門を繰り返す「らせん型」教育を学部から修士課程まで実践している。

また、各課程の学習・教育目標に沿った授業科目を幅広く開設し、科目配置については、教育制度委員会において、基本理念に基づく全学的な見地からカリキュラムを検証している。

学士課程においては、一般基礎科目は、数学、物理、化学などの自然科学分野の科目、技術者倫理、世界観と歴史観を育む授業科目などの人文・社会科学分野の科目、英語を中心とした外国語の科目が提供されている。専門科目については、教養教育と専門教育との連携を図るとともに、各課程の「学習・教育目標」に即して、学部の前期課程では工学基礎教育、後期課程では、「専門基礎」、「専門」教育に重点をおいた教育課程を編成している。

講義・演習・実験・実習を通じて、現象の本質を理解するに必要な基礎学力、自主的かつ柔軟性のある思考力、総合的応用力を養う教育を実施しており、教育課程の編成の趣旨に沿ったものとなっている。

修士課程では、柔軟で人間的な発想をすることのできる人材の育成を目指した教育課程として、人文・社会科学分野の共通科目の履修を義務づけ、「共通科目」と「専攻科目」の有機的な連携を具現化するとともに、大学院英語特別コースの設置、海外インターンシップ制度など、国際性の高い教育を実現している。「専攻科目」については、本学の基本理念に沿って各専攻が各分野の最新の学問技術に関する授業科目を「特論」として広く配置するとともに「工学輪講」や「特別研究」など、創造性に富んだ指導的技術者養成を目指す内容となっている。

博士後期課程においては、本学の基本理念に基づき、修士課程までに専攻した学問領域に基盤を置いて、幅広い学識と高度の専門性を培うことを目的として、各専門分野を複合した学際的な専攻を編成している。博士論文に関する研究を実施するとともに、「特論」及び「輪講」を通じて最先端の研究、技術開発の現状にふれ、将来研究者となるために必要な専門素養を身につけさせている。

学生による授業評価は、学部及び修士課程の全授業科目について実施されている（英語特別コースを含む）。また、各課程の学習・教育目標や特性に応じて、研究活動の成果が授業内容に反映されており、授業内容を改善するための研究も実施されている。

成績評価基準を履修要覧に明示し、入学時のガイダンスなどにより成績評価の方法について周知を図っている。

また、各課程が設定した「学習・教育目標」に対する各授業科目の関与の程度、授業科目の流れを明確に説明し、学生が自らの学習目標を設定し、必要な学習時間を確保するように履修ガイダンスを行っている。

本学の基本理念や特色、中期計画等において示されている、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に対応した教育課程を編成することに配慮するため、他課程の授業科目の履修、国内外の協定大学との単位互換、国際的通用性の高い英語検定試験の単位認定など、より効果的な教育を実施している。また、本学の特色である創造的技術者を養成する「実務訓練」により、実践的思考力を養っている。

各課程、専攻の「学習・教育目標」の特性に応じた組合せ、バランスのとれた課目構成、少人数授業、フィールド型授業、情報機器を活用した授業、コンピューターとの対話型授業、外国語科目等での学力別クラス編成など適切な授業形態が工夫されている。さらに、教育課程の編成の趣旨に沿って、様式に則ったシラバスを作成し、記載内容の適正化が図られている。学部では、多様な入学生に対する基礎学力不足の補充授業として、英語や数学、工学の基礎的な科目など多様な科目を開設している。英語科目については、プレースメントテストを行い、学生の語学力に応じたクラス編成を行うなど、学力に応じた指導を行っている。また、Web 教育教室、語学センターなどの整備、図書館の 24 時間開館と授業に使用する資料の充実など自主的な学習への環境整備を行っている。

成績評価基準の在り方を教育制度委員会において検討し、講義、演習、実験、卒業研究、実務訓練、特別研究などの内容に応じた統一的な評価基準を策定した。また、大学院課程における特別研究等の成績評価は、透明性を確保するとともに、基準に基づいて適切に実施している。なお、学士課程においては、成績評価は、原則として JABEE 認定基準に対応しており、極めて公平な成績評価・単位認定が図られている。

大学院課程における、研究指導審査等に関しては、規約が明確に定められており、研究内容、研究水準まで含めた適切な指導体制がとられている。また、学位論文（修士論文及び博士論文）の審査は、規定に基づき、適正かつ厳格に実施されている。大学院学生はティーチング・アシスタント（TA）として、学部学生の演習や実験などの指導にあたることにより、教育訓練の機会が与えられている。また、若手研究者の養成・確保を促進するため、本学が行う研究プロジェクトにおいて優秀な大学院博士後期課程在学者を研究補助者（RA）として参画させ、若手研究者としての研究遂行能力の育成を図っている。

基準 6 教育の成果

本学の基本理念、特色である、学部 - 大学院修士課程一貫教育を実施している大学院に重点を置いた教育体系、特色ある創造的技術者教育の観点に基づき、教育の成果・効果を教育制度委員会が調査・分析し、組織的に対応している。各課程では、JABEE 対応委員会を設置し、各課程における「学習・教育目標」の達成状況の検証と分析を行っている。大学全体及び各課程の教育方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取り組みが組織的に行われている。

修士課程への高い進学率と技術・研究職への多くの卒業生が就職しているなどの状況から、教育の成果や効果が上がっていると判断する。また、卒業論文・修士論文の大半は、対応する学会等において発表され、学術誌にも投稿・掲載されており、高い水準の教育が実施されている。

学生による授業評価、学習達成度に関するアンケート調査結果から、授業目標の理解・授業紹介との対応、教員の説明・内容の理解に関して、教育効果が得られていること、学生の総合的満足度が高いことなどの調査結果が得られており、大学が編成した教育課程・授業を通じて、大学の意図する教育の効果があったと学生自身が判断していると考えられる。

また、卒業（修了）生に対するアンケート調査結果、実務訓練受入企業・卒業（修了）生就職先に対するアンケート調査結果などから、基礎、専門能力に関しては、教育効果と成果が得られている。外国語によるコミュニケーション能力に関する教育成果については改善の余地がある。

本学の基本理念に基づいて、教育の成果や効果は、十分あがっていると判断する。

基準 7 学生支援等

学生の修学支援に関しては、新入生に対するオリエンテーションなどにより、授業科目や専門、専攻の選択、大学の教育理念、学習目標、履修方法などについて適切な指導が行われている。また、担任制により、各課程別（専攻別）、学年別のクラスに対して学習支援を行うとともに、学部 4 年次生及び大学院学生については研究指導教員による学習指導を行っている。

講義に関する学習相談に関しては、シラバスにオフィス・アワー、メールアドレス等を明記し、学生による教員への相談などが活発に行われている。さらに、TA などを活用することにより、学習支援の補助が適切に行われている。また、学生の学習支援に関するニーズを把握するため、教育関連設備に関するアンケート調査、学生生活実態調査などを実施し、予習・復習などの自主的な学習に対する指導体制、設備面の改善などを行っている。特に、講義棟全体に対する空調設備、無線 LAN は、ほぼ完備し、図書館、Web 教育教室は自習場所として有効に利用されているほか、語学センター、情報メディア基盤センターなどの学内施設も、自学自習の場として利用されている。

留学生に対する学習支援については、留学生センターにおける日本語の補講、チューター制度による支援を行っている。外国人留学生の生活面における様々な支援は、留学生相談担当教員、チューターなどにより行われている。

また、留学生後援会支援基金制度を設け、経済的な支援体制の充実も図っている。社会人学生に対しては、豊橋駅前に授業が可能な「サテライト・オフィス」を設置した。

障害を持つ学生については、チューター制度の導入など、鋭意取り組んでおり、学習支援は適切に行うとともに、身障者用トイレの設置など、バリアフリー化対策を積極的に進めている。

学生生活支援については、「何でも相談窓口」の設置、大学と課外活動団体、学友会との意見交換会を定期的に行うことで多様化する学生のニーズについて、情報収集する機会を増やしている。また、学生生活実態調査により学生の生活面の要望を分析しており、学生の生活支援等に関するニーズの把握は適切に行われている。課外活動への支援は、課外活動団体等との情報・意見交換会を定期的実施することにより、学生からの要望等を聴取するとともに、大学と同窓会との連携を強化し、学生の諸活動に関する支援を行っている。

就職支援については、就職担当教員を置くとともに、学生からの要望に応えた就職講座を実施し、就職活動支援体制の整備・充実を図っている。以上のことから、相談・助言、支援体制は整備され、機能している。

学生の経済面に対する支援については、日本学生支援機構など各種奨学金制度に対する申請を推奨し、約 4 割の学生が奨学金の貸与、もしくは給付を受けている。授業料の免除については、ほぼ前年並みの人数を確保している。

学生宿舎については、希望学生の約 4 割、499 名に対して宿舎を提供している。

基準 8 施設・設備

学生一人当たりの校舎面積は、85.0 m²と他大学に比べてかなり広く、キャンパスや講義室は、一人あたりの面積や座席数からみて十分な広さを有する。

教育用設備については、積極的に改善を進めている。一般講義棟については、プロジェクター機器、空調設

備の充実が進められている。また、語学センターには、最新の視聴覚機器が整備されており、各種語学学習教材は充分整備されている。

情報利用環境については、講義棟全教室の無線 LAN 化、Web 教育教室の設置など、また、専門課程の一般情報教育についても十分な数のパソコンが各系に配備され、機能している。

実験・実習室については、一部施設の老朽化があるものの演習・実験を行うに十分な施設が整備されている。これらの対策については、キャンパス・マスタープランに基づいて、建物の耐震改修計画、経年劣化や老朽化に対応するための施設有効利用に関する施設マネジメント体制が整備されている。これらの各施設・設備については、利用の手引きが作成され、新入生ガイダンス及びホームページにおいても周知を図っており、これらの利用申込みについては、ホームページからダウンロード出来るようにするなど、利用に際して便宜を図っている。また、施設・設備の運用に関する方針についても明確に規定され、構成員に周知されている。

ネットワーク利用者については、情報セキュリティに関するネットワーク講習会を全構成員に対して行うとともに、情報セキュリティポリシーをホームページに掲載するなど情報セキュリティの強化を図っている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備されるとともに有効に活用され、教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備されていると判断される。

附属図書館については、自習のための施設・設備面の整備を図っており、シラバスに記載されている教科書、参考図書も蔵書として保管されており、蔵書数、購入雑誌数は、主要な学術誌の電子ジャーナル化と併せて、着実に整備されているものの、蔵書数の増加、教育用情報ネットワーク整備など時代の流れに迅速に対応できるよう一層の充実が望まれる。附属図書館の 24 時間開館、語学センターの CALL 教室も時間外利用を可能とするなど自習学習の機会の確保を図っている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

法人化に伴い、目標評価室、教育制度委員会をはじめとする、教育の質の向上・改善のための組織体制が整備されるとともに、教育の質の向上・改善及び充実を図るための活動が行われている。しかしながら、教育活動に関する資料・データ等の蓄積と整理は不十分であり、今後、目標評価室を中心に改善を進める予定である。

中期計画において、「成績評価基準を明示した上で厳格に実施する。」「各授業科目の成績評価基準をシラバス等に明示し、教育制度委員会等でその妥当性を検討する。」等が示されている。これを受けて、教育制度委員会において、授業科目ごとの成績評価基準の在り方を検討し、講義・演習・実験・卒業研究・実務訓練などの内容に応じた統一的な評価基準を策定し、各授業担当教員に示した。本学は、学部、大学院修士課程の学生に対して、全教科について授業評価、学習達成度に関するアンケート調査を実施し、教育の効果について確認を行っている。

特に、卒業研究・修士課程における研究などを通じての創造的思考力の育成効果について、授業評価アンケートにより学生の意見を調査している。また、外国人留学生のための英語による特別コース（大学院）における教育内容についても、授業評価アンケート調査を実施するなど内容にも工夫が凝らされている。また、個々の教員は、授業評価・学習達成アンケートの結果をもとに、授業内容、教材、教授技術等の改善案を教育制度委員会に提案する制度を始めている。

教育効果の検証に関しては、学外関係者からの意見聴取を中期目標・計画に掲げ、さまざまな視点からの検討や取り組みがなされている。卒業（修了）生、実務訓練の受入企業及び卒業（修了）生の就職先に対しておこなったアンケート調査結果からは、基礎、専門能力に関しては、教育の成果と効果はあがっているが、外国語によるコミュニケーション能力に関する教育については、改善の余地があると判断された。各課程において

は、これらの調査結果を教育改善に反映させ、JABEE プログラムの認定審査を受検するための準備を進めている（生産システム工学課程は、平成 16 年度に既に認証を受けている。）。また、教育改善に関して、同窓会、地元高等学校並びに工業高等学校との懇談会、本学出身高専教員との交流会及び全国の高専を対象としたアンケート調査、卒業生との情報交換会を活発に行っている。さらに、学生及び教員から講義室及び講義棟において必要な設備等、学習環境の改善に関するアンケート調査を実施し、その結果を参考に教育環境整備が進められている。

FD 活動に関しては、語学センターを中心に早くから英語教育 FD 活動の推進に取り組んでいる。平成 14 年度から全学的 FD 委員会を設置し、研修会、学生・教員によるアンケート調査などを行い、FD 活動による教育改善を図っている。今後、教育活動に関する資料・データ等の蓄積と整理を進め、また、教育改善方法については系統的かつ継続的な分析が必要である。

ティーチング・アシスタントなどの教育支援者や事務職員や技術職員などの教育補助者に対しては、教育活動の質の向上を図るための研修・講習会等、その資質の向上を図るための取り組みが適切になされている。

基準 10 財務

本法人の資産は、法人化以前の土地・建物等すべて出資を受けており、財源についてもこれまでどおり継続的に措置されていることから、安定した教育研究活動が遂行可能である。また、学生納付金については、適正な学生数により継続的な収入を確保しており、外部資金についても継続的な収入を確保している。

収支に係る計画等については、学長の意向を踏まえ、学内諸会議における検討・審議を経て、適切な計画等を策定しており、大学のホームページにより関係者に明示されている。また、予算及び収支計画等の想定内で、弾力的かつ適正に執行し、支出超過とはなっていない。さらに、教育・研究レベルの確保に必要な基盤的経費及び競争的経費を配分する際には、ヒアリングを行い教育・研究の活性化及び重点化を図るなど、適切な資源配分がなされている。

本法人の財務諸表等については、文部科学大臣の承認後、官報に公示し、監事及び会計監査人の意見とともに閲覧に供し、大学のホームページに掲載するなど適切な形で公表される。また、財務に対する監査として、本法人規則及び法令に基づき内部監査、監事監査及び会計監査人監査が実施され、いずれも適正である旨の報告書が提出されている。

基準 11 管理運営

管理運営組織は、国立大学法人法及び学校教育法等の法令に基づく「学長選考会議」、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」、「教授会」を設置するとともに、学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営並びに法人と大学の一体運営を推進するための体制及び学長を補佐する体制等が整備されている。事務組織は、法人に事務局を置き、事務局長が学長の監督の下に、事務を掌理し、2部 10 課からなる事務の総括、調整を行っている。各部・課は、管理運営・教育研究を支援するとともに、大学運営に参画しており、管理運営のための組織及び事務組織は、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っている。

管理運営に関する事項については、大学運営会議により審議され、また、大学運営に係る具体的な事業を実施するため「室」、「本部」、「委員会」を置いている。学長を補佐する理事、副学長、学長補佐等がこれらの組織を統轄し、機動的な業務等の運営を確保しており、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

「経営協議会」及び「役員会」に学外の有識者を加えるとともに、学外有識者による「アドバイザー会議」を設置し、学外関係者のニーズを把握し、大学運営会議等を通じて管理運営に反映させている。

学生については、アンケート調査を実施し、また、学長が直接、学生の代表者の意見を聴く場(懇談会)を設けることにより、大学への一般的ニーズに関する意見聴取を行っている。学内の教員、事務職員については、職員連絡会を設置し、全構成員の意思疎通及び連絡調整を図っている。

監事は、国立大学法人法及び本法人で定めた監査規程、監事が定めた監査計画等により、業務監査を適切に実施している。また、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行っており、監事として適切な役割を果たしている。

管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定められ、それを踏まえる形で管理運営に関する諸規則が整備されているとともに、管理運営に関わる役員等の責務、権限、選考も規則等として制定され明確に示されている。

管理運営に関わる職員の資質の向上のため、マネジメント研修を中心に、他機関が企画する研修に参加させるとともに、管理職員等を対象とする人事労務研修や大学運営に係る講演会を計画している。

自己点検・評価の実施体制として、「目標評価室」及びその下に置かれた「目標評価委員会」は、自己点検・評価をはじめとする諸評価に関する企画・立案並びに評価結果の分析などを、「大学点検・評価委員会」は、「目標評価室」の作成した評価に係る企画・立案・報告書等の審議を実施している。さらに、「大学点検・評価委員会」の下に部局の自己点検・評価等を実施するための「部局点検・評価委員会」を設置している。自己点検・評価結果を大学のホームページに公表し、また、平成12年度に行われた外部評価結果については、印刷物として関係諸機関に送付し、広く公開している。

中期計画に評価結果を十分反映させるシステムを整備することを掲げ、点検・評価規則を制定し、評価結果を反映させるシステムを構築し、管理運営に係わる評価結果は、目標評価室、大学点検・評価委員会において、また、教育研究並びに部局組織等に係わる評価結果については、大学点検・評価委員会において、それぞれ指摘事項に係る分析・改善を実施している。

また、学長の諮問に応じて、本法人の業務等に助言又は提言を得るため外部の有識者によるアドバイザー会議を設置し、自己点検・評価の結果についても検証を受けることとしている。

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

正規課程の学生以外に対する大学の教育サービスの目的は、中期目標に明示され、それを達成するための計画や具体的方針は中期計画及び年度計画として定めている。これらを全職員が構成員である職員連絡会で説明、ホームページに掲載、大学概要及び大学案内(冊子)に明示し配付することにより、学内外関係者に対して周知している。

市民を対象とする「地域連携室」、高専を対象とする「高専連携室」、外国の大学を対象とする「国際交流室」を設置し、正規課程の学生以外に対する教育サービスの充実を図るための体制を整備した。また、豊橋市、田原市、鳳来町、愛知大学との包括協定を締結し、地域社会への教育貢献を推進するとともに、豊橋駅前に「サテライト・オフィス」を設置し、市民に対する大学情報の発信と教育サービスを行っている。さらに、eラーニング、各種講習会、出前授業、体験実習生受入れなど高等専門学校等に対する教育サービスを活発に行うとともに、海外大学との交流協定に基づく短期留学生の受入れやサマースクールの開校など外国大学に対しても定期的なサービス体制を確立している。また、インドネシア・バンドン工科大学内に「サテライト・オフィス」を設置し、海外技術科学教育支援の拠点として使用している。

技術科学大学という特色を生かし、ICチップの設計・試作を行う国内には類を見ない「集積回路技術講習会」など企業等の技術者・研究者への教育サービスを行っている点、地元2高校の2年生全員が本学で最新の研究を体験する「サイエンス・パートナーシップ・プログラム事業」、「理科・数学離れ」、「ものづくり離れ」等の

課題に対応した「化学公開講座」、豊橋市教育委員会と共催の「Jr.サイエンス講座」の実施など高校生等への理科教育の威力を伝える教育サービスを実施している点は優れている。また、本学に宿泊して2週間先端的研究を体験する「高等専門学校体験実習」、出前講義など高等専門学校生への学習意欲の向上を図る教育サービスを活発に行っていること点は大いに評価される。

地域社会に対する教育サービスとしては、平成17年6月から豊橋市図書館と連携協力し、一般市民の図書館利用の機会を増大している点は優れている。また、本学を研究担当機関とする「東三河地域防災協議会」と連携して防災に関する各種事業を実施し、教育・研究活動を通して地域に密着した防災事業に参画している点、今までにない新たな取組みとして、地域の課題を取り上げた卒業研究テーマを一般市民から募集（公募型卒業研究）し、卒業研究により地域の課題を解明することにより、地域社会の地域の活性化に貢献している。

教育サービスに対する参加者等に対するアンケート調査の結果からも、おおむね満足しているとの回答を得ていることから、活動としての一定の成果は上がっていると判断する。

改善のシステムの点では、長期にわたって続けてきた公開講座等において募集定員を下回るなどの傾向があり、対策を検討していること、また、アンケート調査結果、ホームページや本学卒業生のメーリングリストを通じて教員、学生等から直接、意見を聞くなどして、各室等において教育サービスに関する問題点を把握、分析し、改善策を検討していることから、機能していると判断している。

以上のことから、技術科学大学の特色を活かし、国内及び国際社会に開かれた大学としての教育サービスを行っており、目的を十分に達成していると判断する。

自己評価書等リンク先

豊橋技術科学大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

豊橋技術科学大学	ホームページ	http://www.tut.ac.jp/
	自己評価書	http://www.tut.ac.jp/intr/image/append/nin17/index.htm
機構	ホームページ	http://www.niad.ac.jp/
	自己評価書	http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200603/daigaku/jiko_toyohashidaigaku.pdf

自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-1-1	創設の趣旨
	1-1-1-2	目的又は基本理念
	1-1-1-3	中期目標、中期計画、年度計画
	1-1-1-4	各課程の学習・教育目標
	1-1-3-1	大学院の目的等
	1-2-1-1	平成17年度新入生オリエンテーション等日程表
	1-2-1-2	各課程の学習・教育目標（名刺サイズ）
	1-2-1-3	平成17年度履修ガイダンスに関するアンケートについて
	1-2-1-4	平成17年度履修ガイダンスに関するアンケート調査結果
	1-2-2-1	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
	1-2-2-2	大学案内2006配布先一覧
	1-2-2-3	ホームページアクセス統計
	基準2	2-1-1-1
2-1-1-2		豊橋技術科学大学に置く学部等
2-1-2-1		平成19年度第3年次入学者選抜（推薦入学）に係る高等専門学校への対応学科について
2-1-3-1		教育・研究組織
2-1-3-2		一般基礎教育（一般基礎科目）担当内訳
2-1-3-3		平成17年度教育関係会議及び委員会委員等一覧
2-1-3-4		教務委員会規程
2-1-3-5		平成16年度教務委員会議題一覧及び開催状況
2-1-3-6		教育制度委員会規程
2-1-3-7		平成16年度教育制度委員会議題一覧及び開催状況
2-1-4-1		豊橋技術科学大学に置く大学院
2-1-4-2		学生定員
2-1-4-3		博士後期課程設置の目的
2-1-7-1		管理運営組織図
2-1-7-2		平成17年度・16年度センター対照表
2-1-7-3		共同利用教育研究施設
2-1-7-4		教育支援機構等の設置について
2-1-7-5		教育支援機構委員会規程
2-1-7-6		研究推進機構委員会規程
2-1-7-7		情報基盤機構委員会規程

	2 - 2 - 1 - 1	教育研究評議会、教授会等、代議員会（組織通則等抜粋）
	2 - 2 - 1 - 2	教育研究評議会規則
	2 - 2 - 1 - 3	教授会規則
	2 - 2 - 1 - 4	代議員会規程
	2 - 2 - 1 - 5	平成 16 年度役員会、経営協議会、教育研究評議会、大学運営会議・代議員会等の議題一覧等
	2 - 2 - 2 - 1	博士後期課程委員会規程
	2 - 2 - 2 - 2	博士後期課程専攻運営委員会規程
	2 - 2 - 2 - 3	平成 16 年度博士後期課程委員会等議題一覧及び開催状況
基準 3	3 - 1 - 1 - 1	教育研究の基本構想
	3 - 1 - 1 - 2	教員組織
	3 - 1 - 2 - 1	系・センター別職員配置定員（平成 16 年度 平成 17 年度）
	3 - 1 - 2 - 2	専任教員・非常勤講師授業担当コマ数
	3 - 1 - 2 - 3	教員数
	3 - 1 - 4 - 1	大学院工学研究科担当教員資格審査に関する申合せ（第 1 条、6 条）抜粋
	3 - 1 - 4 - 2	修士課程担当教員一覧
	3 - 1 - 4 - 3	博士後期課程担当教員一覧
	3 - 1 - 6 - 1	教育職員・年齢別一覧
	3 - 1 - 6 - 2	教員の公募の実施状況
	3 - 1 - 6 - 3	教員出身別一覧
	3 - 1 - 6 - 4	教員の任期に関する規程
	3 - 1 - 6 - 5	大学運営会議の下に置く専門部会及び委員一覧
	3 - 1 - 6 - 6	本学サバティカル制度（案）、生産システム工学系サバティカル制度
	3 - 1 - 6 - 7	特別昇給制度
	3 - 1 - 6 - 8	平成 17 年度在籍学生数一覧
	3 - 2 - 1 - 1	豊橋技術科学大学教員選考基準
	3 - 2 - 1 - 2	教員の選考基準に関する申合せ
	3 - 2 - 1 - 3	大学設置基準上の教員資格と本学選考上の教員資格との比較
	3 - 2 - 1 - 4	教員選考手続要領
	3 - 2 - 1 - 5	大学院工学研究科担当教員資格審査に関する申合せ
	3 - 2 - 1 - 6	教員の大学院担当について
	3 - 2 - 2 - 1	室規程（第 9 条、10 条、11 条）抜粋、点検・評価規則（第 9 条、10 条）抜粋
	3 - 2 - 2 - 2	個人評価の方針等について
	3 - 2 - 2 - 3	個人評価の実施要領（案）
	3 - 2 - 2 - 4	個人に関する目標評価自己点検書
	3 - 2 - 2 - 5	教育制度委員会規程（第 4 条）抜粋、教育制度委員会 WG 構成
	3 - 2 - 2 - 6	学生の授業評価アンケート調査結果における教員の自己評価
	3 - 2 - 2 - 7	FD に関するヒアリングのまとめ

	3 - 4 - 1 - 1	事務局機構図
	3 - 4 - 1 - 2	各課配置定員・現員・非常勤職員・派遣職員
	3 - 4 - 1 - 3	事務組織規則
	3 - 4 - 1 - 4	事務分掌規程
	3 - 4 - 1 - 5	T A 実施要領
	3 - 4 - 1 - 6	T A の任用、運用に関する申し合わせ事項
	3 - 4 - 1 - 7	平成 17 年度 T A 実施授業科目計画
基準 4	4 - 1 - 1 - 1	アドミッション・ポリシーについて
	4 - 1 - 1 - 2	学生募集要項配布先一覧
	4 - 1 - 1 - 3	オープンキャンパス・入試プログラム
	4 - 1 - 1 - 4	高専訪問状況
	4 - 1 - 1 - 5	地元高校訪問状況
	4 - 1 - 1 - 6	高専・高校訪問マニュアル
	4 - 1 - 1 - 7	高校との懇談会の実施状況
	4 - 2 - 1 - 1	平成 17 年度に実施する入学者選抜について
	4 - 2 - 1 - 2	入学者選抜の概要
	4 - 2 - 3 - 1	入学者選抜に係る主な流れ
	4 - 2 - 3 - 2	入学試験委員会規程
	4 - 2 - 3 - 3	入学者選抜方法研究委員会規程
	4 - 2 - 3 - 4	平成 17 年度入学試験関係会議及び委員会委員等一覧
	4 - 2 - 3 - 5	入学者選抜試験実施内規
	4 - 2 - 3 - 6	教授会規則等抜粋
	4 - 2 - 4 - 1	入学者選抜方法研究委員会における検証・改善状況一覧
	4 - 3 - 1 - 1	入学者選抜の状況
	4 - 3 - 1 - 2	3 年次編入学試験及び 1 年次入学試験の対応について
基準 5	5 - 1 - 1 - 1	教育課程及び履修方法等
	5 - 1 - 1 - 2	教育課程
	5 - 1 - 1 - 3	卒業要件等
	5 - 1 - 1 - 4	学習・教育目標を達成するための教育方法、履修方法等の検討について / 生産システム工学課程の授業流れ図・コースツリー抜粋
	5 - 1 - 1 - 5	平成 17 年度第 1 学期授業時間割
	5 - 1 - 1 - 6	「らせん型」教育における基礎科目、専門科目の配置検証 「各系の基礎科目、専門科目のカリキュラム配置における基本的な考え方」についての調査結果
	5 - 1 - 2 - 1	技術者倫理、世界観と歴史観を育む授業科目充実への取り組み
	5 - 1 - 2 - 2	カリキュラム編成
	5 - 1 - 2 - 3	教育課程の特色と履修方法
	5 - 1 - 3 - 1	学部教育における基礎的能力と問題解決能力育成のための授業科目充実の取り組み
	5 - 1 - 3 - 2	研究活動の成果の授業内容への反映例シラバス抜粋

5 - 1 - 4 - 1	教育目標に即した教育課程編成についての取り組み 中期目標、中期計画、平成 16 年度計画実施状況（教務委員会関係）アンケートまとめ
5 - 1 - 4 - 2	普通高校卒業生のための授業内容充実の取り組み
5 - 1 - 4 - 3	多様な学習層を有する学生に対応できる教育課程編成の検討状況
5 - 1 - 4 - 4	単位互換制度
5 - 1 - 4 - 5	交流協定に基づく交流の状況
5 - 1 - 4 - 6	英語プレイスメントテスト成績分析報告書
5 - 1 - 4 - 7	日本技術者認定機構（J A B E E）対応課程
5 - 1 - 5 - 1	学習・教育目標を達成するための教育方法、履修方法の検討について / 授業科目別学習保証 時間及び各授業科目の学習・教育目標一つ一つに対する関与の程度
5 - 1 - 5 - 2	Web教育教室の管理・利用について
5 - 1 - 7 - 1	実務訓練の履修に関する規程
5 - 1 - 7 - 2	実務訓練実施に関する申合せ
5 - 1 - 7 - 3	実践的思考力を醸成させるための実務訓練の実施状況、実務訓練の成果に関する学生の自己 評価、平成 16 年度実務訓練アンケート調査結果
5 - 1 - 7 - 4	海外研修生制度（海外実務訓練）、海外実務訓練等支援奨学金支給規程、H16、H17 年度実績
5 - 1 - 7 - 5	特色 GP「社会のダイナミズムに連動する高等技術教育 実務訓練を柱として」申請書抜 粋
5 - 1 - 7 - 6	現代 GP「地域協働型工房教育プログラムの開発と実践 - 地域社会を想う実践的創造的技術 者養成を目指して - 」
5 - 2 - 1 - 1	生産システム工学課程自己点検書
5 - 2 - 1 - 2	各授業科目の性格に応じた多様な授業形態の検討状況
5 - 2 - 1 - 3	教員一人当たりの学生数
5 - 2 - 1 - 4	少人数学習、パートナー学習シラバス抜粋
5 - 2 - 1 - 5	英語・日本語科目におけるプレイスメントテストによるクラス編成
5 - 2 - 1 - 6	外国語としての英語教育カリキュラムにおける CALL の有効性についての発展的研究
5 - 2 - 1 - 7	平成 17 年度教育研究活性化経費採択結果一覧表
5 - 2 - 1 - 8	T A 等の有効活用を図るための検討状況
5 - 2 - 1 - 9	語学センター概要及び語学センター H P
5 - 2 - 1 - 10	学内 e ラーニング授業一覧
5 - 2 - 1 - 11	情報メディア基盤センター概要 H P
5 - 2 - 2 - 1	授業紹介（シラバス）の推移
5 - 2 - 2 - 2	授業評価アンケート調査結果
5 - 2 - 3 - 1	附属図書館利用ガイド及び利用案内
5 - 2 - 3 - 2	外国語集中講座の案内（語学センター）
5 - 3 - 1 - 1	工学部教育課程及び履修方法等に関する規程
5 - 3 - 1 - 2	成績評価基準
5 - 3 - 2 - 1	J A B E E、実地審査閲覧資料「授業報告書」抜粋
5 - 3 - 2 - 2	シラバスへの成績評価基準の明示、多面的な評価基準

	5 - 4 - 1 - 1	大学院教育課程及び履修方法等
	5 - 4 - 1 - 2	大学院教育課程及び履修方法等に関する規程
	5 - 4 - 1 - 3	修士及び博士カリキュラム編成
	5 - 4 - 1 - 4	修士修了要件単位
	5 - 4 - 1 - 5	平成 17 年度第 1 学期授業時間割
	5 - 4 - 1 - 6	大学院修士課程英語特別コース設置計画
	5 - 4 - 1 - 7	大学院修士課程英語特別コース入学状況
	5 - 4 - 1 - 8	博士修了要件単位
	5 - 4 - 2 - 1	修士カリキュラム編成
	5 - 4 - 3 - 1	研究活動の授業内容への反映例のシラバス抜粋
	5 - 4 - 5 - 1	大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の取扱い
	5 - 6 - 1 - 1	大学院学生の指導教官について
	5 - 6 - 1 - 2	平成 17 年度大学院指導教員等一覧表
	5 - 6 - 2 - 1	平成 16 年度学位審査委員名簿
	5 - 6 - 2 - 2	T A について
	5 - 6 - 2 - 3	R A 取扱要領、R A 採用状況
	5 - 6 - 3 - 1	学位規程、学位審査取扱いフロー
基準 6	6 - 1 - 1 - 1	日本技術者教育認定機構（J A B E E）による技術者教育プログラムの認定審査
	6 - 1 - 2 - 1	進学率（朝日新聞社大学ランキング 2006 年度版）
	6 - 1 - 2 - 2	学部卒業生の本学大学院修士課程への進学状況
	6 - 1 - 2 - 3	指導留年制度
	6 - 1 - 2 - 4	学部学生の留年、休学、退学、除籍状況一覧（各年度 4 月 1 日現在）
	6 - 1 - 4 - 1	大学院修士課程及び博士後期課程修了者の進路状況 進路先・規模別等一覧（学部、修士、博士）
	6 - 1 - 5 - 1	全学「教育効果に関する卒業生・企業等アンケート調査」結果のまとめ
	6 - 1 - 5 - 2	教育成果及び効果の検証方法
基準 7	7 - 1 - 2 - 1	クラス担任要領
	7 - 1 - 2 - 2	オフィス・アワーの実施状況
	7 - 1 - 3 - 1	授業関連設備アンケート及び調査結果
	7 - 1 - 3 - 2	学生生活の満足度結果及び自学・自習の調査結果
	7 - 1 - 5 - 1	留学生センターの活動
	7 - 1 - 5 - 2	留学生相談制度・チューター制度の充実のための検討 チューター業務の整備に関する検討会議録抜粋 留学生用ホームページ充実のための取り組み 留学生センターホームページ
	7 - 1 - 5 - 3	英語特別コース（大学院）授業評価アンケート調査票及びアンケート調査結果
	7 - 1 - 5 - 4	社会人学生に対する修学支援充実のための取り組み
	7 - 1 - 5 - 5	施設バリアフリー化推進計画について
	7 - 2 - 1 - 1	平成 16 年度附属図書館入館者状況

	7 - 2 - 2 - 1	学生の生活支援充実のための取組について
	7 - 2 - 2 - 2	大学と同窓会の意見交換会の状況
	7 - 2 - 2 - 3	同窓会から課外活動団体等への援助実績
	7 - 3 - 1 - 1	「何でも相談窓口」の設置状況 各種ハラスメントの予防、相談体制の整備状況
	7 - 3 - 1 - 2	ハラスメントに関するアンケート調査結果
	7 - 3 - 1 - 3	就職相談等の体制整備について、職業ガイダンスの開催状況
	7 - 3 - 2 - 1	留学生後援会の活動状況
	7 - 3 - 4 - 1	授業料免除、入学金免除規則関係
	7 - 3 - 4 - 2	奨学金受給状況、私費外国人留学生受給状況
基準 8	8 - 1 - 1 - 1	大学建物等配置図
	8 - 1 - 1 - 2	学生一人当たりの校舎面積
	8 - 1 - 1 - 3	講義室設備一覧
	8 - 1 - 1 - 4	平成 16 年度講義棟稼働率総表
	8 - 1 - 1 - 5	講義棟建物配置図
	8 - 1 - 1 - 6	講義棟平面図
	8 - 1 - 1 - 7	研究基盤センターの概要
	8 - 1 - 1 - 8	附属図書館の施設・設備一覧、附属図書館の利用状況
	8 - 1 - 1 - 9	情報メディア基盤センター利用案内及び教育用設備一覧
	8 - 1 - 1 - 10	専門課程における一般情報教育用設備リスト
	8 - 1 - 1 - 11	体育関係施設一覧 体育施設使用規程
	8 - 1 - 1 - 12	体育施設使用に係る課外活動団体の利用状況
	8 - 1 - 1 - 13	キャンパス・マスタープラン
	8 - 1 - 2 - 1	情報処理センターとマルチメディアセンターの統合による新センター設置について
	8 - 1 - 2 - 2	情報関連設備
	8 - 1 - 2 - 3	学生一人当たりの P C 設置台数
	8 - 1 - 2 - 4	図書館利用に関するアンケート
	8 - 1 - 3 - 1	課外活動関係施設使用心得、課外活動共用施設規程
	8 - 1 - 3 - 2	学生への安全教育の取り組み
	8 - 1 - 3 - 3	情報基盤機構委員会の設置、情報セキュリティの強化状況 ネットワークに係る情報セキュリティポリシーの周知状況

基準 9	9 - 1 - 1 - 1	目標評価室等ミーティング実施状況
	9 - 1 - 1 - 2	教育活動に関する発行刊行物等一覧
	9 - 1 - 1 - 3	教員業績データベース入力システム
	9 - 1 - 2 - 1	個人の自己評価に係る実施体制
	9 - 1 - 4 - 1	評価結果を不断の改革に十分反映させるための体制整備
	9 - 1 - 4 - 2	点検・評価規則及びイメージ図
	9 - 1 - 4 - 3	教育の質の向上に関する特記事項
	9 - 2 - 1 - 1	F D 研修活動履歴
	9 - 2 - 1 - 2	F D 体制の整備と検証方法の検討状況について
	9 - 2 - 3 - 1	T A の資質向上のための取り組み
9 - 2 - 3 - 2	一般職員の研修参加状況	
基準 10	10 1 - 1 1	賃借対照表
	10 1 - 2 1	自己収入実績調
	10 1 - 2 2	授業料、検定料等について
	10 2 - 1 1	中期計画、年度計画
	10 2 - 1 2	情報公開
	10 2 - 2 1	損益計算書
	10 2 - 3 1	教育研究活動に必要な経費等、教育研究を一層活性化させるための競争経費
	10 3 - 1 1	財務諸表等の公表に関係する法令抜粋
	10 3 - 2 1	内部監査細則、監事監査規程、監事監査実施細則、監事監査計画
	10 3 - 2 2	内部監査の実施状況報告書
	10 3 - 2 3	監事監査報告書
	10 3 - 2 4	独立監査人の監査報告書
基準 11	11 1 1 - 1	平成 17 年度管理運営関係会議、委員会等の審議事項等
	11 1 1 - 2	理事、副学長及び学長補佐の職務担当について
	11 1 1 - 3	役員会名簿
	11 1 1 - 4	組織通則
	11 1 1 - 5	学則抜粋
	11 1 1 - 6	事務連絡協議会規程
	11 1 2 - 1	大学運営会議規則
	11 1 2 - 2	役員会規則等抜粋
	11 1 2 - 3	運営連絡委員会規程
	11 1 2 - 4	室規定
	11 1 2 - 5	大学知的財産・産学官連携本部規程
	11 1 3 - 1	アドバイザー会議規則、アドバイザー会議委員
	11 1 3 - 2	学長と学友会との懇談会
	11 1 3 - 3	職員連絡会規則
	11 1 4 - 1	監事監査規程、監事監査実施細則、平成 16、17 年度本法人監事監査計画
	11 1 4 - 2	平成 16 事業年度（第 1 期）における監事監査報告書の提出について、監事監査報告書

	11 1 5 - 1	平成 15、16 年度管理運営関係研修受講状況
	11 2 1 - 1	規則等一覧
	11 2 1 - 2	組織通則及び学則抜粋
	11 2 1 - 3	学長選考等規程
	11 2 1 - 4	理事任命等規程、副学長選考規程、学長補佐選考規程
	11 2 2 - 1	大学ホームページサイトマップ等
	11 2 2 - 2	中期目標、中期計画、年度計画
	11 3 1 - 1	平成 17 年度評価関係会議、室及び委員会委員等一覧
	11 3 2 - 1	中期目標、中期計画、年度計画
	11 3 2 - 2	大学評価・学位授与機構による大学評価の結果
	11 3 2 - 3	外部報告書「豊橋技術科学大学 - 変革の時代に向かって -」配布先一覧
	11 3 3 - 1	自己評価実施規則抜粋
	11 3 3 - 2	外部報告書抜粋
	11 3 3 - 3	運営諮問会議規則、豊橋技術科学大学歴代運営諮問会議委員
	11 3 3 - 4	運営諮問会議開催状況等、運営諮問会議における主な評価に関する議事要録の抜粋
	11 3 3 - 5	経営協議会委員名簿
	11 3 3 - 6	平成 17 年度第 1 回経営協議会、役員会次第
	11 3 4 - 1	大学評価・学位授与機構の試行的評価（教養教育）を受けて改善した主な内容
選択	S 1 - 1 - 1 - 1	正規課程の学生以外に対する大学の教育サービスに係る中期目標・中期計画等
	S 1 - 1 - 1 - 2	職員連絡会規則、平成 16 年度第 1 回職員連絡会次第
	S 1 - 1 - 1 - 3	教育サービスの目的の周知
	S 1 - 1 - 1 - 4	基本理念、本学の特色
	S 1 - 2	教育サービスの目標・計画に対応する活動等一覧
	S-1-2-1-1	管理運営組織図他
	S-1-2-1-2	平成 17 年度室及び室員一覧
	S-1-2-1-3	国立大学法人豊橋技術科学大学室規定抜粋
	S-1-2-2-1	サテライト・オフィス規程他
	S-1-2-2-2	豊橋駅前サテライト・オフィス使用細則
	S-1-2-2-3	テクノス - U の概要等、平面図
	S-1-2-2-4	豊橋駅前サテライト・オフィス（テクノス - U）使用実績一覧
	S-1-2-2-5	市有財産使用許可申請書（写）
	S-1-2-3-1	地域連携に係る協定一覧
	S-1-2-4-1	公開講座
	S-1-2-4-2	一般公開講座
	S-1-2-4-3	公開講座実施状況
	S-1-2-4-4	平成 16 年度一般公開講座アンケート集計結果
	S-1-2-5-1	オープンキャンパス 2005
	S-1-2-5-2	Open Campus
	S-1-2-5-3	オープンキャンパス実施状況

S-1-2-5-4	第21回オープンキャンパスアンケート集計表
S-1-2-6-1	附属図書館
S-1-2-6-2	附属図書館（HP）
S-1-2-6-3	本学附属図書館と豊橋市図書館との連携協力促進について
S-1-2-6-4	附属図書館学外利用状況
S-1-2-7-1	現代的教育ニーズ取組支援プログラム
S-1-2-7-2	卒業テーマ募集パンフレット
S-1-2-7-3	平成16年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」
S-1-2-7-4	地域の課題を取り上げた卒業研究テーマの募集採択結果
S-1-2-8-1	平成16年度豊橋技術科学大学技術セミナー実施要項
S-1-2-8-2	技術セミナー実施状況
S-1-2-8-3	平成16年度技術セミナーアンケート集計結果
S-1-2-9-1	平成16年度公開講座ミニ大学院アフターファイブコース実施要項
S-1-2-9-2	ミニ大学院アフターファイブコース
S-1-2-9-3	ミニ大学院アフターファイブコース実施状況
S-1-2-9-4	公開講座「ミニ大学院アフターファイブコース」アンケート集計結果
S-1-2-10-1	平成16年度公開講座技術者養成研修実施要項
S-1-2-10-2	技術者養成研修実施状況
S-1-2-10-3	平成16年度公開講座技術者養成研修アンケート集計結果
S-1-2-11-1	第25回集積回路技術講習会
S-1-2-11-2	集積回路技術講習会実施状況
S-1-2-12-1	科目等履修生受入実績
S-1-2-13-1	サイエンス・パートナーシップ・プログラム（SPP）事業
S-1-2-13-2	平成16、17年度サイエンス・パートナーシップ・プログラムの実施（時習館高等学校）について
S-1-2-13-3	サイエンス・パートナーシップ・プログラムへの取組状況
S-1-2-13-4	平成16年度サイエンス・パートナーシップ・プログラム8月分、12月分実施結果
S-1-2-14-1	豊橋技術科学大学科学公開講座（'04）概要
S-1-2-14-2	豊橋技術科学大学科学公開講座（'04）実施結果
S-1-2-15-1	平成16年度「Jr.サイエンス講座」実施要領他
S-1-2-15-2	平成16年度Jr.サイエンス講座実施結果他
S-1-2-16-1	平成14年度工業高等学校教員向け技術講習会実施要項他
S-1-2-16-2	工業高等学校教員向け技術講習会実施状況
S-1-2-17-1	豊橋技術科学大学情報講習会実施結果
S-1-2-18-1	東三河地域防災研究協議会構成図他
S-1-2-18-2	2003年度活動概要
S-1-2-18-3	平成16年度事業経過ならびに歳入歳出決算承認について
S-1-2-19-1	東三河懇話会活動内容
S-1-2-19-2	東三河交流サロン講師派遣状況

S-1-2-20-1	平成16年度市民大学講座の実施について
S-1-2-21-1	県立岐阜商業SBH(目指せスペシャリスト事業)特別講義
S-1-2-22-1	愛知県生涯学習講座講師登録者名簿他
S-1-2-22-2	生涯学習講座講師登録者名簿作成について
S-1-2-23-1	高等専門学校体験実習生受入要領他
S-1-2-23-2	体験実習生の受け入れ
S-1-2-23-3	高専体験実習生受入状況表
S-1-2-23-4	平成16年度体験実習調査票集計(実習生)
S-1-2-23-5	平成16年度体験実習調査票集計(本学受入教員、高専教員)
S-1-2-23-6	「高専基礎調査」集計結果(速報版)体験実習関係分抜粋
S-1-2-24-1	高専教員の研修
S-1-2-24-2	高等専門学校情報処理教育担当者上級講習会実施状況
S-1-2-24-3	平成16年度高専情報処理教育担当者上級講習会アンケート調査結果
S-1-2-24-4	「高専基礎調査」集計結果(速報版)高専情報処理教育担当者上級講習会関係抜粋
S-1-2-25-1	単位互換協定一覧(平成17年4月1日現在)他
S-1-2-25-2	高等教育IT活用推進事業に係る遠隔教育による単位互換に関する協定書他
S-1-2-25-3	e-learning実施状況
S-1-2-26-1	インドネシア海外事務所を開設他
S-1-2-26-2	インドネシア事務所設置に関する合意書
S-1-2-26-3	海外事務所規程
S-1-2-27-1	‘04サマースクール実施要領他
S-1-2-27-2	‘05サマースクール実施要領他
S-1-2-28-1	大学間交流協定による留学生の受入状況(特別聴講学生・研究生)

公立はこだて未来大学

目 次

認証評価結果	149
基準ごとの評価	150
基準1 大学の目的	150
基準2 教育研究組織（実施体制）	152
基準3 教員及び教育支援者	154
基準4 学生の受入	157
基準5 教育内容及び方法	159
基準6 教育の成果	167
基準7 学生支援等	169
基準8 施設・設備	172
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	174
基準10 財務	177
基準11 管理運営	179
<参 考>	183
現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	185
目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	186
自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	188
自己評価書等リンク先	195
自己評価書に添付された資料一覧	196

認証評価結果

評価の結果、公立はこだて未来大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしていると判断する。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

特徴ある専門教育を十分に実施することの出来る幅広い分野の専任教員を配置していることに加え、コミュニケーション能力の育成にも重点を置き、コミュニケーション科目群を主に専任教員が担当している。

学士課程3年次に配当されるシステム情報科学実習（プロジェクト学習）は、特色ある取組であり、在学生、卒業生の満足度も高い。また、当該実習は、学生の問題発見能力、コミュニケーション能力、リーダーシップ、問題解決能力などの育成に貢献している。

学士課程、大学院課程ともに単位の実質化のために、きめ細かく課題を課すことにより授業時間外の学習を促している。また、大学院課程における研究指導が恵まれた研究環境の下で複数教員によってきめ細かく行われており、学生の満足度も高い。

教育の目的の一つであるコミュニケーション能力の育成は、ソフトウェア系企業の採用方針とマッチするなど、高い就職率の主要な要因となっている。

特徴的なオープンスペース構造が学生の自主的学習を促進するとともに、その構造とガラス張りを基本とするパーティション構成により、学生の教員室訪問を容易にしており、学生と教員のコミュニケーションが十分に図られている。

全ての教科に対して学生の満足度を調査する為のオンライン授業評価システムを導入している。評価結果は、統計処理され全て学内向けウェブで公開されており、問題点を共有するとともに個々の講義にフィードバックされているなど、継続的に教育カリキュラムの点検を行っており、改善に結び付いている。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

大学の目的に照らして、大学院課程における社会人の積極的な受け入れに向けて改善の余地がある。

大学院課程における入学定員と実入学者数との関係の適正化が望まれる。

基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

「情報分野の教育研究を中心とし、実体験を重視した教育により、社会に貢献できる人材育成を目指す」、「国際競争力を持つ教育研究活動と共に地域社会との交流を目指す」と公立はこだて未来大学設置認可趣意書に記載されている。

また、「人間」と「科学」の調和という理念と地域社会との連携という目的が学則に謳われ、「広い知識に基づく総合的判断力と、豊かな感性に基づく高い創造性を養い、実践的学習とコミュニケーション能力に重点を置いて、共同体としての社会と深く関わり、高度情報化社会の中でその発展に貢献できる人材を養成する」ことを教育理念としている。

複雑系科学科については、「巨大化していく情報システムのもとで、より複雑な様相を呈していく社会において、これまでの科学では説明できない複雑系の挙動の解明を図る視点、素養を持った人材を養成する」ことを、情報アーキテクチャ学科については、「情報技術と人間社会におけるコミュニケーションの役割を十分理解した上で、電子メディアにおける表現力を身につけ、人間にとって有益な情報システムを構築出来る人材を養成する」ことを設置の趣旨としている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-1 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学設置の趣旨及び学部・学科の設置の趣旨は、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-1-1 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

公立はこだて未来大学大学院設置認可申請書には設置の目的が「計算機と人が調和するシステムのあり方を追求する事を目的とし、複雑系科学、情報科学、デザイン学、認知科学などを統合して、学際的な教育研究を行い、広い視野を持った人材の養成を行う」と記載されている。

博士（前期）課程については、企業において情報処理等の分野の高度な専門知識を必要とする職につく人材育成を、博士（後期）課程については、将来、研究や高等教育に従事する者を中心とした人材育成を目的としている。

これらのことから、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

1-2- 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

教員は教授会での議論を重ねることによって目的を共有化し、また、自己点検・評価報告書（平成15年3月版、平成17年7月版）を全教職員に配布することで目的の周知を図っている。

学生に対しては、新入生オリエンテーションなどで説明するとともに、大学案内パンフレット、大学院案内パンフレット、大学ウェブサイトや講義などにより、どのような教育サービスを提供しようとしているのかを知らせることを通して、大学の目的の周知を図っている。

また、教職員、学生ともに大学の教育理念、目的について良く理解していることが、訪問調査の際に確認された。

これらのことから、大学の目的が、大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2- 目的が、社会に広く公表されているか。

目的の基本的な部分は、ウェブサイトや大学紹介パンフレットで広報し、年に一度開催するオープンキャンパスにおける参加者にもこれらの説明を行っている。また、ウェブサイトには大学紹介パンフレットや自己点検・評価報告書も掲載され、学外からのアクセスが可能である。

これらのことから、目的は、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

「人間」と「科学」の調和という理念のもとで、「情報分野の教育研究を中心とし、実体験を重視した教育を行う」、「実践的学習とコミュニケーション能力に重点を置く」など、特徴のある目的が明確に定められている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2 - 1 - 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

情報技術に根ざした21世紀の産業と研究開発を支える人材、すなわち高度情報化社会に対応する人材の育成を目指し、システム情報科学部の1学部を置き、その中に複雑系科学科と情報アーキテクチャ学科の2学科を設けている。

これは、「情報分野の教育研究」を標榜する当該大学の設置理念に整合しており、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2 - 1 - 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

- 2 - 1 - 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育の体制については、教員9人からなる教務委員会があり、事務局は教務課教務係が担当している。教養科目は教養基礎科目群とコミュニケーション科目群からなり、コミュニケーション科目群は主に専任教員が担当している。教養基礎科目のうち、専門科目群に近い科目については、専任教員が担当し、その他の科目については非常勤講師が担当している。

教務委員会が教員の教養基礎科目群への割り当てを行っており、また、平成17年度にはCML（Communication Media Laboratory）検討委員会を設け、専門科目との連携やリテラシー教育の強化なども含めて、コミュニケーション教育の在り方について全学的な検討を始めている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

- 2 - 1 - 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院の目的を達成するために1研究科（システム情報科学研究科）、1専攻（システム情報科学専攻）とし、4つの研究領域（複雑系情報科学領域、知能情報科学領域、情報アーキテクチャ領域、メディアデザイン領域）の構成としている。これにより、学士課程における教育内容を基礎として専門性を高める教育を行うとともに、領域間の交流を促進して、研究活動を活発に行い、幅広い視野と発想豊かな人材の育成を図ることとしている。

これらの構成は、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 1 - 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教員及び大学院生による研究活動を支援するために、平成 16 年度に共同研究センターを設置し、研究予算の執行及び各種予算申請、共同研究、産学連携、知的財産の管理・運用の支援等を行っている。センターの運営は、教員から組織される共同研究センター運営委員会と、センター事務局員が連携して行っている。

これらのことから、全学的なセンターの構成は教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 2 - 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教授会は教育研究活動に係る重要事項を審議している。大学院の重要事項については研究科委員会で審議されている。教授会と研究科委員会は原則として毎月開催されている。

教授会の他に、必要に応じて学科会議が開催されている。重要な議題の場合は、両学科合同の学科会議を開催することもあり、平成 16 年度は新カリキュラムの策定・実施にあたり、合同学科会議が開催されている。

これらのことから、教授会等が、必要な活動を行っているとは判断する。

2 - 2 - 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

大学の教務全般に関する検討を行うための教務委員会は、カリキュラム全体をバランスよく見渡すことができるように、専門科目（複雑系科学、数学、情報科学、人工知能・ロボティクス、認知・心理学、情報デザイン）及びコミュニケーション科目を担当する教員によって構成されている。

教務委員会の審議は主に電子メール上で行われているが、教授会における審議・報告が必要となる重要事項がある場合には、委員長が必要に応じて委員会を招集・開催し議案を作成している。

これらのことから、教育方法等を検討する組織が、適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 2 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

特徴ある専門教育を十分に実施することが可能となる幅広い分野の専任教員が配置されていることに加え、コミュニケーション能力の育成に重点を置き、コミュニケーション科目群を主に専任教員が担当している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3 - 1 - 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

教員組織は教授、助教授、講師、助手で構成されている大講座制であり、大学の目的に沿った基本的方針を有した上で、柔軟な組織編成が行われている。具体的には、教員総定数は函館圏公立大学広域連合職員定数条例で71人と決められているものの、専門分野、職位などの配分は当該大学の教授会で決定しており、組織編成は全体のバランスを考慮した上で行われている。

これらのことから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

平成17年5月1日現在、複雑系科学科は教授9人、助教授2人、講師6人、助手2人、情報アーキテクチャ学科は教授22人、助教授15人、講師9人、助手4人で構成されている。

当該大学の教育課程で扱う専門分野は、複雑系科学、情報科学、人工知能・ロボティクス及び情報デザインであり、それぞれ、18人、16人、10人、15人の専任教員が専門教育を担当している。また、目的の一つである学生のコミュニケーション能力の育成には10人の専任教員が当たっている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

平成17年5月1日現在、大学設置基準による必要最低限の教員数33人の2倍を上回る69人の専任教員が配置されており、大学の目的に照らし、幅広い分野を扱う多様な開講科目を担当するのに必要な専任教員が、学士課程において確保されていると判断する。

3 - 1 - 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

博士（前期）課程における研究指導教員は31人、研究指導補助教員は2人である。博士（後期）課程においては、研究指導教員は25人、研究指導補助教員は6人である。博士課程全体としては、研究指導教員と研究指導補助教員合わせて35人であり、研究領域別には複雑系情報科学領域12人、知能情報科学領域7人、情報アーキテクチャ領域9人、メディアデザイン領域7人である。

これらのことから、大学院課程において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3 - 1 - 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員選考は、応募者の研究能力と教育能力を重視して行っている。教員の採用はほぼ 100%公募で行われている。任期制は、現在助手のみに適用され、その任期は5年である。

外国人教員の割合がかなり高く、コミュニケーション能力の育成や国際化に力を注いでいることが分かる。また、外国人教員が学内の各種委員会の構成員となり、大学のマネジメントに実質的に関わっている。教員は全体として年齢が若く、専門分野を超えて連携し、活発な教育研究活動を展開している様子が見受けられる。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用は、基本的には教育課程の実施において必要な分野を重点的に補充するために行い、その基準は、教員公募ごとに教授会で審議されている。昇任基準については、平成 15 年 12 月 5 日の臨時教授会において決定されている。

研究上の指導能力は研究業績と選考時の面接により評価しており、教育上の指導能力については、面接の際に講義計画の提出を求め、講義を試行してもらうことによって評価を行っている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用されていると判断する。

3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

自己評価委員会が組織され、開学以来 2 回自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書（平成 15 年 3 月版及び平成 17 年 7 月版）を公表している。

学生による授業評価アンケートを学内向けウェブサイト上で行っており、担当教員にはそのアンケート結果に対してコメントを求め、それを学生に公開している。アンケート結果については、自己点検・評価報告書に記載し、大学ウェブサイトに公開している。

また、大学ウェブサイト上で公開されている教員の総合業績調査は、研究業績、教育業績、大学の管理運営等の項目で構成されており、その中の教育業績については担当授業、成績評価方法、講義方法の改善への取組等が記載された詳細な内容を有している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。

教員の研究は、大学案内パンフレット、大学院案内パンフレット、大学ウェブサイトにて公開されている。その分野は、情報科学をはじめとして非線形科学、経済学、生物学、認知科学、人工知能、ユビキタスコンピューティング、ロボティクス、情報デザイン等多岐に亘り、これらの研究と関係の深い科目が開講されている。

これらのことから、教育内容と相関性を有する研究活動が行われていると判断する。

3 - 4 - 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、T A等の教育補助者の活用が図られているか。

事務職員は全体で47人(事務職員25人、嘱託職員9人、臨時職員13人)が配置され、その内1人が技術職員であり、ネットワークを保守運用するために委託業務として2～5人のSEが常駐している。

学部教育を支援するためティーチング・アシスタント(以下「T A」という。)制度を設け、平成15年度には16科目50人、平成16年度は13科目64人が採用され、演習科目の補助をしている。

これらのことから、必要な事務職員等の教育支援者が適切に配置されており、T A等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

ただし、教育の目的を達成するためには、システム情報科学実習(プロジェクト学習)や卒業研究において、検証のためのプロトタイプ製作や試作システムの開発は重要であるが、それを支援することのできる専門能力を有する技術職員の配置は不十分である。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

外国人教員の割合はかなり高く、コミュニケーション能力の育成や国際化に力を注いでいる。また、外国人教員が学内の各種委員会の構成員として大学のマネジメントに実質的に関わっている。

様々な専門分野の教員が集まり、年齢の若い教員が多く、分野を超えて活発に連携している。

【改善を要する点】

学生のプロジェクト学習や卒業研究におけるプロトタイプ製作や試作システムの開発は、教育の目的を達成するために重要であるが、それを支援することのできる専門職員の十分な配置が期待される。

基準4 学生の受入

- 4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

教育目的や教育内容・教育方法等が明確に定められ、大学ウェブサイト、大学案内パンフレット及び入学者選抜要項等に明記されており、求める学生像は、それらの媒体から読みとれる。

大学の求める学生像を広く知らせるために、平成16年度においては、延べ222校の高等学校を訪問して大学説明を行い、20校で出張講義を行っている。

これらのことから、教育の目的に沿って求める学生像等が定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程においては、推薦入試、AO入試、一般入試(前期、後期日程)を行っている。AO入試では、応募時にビデオによる自己アピール資料の提出を義務づけ、教育の特色であるコミュニケーション能力及びプレゼンテーション能力について受験生の資質を見極めている。学科ごとの年度別志願者数は過去5年間で、複雑系科学科においては80人の定員に対して290人から427人であり、情報アーキテクチャ学科においては、160人の定員に対し、624人から674人と概ね4倍である。また、年度進行に伴って当該大学の教育理念や目標が周知され社会に浸透してきているため、数学・物理系科目の学力の高い学生が増えてきている。

大学院の博士(前期)課程においては一般選抜入試と、学部3年生を対象に特に成績の優秀な者を学部卒業前に大学院に入学させる在学期間短縮者による入試(飛び入学)が行われている。博士(後期)課程においては、研究計画のプレゼンテーションを兼ねて面接試験を行っている。なお、大学院進学者は、当該大学の学部卒業生に偏っている傾向が見られる。

これらのことから、適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

編入学生、留学生、社会人の受入に関する基本方針については、一般の入学生と異なることはないが、編入学生については、学部3年次への編入学試験を実施し、高等専門学校卒業者を中心に毎年若干名を受け入れており、留学生については、受入体制の確立に向けて交換留学生の制度の整備等を進めているなど、それぞれに応じた適切な措置が講じられていると判断する。

しかし、社会人の受入について、大学院設置基準第14条の適用を受けている大学院課程においては、大学の目的に照らし、積極的な受入に向けて改善の余地がある。

4 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

教員7人で構成されている入学試験委員会が試験を実施し、合格者原案を作成して、教授会において決定している。推薦入試及びAO入試に関しては、面接担当の代表者を入学試験委員会に加えるなどの配慮がなされている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

AO入試、編入学試験の導入や学部一括入試の実施（18年度より実施予定）などの改革は、入学試験委員会から教授会に提案され、実施に移されたものである。学生の受入に関して、開学後に2回大きな改革が行われたことは、入学試験委員会が入学試験終了後に検証を行い、その結果を改善に役立っていることの証といえる。

これらのことから、検証するための取組が行われており、その結果を入学者の改善に役立っていると判断する。

4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合にはこれを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

学士課程における過去6年間の実入学者数を見ると、複雑系科学科は定員80人に対し平成17年度は96人と上回っているが、平成13～16年度においては80～86人である。情報アーキテクチャ学科は、平成13～17年度において、定員160人に対して167～177人である。

大学院課程における開設以来3年間（平成15～17年度）の実入学者数は、博士（前期）課程においては50人の定員に対して9人、44人、32人、博士（後期）課程は10人の定員に対して5人、2人、6人となっている。

これらのことから、大学院課程においては入学定員と実入学者数との関係の適正化が望まれる。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

AO入試では、応募時にビデオによる自己アピール資料の提出を義務づけ、教育の特色であるコミュニケーション及びプレゼンテーションの能力について受験生の資質を見極めるなど、入試方法の工夫が見られる。

年度進行に伴って当該大学の教育理念や目標が周知され社会に浸透してきているため、数学・物理系科目の学力の高い学生が増えてきている。

【改善を要する点】

大学の目的に照らして、大学院課程における社会人の積極的な受入に向けて改善の余地がある。

大学院課程における入学定員と実入学者数との関係の適正化が望まれる。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

< 学士課程 >

5 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置 (例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。) され、教育課程の体系性が確保されているか。

教育課程は、教養基礎教育としての教養基礎科目群とコミュニケーション科目群、専門教育としての複雑系専門科目群及び情報アーキテクチャ専門科目群から構成されている。教養基礎科目群において技術者倫理が必修となっていることは適切な科目配置であり、また、新しい分野の科目を教育課程に上手に取り入れている。

複雑化する情報社会を支える人材育成を教育の目的として掲げて、複雑系科学と情報科学の教育を認知科学、コミュニケーション、情報デザインと融合させながら実施する先駆的な教育を行っており、ユニークな教育形態の授業科目 (例えば、システム情報科学実習 (プロジェクト学習)、コミュニケーション科目) を配置している。

1、2年次には主として基礎的な科目を配し、2年次後期から応用的な科目配置へと移行するが、代表的な専門領域を中心に据えて編成された4つの履修モデルを提示することによって、体系的な科目履修が行えるように工夫している。平成17年度からは、1年次の基礎教育を両学科共通で行い、その基礎教育をクリアした者のみを2年次の履修モデルに対応した4コース (複雑系科学コース、知能システムコース、情報システムコース、情報デザインコース) に分属する方式を採用している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教養基礎科目群は、「人間の形成」、「社会への参加」、「科学技術と環境」、「健康の保持」をコンセプトとする科目が配置されている。また、コミュニケーション科目群は、英会話の枠にとどまらないメディア機材を活用したコミュニケーション能力の育成を目的としている。

専門教育は、学部共通基礎科目群と学科専門科目群により構成されている。学部共通科目群は、教育研

究の理念と内容を紹介する概論科目、コンピュータを理解しその効果的利用法を学ぶ講義・演習、基礎数学、学科専門科目への入門的科目、学んだ知識をもとにプロジェクト遂行を実習する科目から構成されている。

複雑系科学科では、複雑な現象の分析・予測に必要な自然科学及び計算技術の習得と学際的な問題に対する広い視野を身に付けるための科目配置を行い、情報アーキテクチャ学科では、情報システム技術を人間社会の中で有効活用する知識と技術を身に付けるための科目配置を行っている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したのとなっているか。

複雑系科学科において、従来は主に大学院で扱われていた複雑系科学科目を全国に先駆けて学部教育で実施し、情報アーキテクチャ学科においても、情報工学系科目に加えて情報デザインや認知心理学などの教育が実施されており、学生は担当教員の専門分野に直に接することができる。

また、プロジェクト学習において教員の研究活動を取り込み、卒業研究ではプロジェクト学習の成果が生かされており、教員間の研究連携といった副次的効果も見られる。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したのとなっていると判断する。

5 - 1 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育）の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

インターンシップを「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」と位置づけており、平成 16 年度からは「企業実習」という選択科目として 2 単位認定されている。その実施に当たっては、就職委員会の下に学科長を長とするワーキンググループを設置し、受入企業のマッチング実習 単位認定というサポート体制をとっており、平成 14、15 年度は約 70 人、平成 16 年度は約 90 人が参加している。

編入学生に対しては、1、2 年次課程の学力を備えているかを入試により判定し、編入学後は情報機器を積極的に利用する教育システムの指導等を行っている。

成績優秀な大学院進学希望者に対しては「飛び入学」制度を設けており、これまでに 4 人がこの制度の適用を受けている。

高大連携事業として、函館東高等学校と連携協定を締結し、数人の生徒の科目受講を認め高校における単位認定を行っている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5 - 1 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

履修モデル(モデルコース)が教育研究内容を代表するキーワードを 4 つ(複雑系科学、知能システム、情報システム、情報デザイン) 選定して提示されており、履修計画プランの雛形として機能している。履修ガイダンスを通じて取得単位数制限や他学科履修科目数制限の周知がなされている。当該大学の教育の

目的を理解せずに卒業単位の取得のみに主眼を置く履修者の存在も認識しており、それに対しては、ガイダンスの充実をもって解決に努めている。

授業時間外の学習については、十分な宿題を課すことによって、学習を促している。また、宿題や自習への施設面からのサポートについては、常時接続可能な情報コンセントを校舎の随所に配置するほか、情報ライブラリーを21時30分まで開館している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 1 - 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

情報基礎科目にはその効果的な実践を促す意味で演習科目が設定されており、また、基礎数学科目に関しては、平成17年度から科目拡充の一環として演習科目が設置された。

演習科目にはTAを配置し、教員と連携してサポートに当たっている他、1つの演習科目に複数人の教員が連携して携わるチームティーチング制も実施されている。この制度によって、授業中の学生からの質問機会が増えるなど、教育効果が高まっている。

コミュニケーション科目は、英語と情報機材をベースとしたコミュニケーショントレーニングの場であるため、1クラス20人程度の少人数編成がとられている。

3年次に配置されるプロジェクト学習は、通常の座学とは異なり、プロジェクトの立案（テーマの設定）・実施・成果発表・評価の一連のプロセスを、十数人の学生が主体的に共同作業で取り組む専門科目であり、複数の教員が指導に当たっている。このプロジェクト学習は、当該大学の特色的な教育形態であり、学生の満足度も高く、地域との交流につながるテーマもある。

情報機器の授業への活用は、当該大学の基本コンセプトであり、活用に適した授業科目では積極的に利用されている。

これらのことから、講義、演習、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫が十分になされていると判断する。

5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの記載事項は、内容と目的（テーマ・目標、講義内容、学習目標）、講義計画（15週）、成績評価方法、教科書・参考書、履修上の注意で構成されており、統一的なフォーマットに従って、担当教員が学内向けウェブサイト経由で作成できる仕組みになっている。

また、全科目に対して実施している授業評価アンケートの質問項目に対する回答、教員及び学生の意見から、シラバスが教員・学生双方で適切に利用されている状況が読み取れる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、有効に活用されていると判断する。

5 - 2 - 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

校舎の「オープンスペース」構造を生かして作られた「スタジオ」と呼ばれる開放的で大規模な自習スペースには常時アクセス可能な情報コンセント机やグループ学習向きの円卓が多数配置されており、コンピュータ教室の開放と併せて学生の自習の場として有効に活用されている。

基礎学力不足の学生に対しては、「物理学入門」という補習的性格の科目を設定するほか、基礎数学科目に高等学校数学の補習的要素を取り込むなどの配慮がなされている。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5 - 2 - 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価は履修規定に4段階で行うと定められ、卒業要件は学則に定められているほか学生便覧にも提示されている。成績評価基準や卒業認定基準は新年度ガイダンス時に説明されるほか、学生便覧とシラバスを拠り所として活用するように指導されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価は、多くの科目において定期試験の成績、平常の成績（レポートや中間試験など）出席状況により総合的に評価されている。また、定期試験受験資格として、各授業においては3分の2以上の出席を学則により定めている。

複数クラス制科目における評価の著しいばらつきを減らし公平性の確保のために、教務委員会が教員間の連携を呼びかけている。

卒業研究の評価についても、中間セミナーと最終セミナーにおける成果発表が卒業論文とともに審査され、最終セミナー前には全構成員を対象とした発表会を設定するなど、透明性を持たせる工夫がなされている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

学生からの成績評価に関する申立ては、担任教員、授業担当教員、事務局などを通じて行うことができる体制にあり、実質的に機能しており、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5 - 4 - 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

博士（前期）課程科目として、専門科目（選択20単位以上）と研究指導科目（必修10単位）が開設さ

れている。専門科目は複雑系科学、知能情報科学、情報アーキテクチャ、メディアデザインのいずれかの領域に固有のものや4研究領域に横断的なものを交えて、合計28科目が開設され、研究指導科目は、修士論文作成を目標として研究指導を受ける科目として、 Semester毎に4科目が設定されている。「広い視野を持った人材の育成」という目的の実現のため、他領域に関連する授業科目を数科目履修することを修了要件に課すことにより、履修バランスがとれる仕組みができています。

また、研究指導科目では、研究遂行力や成果発表技術の修得を目的とし、学内公開の研究経過報告が課せられている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものとなっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育課程の趣旨に則り、4研究領域すべてに関連する高度な共通教育的色彩の科目と、1ないし2領域と関連する専門性の高い科目とが開講されている。前者を履修することにより、複雑系科学と情報科学の融合的な知見が培われている。

また、演習的要素を含む専門科目や、研究指導科目を通じた実践的教育を通じて、複雑化する情報技術に関する知識のみではなく、実践力を兼ね備えた人材育成が可能となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

大学ウェブサイトで公開されている教員の総合業績調査によって、授業科目を当該分野の研究を行っている教員が担当し、活動の成果を反映させていることが確認できる。また、研究指導科目(4科目)は、修士論文に直接結びつく研究指導を目的として開設されており、研究指導教員が直接担当している。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5 - 4 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

博士(前期)課程においては、試験・レポート・課題提出等による厳格な成績評価に基づいて単位認定が行われていることが、訪問調査時の教員、学生との面談から確認された。博士(後期)課程においては、少人数の利点を生かして、きめ細かい指導が行われている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 4 - 夜間において授業を実施している課程(夜間大学院や教育方法の特例)を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

現在は、夜間での授業を希望する学生がいがないが、大学院設置基準第14条による教育方法の特例を適用する必要が生じれば、対応するとしている。

5 - 5 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。)

基礎となる学部教育の継承として、大学院においても実践的な教育を企図している。実習・演習的な内容を含んでいる科目や、担当教員も交えてのディスカッション時間をとる科目として「課題研究 ~ 」及び「システム情報科学研究」が開設されている。

これらのことから、講義、演習、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの記載内容は学士課程のシラバスと比較すると簡素であり、他大学からの進学者にとっては記載内容からだけでは十分な理解が得られないのではないかと危惧されるが、訪問調査時に面談した学生からは不満の声は聞かれなかった。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 5 - 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

各教員の研究分野は大学ウェブサイトでの教員紹介と教員の総合業績調査等で公開されている。これらは大学院志願者にとって重要な情報であり、適切な研究指導を受ける時の参考になっている。

また、複数教員による指導体制を採用し、様々な視点からきめ細かい研究指導が行われており、それに対する学生の満足度も高い。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が十分に行われていると判断する。

5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組(例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A・R A(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。)が行われているか。

研究テーマの選定は指導教員との相談方式で、特に問題は見当たらない。

教員間の共同研究プロジェクトに対しては学内研究費を配分するシステムになっており、採択された課題は大学院生がR Aとして参加することにより、複数教員による指導や教育的な訓練が自然に実施されている。

また、学部教育における実験・演習科目においてT Aとして活動する機会も多く、学生が国内外で学会発表をする際の旅費の支援も行われている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

情報科学と複雑系科学の融合を標榜する大学として、学位論文に係る指導については、領域を横断する形で様々な専門分野の教員の視点から、研究指導を支援・チェックする工夫をしている。そのひとつとして、指導の客観性と透明性を高めるために各セメスターでの研究経過報告を学内公開の形式で義務付けている。

この研究経過報告は、学生が論文を作成していく際のマイルストーンの役割を果たしており、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は大学院の履修規定に定められ、大学院修了要件は大学院学則に基づいて策定されており、学生便覧やシラバスによるもののほか、指導教員による研究指導の機会を通じて十分な周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価は4段階で行われ、学位論文審査は、公開の発表会形式で行われる。論文及び論文審査結果の要旨は、一定期間閲覧に供される。修了認定は、研究科委員会で行われる。

研究指導科目において各セメスターで義務付けられている学内公開の経過発表報告により、教員間の評価・認定に関する意識の共有が図られている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文審査取扱要領には、論文審査は教授を主査とし、教授3人以上を副査として審査することと規定されており、必要に応じて助教授または講師、学外の研究者を加えることとしている。

また、論文審査に至る過程ではセメスター毎に公開による経過報告が課せられ、予備審査の機能を果たしている。また、論文とその審査結果の要旨の公開は、認定作業の透明性を担保する方策として機能している。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

大学院設置以来2年間に学生からの成績評価に関する異議申立てはないが、指導教員、授業担当教員、事務局等を通じて申し立てることができる体制にある。大学院においては科目成績よりも研究指導の場におけるアカデミック・ハラスメント問題への適切な対応に重きを置くべきであるという認識が示されており、運用面での対応は適切であると評価できる。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保する措置が講じられていると判断する。

< 専門職大学院課程 >

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

複雑化する情報社会を支える人材育成を教育の目的として掲げて、複雑系科学と情報科学の教育を認知科学、コミュニケーション、情報デザインと融合させながら実施する先駆的な教育を行っている。

学士課程3年次に配当されるプロジェクト学習は、特色ある取組であり、在学生、卒業生の満足度も高い。一つの演習科目に複数の教員が連携しながら携わるチームティーチングは優れた教育方法である。

学士課程、大学院課程ともに単位の実質化のために、きめ細かく課題を課すことにより授業時間外の学習を促している。

大学院課程における研究指導が恵まれた研究環境の下で複数教員によってきめ細かく行われており、学生の満足度も高い。

基準6 教育の成果

6 - 1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6 - 1 - 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

複雑系科学および情報科学に跨る専門知識に加えて実践力豊かでコミュニケーション能力の高い人材育成を目指している。

全授業科目について学生による授業評価を行い、その結果を教員にフィードバックして個々の授業科目の改善や教務委員会を中心とする教育課程全体の評価・見直しに役立てている。更に、2年に一度のペースで自己点検・評価を実施して、教育・研究の改善が図られている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6 - 1 - 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成15年度に卒業した第1期生は、入学者(編入学生を含む。)253人のうち4年間の卒業生211人で卒業率は83.4%であり、平成16年度に卒業した第2期生は、入学者(編入学生含む。)250人のうち4年間の卒業生181人で卒業率は72.4%である。博士(前期)課程1期生(平成17年3月修了)は、在籍者8人中5人が修了している。「単位の実質化」「厳格な成績評価」を維持しつつ留年率を下げる取組に検討の余地がある。

学生が学外の様々なコンテストなどにおいて、優れた成果を上げていることは、「情報・複雑系・認知・デザイン」の融合を目指す教育の成果の一端といえる。また、外部のコンテストへ学生が参加することは、学生の能力を把握する意味でも効果がある。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

学生による授業評価アンケートが全科目に対して学内向けウェブサイト上で実施されており、その結果が学内向けウェブサイトで公開されている。その授業評価結果から、学生の満足度の高さが窺える。

当該大学の教育において特色ある取組であるプロジェクト学習については、様々なコースの学生が一つのテーマに取り組み、複数教員の指導の下に学生が主体的に立案・遂行・成果発表・評価のプロセスを推進することによって、問題発見能力、コミュニケーション能力、リーダーシップ、問題解決能力などが育成されてい

ると学生自身も評価している。訪問調査時の面談においても、この授業を受ける前の1、2年生とこの授業を受けた3、4年生に、自主性、協調性等に違いが見られたことは、この授業の教育効果の大きさを示すものであり、特筆に値する。

これらのことから、大学の意図する教育の効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成15年度第1期卒業生211人中、就職希望者は153人（72.5%）、進学希望者は58人（27.5%）であり、平成16年度第2期卒業生194人（第1期留年生を含む。）中、就職希望者は149人（76.8%）、進学希望者は45人（23.2%）であった。進学希望者の内、6割は当該大学大学院に進学している。最終的な就職率は、平成15年度生が98.5%、平成16年度は99.3%であり極めて高い。職種は、情報系が約60%、総合職が約25%、デザイン系・マスコミ・広告関係が約10%である。情報系企業への就職者が多数を占めている点は、情報分野の教育に重点を置く当該大学の目的に即した教育の効果・成果が上がっているといえる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教員15人からなる就職委員会が、就職先の企業に対し卒業生に関して、コミュニケーション能力、仕事に対する向上心、プレゼンテーション能力、創造力、企画力、専門能力、語学力等の項目について5段階評価でアンケートを求め、その結果によると、「大変良い」、「良い」という高い評価が平均で50%を超えており卒業生は企業から良い評価を受けている。その中でも特にコミュニケーション能力、仕事に対する向上心に良い評価を得ている。

また、（財）日本経済団体連合会による情報通信人材育成強化に向けた提言においては、当該大学が数少ない育成の成功例として評価されている。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しており、その結果から見て、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

授業に対する学生の満足度が高い。

学生が学外のようなコンテストにおいて優れた成果を上げている。

オンラインの授業評価システムは、学生からの評価に関するデータの提示にとどまらず、教員側からそれに対するコメントができる点で双方向性を有しており、授業改善やカリキュラム改定に有効活用されている。

プロジェクト学習は、学生の問題発見能力、コミュニケーション能力、リーダーシップ、問題解決能力などの育成に貢献している。

教育の目的の一つであるコミュニケーション能力の育成は、ソフトウェア系企業の採用方針とマッチするなど、高い就職率の主要な要因となっている。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-1 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学生に対する履修指導は、各年度初めに実施されるガイダンスにおいて学生便覧、シラバス等を配布して行われている。プロジェクト学習や卒業研究については学内向けウェブサイトに情報を公開し必要な手続き等をサポートし、インターンシップについてはワーキンググループが一連の手続きの管理・支援を行っている。

また、授業評価アンケート結果が、学生が授業を選択する際の判断材料として有益なものになっている。これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-1 学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。)が適切に行われているか。

全ての年次で担任制を実施し、学生の学習活動全般の相談に応じている。1、2年次は入学時の12クラスをそれぞれ2人の教員が担任し、3年次ではすべての学生が「プロジェクト学習」科目を履修することから、学生が所属するプロジェクト内の小グループの指導教員が担任となる。4年次には、卒業研究の指導教員が担任となる。

さらに特徴的なオープンスペース構造とガラス張りを基本とするパーティション構成により、学生の教員室訪問を容易にしており、学生と教員のコミュニケーションが十分に図られている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-1 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

全ての授業に関して学生によるオンライン授業評価を実施し、学生からの学習支援についてのニーズを汲み取っている。授業に関する学生の意見・要望は担当教員に伝えられ、担当教員はウェブサイト上でコメントを出すことができる。

担任制を活用して、担任に学生から要望が伝えられる場合もあり、担任で対応できない問題は、関係する教員グループや教務委員会にニーズを伝えて協力し合う体制となっている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-1 通信教育を実施している場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-1 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

平成 17 年度に留学生 1 人の受け入れがあり、その対応は主として担任教員を通じて行っている。また、平成 12 年度には障害のある学生が受験し、車椅子使用について入学試験及び入学後に支障が出ないような対応を行った。

上記の 2 つの事例以外では特別の支援を必要とする学生はいなかった。

7-2-1 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

オープンスペース構造を生かした「スタジオ」と呼ばれる開放的で大規模な自習スペースを確保している。スタジオには多くの学生が席を占めており、自主的学習や学生によるディスカッションが活発に行われている。自習スペースには、常時アクセス可能な情報コンセントが十分に備えられており、図書館を経由した電子ジャーナルへのアクセスをはじめ、自主的学習をサポートしている。

また、コンピュータ教室は、授業時間以外は開放されており、コンピュータを用いた自習も可能である。情報ライブラリーは通常午前 9 時から午後 9 時 30 分まで開館している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-2 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

課外活動団体（クラブ、サークル等）の設立手続きは学生便覧に記載されている。また、学生主体で運営されている大学祭や球技大会、および学外活動として函館市内で開催される各種イベントへの参加支援も行っている。これらの活動には、教員が顧問を引き受け、大学施設の優先利用、備品貸し出し、資金援助等の支援も行っている。

また、大学後援会が組織され、サークル活動や大学祭への資金的援助を行っている。

これらのことから、支援が適切に行われていると判断する。

7-3-1 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

定期健康診断の他に、学内医務室にて常時、学生の相談・診断処置を受け付けている。学生の「心のケア」に関しては、毎週金曜日に臨床心理士によるカウンセリングを行う学生相談室を開設している。

就職支援に関しては、学内ウェブに企業の合同説明会等の情報を掲載するほか、大学後援会がガイダンス、就職関連図書の購入や就職模擬試験を実施している。

セクシュアル・ハラスメントは人権侵害という認識から、委員会や相談窓口を設置する他にも啓発広報活動を行い防止に努めている。

アカデミック・ハラスメントに関しては、セクシュアル・ハラスメントと同じ相談窓口で対応に当たっている。カウンセリングに関する情報、セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口や啓発については、学生便覧、学内向けウェブサイトに掲載され、運用面の努力を払っている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3- 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

特別な支援を行うことが必要と考えられる事例はなかったが、本部棟はバリア・フリー構造になっていることや、奨学金団体への斡旋、授業料納付免除制度等の支援業務を行うことができるなど必要な対応が随時とれるような生活支援の体制は整えられていると判断する。

7-3- 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生のニーズに合った生活支援をするために、2年に一度、全学生に学生生活実態調査を行っている。また、実態調査報告書の中で、学生からの要望に対する大学側の回答も記載されている。学生の食・住・経済状況・健康・大学生生活の満足度・大学への希望などをアンケート形式で調査し、学生のニーズを把握している。個別学生のニーズをアンケート調査からきめ細かく拾い上げることは困難であるが、それを補完するために担任制が採られている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3- 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

奨学金制度に関する情報は、学生便覧や学内向けウェブサイトに掲載し学生に周知している。日本学生支援機構の奨学金採択率（平成15年度）は、第1種（無利子）39%、第2種（有利子）71%である。授業料免除は、申請者の60~70%が全額免除を受けており、半額免除を含めると80~90%が免除を受けている。これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

学生生活実態調査を2年ごとに実施し、学生のニーズが詳細に把握されている。また、実態調査報告書の中で、学生からの要望に対する大学側の回答も記載されている。

特徴的なオープンスペース構造が学生の自主的学習を促進するとともに、その構造とガラス張りを基本とするパーティション構成により、学生の教員室訪問を容易にしており、学生と教員のコミュニケーションが十分に図られている。

基準 8 施設・設備

- 8 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8 - 2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8 - 1 - 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

大学の目的を達成するために十分な校地、校舎を有し、施設・設備の整備状況も良好である。約 16 万 m² の校地に「オープンスペース」をコンセプトとして鉄とガラスで造られた 101m×114m で 5 階建の本部棟と 52m×48m で 2 階建ての研究棟が建てられている。

本部棟内施設には、講義室、講堂、体育館、ミュージアム、情報ライブラリー（図書館）、コンピュータを備えた実習室や機械工房、電子工房、グラフィック工房、アトリエ、音響スタジオ、暗室、心理実験用の防音室等の機能別工房や共同研究室を設置している。校地には運動場、テニスコートや約 500 台収容の駐車場が整備されている。

研究棟は平成 17 年 4 月に増築が完了し供用を開始した。この研究棟は 3 つのクラスターに属する 16 人の教員と指導を受ける卒業研究生と大学院生が使用するとともに、共同研究センターも併設し教員 2 人と事務職員 6 人が配置されている。本部棟の大学院生室や研究棟も含めて、学生、大学院生一人当たりのスペースは他に類を見ないほど広く確保されており、学習・研究環境は極めて恵まれたものとなっている。

学生が自由に使用できる自習スペースを本部棟および研究棟の全フロアーに配し、全学生の 75% が同時に使用できるだけの情報コンセントを備えた机と椅子を整備しているなど、IT 環境は極めて優れており、在学生、卒業生の満足度も高い。

講義室や教員室等すべての部屋の壁は文字通りガラス張りとなっているのみならず、学生のスペースと教員のスペースを直近に配置していることは、お互いの心的距離を埋める効果があると見受けられ、教育の目的の達成に資している。

主キャンパスの他に、地域貢献、産学連携、共同研究などを目的として函館市内と東京にサテライトキャンパスを設置している。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

情報ネットワークはセキュリティなどを考慮し、事務管理用のネットワークと教育及び研究用のネットワークを分離している。

学内での情報システム利用のため、講義室には約 1,600 個、その他のフリースペースには約 1,000 個の情報コンセントを設置し、学生が自由に使用できるよう開放している。学生のコミュニケーション環境と

しては、メールサービスやオンライン掲示板を提供している。また、講義課題や自主学習課題の作成、保存、共有、提出などの為の共有ファイルサーバを設置している。さらに、教育用サーバを設置し、講義中にサーバにアクセスして資料を参照したり課題を作成したりすることも出来るよう配慮している。

学生には入学と同時にノートパソコンの購入を要請し、全ての講義や各種情報伝達はネットワークを通して実施している。また、各所に設置した情報端末は基本的に自由に使用でき、課題提出や教員とのコミュニケーションも随時行えるため、教育効果が上がるとともに一体感のある大学の気風を醸成している。

情報端末が自由に使用出来ることから、予習や復習、課題作成などを学内で容易に行うことが可能であり、結果として学生と教員とのコミュニケーションが緊密となり、細部まで目が届いた教育が可能となっている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

講義室については、午後 10 時までの使用を認め、その利用方法は情報ライブラリー、厚生施設や体育施設等の利用方法とあわせて学生便覧により周知している。また、緊急連絡の方法などは、各施設の目に付きやすい壁面に表示している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

情報ライブラリーにおいて、図書、視聴覚資料、学術雑誌の収集・整理、データベースの契約などを行い、単に図書や資料類を集積し公開するだけでなく、教職員や学生及び地域社会に対し積極的な情報提供の活動を行っている。また、国立情報学研究所の相互協力システム（ILL）に参加し他大学との情報交換を行っている。

情報ライブラリーの蔵書数は約 50,000 冊に対して、貸し出しが平成 16 年度においては年間 15,355 冊であり、学生数、蔵書数から見ると利用率は高く、また、図書館司書が 6 人（事務職員 1 人、嘱託職員 5 人）配置されているなど、体制も充実している。

図書の購入に当たっては、情報ライブラリー委員会において協議し、当該年度の方針を定め、その方針に基づき、各教員からの選定リスト及び学生からの購入希望を受け、毎年、質・量ともに拡充を図っている。特に学生からの購入希望への対応は十分になされており、学生の満足度も高い。

これらのことから、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

情報コンセントが随所に配置された IT 環境や平成 17 年に新設された研究棟など、学習・研究環境は極めて優れており、学生の満足度も高い。

学生と教員の距離が近くなるようなスペースの配置は、教育の目的の達成に資している。

図書館の利用体制は充実しており、また、図書購入に当たって学生の希望に十分配慮するなど、その運営もきめ細かく行われている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1- 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動の実態を示す資料として、シラバス、講義の時間割、休講情報、定期試験日程、講義・演習の成績、学生の単位取得状況、再履修者、卒業研究論文、各種証明書などのデータは、事務局教務課により収集し蓄積されている。

これらのことから、データや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1- 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

平成13年度前期から、学生によるオンライン授業評価を開始し、学習時間、講義内容の理解度、教員の講義準備状況、課題・宿題の量や頻度などの質問項目が設けられ、アンケート結果は学内に公表されている。

学生の授業評価アンケートの中で、例えば、複雑系の基礎科目においては「自分が学ぶこととの関連性が見出せない」との回答が44%に上っていることが判明したため、講義のほかに演習の時間を増やし理解度を上げるなどの方策がとられるなど、学生の意見が教育状況に関する自己点検・評価に反映されている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1- 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

就職委員会が、就職先の企業に対し卒業生に関して、コミュニケーション能力等についてアンケートを求めるなどの取組が行われている。

現在、第2期生までが卒業したところであり、評価データが小規模であるため、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に反映されるには至っていないが、今後、それを反映させるための仕組みが設けられることが期待される。

9-1- 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

学生による授業評価は自己評価委員会が所管し、就職先の企業など学外関係者の評価は就職委員会が所管する。それらの評価結果を基にして教務委員会が教育の質の向上や改善に努めている。

各教員は、それぞれの自己啓発に基づく授業改善を前提に、他の教員の講義参加及び複数の教員による指導（チームティーチングやプロジェクト学習など）という方法で授業の改善を図っている。

また、学生による授業評価アンケート結果から、担当教員の専門性と関連性の薄い講義が低い評価であることが明らかとなり、各教員の専門性に適した授業科目への配置等を教務委員会が検討している。この取組は専門分野に重点をおいた講義を行う「コース制」の導入に結び付いている。しかしながら、現在でも授業評価アンケート結果から改善の必要がある科目があることが窺える。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生による授業評価アンケートの結果に対して、担当教員が自らのコメントを全学に向けて公開するオンライン授業評価システムを構築している。学生からの要望や問題点の指摘に対して、教員は次回の講義でどのように改善するかなどを具体的に書き込むことにより、改善点が学生と教員の双方で確認できるシステムとなっており、継続的な改善が期待できる。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

オンライン授業評価システムや担任制により学生のニーズを把握している。1つの演習科目に複数人の教員が連携して携わるチームティーチングやプロジェクト学習によって、学生指導面のみならず、教員間で教育方法の改善や専門知識の獲得に役立っている。

また、全ての教室がガラス張りになっていることも、教員が他の教員の行っている授業を教室外から見学することを可能としており、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の効果が認められる。

これらのことから、日常的な教育活動がFDに結びつくように設計されていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

チームティーチングやプロジェクト学習は複数の教員で一つの授業を担当するため、他の教員の指導方法を随時観察することが可能であり、効果的な授業方法のための議論が日常的に行われている。また、オンライン授業評価によって、授業に対する詳細な評価が学生から寄せられており、それを参考に適宜授業方法の改善がなされている。これらチームティーチング、プロジェクト学習、オンライン授業評価システムには十分なFD効果が認められる。

これらのことから、FDが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9 - 2 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教育支援者の内、事務職員については、公立大学協会等で開催している総務関係、財務関係、情報関係、教務関係、学生厚生補導関係、図書関係及び研究支援関係の各種の研修会や事務研究会に参加している。技術職

公立はこだて未来大学

員については、函館職業能力開発促進センター等での技能講習を随時受講している。

TAについては、各担当教員の責任において適正能力を確認した上で採用されており、講義や演習科目の補助員として支障がないと認められる学生のみが、その任に就いているため、TAの資質に関する問題は発生していない。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

全ての教科に対して学生の満足度を調査する為のオンライン授業評価システムを導入している。評価結果は、統計処理され全て学内向けウェブサイトで公開されており、問題点を共有するとともに個々の講義にフィードバックされているなど、継続的に教育カリキュラムの点検を行っており、改善に結び付いている。

チームティーチングやプロジェクト学習には優れたFD効果が認められる。

基準 10 財務

- 10 - 1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10 - 3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

特別地方公共団体である函館圏公立大学広域連合を設置・運営主体とする公立大学であり、当該大学の財務については、地方公共団体として、地方自治法等に基づく公会計として処理されている。大学の目的に沿った教育研究活動を安定に遂行するために必要な校地・校舎は公有財産として有し、物品は、校舎内備品、研究用具類、図書類等を有している。

また、目的及び運用方法を各設置条例により明確化した基金（教育振興基金、研究資金管理基金、施設整備基金）を有し、その中で公立はこだて未来大学教育振興基金の保有額は2億円である。

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

入学検定料及び入学料、授業料を主とする収入、文部科学省、日本学術振興会の科学研究費補助金、各種研究助成といった外部資金、及び、函館圏公立大学広域連合規約に基づいた関係市町負担金により、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入は継続的に確保されていると判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

毎年度の財務上の基礎的計画である、広域連合一般会計予算は、広域連合議会の審議・決定を経て、地域住民に対し掲示場を通して明示されている。学内については、教授会で報告されている。中長期的な財政計画である「公立はこだて未来大学財政収支試算」は、各事業の計画、経費見込を集約し、関係市町と協議の上、広域連合において策定し、広域連合議会への報告を通して、関係住民に明示されている。

10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

函館圏公立大学広域連合を設置者とする公立大学であるため、単年度での支出と収入は均衡している。

10 - 2 - 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に関して、研究旅費及び研究費については、一般研究費として一律配分を行っているほか、特別研究費、戦略研究費等については、学内公募を行い、重点配分を行っている。教務・実習費については、

公立はこだて未来大学

教務委員会での協議を経て方針を決定している。これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10 - 3 - 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

函館圏公立大学広域連合を設置者とする公立大学という設置上の性格により、財務諸表は作成していない。しかし、地方自治法に基づき、毎年度、決算を広域連合議会に報告し、審議を経て承認され、広域連合の掲示場を介して、地域住民に対して決算の内容を公表している。また、広域連合条例に基づき、半年ごとの財政状況を毎年度2回、広域連合の掲示場を介して公表している。

10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

広域連合として、監査委員を設置し、地方自治法に基づき、一般監査、出納監査、決算審査等が行われている。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

公立はこだて未来大学教育振興基金として、2億円を保有している。

基準 11 管理運営

- 11 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

大学の管理運営に関する事項を協議する組織として、学長、研究科長、学科長、情報ライブラリー長、事務局長から構成される運営会議がある。運営会議は教授会における決定事項の実施に関する連絡調整を受け持ち、運営会議の庶務は事務局総務課が担当している。

事務組織は全体で 47 人（事務職員 25 人、嘱託職員 9 人、臨時職員 13 人）の職員がおり、総務課に 19 人、教務課に 21 人、共同研究センターに 7 人が配置されている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を有しており、必要な職員が配置されていると判断する。

11 - 1 - 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

重要事項を審議するために教授会が設置され、教授会において効率的な意思決定を行うため、専門事項の調査審議を行う組織として教務委員会、学生委員会、自己評価委員会、就職委員会、入学試験委員会、情報ライブラリー運営委員会、共同研究センター運営委員会が置かれている。

学長、研究科長、学科長、情報ライブラリー長、事務局長から構成される運営会議が、管理運営に関する責任を負っている。また、学長は運営会議や教授会において議長を務め、リーダーシップを発揮しながら大学運営を行い、必要に応じて学内に私的諮問機関を組織し個別のテーマを議論している。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11 - 1 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

教員のニーズは教授会等を通じて、事務職員のニーズは事務局長が運営会議に参加することを通じて管理運営に反映されている。学生のニーズはウェブサイトを通じて把握されている。

教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項や教育研究活動等の状況について、学長の諮問に応じて審議を行い学長に対して提言または助言を行うため、学外有識者により構成される運営諮問会議が置かれている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映させていると判断する。

11 - 1 - 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

大学の設置管理主体である函館圏広域連合が特別地方公共団体であることから、法人等のような監事は存在せず、同様の権能を有する機関として、監査委員2人（広域連合議員1人、識見を有する者1人）を設置し、地方自治法の規定により、一般監査、出納検査、決算審査等を行っている。監査結果については、地域住民の代表から構成される広域連合議会での審議および承認を得た上で公表されている。

これらのことから、監査委員が適切な役割を果たしていると判断する。

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

大学の管理運営に関わる事務職員は、函館市から地方自治法の規定に基づき広域連合に派遣されている一般職の地方公務員である。事務職員は、大学の管理運営という専門性の高い業務に従事し、適切かつ効率的な業務を行うため、総務関係、財務関係、情報関係、教務関係、学生厚生補導関係、図書関係および研究支援関係の多分野にわたって研修会や事務研究会に参加している（平成16年度は44回）。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

函館圏公立大学広域連合例規集第2編「大学」に大学運営の方針が明確に定められており、管理運営の中心となる学長および教授会の権限・機能が明記されている。関係諸規程において、学長、学科長、研究科長、情報ライブラリー長、共同研究センター長及びその他の各委員長に関する選考規定および方針、所掌事項および議決方法などが定められている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、学内の諸規定が整備されていると判断する。

11 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報は、学内のサーバに蓄積されている。例えば、教授会の議事録、例規集、オンライン授業評価システム、各種申請書などが蓄積されており、教職員により閲覧可能となっている。平成16年度の学内サーバへのアクセスは58,000件を超えている。

これらのことから、データや情報が蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるシステムが構築され、機能していると判断する。

11 - 3 - 各大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

平成12年4月から平成14年3月を対象とした自己点検・評価報告書を平成15年3月に発行している。この報告書は関係機関に配布されたほか、大学ウェブサイトからダウンロードが可能である。また、平成17年7月に、2回目の自己点検・評価報告書が作成されている。創立して間もない大学であるが、2回自

自己点検・評価を実施していることは高く評価できる。

また、学長のもとで大学事業における企画立案 実行 検証のサイクルの強化が図られているが、チェック機能は自己評価委員会に委ねるなど、バランスの取れた運営体制を構築するよう努めている。

これらのことから、大学の総合的な状況について、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

なお、2回目の自己点検・評価報告書は、大学評価・学位授与機構の行っている大学機関別認証評価の基準を網羅するものであり、対外的にも通用性が高い。

11-3- 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

第1回目、第2回目の自己点検・評価報告書が冊子として作成されており、また、大学ウェブサイト上にも公開されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3- 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

平成15年3月に行われた第1回目の自己点検・評価結果については、外部有識者によって組織されている運営諮問会議に諮っており、今年度の自己点検・評価の結果については、認証評価を通じて第三者から評価を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11-3- 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

学長のリーダーシップの下に、運営会議や教授会などにおいて評価結果についての対応を検討し、改善に結びつける体制が十分に機能している。

評価結果をもとに改善された事例として、カリキュラムの改正やコース制の導入などがある。当該大学はカリキュラムの問題点を学生による授業評価等の調査データに基づいて明確にし、より良いカリキュラムへと改正し続ける姿勢を貫いている。

これらのことから、評価結果が改善に結び付けられるシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

開学して間もない大学であるが、2回自己点検・評価を行っており、詳細な内容が記載された自己点検・評価報告書を作成している。

< 参 考 >

現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 公立はこだて未来大学
 (2) 所在地 函館市亀田中野町 116番地2
 (3) 学部等の構成
 学部：システム情報科学部
 研究科：システム情報科学研究科
 附置研究所：なし
 関連施設：情報ライブラリー、共同研究センター
 (4) 学生数及び教員数（平成17年5月1日）
 学生数：学部1,080名、大学院91名
 教員数：69名

2 特徴

本学は平成12年4月に情報系の大学として開学した。本学設置の趣旨は、特に南北海道地域に不足している情報分野に従事できる人材を育成することである。また地元産業に対しては、情報技術を中心とした知恵袋として経済振興に寄与するための中核となることが期待されている。同時に、大学としての成り立ちを考えるにあたっては、大学入学希望者より大学定員が大きくなる、いわゆる「全入時代」を目前にした大学設置にあたり、既設情報系学部がない特色を持たせている。

本学が教育研究の対象としているのは、処理の高速化やデータ容量の拡大に象徴されるような、量的拡大を目指した情報技術を超えたものである。今後、継続的に発展が続くと予想されるコンピュータの処理能力を前提として、それらを人間が意のままに使いこなすための技術開発が今後一層重要になる。これらの技術は、処理の対象となるコンピュータの技術的基礎を与える情報科学分野、人間の認知についての基礎を与える認知科学分野、表現の技術の専門性をもつデザイン分野などの学際的な分野として、今後の発展が望まれるものと考えられる。

以上のような学術的な背景をもとに、安価で身近なものとなった非常に大きな処理能力を備えたコンピュータシステムや情報ネットワークを人間が自由に操るための技術を中心として、情報技術を研究し教育する組織として、大学としてのグランドデザインが行われた。

結果として、学部としてはシステム情報科学部、学科として複雑系科学科および情報アーキテクチャ学科から構成される大学を設置した。複雑系科学科は、数学・物理学・生物学・経済学に及ぶ領域において、数理科学的なモデルの構築や自然現

象解析の専門家を中心に構成され、情報アーキテクチャ学科は、ヒューマンインタフェース・人工知能・認知科学・情報表現・デザイン技術・ネットワーク技術・計算機科学など人間を中心に据えた情報技術の専門家を多く擁している。

このことから、本学の擁する教員の専門分野は、情報科学をその根幹としているが、数学、電気工学、生物学、心理学、芸術学と幅広いものとなっている。一般の大学と異なり、これらの異分野の教員がそれぞれの分野の研究に集中するだけではなく、学内での研究協力をを行いながら、いわゆる専門の殻に閉じこもっていただけでは実現できない研究分野を開拓することといった、新たな動きが発生することも期待している。

大学の教育方針を策定するにあたって、教科書にまとめ上げられた系統的な知識を一方向的に詰め込むようなテイラー主義的な方法一辺倒ではなく、企業におけるOn the Job Trainingのように、学んでいることの意味を意識しながら、能力の獲得を行う周辺参加的な教育形態をとることを目標とした。これらを実現するために、自分の周辺にいる関係者に対して自分の考えを伝える、コミュニケーション教育や集団で自ら課題を設定しながら解決にあたるプロジェクト学習という新たな学習の形態を取り入れた。プロジェクト学習では、専門を異にする複数の教員が指導にあたる教育形態をとる。また、教員同士が同一の科目を共同で教育にあたる科目を設定し、互いの授業を参観しあうことを前提にするなど、教員が互いに刺激し合う環境づくりを行っている。

また、大学の目指す目的に合わせた施設の設計がなされた。教員の活動が見えることが学生や他の教員に刺激をあたえるように、透明なガラスからなる教員研究室や、授業の様子が廊下から見える透明な教室、自由にアクセスできるホテリングスペースとしたり、卒業研究の作業を行える場所として与えられる空間である「スタジオ」などが、それらを象徴している。

平成17年5月現在、2期目の卒業生を送り出し、6期目の入学者を迎えた。開学後、新たな試みを実施しながら、カリキュラムなど積極的に様々な見直しが行われ、教育研究体制の確立が行われた。また、大学院の設置に伴う研究設備の必要性から、研究棟という新しい設備や共同研究センターという組織の設置などを行うなど、目的にあわせた諸環境の整備が継続的に行われている。

目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学設置の目的： 本学は、平成12年4月に函館圏公立大学広域連合によって設置された。本学の設置にあたり、情報技術者の人材育成を通じて道南圏において求められる地域の高等教育機関の充実を果たすことが期待された。情報技術者は日本国内において人材不足と報告され、情報技術をもった人材を育成するための大学を設置することは、急務であるとされている。地域に新規に高等教育機関を設置するにあたっては、これらの社会的ニーズがある情報化・ネットワーク化を支える人材を育成することが重要である。このことから、情報技術者の養成を学部設置の目的とした。さらに、情報技術者の不足が謳われている時代ではあるものの、大学入学希望者が減少するという大学にとって厳しい今日の環境への考慮を行った。全員新任の教員からなる大学設置という背景から、既存の教員の人員構成に関係した縛りを受けないという利点を活かし、既存の情報系大学の教育においてカバーしきれない分野を包含できるような分野の学部を設置することが、設置時の分野決定においては考慮された。

教育に関する理念と目的： 情報化によって環境の変化が著しい高度情報社会において、現代の組織に要求されるのは、環境の急激な変化に即応できる対応力である。これらは、広範な分野に渡る知識に基づく総合的判断力と豊かな感性に基づく高い創造性や優れたコミュニケーション能力をもって共同体に働きかける力を持つ人材を育てることにより、実現される。本学で提供している様々な学問分野の知識を、それぞれの分野で分断された知識として受け取るのではなく、それらを統合されたものとして理解できることを目指す。本学の教育目標としては、問題の理解、探求、解決への行動へ導く能力を獲得することを目的とする。教育・研究指導にあたっては、本学に与えられた資源を有効に活用し、広く大学の門戸を開放しつつ教育効果を最大限に得られるような運営を目指す。

地域貢献： 大学設置の目的の一つは地域貢献である。地域貢献は、道南圏における就学機会を拡大し、地元の人材育成という教育面での貢献であるとともに、函館という歴史ある地域の特性を生かせるよう、風土に根ざした地域産業への貢献は、重要な目的の一つとなっている。地域の就学機会を拡大することに加え、函館国際水産・海洋都市構想をIT技術の面で支援するなど、地域の産業界における経済面での貢献を目指す。産業界から大学院に社会人を受け入れ、中核的なリーダーシップを駆使できる広い知識と高度な専門性をもつ人材の育成に貢献する。同時に、情報技術を中心とした高度技術の専門家の集積する公的機関として、地域の経済・産業・文化の振興に寄与することが大学設置の目的である。コンピュータを駆使する技術だけでなく、人とコンピュータ、人と人との間のコミュニケーションに精通し、コンテンツを生かす人材を育成し、今後の地域の要請に応えようとするものである。

国際貢献： 政治・経済のグローバル化の中で、公立大学が地域の国際化に果たすことのできる可能性は、大きい。大学間連携などにより、学生交流や研究交流を通じて、道南圏から、北米、欧州、アジア諸国などとの国際交流を盛んにすることを目的とする。

（学士課程・大学院課程に関する独自の目的）

システム情報科学部設置の目的： 設置時の状況を踏まえ、具体的な教育・研究の対象となる分野については「コンピュータシステムと人間のかかわり」を中心的なキーワードとした。このことは、最近20年間でコンピュータやネットワークが急激に安価になったことから、多くの人々にとってコンピュータが身近になり、情報技術に関する特別な教育を受けたことのない一般の人がコンピュータに直接・間接に触れる機会が増えてきたことに深い関わりがある。コンピュータはそれらの情報処理能力の高まりとともに、その処理内容は高度化・高速化・大容量化してきた。処理能力の拡大は、処理内容の多様化・複雑化をもたらした。コンピュータを操作する人間にとっては、コンピュータが扱う情報に関する概念の理解や操作法の習熟が必要となった。コンピュータという形態は見えなくとも、家電機器、携帯電話などとしてさらに日常生活の中にこれらの情報機器が浸透してきており、これらの作業を軽減するための設計を行う人材は、今後さらに需要を増すと予想される。

本学部では、教育方針においても新たな機軸を設定している。本学における教育の直接的な目的および目標は、情報技術者として、役に立ち、使いやすい人工物を設計・開発するための、あるいは直面している問題に対して有効な問題解決を行うための基本的な力を身につけることである。そのための教育手法は、専門知識を単に頭の中に詰め込むだけではなく、自己の専門分野での応用という観点から捉えなおし、自分が直面した問題解決の中で生かす力を身につけさせることにある。これらは、大学内で「オープンスペース・オープンマインド」という言葉を用いて表現し、推進している。オープンマインドとは、複合領域における（オープンな）問題発見、問題解決において自分の思考を他者と共有し効率化させる（オープンな）思考、あるいは解決手法に柔軟性をもった

(オープンな)問題解決力などをさす。また、これらのオープン性を誘導するためには、他者との対話や意思疎通を行う能力の醸成が不可欠である。これらは、コミュニケーション科目を代表としてカリキュラムの中にも埋め込まれたものであるが、同時に、装置あるいは環境として、学内の活動が見渡せる開放的な学習空間を用意した。大学の中の多くの部分が見渡せる階段状の学習空間やガラス張りの壁面をもつ教室や教員室をオープンスペースと呼んでいる。

研究活動の目的： 大学における研究活動は、教育活動を行うことを前提として必要なものとして位置づけられる。本学が輩出すべき人材は、情報技術を中心として最先端の技術動向を踏まえた幅広い視点をもつこととしているが、このような最先端の教育を施すためには、教員自身が最先端の技術に関わる必要がある。このため、教育と研究は、車の両輪のように二つの重要な活動として位置づける。大学としての規模は小さいが、幅広いカバレッジをもつ教員が、学科の枠を超えて共同で研究を行うことも可能である。研究活動は、最先端の技術動向をつねに切り拓く活動を行えることを目的とする。本学部では、情報アーキテクチャ学科を設置し、情報技術と認知科学や情報表現技術に代表される人間の特性などの関連分野の研究を目的とする。また、複雑系科学科を設置し、コンピュータの重要な利用法として、自然あるいは社会現象を解析し、予測・評価を行う。この領域においては、対象となる現象のモデル化を行い、モデルの振る舞いのシミュレーションを用いるという方法が一般に用いられ、また、カオス現象のように、数学手法ではその振る舞いを十分に導き出すことの困難な現象の解明に、情報技術は重要である。

学生進路目標： 本学では、学部教育と大学院教育の目的を区分し、学生のパス(進路)として、以下の3パターンを想定する。学生に自己の適性と熱意に相当するパスを熟考するよう指導する。

学部卒業後直ちに社会に出ることを前提としたパス

一般企業等においてリーダーシップを発揮できる人材の育成を目指す。多視点性を持ち、広範囲の興味と適正を持った人材教育を行う。

大学院博士課程(前期)までを修了して社会に出ることを前提としたパス

企業等において情報処理等の分野の高度な専門知識を必要とする職に就く人材の育成を目指す。本学部からの進学者を中心とし、適性により学部2、3年目頃に選抜し、それに応じた教育をその時点から与える。社会人の受け入れも配慮する。

大学院博士課程(後期)までを修了して社会に出ることを前提としたパス

将来、研究や高等教育に従事する者を中心とした人材育成を目指す。本学部からの進学のみを前提とせず、他大学や社会人からの受け入れを主とする。

学士課程共通教育目標： 様々な学問分野の知識をそれぞれの分野に分断された知識として受け取るのではなく、目的に向けて必要な知識を統合していく課程を実践的に学ぶ。視野と理解力、問題探求能力・行動力を身につける。社会を構成する一員としての自覚と問題意識を引き出す。

以下は、学科毎の目標である。

[複雑系科学科] 応用非線形数学の理論を理解し、複雑な現象を分析・予測するために必要な自然科学・計算機技術の基礎を学習し、学際的な問題を広い視野で考える姿勢を身につける。

[情報アーキテクチャ学科] 情報システム技術を人間社会の中で有効に活用するための知識と技術を身につける。

システム情報学研究科設置の目的： コンピュータと人間のかかわりを広い視野に基づき理解を深めた上で関連分野における開発・研究に携わることのできる高度な能力をもつ人材の育成が必要とされている。本学のシステム情報科学部がもつ領域を基礎としながら、これらの学際的教育研究に対応するため、これらを統合してシステム情報科学専攻の単一専攻とし博士(前期)課程と博士(後期)課程を同時に設置した。コンピュータと人が調和するシステムのあり方を追及することを目的とし、複雑系科学、情報科学、デザイン学、認知科学などを統合したシステム情報科学科をおき、学際的な教育研究を行い、広い視野をもった人材の育成を行っている。大学院では、社会人を積極的な受け入れを行い、設置する研究科の教育研究分野の特性を最大限に生かして社会人との相乗効果を発揮できるような再教育機能の充実に積極的に取り組む。

大学院課程教育目標： 最新の技術動向を踏まえ、独自の研究成果を得て、学外で広く評価を受けるに値するものとする。

自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学では開学前の平成 11 年度に「大学設置認可申請書」において長期目標が示されている。この大学の開学時の理念に基づき、開学以来中期・短期目標を設定しつつある。平成 15 年 3 月には初期の 2 年間に対する「自己点検・評価報告書」をまとめた。これらによると、本学の設置の目標は、広い視野をもちながら、情報技術を学ぶことにより、その新たな応用を見出し、社会の役に立つ人材を育成することである。本学のこの目標は、学校教育法の定めに沿っているものである。平成 15 年 4 月には、新たに大学院の設置を行った。本学大学院は、学部教育の趣旨を受け継ぎ、情報・デザイン・認知の枠組みを幅広くカバーしながら、高度な情報システム構築にかかわれる人材の育成を目指しており、時代の要求に適合した新たな大学院としての目的をもっている。

また、平成 14 年度から平成 15 年度にかけて、将来計画委員会を置き、中期ならびに短期における活動目標の策定にあたった。ここで明確にされたその目標や指針は、自己点検・評価報告書に記載されるとともに、ホームページや大学案内を通じて、広く公開・共有されている。今後は、継続的な活動を行うための中期・短期目標の作成やその他の活動を通じて、長期目標の実現が可能になるような方策を探っていくことが必要である。同時に、学生が本学の教育の理念をさらに深く理解できるような施策を行うことが、今後も必要となる。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は、システム情報科学部一学部からなり、情報技術に根ざした 21 世紀の産業と研究開発をささえる人物を育成することを目指す情報系の大学である。本学は、複雑系科学科、情報アーキテクチャ学科の 2 学科を有し、従来の情報系大学と異なり、大学院レベルの高度なトピックスを先取りし、異なる領域をまたぐ学問を取り入れ、情報科学の基礎に加えて最先端の応用を視野にいれた特色のあるカリキュラムを持つ。複雑系科学科は、通常は大学院レベルで行われている最新の学問である複雑系科学を学部で扱う日本で唯一の学科であり、非線形科学・生物学・経済学に及ぶ複雑系科学領域におけるモデル構築と検証能力の獲得を目指した情報技術の教育を行っている。情報アーキテクチャ学科は、ユビキタスコンピューティング・ロボティクス・人工知能などの最先端の応用やヒューマンインタフェース・認知科学・情報デザインなどの人間中心の視点を取り入れたシステム開発を視野に入れた情報技術の教育を行っている。学部で行われる新しい情報教育を受けて、大学院においては、さらに専門性を高めると共に応用分野を広げ、高い専門性と広く多様な視点を持つ人材の育成が行われている。

本学の教養科目においては、専門科目を担当する専任教員が積極的に参加する教養基礎科目群とコミュニケーションやプレゼンテーション能力の育成を目指すコミュニケーション科目群の設置に特色がある。教養基礎科目群は、豊かな人間性を育てると同時に、本学に集まった様々な専門分野の専任教員が担当することで、本学で学ぶ情報技術の応用分野への理解を深めるための入門科目としての役割を果たしている。また、コミュニケーション科目群は、従来の英語教育の枠組みを越えて、より広くコミュニケーションやプレゼンテーションといった実践的な能力の育成を視野に入れた科目であり、本学はこの新しい形の教育を実践する専任教員を多く抱える。

以上のように、本学における教育の実施においては、多様かつ多彩な分野において高い専門性を持つ教員が集まり、教養科目から専門科目に至るまでほとんどの科目を専任教員が担当している点に特色がある。また、教員の組織する教授会や教務委員会が事務局と密に連携をとりながら活動し、教育の実施と質の向上に日々努力をしている。しかしながら、本学の目指す新しい分野における人材の具体像をより明確にしていくためには、

時間をかけて共通認識を作り上げていく必要がある。

基準3 教員及び教育支援者

本学は、1学部2学科の小規模な大学でありながら、情報科学を始めとして、非線形科学、経済学、生物学、認知科学、人工知能、ユビキタスコンピューティング、ロボティクス、情報デザイン等様々な専門分野の教員が集まっており、その数も教養科目から専門科目に至るまで多岐にわたる教育内容を支えるに十分な人数が確保されている。また、女性教員の割合は全国平均を下回るものの、外国人教員の割合は全国平均を大きく上回り、教員の平均年齢も若く、このことが教員の多様性をより豊かにし、教育活動を活性化する一因となっている。教員選考は、独自の選考規程に基づき公募によって行われ、上記の様々な観点からのバランスにも配慮しつつ、多様性に富み活力あふれる教員組織を維持するよう努めている。一方で、現在の体制では、検証のためのプロトタイプ制作や試作システム開発を支える教員や技術職員の数は十分とは言えず、今後の体制についての議論が必要である。また、専門分野によって教員の持つ背景が異なるために、構成員のすべてが納得するような本学としての共通の価値基準が形成しにくい問題点があり、開学5年を経て未だ模索を続けている部分がある。本学としての価値基準は一朝一夕にできあがるものではなく、今現在も教員同士の交流を通じて徐々に形成しつつある段階である。

多様性に富む教員構成は、広い分野にわたり専門性の高い教育を行う上で大きな原動力となり、後述する学生と教員が交流しやすい施設との相乗効果で、視野の広い人材の育成に大きく貢献している。教育をより効果的なものとするために、自己評価委員会が中心となって学生による授業評価アンケートを実施しており、学生の評価に対する教員のコメントも公開している。また、教員の年間の活動を総合業績調書としてまとめホームページを通じ一般に公開している。しかしながら、教員の指導能力に関して、全学的にこれを評価するための基準づくりや改善していくための具体的な取り組みについては今後の課題である。

基準4 学生の受入

本学には、青函地域をはじめとして道南および北海道全域に至るまで地域の人材に対して質の高い教育を提供することが期待されている。そのために、これらの地域から積極的に人材を受け入れるとともに、地元地域外からの人材も受け入れることにより多様性のある学習環境を整え、日本全国や世界を見据えた活動のできる能力の育成を目指している。本学の入学試験においては、面接を主体とする試験と筆記を主体とする試験とを設けた上で、地元地域からの人材の受け入れと、全国からの人材の受け入れに配慮した入試体制を整えている。面接を主体とする試験は、筆記試験では評価することの難しい受験生の潜在的な能力を見極め優秀な人材の発掘を目的としている。試験方法としては、北海道・青森地域に限定した推薦入試と広く全国規模で募集するAO入試の2種類を設けている。特にAO入試では、応募時にビデオによる自己アピール資料の提出を義務づけ、本学の教育の特色であるコミュニケーションおよびプレゼンテーションの能力について受験生の資質を見極めている。筆記試験については、センター試験の受験者を対象に、前期日程と後期日程で一般選抜入試を実施している。試験会場は、本学会場に加えて、道内各地からの受験者の利便性を図るために札幌会場を設け、地元地域からの受験がしやすいよう配慮している。また、北海道外からの受験者の利便性を図るために東京と大阪の2会場を設けている。

本学の抱える学生受入に関する問題点は、本学の教育内容が受験生にとって理解しやすいとは言い難い点にある。本学が開学して日が浅く十分に認知されていないことにも原因があるが、本学の学部・学科名が一般に浸透した名称でないことや、本学の教育の取り組みが独自のものであることも一因となっている。これに対しては、大学案内パンフレットを作成し配布することや、大学ホームページを通じた周知を行っており、さらに、

公立はこだて未来大学

日本各地の高校を訪問し本学の教育の特色や入学者選抜の方法等の周知に努力をしている。出張講義や大学説明のための高校訪問は、教員および事務職員が協力し毎年実施しており、北海道内、東北地域をはじめとして、首都圏、中京圏、近畿圏に至るまで年間 200 校以上を訪問している。また、カリキュラムと入試方法を変更し、学部単位の入試を行い入学後に学科分属するよう変更していく予定である。

基準 5 教育内容及び方法

< 学士課程 >

本学では、複雑化する情報社会を支える人材育成を教育目標として掲げており、複雑系科学と情報科学の教育を認知科学、コミュニケーション、情報デザインと融合させながら実施するという全国的に見ても新しい教育カリキュラム編成を行っている。本学では学士課程においては教育を重視するスタンスであって、シラバス作成、成績評価など様々な場面において教務委員会を中心として、統一性や客観性を担保すべく丁寧な取り組みを心がけている。

学部教育で得られる学問的・技術的な知識をより実践に近い形に近づける訓練の場としての「プロジェクト学習」(3 年次)は、プロジェクトにおける問題発見からその解決までの一連のプロセスを学生が主体となって計画・遂行するユニークなものである。この学習を通じて、学生は指導教員の専門分野に近い領域での自立的な学習体験を通じて成果を上げており、企業をはじめ学外からの関心も高い。また、コミュニケーション科目群は、従来型の語学教育とは一線を画し、情報機器をベースとするコミュニケーション実習的な科目となっており、その成果は本学卒業生採用企業におけるコミュニケーション力に関する良い評価に求められる。さらに、大学の施設について「ガラス張り」や「オープンスペース」という言葉に象徴される本学の特徴的な施設デザインは、学生に良好な自習環境を提供しており、自発的学習を促す大きな力となっている。

本学のような分野横断的な学問領域における教育では、科目のバラエティーを確保しつつ専門性も担保するという非常に微妙なバランスが求められる。このバランスを保つ方策として、本学の教育・研究に深く関連するキーワードを冠する 4 つの履修モデル(コース)の提示や、概論科目における本学教育の概観などを通して、指導を行ってきた。これらの工夫は、概ね良好に機能しているが、「学習意欲」や「専門性」の低い学生が依然として散見される点是否定できない。今後も分析と改善を継続していく予定である。

本学の教育に関する自己点検は、平成 12 年 4 月の開学以来継続的に実施されてきている。点検のための重要なデータとなる学生による授業評価はオンラインで行われ、本学の情報環境が有効活用されている。現在までの点検では、非常に高度な数理科学的内容に関わる本学の教育目標を着実に実践する基盤となるべき基礎数理系科目の不足が指摘され、平成 17 年度カリキュラムからはその拡充が図られている。また、コミュニケーション科目では入学者の基礎英語力の不足への対応がなされた。

本学は開学以来継続してカリキュラムの点検作業を行っており、その成果として平成 17 年度からは新カリキュラムへ移行した。今後数年間は新旧カリキュラム履修者が混在する状況が続く中で、混乱が生じないように周知を徹底している。また、本学は「開学後、間もないので」というエクスキューズはもはや通用しないステージへと差し掛かっており、教育に関する綿密な計画・実践・点検のサイクルを実現する必要がある。この点からは、成績評価に対する学生からの異議申し立ての受付などの制度面の整備が課題である。

< 大学院課程 >

本学大学院は、開設後 3 年目にあたり、第 1 期生を社会に送り出したばかりであり、教育に関する自己評価として具体的な項目を挙げて論ずることは、難しいと言わざるを得ない。敢えて申し述べるならば、本学学部教育では全国に先駆ける形で、複雑系科学教育を情報科学に融合させる試みを行ってきた。本学大学院は、したがってその試みを基盤コンセプトとする、さらに高度な専門教育を教育価値として持つ使命があろう。本学

大学院カリキュラムはその使命に応えるべく編成されている。領域横断的な研究・教育目標においては、学生の専門性が指導教員の専門領域周辺に収縮する可能性に常に留意しなければならない。幸い、本学では教員間の「コラボレーション」を奨励する仕組みが講座制の不採用や学内研究費の交付など随所にあり、コラボレーションに学生が参加する形でその可能性は緩和されていると判断している。

基準 6 教育の成果

基準 6 では、教育の成果について様々な視点からの点検を行った。まず、本学学生の留年率についてであるが、数値の上では全国的に見て標準的と判断できる。しかし、現実はこの数字の多寡の判断は、本学自身の教育目標の捉え方に依存している。大学教育への社会からの批判には、「低い留年率 = 無定見に学生を卒業させている」という批判と、教育理念を高く掲げた結果であっても「高い留年率 = 低い顧客満足度」という営利企業的発想に基づく批判とが、相矛盾して共存している。したがって、本学もいずれかの視点からの批判は覚悟の上で、教育に関するスタンスを定める必要がある。本学は、道南圏の公立大学として、地域の学術・教育や産官学連携の拠点となるべく設立された経緯がある。また、教育システムにおいても全国に先駆ける新しい試みを導入し、現在まで概ね肯定的な評価を得ているものと判断している。公共の教育機関として新しい教育に挑戦している本学の姿からは、教育理念を実現する教育課程編成の点検を怠らないという前提に立った上で、本学の教育課程を正しく修めた学生にのみ卒業資格を与えていく姿勢が、将来像として相応しいと思われる。

本学の教育の成果への良い評価として、(財)日本経済団体連合会の情報通信人材育成強化に向けた提言が挙げられる。提言の中では、情報通信人材育成の数少ない成功例の一つとして本学が記載されている。こうした評価は、本学としても光栄なことであり、教育に関して心強い裏づけとなる。ただし、本学の教育目標には情報通信人材を超えて、より学際的な素養を備えた人材育成をも目指しており、さらに努力を重ねたい。

本学卒業生の進路に関しては、わずか 2 期分のデータではあるが不況から脱却しきっていない経済情勢の中で 100% 近い就職実績をあげてきている。本学の情報教育は、複雑系や認知、コミュニケーション、デザインを融合させたものであるが、6 割を超える情報系企業において本学独自のカリキュラムの成果がどう評価されているかは、今後の調査・点検が必要である。就職地域に関しては、経済の東京一極集中の影響が顕著であり、地域社会に貢献する人材育成を掲げている本学としては、途半ばとの思いはある。しかしながら、就職は地域経済状況に深く関わる問題であり、一公立大学の努力で一朝一夕で地元回帰が可能なものではない。本学としては、道南圏の学術・教育拠点としての機能強化やプロジェクト学習や大学院等での産官学連携等の地道な努力を継続して、地域への貢献を果たしたいと考えている。

基準 7 学生支援等

本学では、「社会に開かれた」大学像の実現に向けて、ソフト面(教育カリキュラム等)のみならずハード面(校舎、IT 環境)からも工夫が凝らされている。学生の教育支援においては、基準 5 でも点検したとおり、これらの工夫が非常に良好に機能している。開放的な学習環境を今後一層活用し、「自学・自習」を尊重する校風を本学に定着させることが当面の目標である。

生活支援に関しても、日本学生支援機構の奨学金の取り扱い、授業料の減免制度、身体的・心理的な健康面のサポート、セクシャルハラスメント等の人権侵害の防止と発生時の対応など、大学として必須のサポート体制が備わっている。

改善すべき点は、支援が特に必要な学生(留学生、社会人学生、障害を持つ学生)への支援制度・体制が整備されていない点である。障害を持つ学生に対する本学のバリアフリー対応は十分に整備されている。またこれらの学生への支援について問題が発生していなかったため、制度・体制作りの遅れを招いた点は否めない。

「社会に開かれた」大学形成においては、支援が特に必要な学生の受け入れは今後増加が予想されるので、支援制度・体制の整備が重要な課題である。

基準 8 施設・設備

本学校舎の主要な壁面はガラス張りとなっており、すべての活動が常に外部に公開される等、校舎のデザインや諸施設の配置および設備類の設置方法は、本学の基本理念である「開かれた教育システムで多視点的な思考ができる学生の育成を実現する」ための場としては非常に効果的であり、現状においては、施設や設備についてほぼ 100% ニーズを満たしていると考えられる。

また、すべて施設が学生に公開され、一定の規則に従えば自由に使用できるため、受講の準備や自由研究さらには各種のイベントのための活動等に広く活用されており、学生の大学内における活動時間が非常に長くなっている。このことは、教員と学生とのコミュニケーション向上にも大きな効果を上げている。

情報ライブラリー（図書館）は、新設校であり蔵書数は十分ではないが、毎年計画的に収集しており、順調に整備が進んでいる。また、この間の不足している資料や書籍については提携している図書館などからの貸借で対応している。

情報ネットワークについても学内の諸施設をほぼ 100% 学生に開放すると共に、施設の使用環境や学生数に対しての情報端末数は十分に提供できており、講義の準備や自由研究での各種データや情報収集が容易に行われる等、教育上の成果向上に寄与している。

また、講義に使用する各種コンピュータや関連機器類は学生数に対し十分な数量が準備されており、活動に支障はない。ネットワークセキュリティについては、ファイアウォールの強化などを行った結果、教育や情報収集のいずれにおいても現状では特に支障はない。

上記の通り、基準 8 に関する項目は質・量共にニーズを満たしており、今後は一部懸念のある校舎大空間の残響低減など、一層の質的な改善に注力してゆきたい。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学は、開学 2 年目の平成 13 年度から学生による授業評価アンケートを行っている。自己点検・評価報告書の第 9 章にある平成 14 年度の分析例に見られるように、授業内容に対する満足度、授業内容のレベル、出席率、予習・復習時間など、学生の授業に対する意見が定量的なデータとして収集できている。複雑系の基礎科目においては「自分が学ぶこととの関連性が見出せない」との回答が 44% に上っていることが判明したため、講義のほかに演習の時間を増やし理解度を上げるための方策がとられるなど、教育状況に関する自己点検・評価に反映されている。学生からの授業評価シートには、全学向けにウェブシステム上で公開される。この公開システム上で、各教員は授業評価に対してコメントする必要があり、担当講義において改善すべき項目について公開コミットメントをすることになり、継続的な授業の改善が期待できる。

本学の特徴として、複数の教員が同一の講義や演習を受け持つ「チームによる指導（チームティーチング）」を実施している。平成 14 年 11 月に、チームティーチングに関するアンケート調査を全教員対象に行い、次のような回答を得ている。チームティーチングでは、新たな講義方法や内容を思いつく（93%）、講義や学生に関する問題が共有できる（91%）とする教員が多い。また、チームティーチングの短所と思われる、話し合いに割く労力や負担が大きい（27%）、自分の思い通りの講義ができない（10%）とする教員は少数であった。チームティーチングで視野が広がる、共同研究発足に繋がるというコメントも得た。このことからチームティーチングはファカルティ・ディベロップメントに効果をもたらすと考える。

本学は第 2 期生が卒業したばかりの若い大学であるため、現在のところ、この特色のある「チームティーチ

ング」などの教育に対する取り組みに対して、学外関係者からの意見を収集しそれらを分析するシステムが確立されていない。個別の例であるが、就職委員会では、就職先の企業からのアンケートを基に卒業生評価集計表を作成している。集計結果によると、「大変良い」「良い」という高い評価が各項目の平均値で50%を超えており、卒業生は就職先の企業から良い評価を受けていると言える。

最後に、本章の各項目で述べたほとんどの資料は、自己点検・評価報告書に記載されており、本学のホームページにて公開されている。

基準 10 財務

本学は、特別地方公共団体である函館圏公立大学広域連合を設置・運営主体とする公立大学であることから、その財務は、地方公共団体として、地方自治法等にもとづく公会計（広域連合予算一般会計）として地方自治法等法令に基づき処理され、予算、決算等については、広域連合議会の議決や承認を得ることになっている。

資産として、大学運営に必要な土地、建物および各種備品を保有し、さらに各目的別の基金を設置し、安定した教育研究活動を実施するための条件を備えている。

また、債務に相当するものとしては、大学の資産である土地・建物等の購入および情報通信システム機器使用料に係る地方債の残高、債務負担行為支出予定額があるが、最長平成41年度までの長期にわたっており、単年度において確実に償還および支出を予算計上することから、大学運営に過大な負担を負わせるものではない。安定した教育研究活動を続けていくためには、経常的収入を継続的に確保することが肝要であるが、広域連合予算歳入予算のうち、主な経常的収入である関係市町負担金については、広域連合規約および地方自治法の規定に基づき、構成市町が義務的に予算計上を行い、確実に広域連合の収入となることであり、また、大学の事業収入である授業料、入学検定料および入学料については、毎年度、調定額に対し欠けることなく収入額を確保し、開学以来、実質収支額の多寡に変動があるものの、確実に歳入が歳出を上回っており、安定的な収支状況を保っている。

大学活動の財務上の運営基礎としての財務計画の明示に関しては、地域住民を始めとする関係者に対し、透明性と説明責任を確保するため、普通地方公共団体と同様の根拠および手続きにより、広域連合予算として公表されているところであり、また、中長期的な財政収支試算についても、広域連合議会への定期的な報告を通して、広く関係住民に示されている。

大学運営にあたって、教育研究活動に対する経費については、各年度予算において、大学活動の財源的必要額として「研究旅費および研究費」、「教務・実習経費」を計上している。その際、基礎的経費に当たる部分は、各教員への保障として一律に配分しているが、その他の部分については、教育研究活動活性化への動機付けとなることを目的に、学内公募型、あるいは、申請型の経費集約を行い、一定の基準のもと調整・配分を行っている。予算総額の枠がある中で、柔軟な運用を行い、教育研究活動に対する適正な経費配分を行っている。

財務に対する会計監査の実施や決算状況の公表については、本学の監査体制として、広域連合議会の同意を得て選任された監査委員により、法令に基づき、一般監査、出納検査、決算審査等により、財務についてだけでなく、事業の管理状況について、定期的に実施されている。さらに監査委員が作成する監査結果報告および決算審査意見書とともに、毎年度、広域連合議会へ報告され、そこでの審議および承認を得たうえ決算の公表、ならびに年2回の財政状況の公表という形で、制度として確立され、定期的に適切な形式で公表されているところである。

基準 11 管理運営

本学の管理運営に関わる規定は、函館圏公立大学広域連合例規集に収められている。大学の管理運営に関す

る事項を協議する組織として、学長、研究科長、学科長、情報ライブラリー長、事務局長から構成される運営会議がある。運営会議は教授会における決定事項の実施に関する連絡調整を受け持ち、運営会議の庶務は総務課が担当することが取り決められている。また、同例規集には、重要事項を審議するための教授会および、教授会で効率的な意思決定をするために各種委員会の所掌事項や委員長選出方法などの規則が記載されている。

また、本学の監査は、広域連合議会の同意を得て選任された監査委員により、法令に基づき、一般監査、出納検査、決算審査等によって、財務についてだけではなく、事業の管理状況について実施される。その結果については、地域住民の代表から構成される広域連合議会での審議および承認を得たうえ決算の公表されている。事務職員について、毎年度、定期的に各種事務研修、研究会等に参加させることにより、業務に対する問題意識を喚起し、自己啓発を含めた資質向上を促進している。

教授会の議事録、函館圏公立大学例規集、オンライン授業評価システム、各種申請書など、本学の管理運営に関するデータは、学内ウェブに収集・蓄積されており、大学構成員により閲覧可能となっている。そのサーバへのアクセス数は、平成 16 年度で年間 5 万件以上あり、十分に活用されているといえる。

平成 12 年 4 月から平成 14 年 3 月を対象とした、本学の自己点検・評価報告書を平成 15 年 3 月に発行した。この報告書は関係機関に配布されたほか、ウェブサイトからダウンロードが可能である。また、平成 17 年 7 月に、2 回目の自己点検・評価報告書が作成された。これらの自己点検・評価報告書は、大学評価・学位授与機構の行っている大学機関別認証評価の項目を網羅するものであり、対外的にも妥当性が高いものと思われる。

最後に、本学構成メンバーからのニーズは個別に管理運営へ反映されているが、システムティックな管理運営体制の整備が必要である。また、本学は設立間もないため外部による大学評価をほとんど行っていないが、今後は外部からの評価結果を積極的にフィードバックしていくシステムを構築していきたいと考えている。

自己評価書等リンク先

公立はこだて未来大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

公立はこだて未来大学	ホームページ	http://www.fun.ac.jp/
	自己評価書	http://www.fun.ac.jp/university/
機構	ホームページ	http://www.niad.ac.jp/
	自己評価書	http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200603/daigaku/jiko_hakodatemiraidai-gaku.pdf

自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準 1	1 - 1	大学設置認可申請書
	1 - 2	自己点検・評価報告書（平成 15 年 3 月版）
	1 - 3	自己点検・評価報告書（平成 17 年 7 月版）
	1 - 4	大学案内パンフレット（平成 18 年度）
	1 - 5	学生便覧（平成 17 年度）
	1 - 6	シラバス（平成 17 年度）
	1 - 7	大学院設置認可申請書
	1 - 8	大学院案内パンフレット（平成 18 年度）
	1 - 9	運営諮問会議議事概要
	1 - 10	オープンキャンパス関係資料
基準 2	2 - 1	（仮称）函館公立大学基本計画
	2 - 2	大学学則第 3 条
	2 - 3	自己点検・評価報告書（平成 17 年 7 月版）
	2 - 4	大学案内パンフレット（平成 18 年度版）
	2 - 5	教授会規程第 12 条
	2 - 6	委員会構成一覧
	2 - 7	広域連合事務局設置条例施行規則
	2 - 8	授業時間割（平成 13 年度～平成 14 年度）
	2 - 9	大学院設置認可申請書
	2 - 10	大学学則第 3 条の 2，大学院学則
	2 - 11	大学院案内パンフレット（平成 18 年度版）
	2 - 12	大学学則第 4 条第 1 項，第 4 条の 2 第 1 項
	2 - 13	情報ライブラリー規程，情報ライブラリー運用規程
	2 - 14	共同研究センター規程
	2 - 15	大学学則第 8 条，教授会規程
	2 - 16	学科会議規程
	2 - 17	大学院学則第 8 条第 1 項，研究科委員会規程
	2 - 18	教務委員会規程
	2 - 19	大学案内パンフレット（平成 18 年度版）
基準 3	3 - 1	教員等選考規程
	3 - 2	平成 17 年度シラバス（平成 17 年度入学者用）
	3 - 3	平成 17 年度シラバス（平成 16 年度以前入学者用）
	3 - 4	大学院案内パンフレット（平成 18 年度版）
	3 - 5	教員昇任基準
	3 - 6	自己点検・評価報告書（平成 15 年 3 月版）
	3 - 7	自己点検・評価報告書（平成 17 年 7 月版）

	3 - 8	大学学則第2条
	3 - 9	委員会構成一覧
	3 - 10	広域連合事務局設置条例施行規則
	3 - 11	大学学則第4条の2
	3 - 12	共同研究センター規程
基準4	4 - 1	大学案内パンフレット(平成18年度版)
	4 - 2	入学者選抜要項(平成18年度版)
	4 - 3	自己点検・評価報告書(平成17年7月版)
	4 - 4	大学学則第8条
	4 - 5	教授会規程第3条
基準5	5 - 1	大学案内パンフレット(平成18年度版)
	5 - 2	学部シラバス(平成17年度)
	5 - 3	コミュニケーショングループウェブページ
	5 - 4	プロジェクト学習ウェブページ
	5 - 5	授業評価ウェブページ
	5 - 6	各学科科目関連表
	5 - 7	時間割(学部・院)(平成13年度~17年度)
	5 - 8	自己点検・評価報告書(平成17年7月版)
	5 - 9	学生便覧(平成17年度)
	5 - 10	インターンシップワーキング資料
	5 - 11	編入学者データ
	5 - 12	休学者等データ
	5 - 13	高大連携資料
	5 - 14	卒業研究プログラム
	5 - 15	試験時間割
	5 - 16	大学院シラバス(平成17年度)
	5 - 17	学位論文審査取扱要領
	5 - 18	夜間開講時間割
	5 - 19	教員業績報告書ウェブページ
	5 - 20	教員紹介ウェブページ
	5 - 21	大学院発表会プログラム
基準6	6 - 1	大学案内パンフレット(平成18年度版)
	6 - 2	大学ホームページ
	6 - 3	プロジェクト学習ウェブページ
	6 - 4	コミュニケーション科目ウェブページ
	6 - 5	授業評価ウェブページ
	6 - 6	自己点検・評価報告書(平成17年度版)
	6 - 7	シラバス(平成17年度版)
	6 - 8	大学院入試結果及び進路状況

	6 - 9	卒業研究一覧
	6 - 10	卒業生進路資料
	6 - 11	(財)日本経済団体連合会提言
基準 7	7 - 1	学生便覧 (平成 17 年度版)
	7 - 2	学部シラバス (平成 17 年度版)
	7 - 3	学内向けウェブ
	7 - 4	インターンシップワーキング資料
	7 - 5	担任一覧
	7 - 6	大学案内パンフレット (平成 18 年度版)
	7 - 7	授業評価ウェブページ
	7 - 8	自己点検・評価報告書 (平成 17 年 7 月版)
	7 - 9	学生生活実態調査報告書 (平成 12 年度, 平成 14 年度)
基準 8	8 - 1	サテライト使用実績一覧: 自己点検・評価報告書 (平成 17 年 7 月版)
	8 - 2	学会開催一覧: 自己点検・評価報告書 (平成 17 年 7 月版)
	8 - 3	学内立ち入り時間規定: 学生便覧 (平成 17 年度版)
	8 - 4	平成 16 年度図書整備状況
	8 - 5	平成 16 年度図書貸出・返却統計
基準 9	9 - 1	自己点検・評価報告書 (平成 17 年 7 月版)
	9 - 2	単位一覧
	9 - 3	授業評価一覧
	9 - 4	卒業生評価アンケート
	9 - 5	教員コメント一覧
基準 10	10 - 1	財産に関する調書
	10 - 2	基金設置条例
	10 - 3	債務負担行為調書
	10 - 4	地方債調書
	10 - 5	広域連合一般会計歳入歳出決算額
	10 - 6	広域連合規約
	10 - 7	地方自治法第 291 条の 9 第 2 項
	10 - 8	使用料及び手数料決算内訳
	10 - 9	地方自治法第 219 条第 2 項
	10 - 10	公立はこだて未来大学財政収支試算
	10 - 11	実質収支に関する調書
	10 - 12	実質収支に関する調べ
	10 - 13	教務・学生費等の推移について
	10 - 14	地方自治法第 233 条第 6 項
	10 - 15	函館圏公立大学広域連合財政状況の公表に関する条例
	10 - 16	地方自治法第 195 条, 第 199 条

基準 11	11 - 1	大学学則第 1 条, 第 8 条
	11 - 2	委員会構成一覧
	11 - 3	運営諮問会議規程
	11 - 4	運営諮問会議議事概要
	11 - 5	事務職員研修等実績
	11 - 6	選考規程, 委員会規程等

大分県立看護科学大学

目 次

認証評価結果	203
基準ごとの評価	204
基準1 大学の目的	204
基準2 教育研究組織（実施体制）	206
基準3 教員及び教育支援者	208
基準4 学生の受入	211
基準5 教育内容及び方法	213
基準6 教育の成果	220
基準7 学生支援等	222
基準8 施設・設備	225
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	227
基準10 財務	230
基準11 管理運営	232
選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	235
<参 考>	237
現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	239
目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	240
選択的評価基準に係る目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	242
自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	243
自己評価書等リンク先	249
自己評価書に添付された資料一覧	250

認証評価結果

評価の結果、大分県立看護科学大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしていると判断する。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

学士課程の教育研究組織において、4つの大講座のうち、大学教育の基礎である一般教養科目及び看護学に必要な基礎科学としての人間科学講座を置いていること、また、専門教育として、看護学の追求、看護実践に関する基本的な知識と技術を包括するために置いている基礎看護科学講座には、科目群として看護アセスメント学を置いていることなど特色のある構成になっている。

一般教養教育、看護の基盤教育・専門教育の融合を図った教育への取組が評価され、平成15年度には、「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に、「総合的な判断力を持つ自律した看護職の育成 - ヒト、人、人間の理解を目指して - 」のテーマで採択されている。

保健師、助産師、看護師の国家試験合格率が高く、卒業（修了）生の保健医療機関への就職率も高い状況にあり、大学の目的に照らして教育の成果が上がっている。

すべての学部学生に対する取組として、学生相互の交流及び情報交換、教員からの学習・生活相談、助言などを目的として、コンタクトグループを設けている。

大分県立病院に隣接の看護研究交流センター（実習センター）には、カンファレンスルーム、講義室、図書室等が整備され、看護技術の練習用物品や、自習用としてのパソコン等が備え付けられており、有効に活用されている。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

3年次編入の入学定員に対する実入学者数の適正化が望まれる。

選択的評価基準の評価結果

「選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」においては、目的の達成状況が良好であると判断する。

当該選択的評価基準における主な優れた点として、次のことが挙げられる。

大分県における看護、看護学の拠点施設として、平成16年4月に大分県立病院に隣接した看護研究交流センターを設置しており、地域交流・国際協力・国際交流・継続教育を企画・実施している。

基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1 - 1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1 - 2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1 - 1 - 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

目的として、「看護に関する専門知識・技術の教授研究を通して、生命の尊厳と倫理観を基礎とした人間性と科学的視野に富む、看護の社会的使命を担うことのできる人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上及び看護学の進展に寄与することを目的とする」、「看護学の理論及び応用の教授研究を通して、より高い専門性を有し、もって地域社会における健康と福祉の向上及び看護学の進展に寄与することを目的とする」がそれぞれ学則に定められており、明文化されている。

目的を達成する基本方針として、「看護学の考究」、「心豊かな人材の育成」、「地域社会への貢献」が、建学の精神として明示され、さらにそれに則った教育理念・教育目標が定められている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1 - 1 - 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的、建学の精神、教育理念及び教育目標等は、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1 - 1 - 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的及び教育目標等は、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1 - 2 - 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的、建学の精神、教育理念及び教育目標等を記載している学生便覧を、全教職員及び学生に配布するとともに、年度当初に学長が新生入生に対して、建学の精神、教育目標等が記載された「大学における教育方針」をもとに講義し、その際新任教員も聴講しており、大学の目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

- 1 - 2 - 目的が、社会に広く公表されているか。

大学の目的及び活動方針は、大学のウェブサイトに掲載されており、月に約 700～1,000 件のアクセス

がある。また、大学の目的及び活動方針を記載した大学案内は、進学説明会での配布をはじめ、募集要項に同封、全国学校案内資料管理事務センターへの送付、求人依頼先の病院への配布など、様々な形で配布されている。

これらのことから、大学の目的が、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

大学の目的について、年度当初に学長が、学生及び新任教員に講義している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2 - 1 - 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学士課程における教育研究の目的を達成するために、1学部1学科で構成され、学科には4つの大講座、さらに教育研究の目的を達成する上で、活動を円滑に進めるため17の科目群が連携を図っている。

これらの構成は、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

なお、4つの大講座のうち、大学教育の基礎である一般教養科目及び看護学に必要な基礎科学としての人間科学講座を置いていること、また、専門教育として、看護学の追求、看護実践に関する基本的な知識と技術を包括するために置いている基礎看護科学講座には、科目群として看護アセスメント学を置いていることなど特色のある構成になっている。

- 2 - 1 - 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

- 2 - 1 - 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育の実施体制としては、運営委員会の下に教育・実習小委員会と教務小委員会を設置し、教養教育に関する基本的な考え方、具体的な科目及び内容についての検討を行い、その検討結果を受けてカリキュラム編成や時間割の作成を行っており、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

- 2 - 1 - 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院課程における教育研究の目的を達成するために、1研究科1専攻で構成されている。博士前期課程では、実践の場において指導的な立場で看護の専門性を発揮できる人材、あるいは、看護教育の場で体系的な教育、研究の任を果たすことができる人材を育成するという大学院設置の趣旨に基づいて幅広い看護の領域をカバーできるように、基盤看護学領域、発達看護学領域、広域看護学領域の3つの専攻領域で構成されている。また、博士後期課程では、特に基礎・基盤科目を看護学の視点から教授できる教員を育成することを目指して看護基礎科学領域と看護専門科学領域の2つの専攻領域で構成されている。

これらの構成は、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2 - 1 - 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 2 - 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教授会は、最高意思決定機関と位置付けられ、その下に運営委員会を含む10の委員会を置き、更に運営委員会の下に教務小委員会、教育・実習小委員会、学生受入小委員会、学生生活支援小委員会が設置され、教育課程、教育方法及び学生生活等に関する事項を審議している。また、大学院では最高の意思決定機関として研究科委員会を設置している。

教授会をはじめ、各委員会、各小委員会の議事録は、会議終了後、学内ウェブサイトで全教職員に公開し、情報の公開性、透明性を図っている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っている判断する。

2 - 2 - 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法等を審議するため、運営委員会の下に、学長、学部長、各講座を代表する教員によって構成する教育・実習小委員会が組織されており、カリキュラム改善、実習の運営、国家試験対策、卒業研究及び教育・実習経費の運用等に関する事項を審議している。教育・実習小委員会は毎月1回開催されており、実質的な検討が行われている。

これらのことから、教育方法等を検討する組織が、適切な構成となっており、実質的な検討が行われている判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

学士課程の教育研究組織において、4つの大講座のうち、大学教育の基礎である一般教養科目及び看護学に必要な基礎科学としての人間科学講座を置いていること、また、専門教育として、看護学の追求、看護実践に関する基本的な知識と技術を包括するために置いている基礎看護科学講座には、科目群として看護アセスメント学を置いていることなど特色のある構成になっている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3 - 1 - 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

教員組織編成のための基本方針として、大学の目的に則り講座編成規程が制定されており、それに基づいて、4講座17科目群が設けられ、各講座に教授、助教授、講師及び助手を配置していることから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

なお、評価実施時点においては非常勤講師となっているが、開学以来、国際看護学には韓国の協定校から招へいた教員が専任教授として担当しており、大学の目的に沿った教員配置となっている。

3 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

大学設置基準及び大分県立大学職員定数条例に基づき、平成17年5月1日現在、教授10人、助教授11人、講師10人、助手23人のほか非常勤職員として6人の助手が配置されており、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

学士課程における専任教員数は31人が配置されている。なお、評価実施時点においては、小児看護学、国際看護学の専任教授が欠員となっているが、学内の教員がカバーしており、教育課程を遂行できている。

これらのことから、学士課程において、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

博士前期課程では、研究指導教員6人及び研究指導補助教員20人、博士後期課程では、研究指導教員6人及び研究指導補助教員9人がそれぞれ配置されており、大学院課程において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3 - 1 - 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員の採用に関しては、公募制を導入している。また、看護職に必要とされる国際的視野を育成するため国際交流に力を入れており、外国人教員（国際看護学、言語学）を採用している。年齢構成については、ほぼバランスが取れている。性別については、看護学という特殊性から女性の割合が全体の約7割となっている。

これらのことから、教員組織の活動を活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準は、「教員選考規程」、「教員選考基準」として、明確かつ適切に定められており、それに基づいて教員の採用が行われている。教員の昇格は、研究業績（論文の数、掲載雑誌の質等）を中心に行われている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用されていると判断する。

3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

教員の教育活動に関する評価として、学部長を長とし、8人の委員で構成される自己評価委員会により、年報が毎年作成・公表されており、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。

教員の主な研究テーマは大学のウェブサイトに掲載されており、各教員の研究活動及び主な研究業績等から見て、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われていると判断する。

3 - 4 - 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

大学において編成された教育課程を展開するために、教育支援者として、12人の専任の事務職員、3人の臨時職員、3人の非常勤職員が配置されている。教育補助者としては、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）の実施要領を定めており、それに基づいて活用が図られている。平成16年度におけるTAの採用状況として、博士前期課程では2人、博士後期課程では1人の学生をそれぞれ採用している。

これらのことから、必要な事務職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

開学以来、国際看護学には韓国の協定校から招へいした教員が専任教授として当たっており、大学

の目的に沿った教員配置となっている。

<p>基準4 学生の受入</p> <p>4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。</p> <p>4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。</p> <p>4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。</p>

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<p>4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。</p>
--

教育の理念に基づいて、求める人材像や入学者選抜の基本方針が定められている。これらを大学案内、ウェブサイトに掲載するとともに、進学説明会やオープンキャンパスで大学案内を配布している。大学のウェブサイトには、月に約700~1,000件のアクセスがある。大学案内は学内の全教職員及び学生に配布されている。

これらのことから、教育の目的に沿って求める学生像等が定められ、公表、周知されていると判断する。

<p>4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。</p>
--

学士課程については、一般選抜試験、特別選抜試験を行い、出題も単なる知識を問うものではないよう工夫されており、適切な学生の受入方法が採用されている。一般教養及び論理的思考能力を総合的に評価する総合問題のほか、平成17年度からは全試験で面接を導入し、調査書等の内容も総合して合否を判定している。

博士前期課程については、医療・保健・福祉に関する知識及び論理的思考能力と表現力を総合的に評価できる総合問題、医療・保健・福祉に関連した問題を出題する英語及び面接を課し、博士後期課程については、医療・保健・福祉に関する知識及び論理的思考能力と表現力を総合的に評価できる課題文を英語で出題する総合問題と面接を課している。

これらのことから、適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

<p>4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。</p>
--

学士課程における、留学生、社会人、編入学生の受入に関する基本方針については、一般の入学生と差異はないが、それぞれに出願資格等を定め、それに従って受入を行っている判断する。なお、大学院課程では、留学生や社会人の区分は行っていない。

<p>4 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。</p>

入学者選抜の実施体制として、8人の教員と1人の事務職員で構成される入試委員会が重要な位置付けとされており、その運営は他の委員会と区別され、すべて非公開となっている。合否判定については、教授会において、受験生をコード化して行われている。また、合格発表と同時に合格者の最高点、最低点、

平均点を公表し、採点結果は、受験生本人に開示している。

これらのことから、入学者選抜に関わるセキュリティ、情報公開などが適切に配慮され、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入試委員会が、学生受入についての検証を行っている。過去5年間の入学者選抜に関する変更は、平成16年度まで導入を見合わせていた一般選抜試験（前期日程）時の面接試験を平成17年度から実施したこと、募集定員の配分や配点の変更、大学入試センター試験の選択科目の追加などである。「学業不振を理由とした退学者がいない」、「進路変更による退学者が少ない」、「国家試験合格率や就職率が高い」、「高い割合の学生が講義にほとんど出席している」などの検証結果により、入学者選抜方法に関して必要な改善が実施されている。

これらのことから、検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に向けて活用できる状況にあると判断する。

4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合にはこれを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

教育水準維持のため、実入学者が適正に収まるよう、過去のデータを分析して合否判定を行っており、学士課程の実入学者数は入学定員80人に対し、平成13～17年度は80～84人と適正である。一方、3年次編入については、学生募集要項に「学力試験・面接試験の成績が一定の基準に達した者のなかから、学力試験・面接試験の成績及び成績証明書・健康診断書等を総合して判定」と記載されており、優秀な学生を受け入れるための措置をとっている結果、入学定員10人に対して実入学者が2～6人と下回っている。

博士前期課程の実入学者数は入学定員6人に対し、平成14～17年度は3～7人、博士後期課程の実入学者数は入学定員2人に対し、平成16～17年度は3～4人であり、大学院課程の実入学者数は入学定員と大きく異なる。

これらのことから、3年次編入の入学定員と実入学者数との関係の適正化が望まれる。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

教育の理念に基づいて、求める人材像や入学者選抜の基本方針を定め、それを記載した大学案内等を、オープンキャンパス、進学説明会で配布しているほか、大学のウェブサイトにも公表している。また、それに対応した、一般選抜試験、特別選抜試験を行い、出題も単なる知識を問うものではないよう工夫されている。

【改善を要する点】

3年次編入の入学定員に対する実入学者数の適正化が望まれる。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

< 学士課程 >

5 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

教育課程は、一般教養教育及び看護の基盤教育としての「人間科学教育」と、看護の専門教育としての「看護学教育」に大別される。さらに「総合人間学」、「総合看護学」などが4年次に置かれているなど、授業科目が適切に配置されており、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

なお、一般教養教育、看護の基盤教育・専門教育の融合を図った教育への取組が評価され、平成15年度には文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に、「総合的な判断力を持つ自律した看護職の育成 - ヒト、人、人間の理解を目指して - 」のテーマで採択されている。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

「人間の理解」、「看護学の追究」、「看護実践に関する総合的能力の養成」及び「幅広い人間性の育成」に重点を置いて教育課程を編成している。人間科学科目は、「人間の理解」として、人の器質と機能、人と環境の相互作用、健康、人間生活を理解するための科目を開設している。看護学科目は、「看護学の追究」として、主に看護学における必要不可欠な内容が含まれており、看護アセスメント学、高齢化への対応、健康の保持・増進への対応として保健管理学がある。共通科目は、「看護実践に関する総合的能力の養成」を目的として、看護学研究の基礎、看護学研究の基礎、総合実習、卒業研究を配置している。「幅広い人間性の育成」については、人文社会科目を含む28の選択科目や、情報処理科目、国際看護学関連科目、総合人間学を開設している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

「科学的根拠に基づく問題解決能力を養う」及び「看護学に寄与できる教育・研究の基礎能力を養う」ことを教育の目的として掲げ、4年次の卒業研究では学生を各研究室に配属し、各研究室の教員の研究テーマを反映した課題に取り組ませている。

教員の研究活動の成果が授業内容に反映しているものの例としては、看護基本技術に関する研究の、「生活援助論」、「看護アセスメント方法論」、「成人・老人看護援助論」の看護技術の選択や指導内容への反映、ストレスコーピングや不眠症に関する研究成果の、「精神看護学概論」のテキストへの掲載、地域精神保健に関する研究成果の、「精神看護学援助論」のバンクーバーの地域精神保健システムのモデルとしての利用などが挙げられる。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5 - 1 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

当該大学を含む大分県内の4機関の協定による単位互換、新入生に対する入学前の他大学での既修得単位認定、編入学生に対しての既修得単位認定を実施しており、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成への配慮がなされていると判断する。

5 - 1 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の实質化への配慮として、入学時のガイダンスにおいて各々の学習目標にあわせた履修指導が行われており、2年次末には全員を対象としてこれまでの勉学の達成度の確認及び学力向上を目指す進級試験を課している。また、授業時間外の学習時間の確保として、時間割上、可能な限り5時限及び水曜日の午後は講義科目を配置していない。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 1 - 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

学習効果を高めるために、開講する科目の授業時間構成を、講義65%、演習10%、実習25%とし、演習では対話討論を重視した双方向の教育ができるようにしている。すべての講義室には視聴覚媒体を通して学習効果を高めることができるように器材等を整備している。大分県立病院に隣接の看護研究交流センター（実習センター）には、カンファレンス室が10室あり、学生が実習終了後のグループ討議に利用しているほか、看護技術の練習用にモデル人形、種々のケア物品を整備し、実習における看護技術の再チェックに利用している。また、各専門看護学科目の演習及び学内実習では、効果的な指導を行うためにTAを

配置している。

卒業研究は、各研究室に2～7人の学生を配置し、研究室単位で抄読会形式の原書講読や研究指導を実施し、学生は一人一人の研究テーマを設定して卒業論文を作成し、12月には2日間かけて開催する卒業研究発表会で全員が口頭発表を行っている。

これらのことから、講義、演習、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの内容については、授業科目の紹介のみではなく、カリキュラムの構造、科目間の関連、4年間の学習計画、履修上の手続きなども含まれており、適切に作成されている。学生に対しては、入学時及び年度当初のオリエンテーションにおいて、シラバスを利用して履修指導を行い、授業の事前学習に活用するように指導している。各授業担当教員はシラバスを活用しており、内容等に変更がある場合には、適宜学生にアナウンスを行っているほか、関連する授業のシラバスにも目を通し、他の授業とのバランスに配慮している。学生は授業の予習などにシラバスを活用しているほか、別に作成されている実習ガイドブックについても、実習時のマニュアルとして活用している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 2 - 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

英語の学習を促進するために、CALL（コンピュータ支援言語学習）システムを取り入れており、自主学习への配慮として、CALL実施期間中は授業外の空いている時間、土曜、日曜、祝日にCALL室を開放している。また、2年次末に学生全員を対象として実施される、入学後2年間の学習の達成度を確認する試験で、基準点に達しなかった学生に対しては、繰り返し個別指導を行っている。そのほか、国家試験の学内模擬試験と補講が行われている。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5 - 2 - 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は学則及び履修規程に規定されている。また、卒業認定基準についても学則で規定されている。成績評価基準、卒業認定基準は、シラバス、学生便覧などに掲載され、学生に周知されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価は、履修規程に従って授業科目ごとに筆記・実技試験、レポート・論文、発表、出席によって行われている。授業科目及び臨地実習の成績評価及び単位認定は、各教科の単位認定者により成績評価基準に従って実施されている。卒業認定は、卒業要件に照らして教授会で行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するための各授業担当教員の取組として、学生の個人情報に配慮しつつ学生に自己採点や相互採点を行わせていること、模範回答を提示すること、レポートには詳細にコメントを記載すること、学生からの問合せにも対応していることなど、学生1人当たりの教員数が多いという当該大学の特性を活かした措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5 - 4 - 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

博士前期課程は、基盤看護学、発達看護学及び広域看護学の3つの専攻領域で構成されており、実践の場において看護職の指導的役割を担う人材、あるいは看護教育の場で体系的な教育、研究の任を果たすことができる人材の育成を主として教育課程が編成されている。

博士後期課程は、看護基盤科学と看護専門科学の2つの専攻領域で構成されており、看護学教育・研究に携わることのできる高度な専門知識・技術などを備えた人材の育成を意図した教育課程が編成されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

博士前期課程については、看護の基礎教育を体系的に教授するため、看護の専門科目だけではなく、看護の基礎教育分野として、生体機能学、病態機能学、健康増進科学、人間関係学、保健情報学の授業科目を設け、看護学を支える基礎科学に関する先端的な知識を含めた体系的な知識を教授することにより、問題解決能力、看護実践の管理能力、研究能力をより総合的に高めるといった教育課程の編成上の考え方に基づき、3つの専攻領域からなる専門科目と共通科目を開設している。専門科目は、専攻領域ごとに教育課程の編成の考え方に沿った授業科目を配置している。共通科目は、看護学の基盤となる授業科目を配置している。

博士後期課程については、看護学の基盤となる領域の教育及び専門領域の教育を教授、研究できる人材を育成するといった教育課程の編成上の考え方に基づき、2つの専攻領域に、それぞれの授業科目を配置している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

教員の研究活動の成果を授業内容に反映しているものの例としては、看護アセスメントに関する研究成果の、「看護アセスメント方法論」、「看護理論特論」への反映、看護職の不眠に関する研究成果の、「生活支援看護特論」への反映、痴呆性高齢者のケアに関する研究成果の、「成人・老人看護学特論」への反映などが挙げられる。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5 - 4 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の実質化への配慮として、学生に対してオリエンテーションを開催し、履修についての説明を行っているほか、附属図書館、情報処理教室などの学内施設は夜間に履修する学生も利用できるように開放していることから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 4 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

大学院在学生の80%以上が夜間の履修生であり、教育方法の特例として、夜間において授業を開講している。同じ科目の昼夜開講や、特別研究に関する研究計画報告会や論文報告会の18時以降の開催など、夜間の履修生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

博士前期課程、博士後期課程ともに、主として講義と演習を組合せており、授業科目表により各専攻領域の目的を踏まえた適切なバランスとなっている。講義においては必要に応じて、質疑応答を含めた討論型の授業を行うなど、少人数教育を基本としており、演習においては必要に応じて、情報機器を活用している。

これらのことから、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの内容については、課程の概要、授業科目の内容、時間割などが含まれており、適切に作成されている。学生に対しては、入学時及び年度当初のオリエンテーションにおいて、シラバスを利用して履修指導を行い、授業の事前学習に活用するように指導している。各授業担当教員はシラバスを活用しており、内容等に変更がある場合には、適宜学生にアナウンスを行っているほか、関連する授業のシラバスにも目を通し、他の授業とのバランスも配慮している。学生は授業の予習などにシラバスを活用している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 5 - 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

研究指導については、博士前期課程、博士後期課程ともに、1人の主指導教員と2人の副指導教員からなる3人の複数指導教員体制をとっており、博士後期課程においては、学外の関連する専門家からも必要に応じて研究指導の補助が得られるように配慮している。

これらのことから、複数指導教員体制により、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

研究指導に対する取組として、3人の複数指導教員体制と併せて、研究計画報告会や中間報告会を開催するなど、研究指導の状況を全教員で討論する場を設けるなどの取組を行っている。また、大学院の学生は学部の授業のTAとしての活動を通じて、教育能力を高めている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

学位論文に係る指導体制については、3人の複数指導教員のうち、主指導教員がテーマの選定及び直接的な指導を行っている。副指導教員は主指導教員と緊密な連携をとりつつ、学位論文の作成における指導を行っている。また、必要に応じて3人の指導教員全員と学生で打合せを行っている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は、大学院学則及び大学院履修規程に規定されている。修了認定基準は、学位規程に規定されている。成績評価基準、修了認定基準とも、シラバス、学生便覧などに掲載され、入学時オリエンテーションにて詳細を説明して学生に周知している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価及び単位認定については、成績評価基準に基づき、担当科目の教員が行っている。修了認定は、修了認定基準に基づき、研究科委員会の議を経て学長が行っている。博士前期課程、博士後期課程の定員がそれぞれ6人、2人であり、授業科目を履修する学生が少ないためペーパーテストは実施せず、口頭試問やレポート提出などを行い、学生が十分理解できるまで指導を行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

博士前期課程の学位論文に係る審査体制は、学位規程に定めており、主査1人と副主査2人からなる審査委員会を設置し、修士論文審査要領に基づき審査を行っている。博士後期課程の学位論文に係る審査体制は、博士前期課程と同様であり、博士論文審査要領が別に定められているが、現在学年進行中である。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するための措置として、各授業担当教員の個別の取組として、レポートには詳細にコメントを記載すること、学生からの問合せにも対応していることなど、学生1人当たりの教員数が多いという当該大学の特性を活かした措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

一般教養教育、看護の基盤教育・専門教育の融合を図った教育への取組が評価され、平成15年度には、「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に、「総合的な判断力を持つ自律した看護職の育成 - ヒト、人、人間の理解を目指して - 」のテーマで採択されている。

博士前期課程、博士後期課程ともに、複数指導教員体制が有効に機能している。

基準6 教育の成果

6 - 1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6 - 1 - 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

建学の精神に則った教育理念、教育目標を定め、養成しようとしている人材像を明示しており、学生便覧に掲載している。教育・実習小委員会では教育目標達成状況の評価・検証を、学生生活支援小委員会では学生生活実態調査を、自己評価委員会では自己点検・評価活動、年報の編集を行っている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6 - 1 - 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

留年率は平成13年度から過去4年間で各年度とも2%台でほぼ一定している。保健師、助産師、看護師の平成13~16年度における国家試験合格率は平成14年度の助産師を除いて90%以上であり、いずれも全国平均の合格率を上回っている。卒業研究の不合格判定を受けた学生は、これまでにいない。博士前期課程修了者6人の論文のうち、5件は公表の段階に入っている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

平成15年度の第5回学生生活実態調査では、大学の授業全般に対し「満足、やや満足」と感じている者が約40%、「やや不満、不満」と感じている者が約15%という結果が得られているが、看護学実習については「かなり満足、まあ満足」が約65%であり、実習終了時点では8割以上の学生が「かなり満足、まあ満足」としている。

学生による個別の授業に対するアンケート調査は始まったばかりであるが、開始に際してアンケート項目の検討のために、試行アンケートを行い、内容を精選し改善を試みている。

これらのことから、大学の意図する教育の効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業生の就職状況について、平成13~16年度の就職率は97.7~100%、大学院への進学は2~5人となつ

ており、毎年 100% 近くの卒業生が進学、就職している。大学院博士前期課程修了生の就職状況について、平成 15～16 年度の就職率は 100%、博士後期課程への進学は各年度 2 人ずつとなっている。博士後期課程については、現在学年進行中である。就職先としては、取得した資格を活かした保健医療機関がほとんどとなっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

第 1 回目の卒業生を対象に、卒業後 3 ヶ月時点での実践能力の調査を行ったが、その調査結果は教員の期待していたものよりも低かったとされている。このことを受けて教育課程において 3 段階の看護技術チェックのシステムを取り入れている。また、就職対策委員会によって、主要病院に卒業生の活動状況について聞き取り調査を行っている。就職先での、卒業生の就業ぶりは好評であること、また、医療過誤等がないという聞き取り結果が教授会で報告されている。

ただし、これら聴取の取組については、平成 17 年 3 月に 4 回目の卒業生を送り出したばかりで、サンプル数が少なく定期的な意見聴取ではないため、今後の継続的な取組が期待される。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しており、その結果から見て、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

保健師、助産師、看護師の国家試験合格率高く、卒業（修了）生の保健医療機関への就職率も高い状況にあり、大学の目的に照らして教育の成果が上がっている。

基準7 学生支援等

- 7 - 1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7 - 2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7 - 3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7 - 1 - 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部の学生に対する「人間科学科目」の選択科目の履修については、新入生オリエンテーションにおいて、満たすべき条件を解説し、シラバスを参照して履修を決定するよう指導を行っている。また、助産師国家試験受験資格のための科目群の履修については、3年次の学生に対して年度当初のオリエンテーションにおいて、履修に当たっての心構えや履修の手順等を解説している。

大学院の学生に対しては、博士前期課程、博士後期課程ともに、新入生オリエンテーションにおいて、カリキュラムの概要と履修関係についてシラバスを用いて解説を行い、指導教員と相談して履修決定を行うよう指導している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7 - 1 - 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

すべての学部学生に対する取組として、学生相互の交流及び情報交換、教員からの学習・生活相談、助言などを目的として、各グループが1年次から4年次までの5～6人の学生と1人の教員で構成されるコンタクトグループを設けている。コンタクトグループは、年度ごとに構成を変更しており、特に入学して間もない1年次の学生が、上級生の経験に基づいた助言等を受けることができることから、1年次の学生の不安解消のための取組としても優れている。

また、平成17年度より1～3年次の学生には、各学年に担任と副担任をそれぞれ1人ずつ配置した担任制を導入している。4年次の学生は、卒業研究で所属する研究室の教員が、学習・生活相談、進路指導、助言などを行っている。大学院の学生に対しては、3人の指導教員（複数指導教員体制）が、研究指導、進路指導、助言などを行っている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7 - 1 - 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生のニーズを把握するため、開設以来、毎年学生生活実態調査を実施しており、その中には授業と看護実習に関する項目が設けられている。この調査結果により、平成13年度には学生のニーズに沿ったカリキュラム改正が教育・実習小委員会により実施され、平成14年度からの新カリキュラムの実施に繋がっている。

これらのことから、学生のニーズを把握しそれを改善に活かしていると判断する。

7 - 1 - 通信教育を実施している場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7 - 1 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

社会人選抜により社会人学生を受け入れてはいるが、一般選抜で入学した学生と特に区別はせず対応しており、現在特別な支援を行うことが必要な学生は在学していない。

7 - 2 - 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

情報処理室、メディアセンター、演習室、スタディルームなどを整備しており、自主的学習を支援する環境は充実している。また、大分県立病院に隣接している看護研究交流センター（実習センター）には、学生用に学内LANに接続されたパソコン、プリンタ、複写機が設置されているほか、看護技術の練習用物品を配置し、実習期間中に看護技術の自己チェックを可能としている。学生生活実態調査によれば、こうした学内の教育施設に満足している学生は81.9%であり、効果的に利用されている状況にある。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7 - 2 - 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

体育系5、文科系8の13サークルが活動しており、活動資金は自治会規約に基づき自治会が交付しているほか、後援会が交付金として援助している。

サークル活動、自治会活動のいずれにおいても、教員の関与や施設の整備など、必要と考えられる支援体制は整っていることから、支援が適切に行われていると判断する。

7 - 3 - 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

保健室（学生相談室）に保健師1人を配置し、学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談に応じている。保健師が受けた相談は、プライバシーに配慮しつつ、内容により教務学生課長・学生部長に報告しており、必要なフォローや助言を行っている。なお、相談内容は必要に応じ、学生部長・学部長・学長に報告され、問題解決のための組織決定が行われる。生活相談等で得られた生活管理上の問題や学生全般に係る事項は、学生生活支援小委員会に報告され協議している。就職相談については就職対策委員をはじめ教職員が就職・進路の相談に応じているほか、就職情報コーナーを設置し、年2回の就職ガイダンス説明会や就職模擬面接を実施している。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7 - 3 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

現在特別な支援を行うことが必要な学生は在学していないが、エレベーターの設置、車椅子専用トイレの設置、点字での表示等、設備としてのバリアフリーは整えられている。

7 - 3 - 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生生活支援小委員会とサポートグループによる、学生生活実態調査を定期的を実施することによって、生活支援等に関する学生のニーズを適切に把握していると判断する。

7 - 3 - 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

授業料の減免及び徴収猶予、奨学金制度については、学生便覧に申請方法等を記載し、学生に周知している。

日本学生支援機構などの奨学金制度を活用しているほか、家計困難な学生に対しては、授業料等徴収規則に従って、授業料の減免を行っており、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

すべての学部学生に対する取組として、学生相互の交流及び情報交換、教員からの学習・生活相談、助言などを目的として、コンタクトグループを設けている。

学生の生活実態調査を毎年定期的を実施することにより、学生のニーズを把握し、学習・生活支援の改善に活かしている。

基準 8 施設・設備

- 8 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8 - 2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8 - 1 - 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

校地面積は 78,860 m²、校舎面積は 16,992 m²を有し、会議室、講義室、実験室、実習室、研究室、情報処理教室、体育館、運動場、附属図書館、実験動物施設等が整備されている。

教職員は会議室等の施設を学内のウェブサイトにより利用予約ができ、学生は教務学生課を通して利用可能である。また、17 の科目群ごとに設けられている研究室は、所属している専任教員、4 年次の学生及び大学院の学生が使用し、1 つの研究室をパーティションで区切るのみの風通しの良い構造となっており、研究室内のコミュニケーションが取りやすい状況となっている。

このほか、看護研究交流センター（実習センター）は、1,077 m²の面積を有し、カンファレンスルーム 10 室、講義室 1 室、図書室、休憩室が整備されており、看護技術の練習用物品や、パソコン等も備え付けられている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

各種メディアを使用して学生が自主学習をするためのメディアセンター、レポート作成等に利用するための情報処理教室、コンピュータを利用した英語教育のための CALL 教室を設置し、各室にはパソコン等の機器が整備されており、情報ネットワークに接続されている。そのうち、メディアセンターと情報処理教室については、授業で使用している時間を除いて、学生が自由に利用できる。また、講義情報、就職情報などを学生に配信するネットワークが構築されている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

施設使用規定を定めているほか、講義室、演習室、会議室、講堂、体育館等の各施設の講演会・研修会等への利用基準を定めている。また、実験室を看護研究等によって使用する際の規定を定めている。これらの利用基準、使用規定については、教職員に対しては学内向けウェブサイト、学生に対しては学生便覧にそれぞれ掲載することによって周知されている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館には、平成17年3月末現在で、和書38,257冊、洋書6,159冊、全体で44,416冊の図書が備えられており、年次を追って増加している。ビデオ、DVD等の視聴覚資料としては、1,651本が備えられている。雑誌は、医療・保健・福祉分野で購読されている共通性の高い雑誌を中心として、和雑誌123誌、洋雑誌60誌を購読している。平成16年度は14,030冊が貸し出され、学生一人当たりの貸出冊数は30冊であった。関連する大学や専門学校の学生が利用する件数も年々増加傾向にあり、平成16年度は2,267人の学外者の利用があった。

附属図書館の開館時間は、休館日である土日祝日等を除き、附属図書館規定に午前9時から午後8時まで（春夏冬の休業期間は午前9時から午後5時まで）と定められている。

学生から附属図書館の図書に対する購入希望があった場合には、図書委員会において購入についての審議・決定が行われている。

また、看護研究交流センター（実習センター）にも図書室が設置されており、看護関連の図書が約500冊備えられ、実習期間中の学生が利用することができる。

これらのことから、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

17の科目群ごとに設けられている研究室は、所属している専任教員、4年次の学生及び大学院の学生が使用し、1つの研究室をパーティションで区切るのみの「風通しの良い」構造となっており、研究室内のコミュニケーションが取りやすい状況となっている。

大分県立病院に隣接の看護研究交流センター（実習センター）には、カンファレンスルーム、講義室、図書室等が整備され、看護技術の練習用物品や、自習用としてのパソコン等が備え付けられており、有効に活用されている。

情報ネットワークを利用して学生に講義情報、就職情報がリアルタイムに直接伝達されている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1- 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学士課程では、研究室単位で教育活動の現状と課題、次年度の改善点を把握し、年報上で報告している。また、看護学実習の活動実態については、実習担当研究室が中心に、看護基本技術修得プログラムの実施状況については、これを導入した実習関連ワーキンググループが中心に、それぞれ関連する資料等を収集・蓄積している。

大学院課程では、年報を中心に、活動の実態を示すデータや資料が適切に収集されている。学生による授業評価アンケート結果の蓄積等は端緒についたばかりであるが、平成17年度からアンケート結果に基づいた教育活動の現状と課題分析をする取組を進めている。また、各研究室単位において、授業及び演習で使用したハンドアウトのレジュメを年度ごとに収集・蓄積している。

これらのことから、データや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1- 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

開学以降、学生の満足度、学習環境・施設利用実態は、学生生活実態調査を通して意見の聴取が毎年継続的に行われている。授業評価アンケートは平成17年度に始まったばかりであり、アンケート結果を自己点検・評価へ反映させるためのシステムについては、その運用が開始された段階である。教員は、アンケート結果に基づき授業の現状や改善点を年報に報告することが計画されている。

これらのことから、学生の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映できる状況にあると判断する。

9-1- 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学部学生の主な就職先である保健医療機関、実習受入機関、卒業生から意見を聴取するなど、情報の収集・課題の分析を行い、年報において公表していることから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1- 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

教授会の下に自己評価委員会を置き、評価結果に基づく改善策を教授会に提案するシステムがとられて

いる。

平成14年度に文部科学省から出された「看護教育の在り方に関する検討会」の報告及び卒業生の看護職者と3年次の学生に対する看護基本技術の実践能力の調査結果に基づき、看護職者の教育・養成において重要度の高い看護基本技術向上のため、運営委員会の下部組織である教育・実習小委員会内の実習関連ワーキンググループが中心となり、3年次から卒業までの2年間で3段階の技術チェックを受ける看護基本技術修得プログラムを構築し、運用している。

実習に関しては各実習担当者研究室が中心に実習受入機関から情報収集を行い、次年度の実習指導に反映させているなど、評価結果を教育課程の見直しに反映させている。

学士課程では、学生が受験する国家試験の模擬試験の結果を分析し、正解率の低い科目を公表し、より教育効果が上がる指導方法を検討するため役立てている。

大学院課程では、大学院生の中間報告会や研究成果の発表会を通じて、大学院生のテーマに沿った研究指導が行われているかどうかを確認している。

学内のアニュアル・ミーティングを毎年定期的を実施し、学長、学部長が個々の教員の教育活動を評価し、必要に応じて随時個別に指導している。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるシステムが整備され、教育課程の見直し等、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1- 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生による授業評価アンケートは始まったばかりであるが、平成17年度にはその結果に基づいて教育活動の分析を行い、分析結果を年報で公表する予定である。このほか個別の改善事例としては、人間関係学演習において、真剣さを増すために、平成17年度より学外のボランティア団体にクライアント役を依頼し、よりリアルな状況で相手の話に耳を傾けるといった状況設定を行う予定であること、生活援助論の学内演習において、手順のみに関心を置きやすいという状況を改善するために、技術項目ごとに学生2人1組で患者役、看護師役に分けてロールプレーを取り入れたことなどが上げられる。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っていると判断する。

9-2- ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)活動を計画実施する組織は、自己評価委員会が担当している。FD活動としての講演会、研修会が行われ、学生に対しては学生生活小委員会を中心に学生生活実態調査を行い、そのニーズの把握とFDへの反映に努めており、平成17年度から学生による授業評価アンケートの運用を開始し、更なるFD活動の充実に向けた取組を進めている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2- ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成15年度から年報での教育活動報告において、各研究室の教育目標、教育活動の現状と課題、各科目の実施状況について報告することになっており、これにより研究室単位での状況が明らかになり、各研

研究室の学内における教育活動の実態、教育的位置付けが明確なものとなっている。年報での教育活動報告、FD講演会、FD研修会等を行った結果、学生の質問・意見にコメントを書いてフィードバックするチャトルカード方式の導入、研究室主体のアンケート調査の実施、ウェブ学習システムの導入、系統別講義終了時の中間試験の実施、TAの導入など、研究室単位で様々な取組が実施されてきている。

また、研究室を横断しての教員間の日常的な情報交換が建物の構造上可能となっているほか、大学院の学生に対する複数指導教員体制における教員間の打合せにおいても結果的に研究室を横断しての情報交換を図る機会になっている。

このような単科大学の特性を活かした状況についても、教育の質の向上や授業の改善に向けての役割を担っており、日常的な教育活動の中でFDが実施され、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9 - 2 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

TAについては、実施要項を定め、学部学生に対して学内実習、実験及び演習等に関わる教育補助業務を行うものとして位置付けられており、平成16年度には3人のTAを採用している。講義担当の研究室が中心に、看護師資格をもったTAに対し必要な資料を用いた事前指導を行っていることから、教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

卒業生や医療機関からの看護技術に関する調査結果に基づき、看護職者の教育・養成において重要度の高い看護基本技術向上のための看護基本技術修得プログラムを構築し、運用している。

学生が受験する国家試験の模擬試験の結果を分析し、正解率の低い科目を公表し、より教育効果が高まる指導方法を検討するため役立てている。

毎年定期的にアニュアル・ミーティングを実施し、教員の教育研究活動の学内での発表を通じて、学長、学部長が個々の教員の教育活動を評価し、必要に応じて随時個別に指導している。

研究室を横断しての教員間の日常的な情報交換が建物の構造上可能となっているほか、大学院の学生に対する複数指導教員体制における教員間の打合せにおいても結果的に研究室を横断して情報交換を図る機会になっており、単科大学の特性を活かして、日常的な教育活動の中でFDが実施され、教育の質の向上や授業の改善に向けての役割を担っている。

基準 10 財務

- 10 - 1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10 - 3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

大分県を設置者とする公立大学であり、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有している。

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

入学料、入学試験考査料、授業料、証明書発行手数料、宿舍貸付料、庁舎管理費、受託事業収入といった収入、文部科学省や日本学術振興会等の科学研究費補助金、文部科学省の補助金(特色GP)、各種研究助成といった外部資金、及び、大分県の一般財源からの繰り入れにより、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入は継続的に確保されていると判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

大分県の予算規則に基づき、大学の作成した予算書が大分県の県議会で審議・決定されている。予算書は、大分県の情報公開の対象であるほか、研究費・教育費等は教授会で報告された後、学内ウェブサイトに掲載されるとともに、各研究室構成員に伝達されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

大分県を設置者とする公立大学であるため、単年度での支出と収入は均衡している。

10 - 2 - 大学の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対し、適切な資源配分がなされているか。

研究費については、運営委員会及び教育・実習小委員会において、大分県の予算状況を勘案しつつ予算配分が行われている。学内の競争的資金については、大分県の予算状況において支出が抑制傾向であることに拘らず、毎年一定の額を確保しおり、「プロジェクト研究」、「奨励研究」を設けて重点的に配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10 - 3 - 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

大分県を設置者とする公立大学であるため、財務諸表は作成していない。しかし、地方自治法及び地方公営企業法に基づき、大分県の財政状況等が、県のウェブサイトに掲載されている。

10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づき、大分県の監査委員による毎会計年度決算に係る書類審査が行われているほか、平成 15 年度には、公認会計士等による包括外部監査が行われている。また、大分県会計規則に基づき、会計事務の検査（書類審査）が概ね 2 年に 1 度行われている。これらの監査等の結果については、県のウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

学長を所属長として、学部長、学生部長、附属図書館長、事務局長、事務局次長が管理・監督者として構成されており、管理運営上の最高意思決定機関としては、学則により教授会を位置付け、その下に設けられた各種委員会に教職員が参加して、管理運営組織として円滑に機能している。

事務組織については、事務局及び教務学生課に専任の事務職員を配置して業務を遂行している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

11 - 1 - 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

教授会を最高意思決定機関として、委員会・事務局・学生部の業務を明確にしていることは、教授会規程・各種委員会規程・事務分掌表によって示されている。教授会は毎月開催され、重要事項の意思決定を行っている。会計事務などの経常的事項は事務局で、学生に関することは学生部で決定している。学長は全学の状況を日常的に把握しており、リーダーシップを発揮できる体制になっている。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11 - 1 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生に関しては学生生活実態調査によってニーズが把握されており、教職員に関しては、教授会並びに運営委員会において意見を把握している。また、これまで把握した学生のニーズとして、施設利用に関する要望があり、施設の利用時間の延長等を行った事例がある。教職員については、委員会等での意見の把握のほか、学長に直接相談できるなど、自由に意見を出せる環境になっており、改善に役立っている。

学生の保護者には、年 2 回後援会通信を発行することにより、連絡を密にする体制をとっているほか、学生の同意の下に成績を保護者へ通知し、大学に対する希望がある場合には、意見を出せるようにしている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11 - 1 - 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員の質的向上のために公立大学協会や大分県で行う研修等に参加しており、平成 16 年度には 6 人の事務職員が研修等に参加していることから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

行政組織としての管理運営体制は大分県の行政組織規則に定められ、大学としては、学則をはじめ教授会規程、役職員選考規程、各種委員会規程等により、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

教授会、運営委員会、研究科委員会等主要会議の議事録、活動状況のデータや履修規程、学則等の情報は、全教職員が必要に応じて学内ウェブサイトへアクセスし、入手できるシステムが構築されており、機能していると判断する。

11 - 3 - 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

教授会の下に、学部長を長とし、8 人の委員で構成される自己評価委員会が設置されており、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備されている。また、平成 18 年度に予定されている法人化の前に、今回の認証評価を受けるべく、根拠となる資料やデータ等に基づいた自己評価書を作成している。このほか、自己評価委員会においては、毎年度の年報作成、FD 活動の調査・企画等が行われている。

これらのことから、大学の総合的な状況について、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

学内外に対して、毎年度作成されている年報を刊行物及びウェブサイトによって公開することにより、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

大学における外部評価の実施体制として顧問会を組織し、平成 15 年から毎年 1 回定期的に開催し、大

学運営に関する指摘・指導を受けている。また、今回の認証評価は外部者によって検証を受けるための本格的な取組である。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11 - 3 - 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

これまで、顧問会における提言により、平成 16 年度に大分県立病院に隣接して看護研究交流センター（実習センター）を設置した実績があり、また、単科大学の特性を活かして、学長のリーダーシップの下に評価結果がフィードバックされ、改善に結び付けられている。

これらのことから、評価結果が改善に結び付けられるシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

教職員のニーズについては、委員会等での意見の把握のほか、学長に直接相談できるなど、自由に意見を出せる環境にあり、改善に役立っている。

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

【評価結果】

目的の達成状況が良好である。

(評価結果の根拠・理由)

1 - 大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

建学の精神の一つである「地域社会への貢献」を具体的に達成するため、教授会の下での教育・実習小委員会、国際交流委員会、地域交流・公開講座委員会がそれぞれ教育・研究支援サービスについての具体的な方針を定めている。

平成 16 年 4 月に設置された看護研究交流センターが中心となり地域交流部門、国際協力・交流部門、継続教育部門の 3 つの部門を設け、地域で活躍している看護職者の卒後継続教育・研修及び看護研究に関わる様々な教育サービスを設定しており、さらに大学の重点活動の一つである国際協力・国際交流の円滑な運営を図ることを目指している。平成 16 年度は地域貢献の一つとして看護国際フォーラムと公開講義を開催している。医療機関より看護研究指導講師派遣依頼を受けた場合には、看護研究交流センターを通して教員を派遣し、看護職者に対する継続教育も行っている。さらに、卒業生に対する継続教育を看護研究交流センターが中心になって実施することにしており、教育テーマ等を選択するためのニーズ調査を実施している。

これらの教育・研究支援サービスの情報については、ウェブサイト、ポスター、新聞等、様々な形で外部に公表しており、アンケート結果からは、新聞から情報を得ている者が多いという結果になっている。

これらのことから、計画や具体的方針が定められており、周知されていると判断する。

1 - 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

看護系専門職者に対する継続教育を看護国際フォーラム、公開講座、看護研究指導及び講師派遣を通して、また、地域住民に対する生涯教育として公開講義（総合人間学）や公開講座を通して行っており、それぞれ定期的に開催されている。

看護国際フォーラムについては、看護職者及び看護研究者を対象として平成 12 年度以降毎年 1 回開催されており、その都度のニーズに合わせたテーマを設定し、アメリカ、韓国、中国、タイなどの国から看護職者、看護研究者を招へいしている。

公開講座については、看護専門職者を対象としたテーマで実施しているほか、地域住民を対象として一般家庭でも必要となる看護技術を紹介するとともに実技指導も行っている。

公開講義（総合人間学）については、毎年 10 月から 12 月に週 1 回開催しており、1 回毎に看護・医療に関わる内容のほか、社会人として重要なテーマを教育実習小委員会において選定し、外部の専門家を招へいし開講している。

看護研究交流センターについては、学長がセンター長を務めており、活動内容の企画のため、委員長（学長）、副委員長（教員）1 人、委員 4 人（教員 3、事務局長）で構成する看護研究交流センター企画委員会

を設置し、毎月1回定例会議を開催している。

これらのことから、計画に基づいた活動が適切に実施されていると判断する。

1 - 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

平成16年度に公開講座が3回開催されており、受講者数は各々30～41人である。学部4年生を対象としている総合人間学を公開講義として9回開催しており、それぞれ19～51人の一般住民が受講している。看護国際フォーラムの参加者数は約300人であり、当該フォーラムに関するアンケート結果から参加者の熱気がうかがえる。

これらのことから、活動への参加者数が十分に確保されており、活動の成果が十分に上がっていると判断する。

1 - 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

アンケート調査結果の取りまとめについては、国際交流委員会と地域交流・公開講座委員会の中にサポートグループ（教授以下教員が輪番で当たる）を立ち上げ、それぞれ担当した事業についてのアンケートを集計・分析し、教授会において結果を報告している。看護国際フォーラムについては、大分県看護協会との共催であるため、同協会に結果を報告するとともに意見交換も行っている。

これらのことから、改善のためのシステムがあり、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「目的の達成状況が良好である。」と判断する。

【優れた点】

大分県における看護、看護学の拠点施設として、平成16年4月に大分県立病院に隣接した看護研究交流センターを設置しており、地域交流・国際協力・国際交流・継続教育を企画・実施している。

< 参 考 >

現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 大分県立看護科学大学
 (2) 所在地 大分県大分市大字廻栖野2944-9
 (3) 学部等の構成
 学部：看護学部
 研究科：看護学研究科
 附置研究所：
 関連施設：看護研究交流センター
 (4) 学生数及び教員数（平成17年5月1日）
 学生数：学部333人、大学院19人
 教員数：60名

2 特徴

本学は、平成10年4月に4年制学士課程の看護学部として設立し、平成14年度には大学院看護学研究科（修士課程）を、続いて平成16年度には大学院看護学研究科（博士課程）を開設した。

設立に際し、「建学の精神」として、(1)看護学の考究、(2)心豊かな人材の育成、(3)地域社会への貢献の3つを掲げて大学運営にあたってきた。

看護系大学である本学の特徴として以下の諸点をあげることができる。

1) 教育面の特徴

(1) ヒト、人、人間を理解し、総合的な判断力をもった自律した看護職を育成する。

一般教養教育と、看護の基盤教育を担当する7科目群からなる「人間科学講座」を設置し、看護の対象であるヒト、人、人間を生物学的視点から心理社会学的視点まで幅広く徹底的に理解させるとともに、人間科学講座と看護学講座との有機的な連携を図るための科目（「総合人間学」「総合看護学」「卒業研究」など）を設け、看護職者としての合理的な判断力を身につけた人材を育成するための教育を徹底して行っている。

さらに、総合実習（第5段階の看護学実習）および各科目に設けている「演習」などを通して学生の自律性を育成することに努めている。

(2) 国際的視野の育成

これからの看護職に必要とされる国際的視野を育成するために、大学として国際交流に力を入れている。

開学以来、学部に「国際看護学」を設置し、韓国から招聘した専任教授が学生教育（学部および大学院）に当たっており、国際看護学の講義、演習はす

べて英語で実施している。また、韓国ソウル大学と学生交流を実施しており、毎年、双方の大学から5から8名の学生を派遣しあっている。

学生の実用的な英語力を強化するために、開学以来、外国人の英語教員を採用し、平成16年度からは、英語教育の中にCALL（コンピュータ支援言語学習）システムを導入している。

国際協力としては、JICAのウズベキスタン、カザフスタン、ラオスなどの看護教育、保健医療改善プロジェクトに協力し、教員、大学院生を短期専門家として派遣している。本学への研修員の受け入れの際には、学生との交流の機会を積極的に設けている。

(3) 大学院設置基準の14条特例の導入

大学院課程は昼夜開講制をとっており、約80%の大学院生が社会人であり、実践現場と乖離しない教育研究を目指している。

2) 研究面の特徴

教員の研究面の活性化を図るために研究費の競争的配分を行っている。また、「産後ケアセンターの構築」など、産官学共同研究を展開し、成果を上げてきている。

3) 地域社会への貢献 - 大分県の看護学の拠点 -

主として、地域の看護職者の看護研究のサポート、看護国際フォーラムを通しての新しい情報の提供などを行い、現任看護職者の質の向上に協力することにより、間接的に地域社会に対して大学の活動成果を還元している。

4) IT技術の活用 - 透明性、情報の公開性 -

教職員、学生に対する必要な情報発信の多くは学内ウェブ、イントラネット、携帯電話などを通して行い、開学以来ペーパーレス化を図ってきた。

入試委員会以外の委員会の議事録等は、学内ウェブに掲載し、全教職員に公平に情報が届くようにしている。

また、インターネットジャーナル「看護科学研究」を看護研究交流センターが刊行している。

5) 教職員と学生の顔の見える大学運営

小規模校の特徴を活かしてお互いの顔が見える大学運営を図っている。異学年学生と教員からなるコンタクトグループの活動、演習・実習を通しての少人数指導体制、などにより教員と学生の交流の機会をできるだけ多く作るようにし、学生の心身の問題、あるいは学業上の問題の早期発見に努めている。

目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 大学の使命

県立の看護系大学である本学の使命は、社会のニーズとくに地域のニーズにあった看護職者を育成することと、看護学の研究を通して看護学の発展に寄与することである。

このため本学では、平成10年の開学時に「看護学の考究」「心豊かな人材の育成」「地域社会への貢献」の3つを建学の精神として掲げ、大学の構成員（学生、教職員）に周知徹底することはもとより、この精神のもとで大学運営を図っていくことを地域社会に対して明示してきた。

2 大学の教育理念・教育目標

教育理念として、「社会で生活する人々に対する理解を深め、看護に関する専門知識・技術の修得とともに、豊かな人間性と幅広い視野や、科学的根拠に基づく問題解決能力など看護実践に関する総合的能力を養うことにより、地域社会における健康と福祉の向上に貢献し、看護の社会的使命を十分担うことのできる人材を育成する。そして、看護学の進展に寄与できる人材を育成する。」ことを掲げている。

この教育理念を達成するための教育目標として以下の6項目をあげ、大学が育成しようとしている人材（学生像）を明示している。

- (1) 生命に対する深い畏敬の念はもとより、人に対する深い理解と倫理観を基盤に人の喜びや苦しみを分かちあえる豊かな人間性を養う。
- (2) 人々を取り巻く生活環境や社会環境を総合的な視野から思考できる能力と、社会情勢の変化や科学の発達に対応できる自主的・創造的学習能力を養う。
- (3) 高度の専門知識・技術を修得するとともに、一人ひとりの看護ニーズに適切に対応できるように科学的根拠に基づく問題解決能力を養う。
- (4) 看護の果たすべき役割を理解し、看護をより有効に機能させるため、保健・医療・福祉等人間の健康を支援する社会システムとの連携・調整能力を養う。
- (5) 国際的な視野をもって、幅広く活動できる能力を養う。
- (6) 看護職者として、看護学の進展に寄与できる教育・研究の基礎的能力を養う。

3 学士課程の目的

大分県立看護科学大学学則第1条に、本学の学士課程の目的として「教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、看護に関する専門知識・技術の教授研究を通して、生命の尊厳と倫理観を基盤とした人間性と科学的視野に富む、看護の社会的使命を担うことのできる人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上及び看護学の進展に寄与することを目的とする」ことを定めている。

4 大学院博士課程（修士課程、博士課程）の目的

大分県立看護科学大学大学院学則第1条に、「教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、看護学の理論及び応用の教授研究を通して、より高い専門性を有し、看護の実践、教育及び研究において指導的役割を果たすことのできる人材を育成する」ことを定めている。

5 大学の人材育成機能の強化

上記の教育目標を達成するために、学生の受け入れから、卒業、卒業後のフォローも含めた教育の充実、大学の施設・設備面、人材面、財政的な面での教育環境を整備・充実していくことを目指している。

- 1) 学生の受け入れ：社会のニーズにあった看護職を大学で育成するために、看護、看護学に対して関心のある優秀な学生、大学院生を受け入れること
- 2) 教員の教育研究能力の向上：教員は自己点検・評価を徹底し、常に自らの教育研究能力の向上に努めること、大学としては、教員が最新の情報を入手し、自己の教育・研究能力の向上を図るための機会を設け、学外の関係者との交流が可能なように、時間的、財政的なサポートを行うシステムを構築すること
- 3) 時代のニーズにあった施設・設備面での教育環境の整備：IT器機、図書をはじめ教育関連施設の整備・更新につとめること
- 4) 就職活動のサポートと卒業生の受け入れ環境を整えること：
看護職者として育成した人材を適材適所に配置ができるようにサポートすること

卒後の継続教育を通して、卒業生のサポートをすること
大学院教育を受けた学生が、受けた教育に見合った活動ができる社会環境を整備すること

6 看護学の考究を目指して

看護学を進化させ、それを伝承していくことが看護系大学としての使命である。

実践の科学である看護学においては、実践に役立つ看護学研究を実施し、その成果をEBN (Evidence-Based Nursing) の実践のために、社会に還元していくことが重要である。

本学の特徴を活かした看護学研究を推進していくためには次の視点に留意した研究活動が重要である。

- (1) 人間科学講座と看護の専門講座との連携を図った看護研究の推進
- (2) 地域の保健・医療機関等との共同研究の推進
- (3) 国際機関、外国の大学との共同研究の推進
- (4) 産官学との共同研究の推進

7 地域社会への貢献 - とくに大分県における看護の拠点施設をめざして -

いまや、地域社会への貢献は、すべての大学の目標の一つになっている。

本学は、看護系大学であること、小規模校であることの特徴を活かした地域貢献を目指す必要がある。そこで、地域の看護職者を支援し、地域の看護職者の資質向上を通して間接的に地域へ貢献することを目指している。

このために大学は、看護研究交流センターを拠点施設として、地域の看護職者のニーズを十分把握した上で、さまざまなサービスの企画・運営を図ることにしている。

選択的評価基準に係る目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学の建学の精神（大学の使命）の一つである「地域社会への貢献」は、県立大学としての本学の大きな使命である。本学は、看護系大学であることを活かした地域社会への貢献を実施することを目指しており、看護職者の質的な向上を図ること、及び地域住民に対し看護に関連する知識・技術を普及することが重要であると考えている。

本学が実施している正規課程の学生以外に対する教育研究サービスの目的は、

- (1) 本学が県内看護職者の看護教育、研究の拠点としての役割を果たすこと
- (2) 地域社会の保健、医療、福祉に貢献すること

である。

具体的な活動として以下の活動を定期的に行うこととしている。

- a: 生涯教育、継続教育の実施
- b: 看護・看護学に関する情報の提供（看護国際フォーラム、公開講座、公開講義、研修会への講師派遣など）
- c: 看護研究の支援
- d: 看護に関する知識・技術の普及（地域住民を対象にした公開講座、公開講義など）

地域社会との教育・研究交流拠点として、平成16年4月に看護研究交流センターを設置した。

自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学の目的を3項目からなる「建学の精神」(1)看護学の考究、(2)心豊かな人材の育成、(3)地域社会への貢献)として平成10年の開学時に表明し、大学ホームページ、学生便覧に記載することによって明示している。本学が目的として掲げる「看護学の考究」とは看護学を科学的な視点から追求することであり、「心豊かな人材の育成」とは単なる知識の伝授のみならず、倫理・道徳的にも優れた学生を育てることを目的としており、学校教育法第52条に定める大学に求められる目的「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」を充足している。

建学の精神の一つである「心豊かな人材の育成」を、さらに具体化するための教育理念・目標を定め、学生便覧、入学案内に記載することにより明示している。大学院の教育目標として、博士(前期)課程(修士課程)では「看護職の指導的役割を担う人材の育成」、博士(後期)課程(博士課程)においては、「看護学に関する教育者・研究者の育成」を定め、教育目標を大学ホームページ、大学院案内、大学院シラバスに掲載することによって明示している。

全教職員および全学生に対しては、学生便覧に大学の目的を明示し配布すること、大学ホームページに掲載することによって周知している。社会に対しては、大学ホームページ、大学案内、大学院案内に目的を明示することによって、公表している。

ただし、学生が、大学の目的をどの程度理解しているかについて具体的に把握することが今後必要である。

基準 2 教育研究組織(実施体制)

本学の学士課程では、その教育研究の目的を達成するために、4つの大講座、17科目群を設けており、科目群間の連携の下で教養教育をはじめとした看護基礎教育の効率的かつ効果的な教育研究活動を実施している。

博士(前期)課程(修士課程)では、実践の場の指導者と教育研究者の育成を目指して、基盤看護学領域、発達看護学領域、広域看護学領域の3つの専攻領域を設定している。

博士(後期)課程(博士課程)では、現在開設2年目であるが、看護学の基盤領域あるいはより高度な専門領域の教育研究者の育成を目指して、看護基礎科学領域と看護専門科学領域の2つの領域を設定している。

以上から、学士課程、大学院課程のいずれもその目的を達成する上で適切な構成となっている。

大学の学部の教育・研究活動に関する審議・決定は教授会を最高意思決定機関として位置づけ、教育研究活動に係る重要事項を具体的に審議するために各種の委員会、小委員会を設置し、実質的に活動している。大学院では最高意思決定機関として研究科委員会を設置している。

教育課程や教育方法などを検討する委員会として「教育・実習小委員会」を設置しており、その人的構成は適切である。

以上から、教育研究活動を展開する上に必要な運営体制は適切に整備されており、教授会をはじめ各委員会は適切に機能している。

基準 3 教員及び教育支援者

本学の設置目的を踏まえて、本学の学則、講座編成規程を明示し、4講座17科目群からなる教員組織を編成している。各科目群には教授、助教授、講師及び助手を配置し、合計60名の教員を配置している。大学設置基準に則ると、本学では19名の専任教員の確保が必要とされるが、現在、31名の専任教員を配置し、大学設置基準に定められている学士課程に必要とされる以上の教員数を確保している。

大学院の博士（前期）課程（修士課程）に関しては、大学院設置基準に基づく研究指導教員 6 名と 20 名の研究補助教員を確保している。博士（後期）課程（博士課程）に関しても、大学院設置基準に基づく研究指導教員 6 名と 9 名の研究補助教員を確保し、修士課程及び博士課程ともに、必要な研究指導教員及び研究補助教員を確保している。

教員の採用については、本学学則に基づき設置された教授会において、本学教員選考規程や本学教員選考基準により、教員の人事に関する事項を審議し、選考を行っている。教員採用については公募制を導入し、公募方法として年齢、資格、経験年数等の条件を明示し、大学ホームページ、研究者・人材データベース JRECIN を活用している。また、開学当初から、大学の設置目的、教育理念に基づき、外国人教員 2 名を専任教員として確保し、教員組織の活動をより活性化するために適切な措置をとっている。なお、大学の教員の教育内容と研究活動は関連している。

本学では、教育支援者の適切な処置として専任の事務職員 12 名を配置している。教育補助者として、TA の活用を図っている。

基準 4 学生の受入

本学は入学志望者に対し本学の教育理念・教育目標・教育活動の実態を周知し、その上で本学の受験を選択させることが重要であると考えている。この認識に基づき大学案内・パンフレットを発行し、大学ホームページ上の大学案内を充実させ、本学の教育理念、教育目標、教育活動実態の周知徹底を図っている。また、看護・看護学・看護職について理解してもらうためのパンフレットを作成し、オープンキャンパスや進学説明会で配布している。社会人・編入学生、大学院課程でもこれに準じた取り組みを展開している。

一般選抜では、前期・後期試験ともに、大学入試センター試験を利用した学力試験、本学で個別に実施する「一般教養及び論理的思考能力を総合的に評価する」総合問題、面接試験を課している。特別選抜（推薦）では、調査書の平均評定値 4.0 以上を出願条件とし、「一般教養及び論理的思考能力のほか、語学力（英語）が評価できる」総合問題を課している。

社会人に対しては、英語力、論理的思考能力、一般教養を総合的に捉えることのできる総合問題を出題し、面接試験の結果と合わせて合否を判定している。編入学生に対しては、英語、基礎的な学力・看護の基礎教育に関する知識・総合的な判断能力を問う総合問題、面接試験を課している。大学院修士課程においては、総合問題、英語、面接を課している。博士課程については、「課題文を英語で出題する」総合問題を課している。

入試に関する実務は、8 名の教員と 1 名の事務職員からなる入試委員会を設置し、入試日程の検討、問題作成の基本方針の検討、問題作成・印刷まで、入試に係る全ての事項を実施している。入試に関する事項は、情報管理が極めて重要であるため、入試委員会の構成員・委員会の日程・議事などすべて非公開としている。

本学の入学者選抜基本方針に沿った学生受入が行われているかは、退学率の推移、国家試験の合格率・就職率、満足度調査、大学院修了者の修士論文の公表状況などの客観的な指標を用いて、多角的に検証している。時間的な制約を理由に平成 16 年度まで導入を見合わせていた一般選抜試験（前期日程）時の面接試験を、平成 17 年度入試から実施したこと以外には、入学者選抜方式の大きな改善は必要ないと判断し、行っていない。

本学では教育水準の維持のため、学士課程の実入学者数の超過が定員の 5 % 以内に収まるよう、過去のデータを分析し一般選抜の合格通知を実施しており、開学以来適正な学生数を維持している。大学院においても適正な学生数を維持している。

基準5 教育内容及び方法

< 学士課程 >

本学では、基礎教育（人間科学科目）と専門教育（看護学科目）が有機的に関連し、相補しながら学習が進められ、総合実習や卒業研究等の共通科目によってそれまでの学習成果を統合・確認している。授業科目は教養的な科目から、基礎科学、看護の専門科目まで多様であるが、最終的には看護学に収束し、その修学に役立つように配置している。

授業形態としては、学外の多くの施設で行う臨地実習を始め、講義、学内演習、実験、卒業研究等を取り入れている。学習形態も情報機器を必要に応じて利用しており、これらが本学の教育目標の実現を可能にしている。シラバスは学生の自主学習に活用できるよう作成しているが、学生によるシラバスの評価は行っていない。

成績評価、単位認定、卒業認定は基準に基づいて適切に行われているが、成績評価の正確性を担保するための組織的な検証システムを講じることは、今後の課題である。

< 大学院課程 >

博士（前期）課程（修士課程）は看護職の指導的役割を担う人材の育成を主眼においた教育を行っており、博士（後期）課程（博士課程）では創造性豊かで高度な研究・教育能力を育成し、看護学教育・研究に携わる人材の育成を目指している。このために、本学では学年定員を修士課程6名、博士課程2名としている。また、各教員は研究活動と関連をもたせながら、担当科目の授業を展開し、研究指導にあたっている。本学は昼夜開講制としており、研究計画報告会や中間報告会も夜間に実施し、図書館や情報機器も夜間に利用できるように配慮している。研究指導には、総合的な視野を広げるために複数指導教員体制をとり、多面的できめ細かい指導を実施している。

成績評価、単位認定、修了認定はそれぞれの基準に基づいて行っている。学位論文については大分県立看護科学大学学位規程に基づいて審査委員会を設置・審議し、審査結果は研究科委員会の議を経て、学長が認定を行っている。

基準6 教育の成果

本学では、本学の教育目標と、学部学生、大学院生が身につけるべき学力・資質・能力を学生便覧や大学ホームページ上に明記している。教育目標の達成状況を確認するために、教育・実習小委員会、研究科委員会、就職対策委員会、自己評価委員会、学生生活支援小委員会などを中心に組織的な活動を展開している。

看護師・保健師・助産師の国家試験の合格率は、開学以降全国水準を上回る水準で推移している。進級率も97%以上を維持している。卒業研究に関しては学生教員全員が参加する2日間にわたる発表会を開催し、全教員による合否判定審査を行っている。修士論文は看護系の学術雑誌などに公表するよう指導している。

学生を対象にした調査の結果、本学の授業に対し、満足している学生は約40%、不満を感じている者が約15%だった。看護学実習については、満足している学生が約65%、満足していない学生が約15%だった。全実習を終了した4年次生を対象にした看護学実習に対する調査では、「実習目標」、「看護活動の場の理解」、「コミュニケーションなど人間関係」などの項目について8割以上学生が達成感を感じていた。個別の授業を対象にした学生による授業評価アンケートについてはその運用を開始したところであり、今後の適切な運用、データの蓄積と評価結果の活用が求められている状況である。

卒業生の大半は看護職（看護師・助産師・保健師）として医療機関に就職している。修士課程修了生も各自の専門領域に直結した進路を選択している。

本学は4回目の卒業生を送りだしたばかりの段階である。卒業生や一部の就職先の関係機関を対象とした調査を進めてきた。今後は卒業生や就職機関の関係者から、より組織的に意見を聴取し、教育の成果を総合的に

判断する体制を整備する必要がある。修士課程修了生に関しては、4割の学生が博士課程に進学し、それ以外の学生も大学の共同研究員などになっていることから、就職先の関係者から教育成果についての意見を聴取するなどの取り組みは行っていない。

基準7 学生支援等

履修指導は、教務小委員会が新学期オリエンテーション時に学部の全学年と大学院の新入学生に対してカリキュラムの概要と履修関係についてシラバスを用いて十分に説明し、また、選択科目の履修についても解説し自己判断に基づいて履修を決定できるように指導している。

学習相談や助言に関しては、学年間の少数学生と教員(1~2名)からなるコンタクトグループの当該教員、1学年~3学年は各学年担任、4学年は卒業研究の指導教員が相談に応じている。各授業科目の教員との学習相談は、学生が授業時間外に直接教員の研究室を訪れて指導を受ける形式をとっている。大学院生に関しては、主指導教員1名、副指導教員2名が研究指導、進路指導、その他助言を行っている。本大学では、現時点では相談体制にオフィスアワーを設けていないため、導入に向け、今後検討する予定である。一般的な学習に対する満足度や学習ニーズに関しては、開学以来行われて来た学生生活実態調査により把握できているものと判断する。

自主的学習支援として、演習室、情報処理教室、メディアセンターの他、図書館にはスタディルームを整備しており、学生は自主学習や自由討論、設置パソコンを自由に活用できる環境にある。また、大分県立病院の敷地内に設置した実習センターにカンファレンス室や自主練習用に実習器材を整備しており、実習期間中に自由に活用できる。学生の課外活動拠点として「交流棟」に自治会室やサークル室を整備しており、13サークルが自治会の補助金を受けて活動している。自治会は後援会より資金援助を得て活動している。

健康相談、生活相談、各種ハラスメントに関する相談は保健室(学生相談室)において、保健師1名が学生の相談に応じている。保健師が受けた相談は、プライバシーに配慮しつつ内容により教務学生課長・学生部長に報告し、必要なフォローや助言を行っている。重要問題は学部長・学長に報告し、問題解決のための機関決定が行われる。就職相談は就職対策委員をはじめ卒論研究室教員が就職・進路の相談に応じている。就職情報コーナーの設置、就職ガイダンスや就職模擬面接を実施している。

経済的支援としては日本学生支援機構奨学金、大分県奨学会奨学金、その他の地方公共団体の奨学金など、本学教務学生課が把握しているもの全てを学生に情報提供している。生活保護家庭、生活困窮者に対する授業料減免制度を取り入れ適用している。

基準8 施設・設備

本学の校地面積、校舎面積は大学設置基準を大幅に上回っており、教育課程に対応した施設・設備を有している。施設・設備の利用についても、教職員は学内ウェブ、学生は教務学生課を通じて自由に予約することが可能であり、有効活用されている。

また情報ネットワークについても、情報処理教室に加え、メディアセンター、CALL教室等に各種PC、関連機器を整備し、教職員・学生はリアルタイムに情報を発受信できるようになっている。

さらに、施設・設備の利用に関しては利用方針を明示し、学内ウェブ、学生便覧により教職員・学生に周知している。

図書館については、開学以来必要な図書を系統的に整備しており、学内者はもとより学外者にも有効に利用されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学学士課程では平成 15 年度以降、各研究室が大学の教育目的と対応する研究室の教育目的を明確にした上で、研究室単位の教育活動の現状と課題、各授業科目の教育活動について年報上に報告・公開している。このことによって、各研究室、各講義・演習の大学内での教育的位置づけや実際の教育活動状況が明確なものになっている。

平成 17 年度からは、各教員が教育実践の改善に必要な情報を収集するため、授業担当者自らが評価主体となる授業評価アンケートシステムを立ち上げている。アンケートの分析結果に基づいて、各教員が教育活動の現状・課題・改善点を報告するシステムを作り、その運用を開始したところであり、データに基づく教育活動報告の実施の徹底に向けて取り組んでいる段階である。

卒業生や医療機関関係者などの学外関係者の意見を積極的に聴取し、その結果を、自己点検・評価・教育課程の見直しに反映している。例えば、看護基礎技術教育に関しては、学外関係者を対象にした意見の聴取・情報の収集、問題の分析結果に基づき、学生の看護基本技術およびアセスメント能力を向上させるため、3 年次から卒業までの 2 年間で 3 段階の技術チェックを行うプログラムを作成、実施し、結果の報告を行っている。看護学実習に関しても、実習担当研究室が中心に実習受け入れ機関との間で反省会を開催し、実習の活動実態に関するデータの収集、課題の分析を行い、次年度の実習指導に反映させている。

ファカルティ・ディベロップメントについては、教員のニーズを把握するための調査を行い、講演会・研修会を開催している。しかしながら、これらの活動が教育の質の改善に直接結び付いているかを検証するシステムに関しては、その運用が始まった段階であり、今後の継続的な検証が必要である。

学内で行われる看護系の実習・演習には、看護師の資格を取得している大学院生に対して、授業担当者を中心に学内演習要項や授業展開・演習内容の指導・確認を行った上で T A として採用し、学内演習の教育補助業務を行わせている。

大学院修士課程に関しては、1 名の大学院生に対して 3 名の指導教員が担当するシステムをとっており、3 名の指導教員が大学院生から情報を収集し、対応が必要な事項については研究科委員会において検討する体制をとっている。

基準 10 財務

本学では、目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するために十分な資産を有しており、収支差は設置者たる県の一般財源が繰り入れられ、債務は存在しない。

また、研究活動予算として研究環境整備費を設けている。研究費、研究旅費として各研究室に配分している。教育活動予算としても教育環境整備費を設けている。さらに、競争的研究費としてプロジェクト研究、奨励研究を設け教育研究活動の活性化を図っている。

財務に関する監査体制としても、(1)監査委員による監査、(2)外部監査として、公認会計士等による包括外部監査、(3)県の内部監査としての会計事務検査、が行われ、財務状況を適切に監査、監督した上で、結果を県報等により公表している。

基準 11 管理運営

本学の管理運営のための組織としては、大分県立看護科学大学学則第 7 条により教授、助教授、専任講師により組織される教授会が置かれ、その下に各種委員会が置かれている。また、事務局には総務課が置かれており、学生部には教務学生課が置かれている。各委員会には、教員に加え、事務職員も委員として加わる体制が取られており、本学の管理運営体制及び事務組織は整備され、十分に機能している。

管理運営に関しては、県を設置者とする公立大学であることから、大分県行政組織規則及び大分県地方機関事務分掌規程において定められている。学内においては、各種委員会規程が定められ、各構成員の責務、権限が明示されている。

本学における自己点検・評価については、教授会の下に自己評価委員会を設け、活動を行っている。評価結果については、年報を通じて平成 15 年度からは大学ホームページ上で公表を行っている。また、外部の委員で構成する顧問会を設置し、毎年 1 回大学運営に関する学外者の意見を聞くこととしている。

今後は、自己点検・評価の結果をフィードバックする体制を整備し、結果を活かすための機能的なシステムを構築する必要がある。

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

本学では、建学の精神の一つである「地域社会への貢献」に則った生涯教育、継続教育を教育実習小委員会、看護研究交流センター企画委員会、国際交流委員会および地域貢献・公開講座委員会の 1 小委員会 3 委員会が担当し、看護系専門職者を対象とした看護国際フォーラム、公開講座の開催、講師派遣等を、また一般地域住民を対象とした公開講座、公開講義（総合人間学）等を行っている。それぞれのプログラムの担当委員会が毎年定期的に企画・立案、案内、実施している。

看護国際フォーラム、公開講義（総合人間学）は多数の参加者数を確保しており、看護系専門職者および一般地域住民からの一定の評価を得ていると考える。公開講座は実技指導が中心となるため参加者人数は限られているが、参加者からの評価は大部分が満足したとなっており、活動の成果は上がっている。また、医療機関に対する看護研究支援は毎年依頼件数が増加しており、看護系専門職者からの評価も高い。

本学は小規模大学ではあるが、様々な形で看護系専門職者および一般地域住民に対し教育・研究サービスを提供しており、それぞれ一定の高い評価を得ている。

以上のことから、正規課程の学生以外に対する教育サービスの達成状況は良好であると考えられる。

自己評価書等リンク先

大分県立看護科学大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

大分県立看護科学大学	ホームページ	http://www.oita-nhs.ac.jp/
	自己評価書	http://www.oita-nhs.ac.jp/edu/jiko-hyouka/jiko-hyouka.pdf
機構	ホームページ	http://www.niad.ac.jp/
	自己評価書	http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200603/daiqaku/jiko_ooitakangokagakudaigaku.pdf

自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準 1	1	平成 17 年度学生便覧
	3	平成 17 年度 SYLLABUS (大学院授業ガイド)
	1 - 1	大学ホームページ
	1 - 2	大学ホームページ
	1 - 3	大学院案内
	1 - 4	大分県立看護科学大学における教育方針
基準 2	1	平成 17 年度学生便覧
	2	平成 17 年度 SYLLABUS (授業ガイド)
	3	平成 17 年度 SYLLABUS (大学院授業ガイド)
	2 - 1	「総合看護学」導入の試み
	2 - 2	受講者数一覧表
	2 - 3	大分県立看護科学大学各種委員会規程
	2 - 4	大分県立看護科学大学各種委員会規程
	2 - 5	教授会議事録
	2 - 6	運営委員会議事録
2 - 7	看護系全体会議事録	
2 - 8	教育・実習小委員会議事録	
基準 3	1	平成 17 年度学生便覧
	2	平成 17 年度 SYLLABUS (授業ガイド)
	3	平成 17 年度 SYLLABUS (大学院授業ガイド)
	4	大分県立看護科学大学 概要
	6	年報 平成 15 年度
	7	年報 平成 16 年度
	3 - 1	大分県立看護科学大学講座編成規程
	3 - 2	大学設置基準第 12～13 条
	3 - 3	大学院設置基準第 9 条
	3 - 4	大分県立看護科学大学外国人教員の任期に関する規程
	3 - 5	大学ホームページ
	3 - 6	研究者・人材データベース ホームページ
	3 - 7	大分県立看護科学大学教員選考規程
	3 - 8	大分県立看護科学大学教員選考基準
3 - 9	アニュアル・ミーティングプログラム	
3 - 10	研究活動及び主な研究業績等	
3 - 11	T A 実施計画書・T A 配置表	
基準 4	1	平成 17 年度学生便覧
	4 - 1	平成 18 年度大学案内

	4 - 2	大学ホームページ
	4 - 3	大学ホームページ
	4 - 4	看護系大学への進学を考えている人のためのQ&A
	4 - 5	大学院案内
	4 - 6	平成 15～17 年度 一般選抜（前期・後期日程）試験問題
	4 - 7	平成 15～17 年度 特別選抜（推薦）試験問題
	4 - 8	平成 17 年度 大分県立看護科学大学の入学試験方針
	4 - 9	平成 18 年度 学生募集要項 看護学研究科看護学専攻 博士課程（前期・後期）
	4 - 10	平成 16～17 年度 大学院入学試験問題
	4 - 11	平成 15～17 年度 特別選抜（社会人）試験問題
	4 - 12	平成 15～17 年度 3 年次編入学試験問題
	4 - 13	退学・除籍状況
基準 5	1	平成 17 年度学生便覧
	2	平成 17 年度 SYLLABUS（授業ガイド）
	3	平成 17 年度 SYLLABUS（大学院授業ガイド）
	5 - 1	看護学の基礎教育における卒業研究
	5 - 2	教育課程の編成の考え方
	5 - 3	平成 16 年度 健康科学実験テキスト
	5 - 4	看護教育における基礎科学実験のあり方
	5 - 5	人体解剖実習見学 2004
	5 - 6	看護教育における初期体験実習の経験と意義
	5 - 7	「総合看護学」導入の試み
	5 - 8	学生の自律性を育てる総合実習
	5 - 9	平成 16 年度 卒論集目次
	5 - 10	「国際看護比較論」講義資料
	5 - 11	大学等間の単位互換に関する協定書
	5 - 12	3 年次編入学生の修得単位および在学期間等の取り扱いに関する申し合わせ
	5 - 13	進級試験に関する確認事項
	5 - 14	平成 15 年度 卒業研究 合否判定用紙
	5 - 15	T A 実施計画書
	5 - 16	平成 17 年度 オリエンテーションプログラム
	5 - 17	平成 16 年度 国試対策スケジュール
	5 - 18	図書委員会報告
	5 - 19	平成 16 年度 C A L L 学習システム・T O E I C I P テストの報告
	5 - 20	平成 15 年度 学生生活実態調査報告書
	5 - 21	大学院授業科目と研究活動との関係
	5 - 22	平成 17 年度 オリエンテーションプログラム（大学院）
基準 6	1	平成 17 年度学生便覧
	2	平成 17 年度 SYLLABUS（授業ガイド）

	6	年報 平成 15 年度
	7	年報 平成 16 年度
	6 - 1	平成 15 年度 卒業研究 合否判定用紙
	6 - 2	自己評価委員会議事録
	6 - 3	大学における看護基本技術に関する教育のあり方
	6 - 4	看護基本技術能力向上のための技術チェックプログラムの実施
基準 7	1	平成 17 年度学生便覧
	2	平成 17 年度 SYLLABUS (授業ガイド)
	3	平成 17 年度 SYLLABUS (大学院授業ガイド)
	7 - 1	平成 17 年度 オリエンテーションプログラム
	7 - 2	平成 17 年度 オリエンテーション履修関係説明資料
	7 - 3	平成 17 年度 オリエンテーションプログラム (大学院)
	7 - 4	平成 17 年度 コンタクトグループ編成表
	7 - 5	学生生活支援小委員会議事録
	7 - 6	運営委員会議事録
	7 - 7	「卒業研究」を進めるにあたって 平成 16 年度版
	7 - 8	学生生活実態調査報告書
	7 - 9	年報 平成 13 年度
	7 - 10	授業科目一覧
	7 - 11	実習ガイドブック 平成 17 年度版
	7 - 12	学校医委囑状
	7 - 13	平成 16 年度 保健室年報
	7 - 14	就職・進学ガイドブック
	7 - 15	学生生活支援小委員会議事録, 教授会議事録, 研究科委員会議事録, 運営委員会議事録
基準 8	1	平成 17 年度学生便覧
	4	大分県立看護科学大学 概要
	8 - 1	備品購入額
	8 - 2	教室等の概要
	8 - 3	大分県立看護科学大学における I T (情報技術) 利用
	8 - 4	リース契約書
基準 9	2	平成 17 年度 SYLLABUS (授業ガイド)
	5	年報 平成 14 年度
	6	年報 平成 15 年度
	7	年報 平成 16 年度
	9 - 1	平成 15 年度精神看護学実習反省会報告
	9 - 2	看護アセスメント学実習反省会資料
	9 - 3	「第 1 段階: 第 4 段階実習前の看護技術チェック」に関する調査結果
	9 - 4	第 3 段階技術チェックに関する結果報告・実施要領・評価票
	9 - 5	学生生活実態調査報告書

	9 - 6	自己評価委員会議事録
	9 - 7	平成 17 年度前期 (前半) 授業アンケート資料
	9 - 8	平成 16 年度 精神看護学実習マニュアル
	9 - 9	F D の講演に関する調査結果
	9 - 10	平成 16 年度 F D 研修会資料
	9 - 11	大分県立看護科学大学における教育方針
	9 - 12	T A 実施計画書
	9 - 13	学内演習要項の確認・授業展開・演習内容に関する資料, T A 配置表
基準 10	10 - 1	科研費等一覧
	10 - 2	平成 17 年度 研究環境整備予算
	10 - 3	平成 17 年度 当初予算見込額
基準 11	1	平成 17 年度学生便覧
	4	大分県立看護科学大学 概要
	11 - 1	大分県立看護科学大学教授会規程
	11 - 2	大分県立看護科学大学各種委員会規程
	11 - 3	大分県立看護科学大学事務分掌表
	11 - 4	学生生活実態調査報告書
	11 - 5	顧問会次第
選択	1	大分県立看護科学大学各種委員会規程
	2	大学ホームページ
	3	「看護研究交流センター」の設立のご挨拶
	4	看護国際フォーラム開催案内, 参加者アンケート用紙および集計結果
	5	総合人間学ポスターおよび出席者数
	6	平成 16 年度公開講座
	7	看護研究交流センター企画委員会議事録
	8	卒後研修に関するアンケート
	9	公開講座のアンケート調査集計結果
	10	教育・実習小委員会議事録
	11	公開講座「高齢者の家庭看護」参加者アンケート調査結果

用語解説

【アドミッション・ポリシー】

受験生に求める能力，適性等についての考え方や入学者選抜の基本方針をまとめたもの。

【インターンシップ】

学生が在学中に，企業等において，自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

【オープンキャンパス】

受験生が学校を選択する際の参考とするために開催する大学見学会，体験入学等の催し。一般の授業や課外活動等，大学生活の一部を体験することができる。

【オフィスアワー】

授業内容等に関する学生の質問等に応じるための時間として，教員があらかじめ示す特定の時間帯。

【外部評価／第三者評価】

外部評価とは，学校の教育活動等について，学校側が選定する学外者から評価を受けること。一方，第三者評価は，第三者的立場にある評価機関等が実施する評価である。

【現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代G P）】

各種審議会からの提言等、社会的要請の強い政策課題に対応したテーマ設定を行い、各大学等から応募された取組の中から、特に優れた教育プロジェクト（取組）を選定し、財政支援を行うことで、高等教育の活性化が促進されることを目的とするもの。

【CALL教室】

Computer Assisted Language Laboratories の略で、オーディオ、ビデオ、コンピュータなどの機器を使って外国語を学ぶシステムに、PCネットワークを利用して外国語を学ぶシステムを組合せた学習方法が実施可能な教室。

【サイエンスパートナーシッププログラム】

科学技術・理科大好きプランの一環として、様々な最先端の研究成果や研究施設・実験装置等を有する大学、公的研究機関、民間企業、科学系博物館、学会等と中学校や高等学校等の学校現場との連携により、児童生徒の科学技術・理科、数学に関する興味・関心と知的探究心等を一層高める機会を充実することを目指す調査研究。

【スーパーサイエンスハイスクール】

科学技術、理科・数学教育を重点的に行う学校をスーパーサイエンスハイスクールとして指定し、財政支援を行う。高等学校及び中高一貫教育校における理科・数学に重点を置いたカリキュラムの開発、大学や研究機関等との効果的な連携方策についての研究を推進し、将来有為な科学技術系人材の育成に資する。

【タスクフォース】

特別な目的のために編成されたチーム。

【チューター制度】

主として、外国人留学生に対し、日本人学生が日本語の指導、学習や生活上の様々な支援を行う制度。

【ツイニング・プログラム】

日本留学の前に大学教育の一部を外国の高等教育機関で実施し、残りの教育を日本の大学で行い、学位を授与するプログラム。

【特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）】

大学教育の改善に資する種々の取組のうち、特色ある優れたものを選定し、選定された事例を広く社会に情報提供するとともに、財政支援を行うことにより、国公私立大学を通じ、教育改善の取組について、各大学及び教員のインセンティブになるとともに、他大学の取組の参考になり、高等教育の活性化が促進されることを目的とするもの。

【TOEIC】

Test of English for International Communication の略で、アメリカのETSが開発した英語によるコミュニケーション能力を測定するためのテスト。

【TOEFL】

Test of English as a Foreign Language の略で、アメリカのETSが開発した、アメリカやカナダへ留学を希望する外国人のための英語の学力テスト。

【21世紀COEプログラム】

我が国の大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成し、研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材育成を図るため、重点的な支援を行い、もって、国際競争力のある個性輝く大学づくりを推進することを目的とするプログラム。平成14年度～平成16年度に国公私立大学から申請が行われ、93大学274拠点が採択された。

【日本技術者教育認定機構（JABEE）】

技術系学協会と密接に連携しながら、大学など高等教育機関で実施されている技術者教育プログラムが、社会の要求水準を満たしているかどうかの審査・認定を行う非政府団体。

【PBL】

Problem based Learning または Project based Learning の略で、実社会で役に立つプロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法。

【ファカルティ・ディベロップメント】

教員が授業内容・方法を改善し，向上させるための組織的な取組の総称。FDと略して称されることもある。その意味するところは極めて広範にわたるが，具体的な例としては，教員相互の授業参観の実施，授業方法についての研究会の開催，新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

【プレースメント・テスト】

学生を能力別に振り分けるための試験。

おわりに

平成 17 年度に機構が実施した大学機関別認証評価の評価結果をここに公表しました。

機構は、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とするとともに、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を行った大学・社会からの意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図っていくことを評価の基本方針のひとつとしており、今後とも評価に関する情報を積極的に社会に提供していきます。

また、機構は、大学関係者及び社会、経済、文化等の各方面の有識者の参画を得て、より効果的な評価方法を開発し、適切な評価を重ねていくことにより、わが国の大学等に対する第三者評価の発展に先導的な役割を果たしていく所存です。

このたびの公表に際して、これまでの機構の評価に関し、種々ご協力いただいた方々に感謝申し上げますとともに、今後とも、機構の評価システムの改善等にご理解とご支援いただきますようよろしくお願いいたします。